大阪府

福祉のまちづくりのための施設整備

バリアフリーガイドライン

（案）

目次

・はじめに
・大阪府福祉のまちづくり条例　条例前文

■序章

1 目的 序章-1
2 誰もが出かけられるまちづくりに必要な視点 序章-1
3 施設の計画・設計 序章-14
4 施設の管理・運営 序章-26
5 バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例による整備基準 序章-32
6 建築物の手続き 序章-41

■建築物等の整備方針

<建築物等の整備方針の見方>
1 敷地内の通路 P. 1-1
2 出入口 P. 2-1
3 廊下等 P. 3-1
4 階段 P. 4-1
5 傾斜路 P. 5-1
6 エレベーター P. 6-1
7 エスカレーター P. 7-1
8 便所 P. 8-1
9 駐車場 P. 9-1
10 ホテル又は旅館の客室 P.10-1
11 浴室等 P.11-1
12 標識 P.12-1
13 案内設備 P.13-1
14 案内設備までの経路 P.14-1
15 子育て支援設備 P.15-1
16 造作設備（手すり・カウンター・自動販売機等） P.16-1
17 劇場、競技場の客席等 P.17-1
18 知的障がい・精神障がい（発達障がい含む）支援設備 P.18-1
19 避難設備等 P.19-1
20 バリアフリー情報の公表（ホテル又は旅館） P.20-1
21 小規模店舗等（小規模店舗における設計ガイドライン） P.21-1

序　章

序章

1 目的

誰もが安心して自由に出かけられるまちづくり

大阪府では、すべての人が自らの意思で自由に移動でき、その個性と能力を発揮して社会に参加できる「福祉のまちづくり」を実現するため、平成 4 年 10 月に「大阪府福祉のまちづくり条例（以下「福祉のまちづくり条例」）という。」を制定（平成 5 年 4 月施行）しました。現在では高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）と一体となって、安全で容易に利用できる施設の基準を定めるなど、誰もが出かけやすいまちづくり、使いやすい施設づくりを推進しています。

【関連する内容】バリアフリー法、移動等円滑化に関する基本方針（参考-4、参考-104）

2 誰もが出かけられるまちづくりに必要な視点

A 多様な利用者に対する理解

社会にはさまざまな人が生活しています。高齢者や障がい者だけでなく、妊娠している人や子どもを連れている人、ケガをしている人、日本語に慣れていない人、異性の介助者を同伴するため男女別のトイレを利用できない人、性的マイノリティなど、その状況はさまざまです。

誰もが安心して自由に出かけられるよう、利用者のニーズを把握し、多様な利用者が参加できるよう、ハード・ソフトの両面からまちづくりを進めることが大切です。

図１　多様な利用者をまちの移動・施設利用の際に発生しうるニーズに基づいて整理したイメージ図
（バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編）P10 に一部加筆）

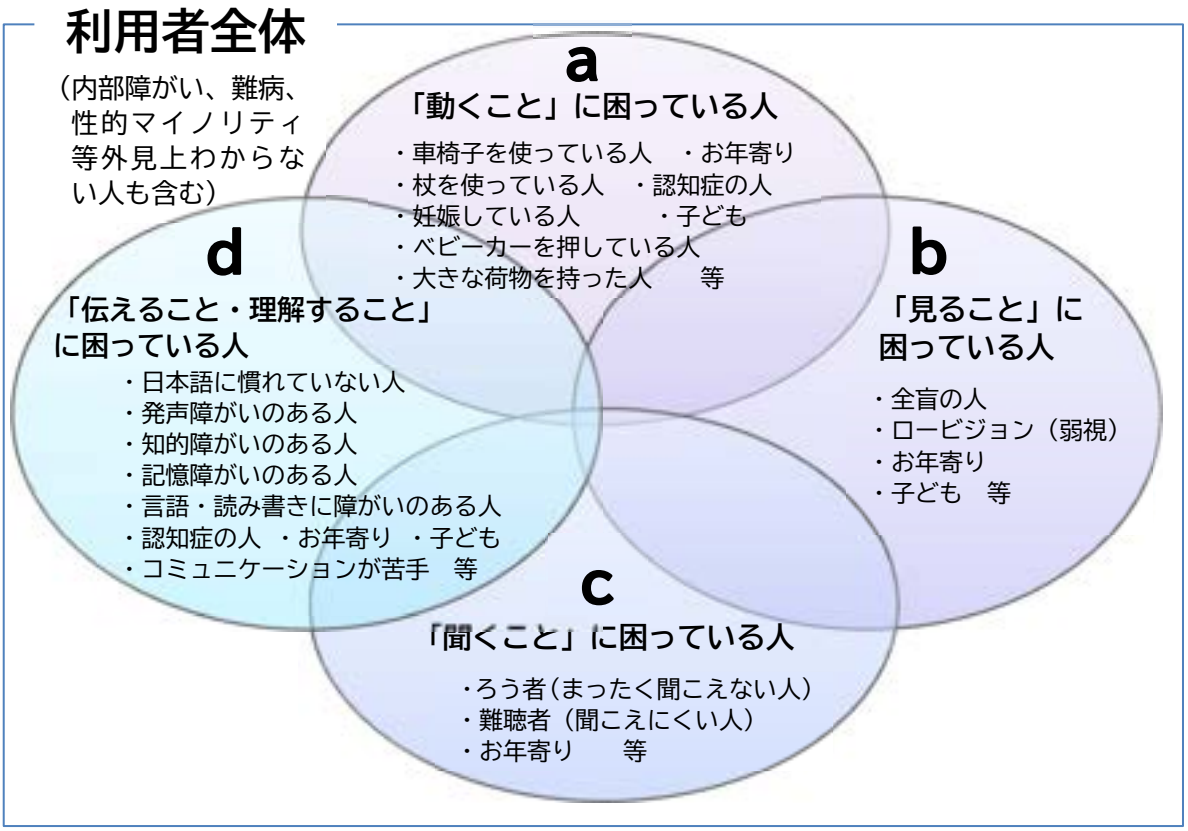

B　まちづくりや建築におけるユニバーサルデザイン

イ　ユニバーサルデザインの基本的な考え方

どこでも・だれでも・自由に・使いやすく

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。
（障害者基本計画（内閣府）より）

ロ　ユニバーサルデザインの７原則

ユニバーサルデザインは、アメリカのノースカロライナ州立大学のロナルド・メイス氏が提唱した考え方であり、この概念を明確にするため、次の７原則が示されています。

（１）　だれにでも公平に利用できること
（２）　使う上で自由度が高いこと
（３）　使い方が簡単ですぐわかること
（４）　必要な情報がすぐに理解できること
（５）　うっかりミスや危険につながらないデザインであること
（６）　無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること
（７）　アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること

ハ　ユニバーサルデザイン実現のポイント

まちづくりや建築におけるユニバーサルデザインを実現するためのポイントは次のとおりです。

（１）　特別なものとせずに、「共用品」化（メインストリーム化）
（２）　当事者参加・参画で使いやすくする
（３）　ニーズを丁寧に把握する
（４）　粘り強く考え、話し合う（人の意見をよく聞く）
（５）　継続的に改善する（ＰＤＣＡサイクル）

ニ　ユニバーサルデザインはプロセスを重視

ユニバーサルデザインでは、誰もが使いやすい施設・設備とするため、ＰＤＣＡサイクルによる取組が重要となり、また、施設の施工後の段階において改善（付け足し）は困難なので、計画段階から取り組む必要があります。

また、その取組は利用者が意見を言うだけの一方通行形ではなく、利用者・施設管理者などユーザーと、設計・工事を行う技術者が共に意見を出し合い、よい計画案（着地点）を見出していく検討作業そのものが重要であり、その検討作業で得た知識・経験が次のステップ（スパイラルアップ）につながっていきます。（完全にクリアすることが困難な課題であっても、その課題と検討経過を共有することで、適切な計画案をまとめられる場合も考えられます。）

図２　一般的なＰＤＣＡサイクル（括弧内は取組例）

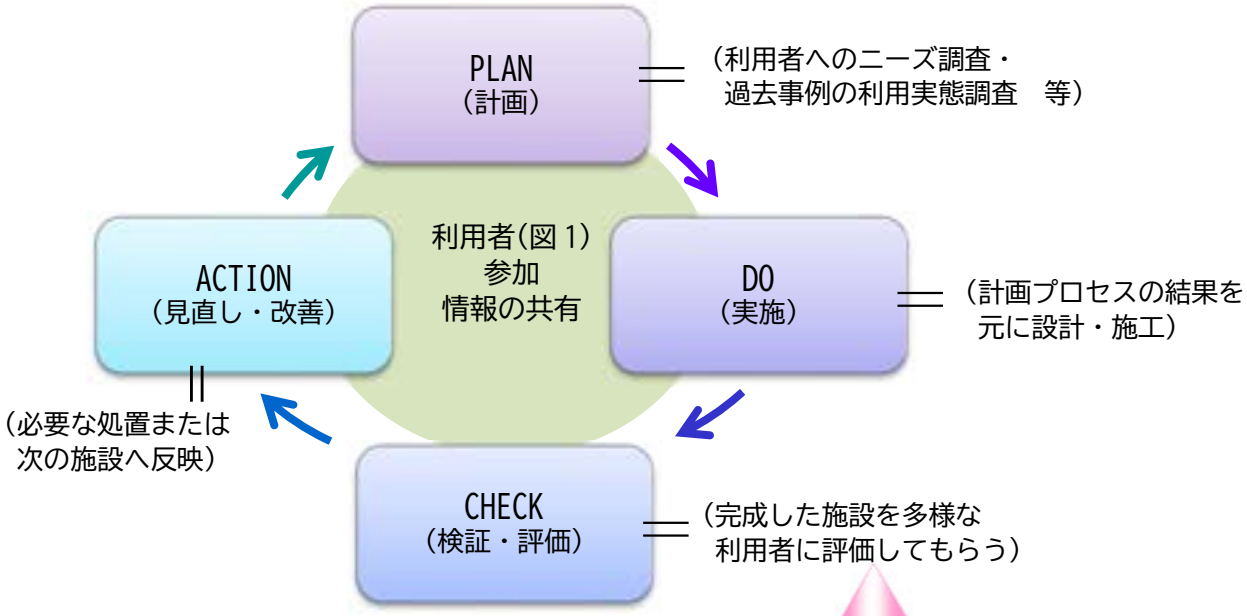

施設の完成後も継続的に改善し続けることや、ＰＤＣＡサイクルのＣ（検証・評価）により得られた評価を次の計画に活かすことで、段階的によりよい計画・設計例を生み出していくことが重要となり、その考え方を「スパイラルアップ」と呼んでいます。

ユニバーサルデザインを進めていくには、スパイラルアップを含めた継続的な取組が重要となります。

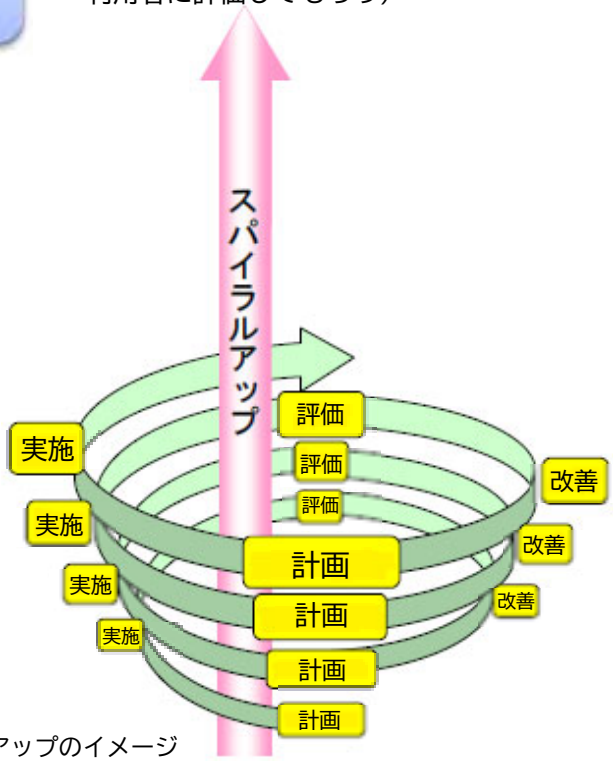

図３　スパイラルアップのイメージ

ホ　ユニバーサルデザインへの取組の実例

ユニバーサルデザインを目指した取組の実例には、次のようなものがあります。

◆把握しやすい空間設計（事例１）

基本設計の段階からユニバーサルデザインを意識した空間設計を行う取組をしています。大きな吹き抜けに各テナントが面する形式により、空間構成の把握に役立っています。

（事例１）

◆大きく見やすいサイン（事例２）

大きくデザインしたサインや、照明計画に配慮した上で、動線上からわかりやすい位置に配置されたサインは、遠くからでも見つけやすく目的地への誘導を行っています。
また、子どもや外国人など日本語に不慣れな方にもわかりやすいピクトグラムを用いることで、誰にでもわかりやすい案内標識となっています。

（事例２）

◆さまざまな利用者に配慮したトイレ

①少し広めのブースや乳幼児設備の設置（事例３）

多様な利用者に配慮しつつ、多機能ブースにすべての設備（車椅子対応・オストメイト対応・乳幼児用設備）をまとめ、その他のブースは一般的な広さのブースとするのではなく、「少し広めのブースの設置・複数個所に乳幼児用設備の設置」を計画することで、快適に利用できるよう工夫されています。
（この内容の具体的なプラン例を序章-21 に紹介しています。）

（事例３）

②男女共用トイレの設置（事例４、事例５）

ＬＧＢＴＱ＋の方の中には、男女が分けられた便所を利用しづらく感じる人もいるため、多様な SOGIESC を前提として考えることが重要です。事例４では、すべての人が利用できる位置に、さまざまなタイプの男女共用便房が複数配置されています。

男女共用便房を設ける際には、異性の介助者を同伴する場合や家族で利用する場合などで広めの便房を必要とする方や、必ずしも広めの便房を必要としない単独利用の方など、様々なニーズを想定し、配置計画を検討することが重要です。

また、事例５では、性別に関わらず、誰もが利用できる「みんなのトイレ」を整備した事例です。案内表示を、男女の別を強調しないデザイン、色、大きさとすることで、誰もが利用しやすい空間づくりを進めています。

SOGIESC とは・・・

SOGIESC とは、性のあり方を表す 4 つの側面の頭文字を並べたもので、性的指向（Sexual Orientation）、性自認（Gender Identity）、ジェンダー表現（gender Expression）、性の身体的特徴（Sex Characteristics）の総称として使われている概念です。

（参考：大阪・関西万博　ユニバーサルサービスガイドライン、交通アクセスに関するユニバーサルデザインガイドライン）

（事例４）Osaka Metro 夢洲駅

（事例５）富田林市 TONPAL（多文化共生・人権プラザ）

◆色弱者等に配慮した表示（事例６～事例１１）

①色の組み合わせ（事例６）

施設の案内図について、エリアごとに赤色や青色で表示するなど色分けすることにより、わかりやすくなるよう工夫しています。

なお、赤と青は、色覚障がいのある人にも見分けやすい色の組み合わせになっています。（序章-18 参照）

（事例６）

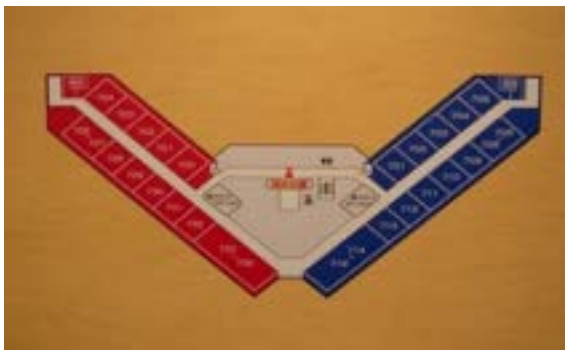

②明度差（事例７・８）

背景色を白、女性用便所のマークの色彩を朱赤にして明度差に配慮することにより色弱者等の視認性を高めています。（事例７）

（事例７）

視覚障がい者誘導用ブロックと床仕上げの色の明度差を大きくしわかりやすいデザインとしています。（事例８）

（事例８）

③ピクトグラム（事例９）

提供する情報量を絞り、色の組み合わせだけでなく、ピクトグラムを用いることにより、色弱者等にとってわかりやすくなるよう工夫しています。

（事例９）

④縁取り（事例１０）

赤色で注意を促すピクトグラムを表示した看板です。

暗い背景色の場合は赤色が見分けにくい場合があるため、ピクトグラムに白色の縁取りをすることにより色弱者等の視認性を高めています。

（事例１０）

⑤ハッチング（事例１１）

各路線を色分けするとともに、色を塗った部分に「柄」を加えるハッチングを併用することにより、色弱者等にとって見分けやすくなるよう工夫しています。

（事例１１　横浜市交通局の例）

◆鉄道駅や車両における視覚表示設備の設置（事例１２～事例１４）

情報コミュニケーションの観点から、鉄道駅や車両において文字情報等を表示するディスプレイ装置等（可変式情報表示装置等）を設置した例。

通常時の情報提供はもとより、遅延や運休などの緊急情報を表示できることから、聴覚障がい者に情報を伝えることができます。

また、同じ内容を音声で案内することで、視覚障がい者にも情報を伝えることができます。

（事例１２　阪急電鉄の例）

（事例１３　阪急電鉄の例）

（事例１４　ＪＲ西日本の例）

ヘ　今後さらなる取組が求められる分野等

生活を楽しむための余暇や観光に関する施設のバリアフリー化、さらにはユニバーサルデザインへの取組や、緊急時・災害時の備えに関するバリアフリー（多様な特性への対応）も今後の取組が求められています。

◆余暇や観光
2025 年の大阪・関西万博が閉幕した今後も、国内はもとより海外から日本へ多数の観光客が来られることが想定されます。
観光客を「おもてなしの心」で迎え、大阪に来てよかった、もう一度来てみたいと思っていただけるよう、これまで取り組んできた施設（ハード）のバリアフリー化のさらなる進展と共に、「心のバリアフリー」の取組がより重要となります。

◆観光客などの来訪が想定される歴史的建造物のバリアフリー
文化財的な位置づけのある歴史的建造物については、建築物そのものに手を加えるようなバリアフリー化は困難ですが、多くの人の来訪が想定される建築物であるため、バリアフリー化の取組が必要となります。

◆当事者参画
誰もが社会に参画することができる共生社会の実現に向けて、様々な障がい等の特性や困りごとに対する理解を深めていくためにも、設計段階からの当事者参画のプロセスの普及を進めていく必要があります。

◆改修促進
高齢者、障がい者等の社会参加や外出等の機会をさらに促進するため、日常生活において利用される建築物においては、だれもが円滑に利用できるように施設の改修を促進することが求められています。

◆ＬＧＢＴＱ＋
自分の性のあり方を周囲に打ち明けられないことで、ニーズを伝えにくい環境におられる方がいます。また、男女別に分かれたトイレを使いづらく感じる方がおられるため、性別を問わず、だれでも使える男女共用のトイレの整備などが求められています。

LGBTQ+とは・・・
LGBTQ+とは、多様な性を示す総称であり、L…Lesbian（レズビアン：女性同性愛者）、G…Gay（ゲイ：男性同性愛者）、B…Bisexual（バイセクシュアル：両性愛者）、T…Trans-gender（トランスジェンダー：生まれた時の性別と、自認する性別が一致しない人）、Q…Questioning（クエスチョニング：自分自身のセクシュアリティを決められない、わからない、または決めない人）等、性的マイノリティ（性的少数者））の頭文字をとった言葉です。これらの頭文字に加えて「+」を付けることで「L・G・B・T・Q」に当てはまらない多様な性のあり方が存在することを示しています。
（参考：大阪・関西万博　ユニバーサルサービスガイドライン、交通アクセスに関するユニバーサルデザインガイドライン、一般社団法人日本 LGBT サポート協会 HP）

◆緊急時・災害時の備えに関するバリアフリー
大規模な災害が発生した時に、その地域に住む方々は不幸にして避難生活を強いられることとなってしまいますが、とりわけ高齢者や障がい者など配慮を必要とする方々は最もその影響を大きく受けてしまいます。

大阪府や市町村においては、災害対策基本法に基づき、府民や市民、障がいのある方など、関係する方々のご意見をお聞きし、それぞれ「地域防災計画」や「災害時要援護者支援プラン」などを定め、災害時における備えをしています。

地域防災計画においては、避難所（福祉避難所を含む）については、バリアフリー化がなされた学校などの公共施設や福祉施設等を指定することを推奨していますが、必ずしも十分なバリアフリー化が行われていない場合も見受けられます。

これらの施設管理者におかれては、誰もが安心して利用できるトイレの整備など、あらかじめ建物のバリアフリー化に努めるとともに、実際の災害時に避難所となることを想定した訓練を行うなどの備えが必要です。
また、緊急時・災害時には視覚障がい・聴覚障がい・知的障がいなどにより状況把握が難しい方や、肢体不自由者等、自力での迅速な避難が困難な方がおられますので、安全に避難するための支援をお願いします。

※なお、危機管理に関することについては、こちらをご覧ください。
（防災・減災ポータルサイト／大阪府ホームページ）
https://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/bousaiportal_hp/index.html

【大阪・関西万博におけるユニバーサルデザインの取組】

施設整備のユニバーサルデザインガイドラインでは、大阪・関西万博を訪れるすべての人々が利用しやすいユニバーサルデザインの実現に向けて、会場の施設整備に関する共通指標となる、多様な基準を記載している。
ガイドラインの策定にあたり開催したワークショップでは、テーマ別検討会を設定し、移動・案内・誘導、カームダウン・クールダウンスペース、トイレ、エレベーター・エスカレーター、客席に分かれての検討を行うなど、会場内の施設整備に対して積極的に当事者の意見を反映している。

●実物大図面での確認の様子

C 心のバリアフリー

イ 心のバリアフリーの重要性

府民一人ひとりは、我々の社会に暮らす人それぞれの多様な特性について理解を深めることが必要です。

まちづくりや建築に関わりを持たない場合（事業者や設計者ではない場合）であっても、相手を理解し、必要に応じて手助けするなど、共に福祉のまちづくりを進めていきましょう。

【バリアフリー法基本方針より（抜粋）】

国民の責務（心のバリアフリー）

国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性並びにそのために高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を実現することの必要性について理解を深めるよう努めなければならない。その際、外見上分かりづらい聴覚障害、内部障害、精神障害、発達障害など、障害には多様な特性があることに留意する必要がある。

また、視覚障害者誘導用ブロック上への駐輪、車椅子使用者用駐車施設への駐車等による高齢者、障害者等の施設の利用等を妨げないことのみならず、鉄道駅の利用に当たり、必要に応じ高齢者、障害者等に対する手助けすること等、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援その他のこれらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保することに積極的に協力することが求められる。

ロ 日常生活で心がけていただきたいこと

お互いを理解し大切にしましょう

- 高齢者や障がい者、妊産婦やケガをしている人など、まわりにはさまざまな人がいます。お互いの違いを理解し、お互いを大切にしましょう。
- あなたのまわりで困っている方がおられたら、「何かお手伝いしましょうか？」と声をかけてみてください。あなたのちょっとした手助けが役に立ちます。

みんなが気持ちよく使えるようにしましょう

- 建物に近いからという理由だけで、駐車場の車椅子使用者用駐車区画に安易に駐車していませんか？
- 車椅子使用者用便房を必要がないのに使っていませんか？
- 線状ブロック及び点状ブロック等（以下「視覚障がい者誘導用ブロック等」という。）の上に物を置いたり、立ち止まったり、また近くに自転車を止めたりしていませんか？

参考～ヘルプマーク～

ヘルプマークとは、援助や配慮を必要としている方々が、
周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、
援助を得やすくなるよう作成されたマークです。
このマークを見かけたら、電車内で席をゆずる、
困っているようであれば声をかける等、思いやりのある
行動をお願いします。

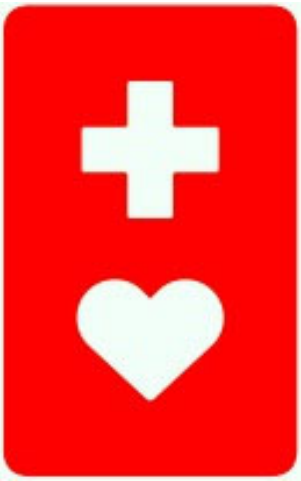

<ヘルプマークを身につけた方を見かけたら>

・電車・バスの中で席をお譲りください
外見では健康に見えても、疲れやすかったり、つり革につかまり続けるなどの
同じ姿勢を保つことが困難な方がいます。また、外見からはわからないため、
優先席に座っていると不審な目で見られ、ストレスを受けることがあります。

・駅や商業施設等で、声をかけるなどの配慮をお願いします
交通機関の事故等、突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難な方や、
立ち上がる、歩く、階段の昇降などの動作が困難な方がいます。
「何かお手伝いしましょうか？」と声をかけたり、エレベーターやエスカレーターでは
必要な人が利用しやすいようにゆずりあい、目的のフロアを確認して案内するなどの
配慮をお願いします。

・災害時は、安全に避難するための支援をお願いします
障がいなどにより状況把握が難しい方や、肢体不自由等の自力での迅速な避難が
困難な方がいます。

ヘルプマークに関しては、こちらをご覧ください。
https://www.pref.osaka.lg.jp/o090050/keikakusuishin/helpmark/index.html

D 障害者差別解消法

障がいを理由とする差別をなくすことで、誰もが暮らしやすい共に生きる社会をつくることを目的として、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）が制定されました（令和６年４月改正法施行）。

障害者差別解消法は、行政機関や事業者に対し、事務や事業を行うに当たり、障がいを理由として不当な差別的取扱いをすることを禁止するとともに、障がい者から社会的なバリアを取り除くため、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（合理的配慮の提供）を義務として定めています。

また、不特定の障がい者を対象として行われる、バリアフリー法に基づく建築物等のバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援を向上するための職員研修、障がい者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上など、合理的配慮を的確に行うための事前的改善措置（環境の整備）に努めることも定められています。

環境の整備が行われている方が、合理的配慮を提供しやすくなります。例えば、車椅子を利用している人が、エレベーターやスロープのない建物の階段をのぼるためには、誰かに持ち上げてもらうなどの対応（合理的配慮）が必要です。しかし、簡易スロープが事前に購入し備えられていれば、階段に簡易スロープをかける対応（合理的配慮）を行えば、自力でのぼれたり、誰かに後ろから押してもらうだけで、のぼれることがあります。こうしたことから、合理的配慮の提供と環境の整備を両輪として進めることが重要ですので、積極的な環境の整備をお願いします。

すべての人が自らの意思で自由に移動でき、その個性と能力を発揮して社会に参加できる「福祉のまちづくり」を推進するため、同法の趣旨を踏まえ、バリアフリー法と福祉のまちづくり条例が一体となってバリアフリー化を推進していきます。
そのためには、心のバリアフリー等のソフト面の関連施策も重要なため、今後とも周知・啓発を図っていきます。

※なお、障害者差別解消法の関連については、こちらをご覧ください。

（内閣府ホームページ） https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html	
（大阪府ホームページ） https://www.pref.osaka.lg.jp/o090050/keikakusuishin/syougai-plan/sabekai-kaisai.html	
（国土交通省対応指針） https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/taioshishin.html	

3 施設の計画・設計

A 想定する利用者のニーズの把握の必要性

施設を計画・設計する際には、利用者の特性や利用人数、利用頻度などを想定し、計画・設計を行うことはこれまでも設計の基本とされてきたと言えます。

（例：百貨店の男女の便所の数・病院の待合室の広さ　など）

一方で、近年の超高齢社会の進展や障がい者の社会参加の促進など、想定される利用者の幅は広がりを見せています。これにより、利用者のニーズはこれまでよりも幅広くなっています。

今後まちづくり・建築を行うにあたり、多様なニーズを持つ利用者に利用の制限をかけることなく、誰もが快適に社会で生活できるよう、その多様なニーズをあらかじめ把握し、計画・設計に反映させることが重要です。

なお、利用者の多様なニーズを把握するためには、高齢者や障がい者等を含めた利用者の実際の声を聞くことが望まれます。利用者間相互の理解を深めたうえで計画・設計に反映することで、よりよい計画案（多様なニーズを満たす着地点）を見出すことができます。そのため、利用者が集まり意見交換を行う場を設けることも有効です。

ガイドライン別冊「当事者参画によるバリアフリー事例集」では、建築プロジェクトにおける当事者参画の自発的な実施を促進することを目的として、当事者参画により整備が進められた具体的な事例をお示ししています。ぜひご参照いただき、すべての方が使いやすい施設整備を進めていただきますようお願いいたします。

B 配慮を要する利用者の主な特性の把握

イ　利用者の特性について

施設を計画・設計するにあたり、その施設の利用者を幅広く想定し、その多様なニーズをあらかじめ把握することが重要です。

次の表１には、利用者の主な特性（より具体的なニーズ）をまとめていますので、施設を計画・設計する際には十分にその特性を理解し、計画・設計に盛り込むことが求められます。

また、重複障がいのある方など複数の項目に該当する方がおられることを理解し、計画・設計を進めることも必要です。

表１　対象者（利用者）ごとの主な特性（より具体的なニーズ）
（参考：バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編）P.11、旅客船バリアフリーガイドラインP.116、厚生労働省ＨＰ（認知症への取組））

対象者（利用者）	主な特性（より具体的なニーズ）
高齢者 【図1】a，b，c，d	・階段、段差の移動が困難 ・長い距離の連続歩行や長い時間の立位が困難 ・視覚・聴覚能力の低下により情報認知やコミュニケーションが困難 ・スピードのあるものについて行けず、全体にゆっくりした行動になる
認知症の人 【図1】a，d	・覚えること、覚えておくこと、思い出すことができない（記憶障がい） ・時間や季節感、方向感覚等がわからないため迷子になりやすい（見当識障がい） ・考えるスピードがゆっくりになり、混乱しやすい（理解・判断力の障がい） ・計画を立て按配することができない（実行機能障がい） ・その場の状況が読めない（感情表現の変化）
肢体不自由者 **（車椅子使用者）** 【図1】a，b，d	車椅子の使用により ・階段、段差の昇降が不可能 ・移動及び車内で一定以上のスペースを必要とする ・座位が低いため、見通しが悪かったり、高いところの表示が見にくい ・上肢障がいがある場合、手腕による巧緻な操作・作業が困難

対象者（利用者）	主な特性（より具体的なニーズ）
	・脳性まひなどにより言語障がいを伴う場合がある など
肢体不自由者 **（車椅子使用者以外）** 【図1】a	杖、義足・義手、人工関節などを使用している場合 ・階段、段差や坂道の移動が困難 ・長い距離の連続歩行や長い時間の立位が困難 ・上肢障がいがある場合、手腕による巧緻な操作・作業が困難 など
内部障がい者 【図1】a，d	・外見からは気づきにくい ・急な体調の変化により移動が困難 ・疲労しやすく長時間の歩行や立っていることが困難 ・オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）によりトイレに専用設備が必要 ・障がいによって、酸素ボンベ等の携行が必要 など
視覚障がい者 【図1】b	全盲以外に、ロービジョン（弱視）や色覚異常により見え方が多様であることから ・視覚による情報認知が不可能あるいは困難 ・空間把握、目的場所までの経路確認が困難 ・案内表示の文字情報の把握や色の判別が困難 ・タッチパネルの操作が困難 ・非接触型センサーの設置位置がわかりにくい ・白杖を使用しない場合など外見からは気づきにくいことがある
聴覚・言語障がい者 【図1】c，d	聞こえ方に「ろう」から「難聴」まであり、個人差が大きいため ・音声による情報認知やコミュニケーションが不可能あるいは困難 ・音声・音響等による注意喚起がわからないあるいは困難 ・発話が難しく言語に障がいがある場合があり伝えることが難しい ・外見からは気づきにくい
知的障がい者 【図1】d	初めての場所や状況の変化に対応することが難しいため、 ・道に迷ったり、次の行動を取ることが難しい場合がある ・感情のコントロールが困難でコミュニケーションが難しい場合がある ・情報量が多いと理解しきれず混乱する場合がある ・周囲の言動に敏感になり混乱する場合がある ・読み書きが困難である場合がある ・視覚過敏や聴覚過敏である場合がある
精神障がい者 【図1】d	状況の変化に対応することが難しいため、 ・新しいことに対して緊張や不安を感じる ・混雑や密閉された状況に極度の緊張や不安を感じる ・周囲の言動に敏感になり混乱する場合がある ・ストレスに弱く、疲れやすく、頭痛、幻聴、幻覚が現れることがある ・服薬のため頻繁に水を飲んだりすることからトイレに頻繁に行くことがある ・外見からは気づきにくい
発達障がい者 【図1】d	・じっとしていられない、走り回るなどの衝動性、多動性行動が出る場合がある ・特定の事柄に強い興味や関心、こだわりを持つ場合がある ・反復的な行動を取る場合がある ・読み書きが困難である場合がある ・他人との対人関係の構築が困難 ・視覚過敏や聴覚過敏である場合がある など
妊産婦 【図1】a	妊娠していることにより、 ・歩行が不安定（特に下り階段では足下が見えにくい） ・長時間の立位が困難 ・不意に気分が悪くなったり疲れやすいことがある ・初期などにおいては外見からは気づきにくい ・産後も体調不良が生じる場合がある など
乳幼児連れ 【図1】a	ベビーカーの使用や乳幼児を抱きかかえ、幼児の手をひいていることにより、 ・階段、段差などの昇降が困難（特にベビーカー、荷物、幼児を抱えながらの階段利用は困難である） ・長時間の立位が困難（子どもを抱きかかえている場合など） ・子どもが不意な行動をとり危険が生じる場合がある ・おむつ交換や授乳できる場所が必要 など
外国人 【図1】b，c，d	日本語が理解できない場合は、 ・日本語による情報取得、コミュニケーションが不可能あるいは困難など
性的マイノリティ	・男女別のトイレや浴室等を使いにくいと感じることがある ・自分の性のあり方を周囲に打ち明けられないことで、ニーズを伝えにくい
その他 【図1】a，b，c，d	・一時的なけがの場合（松葉杖やギブスを使用している場合など含む） ・難病、一時的な病気の場合 ・重い荷物、大きな荷物を持っている場合 ・初めての場所を訪れる場合（不案内） ・男女別に分かれた空間（トイレ等）を使いづらい（異性の介助者を同伴する高齢者や障がい者、異性の親子、出生時とは別の性別で生きたい人、性別の移行途中の人、男女どちらの性別にも属していない人、意図せず異性に間違われる人など）

注：高齢者・障がい者等においては、重複障がいの場合がある。

ロ　利用者の特性に応じた具体的な配慮例

◆【図 1】a「動くこと」に困っている人に対して
〇必要寸法の確保（車椅子使用者・杖使用者等）

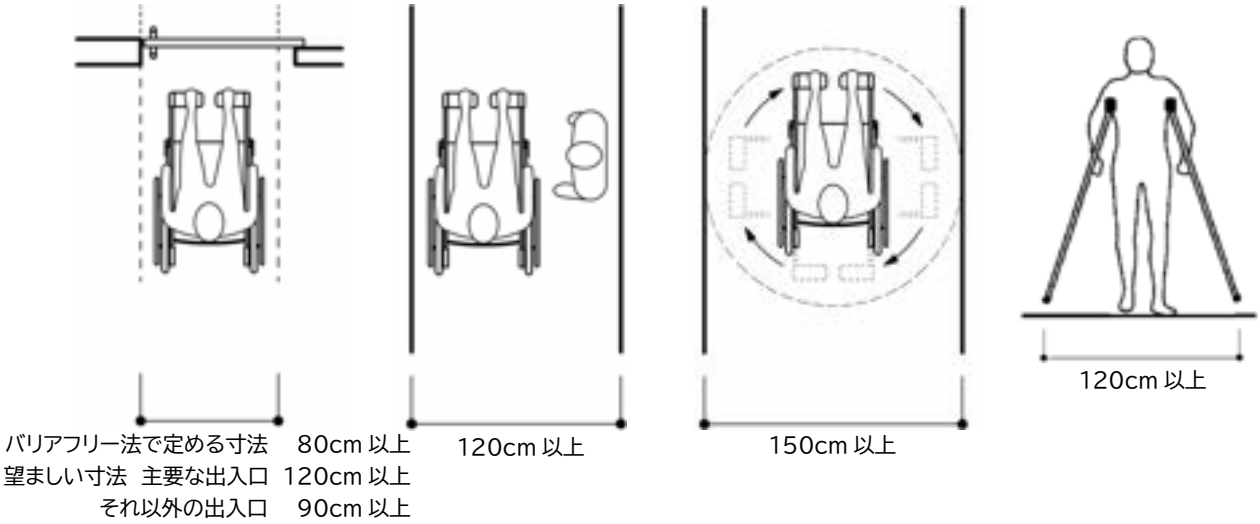

※電動車椅子やスポーツ用の車椅子など、車椅子によって必要な寸法は異なるので注意が必要。

〇段差の解消

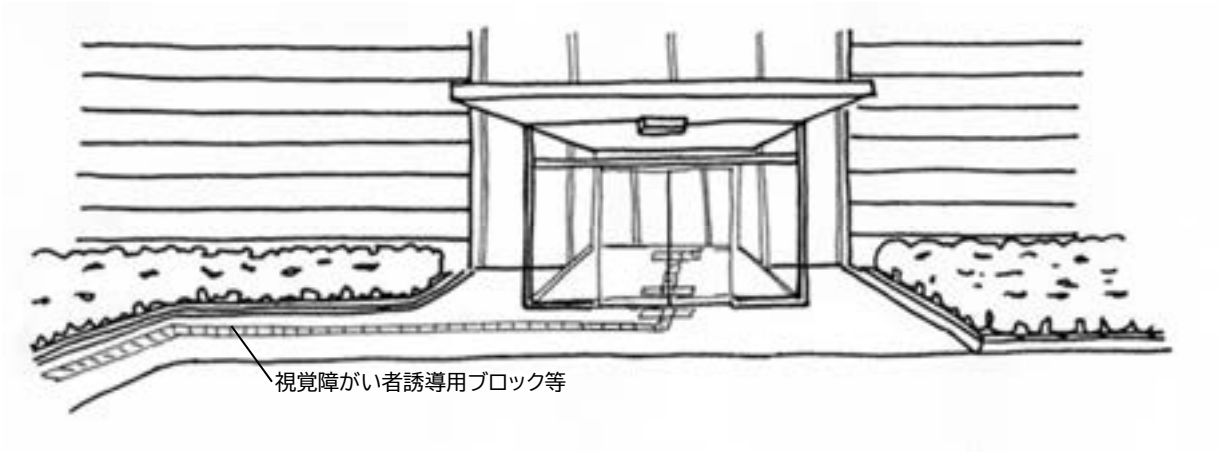

〇設備・棚等の高さに配慮

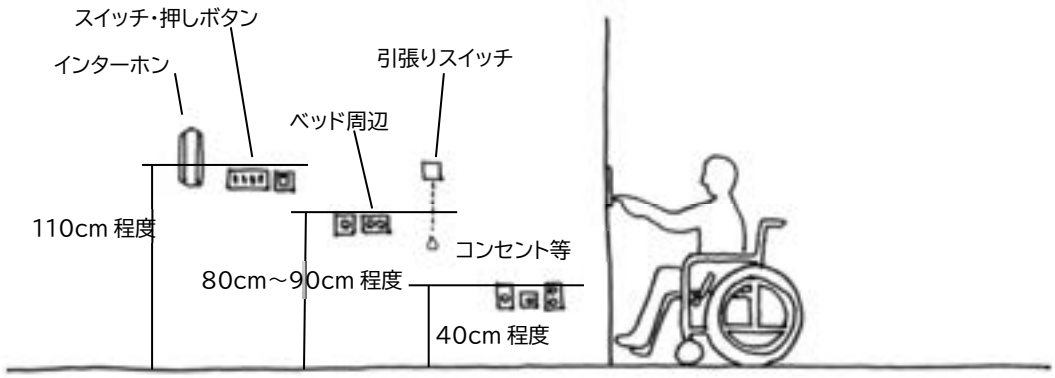

◆【図1】b「見ること」に困っている人に対して
〇視覚障がい者の歩行時に必要な寸法

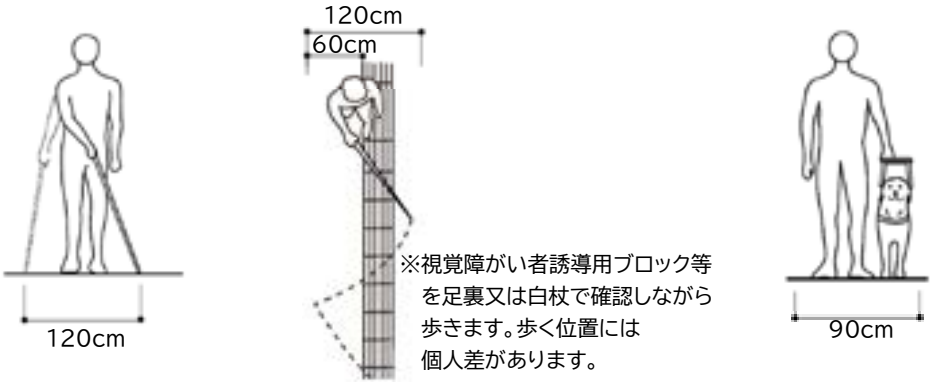

〇音声案内・点字等による案内・大きくわかりやすいサインなどの情報提供

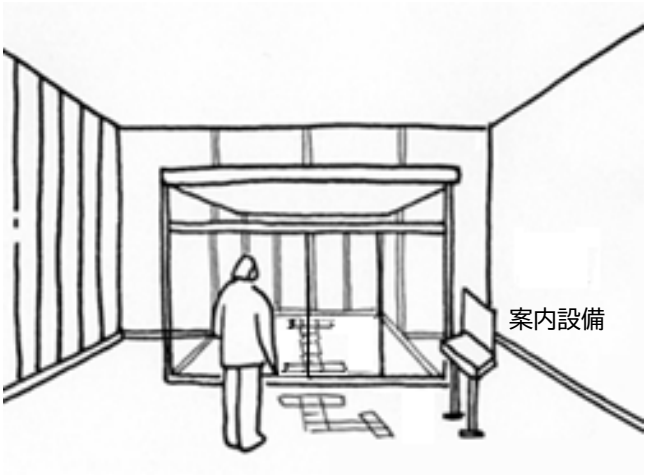

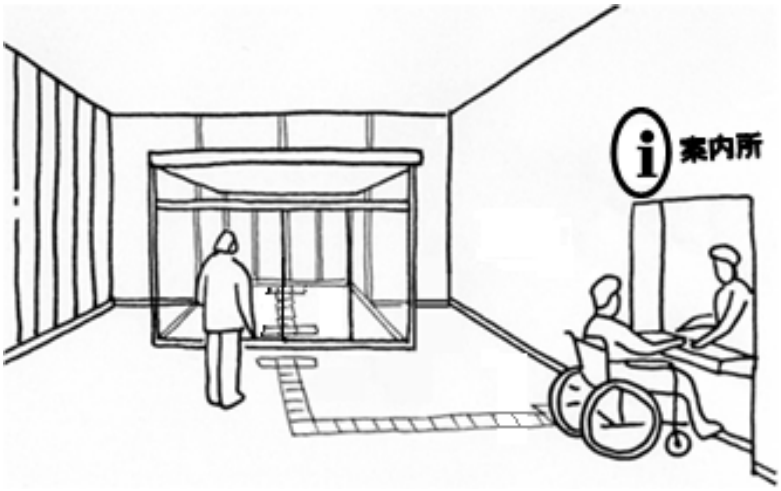

〇案内板などの色の組み合わせに関する配慮

色覚障がいのある人にとって「赤と緑」、「青と紫」、「深緑と茶色」、「水色とピンク」などが識別しにくい色の組み合わせです。

また、彩度の高い色に比べて、「灰色と淡い水色」、「灰色と淡い緑」などのような彩度の低い色の組み合わせは、識別がより困難になります。

※彩度とはそれぞれの色で、白・灰色・黒色の混ざっている度合を言い、これらの色が混ざらないほど彩度は高くなります。

◆色覚障がいのある人の見え方の一例（見分けにくい色の組み合わせの例）

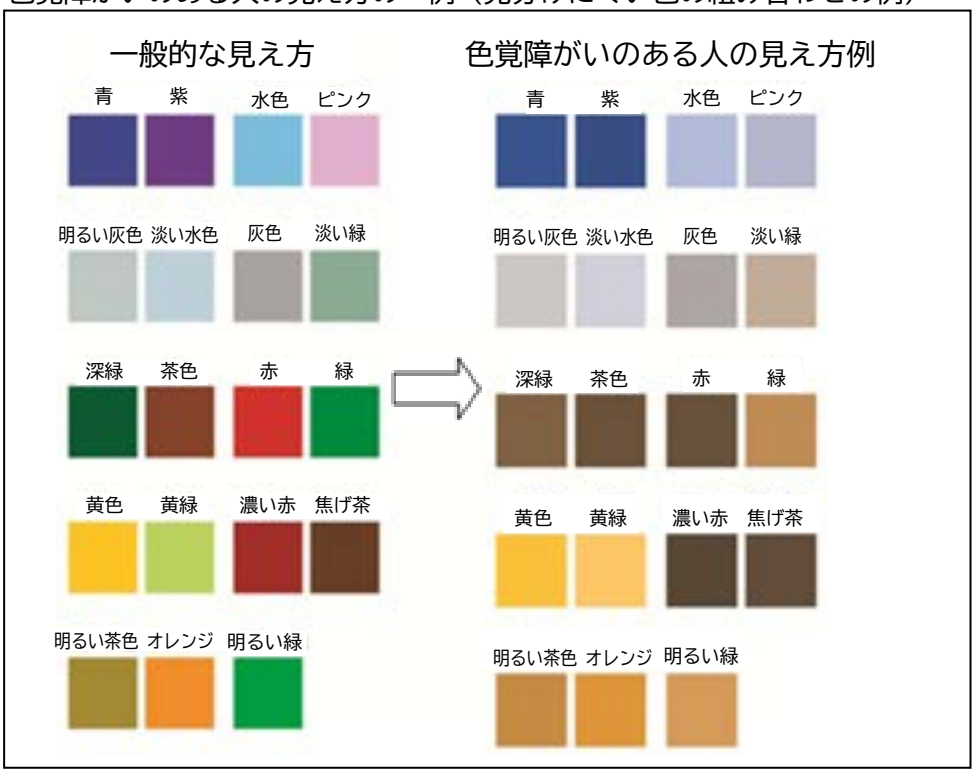

＜施設整備で配慮すべきこと＞

・案内図の表示は、大きくわかりやすい平易な文字、図等を使い、これらの色は地色と対比効果があり、明暗のコントラストのはっきりした色を使用する。
・案内図では「現在地」が目立つよう、背景の色を工夫したり白で囲ったりする。
・ピクトグラム（案内用図記号）を使う場合には文字表示も併せて行う。
・電光掲示板の赤い文字が見えにくい人がいるので、暗く見える赤は使用しない。
・色分けしたパネルには色名を併記する

＜色の使い方＞

①色の組み合わせ
前ページで例示している色の組み合わせに注意してください。

見分けにくい例

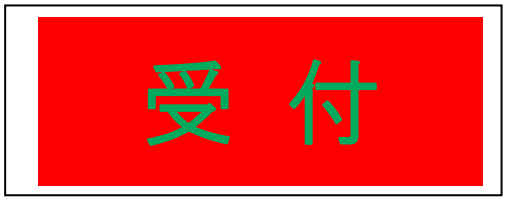

色覚障がいのある人が見分けにくい色を、背景（赤色）と文字（緑色）に使用している。

見分けやすい例

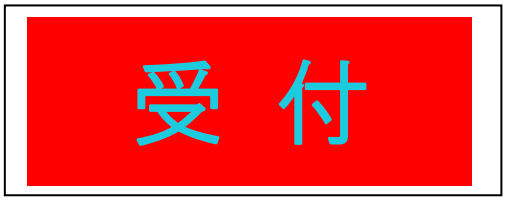

色覚障がいのある人が見分けにくい色を別の色（文字を水色）に変え、識別しやすくしている。

②明度差
明度とは色の明るさのことを言います。
明度を上げていくと明るく、明度を下げていくと暗くなります。
特に、「赤と緑」、「深緑と茶色」、「青と紫」などの見分けが難しくなります。

見分けにくい例

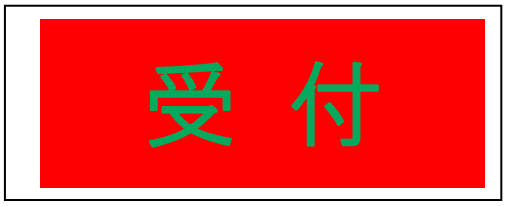

色覚障がいのある人が見分けにくい色を、背景（赤色）と文字（緑色）に使用している。

見分けやすい例

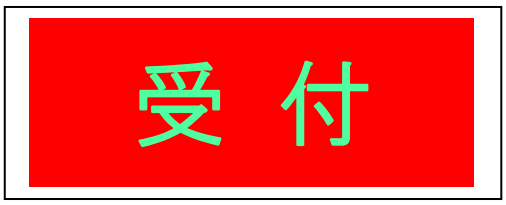

文字に淡い緑を使うなど、明度を上げることで、文字と背景で明度の差をつけ、識別しやすくしている。

＜色の使い方以外の工夫＞

色だけに頼った情報提供を行うのではなく、色がなくても理解できるようデザインすることが重要です。

①色の分類だけでなく、色名や文字、ピクトグラムなどを併記することや、線の太さや種類などを調整することにより情報がわかりやすくなります。

②色を塗った部分に「柄」を加える（ハッチング）と、柄の違いにより情報を識別できます。

◆【図 1】c「聞くこと」に困っている人に対して
○文字情報等を表示するディスプレイ装置等による呼び出し案内・緊急情報伝達設備
○映像による手話通訳や手話会話ができるモニターの設置
○筆談器具などの設置

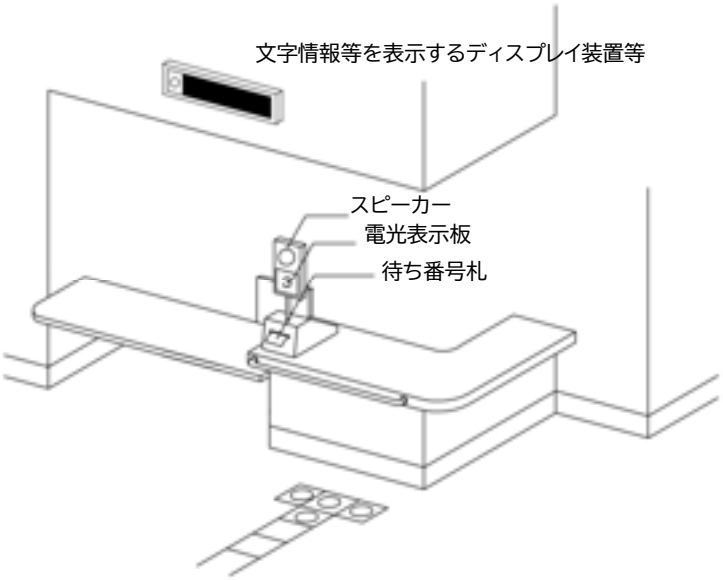

◆【図 1】d「伝えること・理解すること」に困っている人に対して
○大きくわかりやすいサイン・わかりやすい空間設計
○緊張や不安を和らげるための休憩設備
○漢字へのふりがなや、イラストや写真での説明、日本語以外の言語も併記した案内設備
○コミュニケーションボードの設置
○PECS（絵カード交換式コミュニケーションシステム）を利用する知的障がい者への配慮

（PECS カードの例）

（コミュニケーションボードの例）

【出典】大阪メトロＨＰ（左）、大阪市（右）

ハ　多様な利用者に配慮した計画・設計例

利用者の多様なニーズにマッチした計画・設計は、その施設に応じた工夫が必要になります。
必要な機能を満足するだけでなく、快適に利用できる計画・設計が求められます。
参考に、便所における設計の工夫例を紹介します。

便所における機能分散

◆必要な機能を満足するだけの設計だと…

便所には、さまざまな設備の設置が求められており、それら複数の設備を一定の広さのある車椅子使用者用便房にまとめて設置する「多機能便房」の整備が多く見られます。

しかしながら、その「多機能便房」にいろいろな利用者（車椅子使用者・オストメイト・乳幼児連れなど）が集中し、結果として使いたい人が使えない、利用しづらいという傾向があります。

（国土交通省調査より）

◆利用しやすくなる工夫(目標：一つの大きなブースに必要な機能を全部詰め込むことを避ける)

大きなブースには必要な機能を完備し、複数のニーズを持つ利用者に対応可能にする。
一方で、一般ブースを工夫することで利用者の集中を緩和する。

（具体的には）

〇多機能便房のほかに次の機能を備えたブースを別途設ける。

・車椅子使用者対応のブース
・オールジェンダートイレ（男女共用トイレ）
・オストメイト対応設備のあるブース
・乳幼児用設備を設置する場所
・少し大きめの一般ブース
　⇒車椅子使用者で使える人もいる
　　ベビーカーも一緒に入れる
・ベンチを設けたブース
　⇒荷物を置いたり、休憩したり
　　することができる

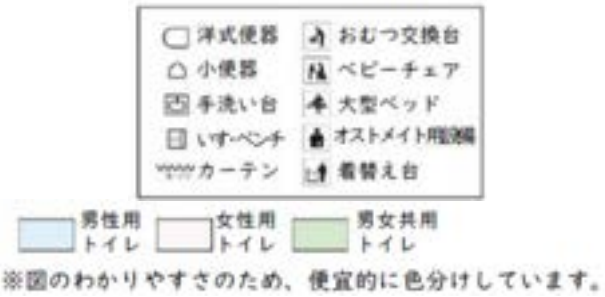

出典：施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン【改定版】(2025 年日本国際博覧会協会)

〇機能分散された便所、便房であることが、高齢者、障がい者だけでなく外国人等すべての利用者にわかるように、ピクトグラム等により表示する。

〇高齢者や知的・発達障がい者等への異性による同伴介助やトランスジェンダー等の利用に配慮し、オールジェンダートイレ（男女共用トイレ）を設置する。

◆競技場や劇場等の大きな施設や利用者が短時間に集中しやすい施設の場合は、どこからでも利用でき、利用者が分散するように複数配置する等工夫する。

【大阪・関西万博　大阪ヘルスケアパビリオンのみんなトイレ】

みんなトイレは、「みんなが自由に選んで自然に使えるトイレ」をめざして、基本設計の段階から、様々な障がいを抱える方とその介助者・ＬＧＢＴＱ＋・子育て中の方・医療的ケア児がお困りごと当事者のみなさんとして、学識者や作り手企業と展示・建築の設計施工受託者と共に、ＵＤ推進チームのみんなで困りごとを共有し、プランを考え、サインや並び方などの使いやすさを検討して作られた。

出典：大阪ヘルスケアパビリオンＨＰ

C 計画・設計にあたり気をつけていただきたいこと

高齢者・障がい者等を含むすべての人が施設を円滑に利用できるよう、バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例では、出入口・廊下・階段等について、バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例で具体的な整備基準を定めています。

その基準そのものを定型的に守るだけでは配慮が足りない場合もあり、基準には入っていない事項も含め、利用者のニーズを理解し、計画・設計に反映することが必要です。

そのため、建築物等の整備方針では　〇：推奨　●：義務　として次のように紹介しています。

〇推奨：配慮することが望ましい事項

●義務：バリアフリー法施行令、福祉のまちづくり条例及びその他関係規定が定める基準、並びに同基準の実施に向けた運用・考え方

参考に、出入口における、整備基準のみを守った例と、整備基準を守り、さらに配慮を行った例を紹介します。

出入口における例

【整備基準を守った例】
・建物の出入口に傾斜路を設置し、出入口の前にある段を解消する。
（車椅子使用者も建物を利用することができるが、車椅子使用者と歩行者の経路が異なり、車椅子使用者は遠回りになる。）

【整備基準を守り、さらに配慮を行った例】
・建物の出入口に段を設けない。
車椅子使用者・歩行者の両方が同じ経路を通って一緒に建物に入ることができる。）

D 連続したバリアフリー整備

施設の大規模化や複合化に対応して、旅客施設から連続している商業施設、駅前広場、バス等の乗降場、周辺地区までなど、利用者が連続的に移動・利用するエリアを一体的にとらえ、それぞれの施設が連携をとり、明快な動線計画とするとともに、シームレス（継ぎ目のない）なバリアフリー化を実現することが、利用者にとって快適なまちづくりといえます。

〔シームレスなバリアフリー化の例〕
・駅ビル等において、他事業者・他交通モード間の乗継ぎ経路への誘導では、エレベーターを利用した経路もわかりやすく表示する。
・隣接する他社線、公共空間とは連続的に案内サインを繰り返し配置する。
・公共交通機関の乗り継ぎだけでなく、道路空間、隣接建築物等の施設設置管理者との連続的な移動等円滑化経路を確保する。

よって、各々の施設を計画する際には、道等から建築物の出入口まで段差がないように計画することはもちろん、利用者の移動・利用の連続性を考えると、その施設だけでなく旅客施設や周辺道路、周辺地域との連続したバリアフリー化を意識し、計画することが重要です。

その具体的な手法として、バリアフリー法第 3 章の 2、第 4 章において、まちづくりの主体である市町村が移動等円滑化促進方針（マスタープラン）や移動等円滑化基本構想（バリアフリー基本構想）を作成することができることとされています。

また、マスタープランやバリアフリー基本構想の作成にあたっては、市民や高齢者、障がい者等の利用者、関係する事業者等で構成する協議会において協議を行い、作成後は同様に協議会で措置や事業の実施状況などの調査、分析及び評価に努め、必要があると認めるときはこれらを見直すこととされています。

大阪府内におけるバリアフリー基本構想に関する情報は、こちらをご覧ください。
http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/fukushi_top/kousou-mokuji.html

さらに大阪府では、市町村のマスタープラン、バリアフリー基本構想の作成促進を図るために指針（大阪府バリアフリー基本構想等作成促進指針）を作成しております。
http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/fukushi_top/kihonkousou_shishin.html

図４　面的・一体的なバリアフリー化のイメージ

バリアフリー基本構想制度の概要（国土交通省）
http://www.mlit.go.jp/common/001145391.pdf

4 施設の管理・運営

A 施設の利用者の主な特性の把握

社会には多様な利用者が生活していることを理解し、施設(※１)の管理・運営を行うことが重要です。

次の図５は、序章-1 の図１に基づいて、移動・施設利用の際の利用者の「困っている内容」を整理したものです。

また、参考-143 に配慮のポイントが記載された「公共サービス窓口における配慮マニュアル(内閣府)」を掲載していますので、参考にしてください。

図５　多様な利用者を施設利用の際に発生しうるニーズ（職員応対関係）に基づいて整理したイメージ図

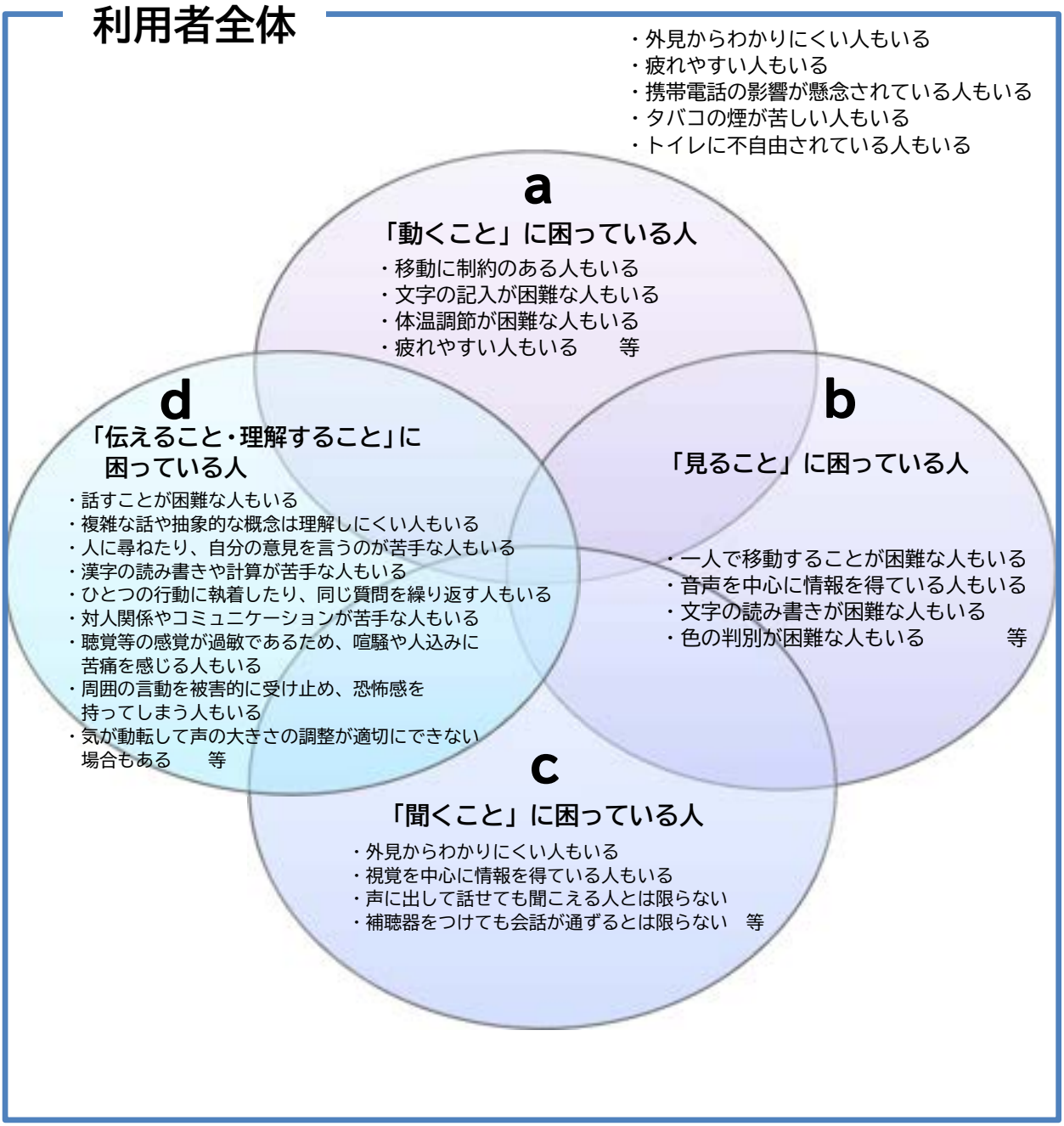

（※１）大阪府福祉のまちづくり条例で規定する施設：多数の人が利用する建築物、旅客施設、道路、路外駐車場及び公園をいう。

B 応対における具体的な配慮事例

「困っていること」の種別に応じて、必要となる応対も異なりますが、ここでは内閣府が公共サービスの窓口の応対において気をつけるべき点をまとめたマニュアル（公共サービス窓口における配慮マニュアル）より、よい応対の例を抜粋してご紹介します。
https://www8.cao.go.jp/shougai/manual.html

◆【図 5】a「動くこと」に困っている人に対して
・車椅子使用者に対しては、見下ろされているように感じるため、視線の高さを合わせます。
・車椅子を押すなど介助が必要な場合も、ご本人の意向を確認してから介助をします。
・自筆が困難な場合には、本人の意思を確認して、可能な限り代筆を行います。
書面欄の部分だけを切り取った枠（サインガイド）があると署名しやすい人もいます。

◆【図 5】b「見ること」に困っている人に対して
・こちらから声をかけます。（周りの状況がわからないため、相手から声をかけられなければ会話が始められないことがあります。）
・指示語（「こちら」「あちら」「これ」「それ」）は使わないようにします。
「30 センチ右」など具体的に説明します。
・声をかけるときは、声をかけられた時に驚かないように、後ろからでなく前から声をかけます。
・拡大コピーをした資料やパンフレットも用意します。
・案内設備やパンフレットなどは、使用する色への配慮をします。

◆【図 5】c「聞くこと」に困っている人に対して
・コミュニケーションの方法を確認します。
手話・筆談やその他の方法など、ご本人の意向に沿った対応をします。
・聞き取りにくい場合は確認します。
聞き取れない場合も推察せず、聞き返したり、紙などに書いてもらい、確認します。

◆【図 5】d「伝えること・理解すること」に困っている人に対して
・短い文章で、ゆっくり伝えます。
・難しい言葉は避けて、わかりやすい日本語で、繰り返し説明します。
・具体的にわかりやすく説明をします。
・尊厳を守った、年齢に応じた対応や接遇が必要です。
・穏やかな口調で声をかけます。

◆「その他のこと」で困っている人に対して
・疲れやすい人に対しては、負担をかけない応対を心がけます。
内部障がいなどのある方は、疲労感がたまり、集中力や根気にかけるなど、外見からはわかりにくい不便さを抱えていることを理解し、応対します。
・分煙等をすすめ、誰もが快適に施設を利用できるよう配慮します。

【大阪・関西万博　ユニバーサルサービスガイドライン】

国・地域、文化、人種、SOGIESC、世代、障がいの有無に関わらず、大阪・関西万博を訪れるすべての人が安全・安心に過ごすことができ、様々な展示やイベントを楽しく鑑賞・観覧し、そして参加することができる運用方法の指針を示すために作成された。

入場から展示方法、飲食・物販などでガイドラインを示し、対応策を例示している。

C　事業者の皆様にお願い

福祉のまちづくり条例では、すべての人が施設を安全かつ容易に利用することができるよう、整備・維持保全・管理に努めるよう、事業者の責務についても定めています。

施設を管理・運営する事業者が適切な応対を学び、実践することは、施設のバリアフリー化と併せ、さらに誰もが快適に利用できる施設となるためにとても重要なことです。

また、施設整備が十分でなくても、職員のサポート（介助）により、配慮が必要な利用者が施設を利用できる場合もあるため、多様な利用者に対し、可能な範囲で適切な応対が望まれます。そのためには、体験研修を行うなど、利用者のニーズを把握することが重要です。

なお、施設のサービスデスクや受付などには常駐する職員を配置する、セルフ式販売のお店における職員の呼び出しボタンの設置など、利用者の求めに応じてサポートできる体制を整えることが重要です。

◆よい配慮の例
・案内所の職員は、手話ができるよう研修を行う。
・案内所において、音声による案内だけでなく内容がわかりやすいハンドブックを配付する。
・案内所では、ゆっくりと大きな声で話すように心がけている。

駅のホームでの介助用スロープ板の設置の事例

鉄道駅では、車椅子使用者が電車を利用する際は、介助用スロープ板を準備し、駅員が乗降の介助を行っています。その際、乗降する車両の場所は、できる限り車椅子使用者が希望する車両の車椅子スペースにしています。駅員が介助することで迅速かつ円滑な乗降が可能となります。

（事例１３　京阪電鉄の事例）

また、施設の利用者だけでなく、その施設で就労する障がい者等にとっても、建築内をバリアフリー化することは、大きな役割を持ちます。事務所や工場を始め、健康診断を受ける健診センターなど、障がい者等が働く観点からも、積極的なバリアフリー化が求められています。

D 職員教育におけるスパイラルアップ

職員研修の開催は継続的に行い、その研修内容は、随時、利用者の声を聞くなどして見直した内容に更新するなど、継続的な取組（スパイラルアップ）が必要です。
国においては、交通事業者と宿泊事業者向けのガイドライン等が示されており、他の施設管理者等においても、本ガイドライン等を参考に職員研修の開催が望まれます。

公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン　平成 30 年 5 月（国土交通省）
http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000180.html

高齢者の方・障害のある方などをお迎えするための接遇マニュアル
宿泊施設編　平成 30 年 3 月（観光庁）
http://www.mlit.go.jp/common/001226563.pdf

交通事業者向けバリアフリーサポート BOOK
（公財）交通エコロジー・モビリティ財団・（公財）関西交通経済研究センター
http://kankouken.org/barihuriBook.pdf

E 適切な施設管理

施設を管理・運営する際には、必要な備品等を備え付けることや、バリアフリー関係の設備等の適切な維持管理も必要です。また、整備されたバリアフリー関係の設備が適切に使用されるよう運営することも重要です。バリアフリー法や福祉のまちづくり条例の基準適合義務の対象となる施設においては、バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例で定めた整備基準に適合した状態を維持する必要があります。（バリアフリー法第 14 条第 5 項による義務）

◆よい配慮の例
- 車椅子使用者用駐車施設が恒常的に混雑しているため、車椅子使用者用駐車施設の台数を増やす、またはゆずりあい駐車区画を設置する。
- 車椅子使用者用便所や幅の広いトイレを整備する。
- 共同住宅に設置した幅の広い駐車場の柔軟な運用（必要とする方が入居した場合にすぐに貸し出せるよう事前に借主の同意を得ておく）

◆不適切な例
- 新築時に設けた、車椅子使用者用駐車施設をなくす。
- 傾斜路や視覚障がい者誘導用ブロックの上に物を置く。
- 車椅子客席があるのに販売せず、一般席化して販売する。

F バリアフリー情報の提供

誰もが自由に安心してまちに出かけるためには、不特定多数の人が利用する鉄道駅や商業施設、公共施設等におけるエレベーターや車椅子使用者用便房等のバリアフリー情報について、利用者があらかじめ入手することができるよう、各施設のホームページで情報提供していくことが重要です。
また、提供している情報が変更した際には、速やかに対応することが必要です。
ホテル又は旅館については、令和 2 年 3 月の福祉のまちづくり条例の改正により、バリアフリー情報の公表制度が創設されました。本条例施行以降に工事に着手した施設については、バリアフリー情報の公表が義務付けられます。また、それ以外の施設については、バリアフリー情報の公表の努力義務が課せられます。

◆ホームページ作成時の配慮事項

・点字や音声への変換ソフト等、利用者が必要とする形式に変換できる内容とする。
・文字の拡大機能を設ける。
・日本産業規格（ＪＩＳ）の案内用図記号や、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団の標準案内用図記号などのピクトグラムを用いる等、高齢者や障がい者等にわかりやすい表示とする。
・難解な語句には説明を設ける等、わかりやすい表現を用いる。
・色覚障がいのある人に配慮した色使いとする。

◆提供する項目（ホテル又は旅館の例）

①駐車場	駐車場の有無 駐車場がある場合の車椅子使用者用駐車施設の有無
②道等及び車椅子使用者用駐車施設から主たる出入口までの経路	段差の有無 段差がある場合の傾斜路の設置の有無 視覚障がい者誘導用ブロック又は音声による誘導案内の有無
③主たる出入口の戸の構造	―
④案内所及び案内設備	案内所の有無 点字又は音声による視覚障がい者が利用することができる案内設備の有無 主たる出入口から当該案内所及び案内設備までの視覚障がい者誘導用ブロック又は音声による
⑤エレベーター	エレベーターの有無 エレベーターがある場合の車椅子使用者が円滑に利用することができるエレベーターの有無
⑥共用部分の便所	車椅子使用者用便房の有無 温水洗浄機能付きの便座を設けた便房の有無 オストメイトが円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房の有無 大人のおむつを交換することができる長さ1.2m以上のベッドを設けた便房の有無
⑦共用部分の浴室等	車椅子使用者が円滑に利用することができる浴室等の有無 貸し切って利用することができる浴室等の有無
⑧共用部分の子育て支援設備	乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房の有無 乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設けた便所の有無 授乳及び乳幼児のおむつ交換することができる場所の有無
⑨ＵＤルームⅠ	ＵＤルームⅠの有無 客室数 代表的な間取りを表示した平面図の公表の有無
⑩ＵＤルームⅡ	ＵＤルームⅡの有無 客室数 代表的な間取りを表示した平面図の公表の有無
⑪車椅子使用者用客室	車椅子使用者用客室の有無 客室数 代表的な間取りを表示した平面図の公表の有無
⑫⑨～⑪以外の客室（その他の一般客室）	その他の一般客室の有無 客室数 代表的な間取りを表示した平面図の公表の有無 当該客室の出入口の幅、通路の幅、便所及び浴室等の出入口の幅・段差の寸法
⑬次に掲げる備品の貸出又は設備の設置	車椅子及びベビーカーの貸出 シャワーチェア、シャワー用車椅子、浴室用マット及び入浴台の貸出 据置き型スロープやベッド用手すり柵の貸出 案内信号装置の貸出 文字対応テレビ及び文字表示ボタン付きリモコンの貸出又は設置 移動端末設備（タブレット）及びファクシミリの貸出又は設置
⑭次に掲げるコミュニケーションサービス	予約時及び宿泊時の電子メールによる対応 予約時及び宿泊時のファックスによる対応 受付時の筆談及び手話による対応 予約時、受付時及び宿泊時の多言語による対応、対応がある場合の対応言語の種類
⑮次に掲げる案内等のサービスの有無	建物出入口から客室までの人的な誘導案内 ルビ振り又はイラストの入ったパンフレット及び映像による利用案内 個室での食事の提供 非常時の館内及び客室内の音声放送

5 バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例による整備基準

バリアフリー法では、高齢者・障がい者等の移動又は施設の利用上の利便性及び安全性の向上のため（移動等円滑化）、旅客施設、道路、路外駐車場、公園施設及び建築物の構造及び設備並びに旅客施設、建築物等の間の経路を構成する道路等の整備を推進することとしています。

本ガイドラインでは、上記の建築物等における整備方針について解説しています。

なお、参考に建築物をはじめ旅客施設等（以下「都市施設」という。）の整備基準等を序章-39 に記載していますので、ご覧ください。

A バリアフリー法・福祉のまちづくり条例による基準適合義務等

バリアフリー法は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物（特別特定建築物）で一定の規模以上の建築物を建築等（新築、増築、改築、用途変更して当該建築物にすること）しようとするときに、同法施行令第 10 条に規定する建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない（以下「基準適合義務」という。）と第 14 条第 1 項に規定しています。

また、基準適合義務の対象となる建築物以外の特別特定建築物を建築等しようとし、又は所有し、管理し、若しくは占有する場合は、建築物移動等円滑化基準に適合させるよう努めなければならないと第 14 条第 5 項に規定しています。

さらに、特別特定建築物以外の多くの方が利用する建築物を建築等しようとするときも、建築物移動等円滑化基準に適合させるよう努めなければならないと第 16 条第 1 項に規定しています。

なお、基準適合義務や基準適合努力義務のない施設であっても、高齢者・障がい者をはじめ、すべての利用者が円滑に建築物を利用できるよう適切な整備にご協力いただきますようお願いいたします。

イ　基準適合義務のある建築物

建築等しようとするときに基準適合義務のある建築物の用途・規模は、「基準適合義務対象となる建築物の用途・規模一覧」（序章-33）をご覧ください。

ロ　基準適合義努力義務のある建築物

基準適合義務のある建築物以外の建築物で、建築等しようとするときに基準適合努力義務のある建築物の用途・規模は「基準適合努力義務対象建築物の用途・規模一覧」（序章-34）をご覧ください。

B 基準適合義務の対象となる建築物の用途・規模

次表に示す用途・規模に該当する建築物を建築等しようとするときは、バリアフリー法第 14 条第 1 項の規定により建築物移動等円滑化基準に適合させる必要があり、建築確認申請において審査します。

【福祉のまちづくり条例　第 12 条別表：基準適合義務対象建築物の用途・規模　一覧】

項	用途区分	対象規模
一	学校	すべて
	病院又は診療所	
	集会場(一の集会室の床面積が 200 ㎡以上のものに限る。)又は公会堂	
	博物館、美術館又は図書館	
	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
	老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
	公衆便所	
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	
二	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	床面積の合計 100 ㎡以上（用途の変更の場合にあっては、当該用途の変更に係る部分の床面積 200 ㎡以上） 床面積の合計 200 ㎡以上
	飲食店	
	理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
	自動車修理工場（不特定かつ多数のものが利用するものに限る。）	
三	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計 500 ㎡以上
	展示場	
	自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)	
四	ホテル又は旅館	床面積の合計 1,000 ㎡以上
	体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	
	公衆浴場	
	自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	
五	共同住宅	床面積の合計 2,000 ㎡以上 又は住戸の数 20 以上（※）
六	寄宿舎	床面積の合計 2,000 ㎡以上 又は住戸の数 50 以上

備考　この表に掲げる特別特定建築物には、条例 11 条 1 項に規定する仮設建築物を含まない。
福祉のまちづくり条例により、規模の引き下げは行っていないが、政令第 5 条に規定される「公共用歩廊」は特別特定建築物のため、2,000 ㎡以上で基準適合義務の対象となる。

※2,000 ㎡未満かつ住戸の数 20 戸～49 戸においては、地上階にある出入口（地上階に住戸がなく、当該建築物にエレベーターが設置されている場合は、地上階にある当該エレベーターの出入口）までのバリアフリー化のみ求める。

C 基準適合努力義務の対象となる建築物の用途・規模

次表に示す用途・規模の建築物を建築等しようとするときは、バリアフリー法第 14 条第 5 号及び第 16 条第 1 項の規定により建築物移動等円滑化基準に適合するよう努めなければなりません。

【基準適合努力義務対象建築物の用途・規模　一覧】

用途区分	対象規模
集会場（床面積が 200 ㎡以上の集会室があるものを除く）	すべて
事務所	
卸売市場	
下宿	
キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
工場（不特定かつ多数の者が利用する床面積が 200 ㎡以上の自動車修理工場を除く）	
百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗	床面積の合計 100 ㎡未満
飲食店	
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
自動車修理工場（不特定かつ多数の者が利用するものに限る）	床面積の合計 200 ㎡未満
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計 500 ㎡未満
展示場	
自動車の停留場又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	
ホテル又は旅館	床面積の合計 1,000 ㎡未満
体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	
公衆浴場	
自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	
共同住宅	床面積の合計 2,000 ㎡未満 かつ住戸の数 20 未満
寄宿舎	床面積の合計 2,000 ㎡未満 かつ住戸の数 50 未満
公共用歩廊	床面積の合計 2,000 ㎡未満

D 事前協議の対象となる建築物の用途・規模

次表に示す用途・規模の建築物を建築等（建築確認申請が必要な場合に限る。）しようとするときは、福祉のまちづくり条例第 40 条第１項の規定により、市町村又は大阪府と事前に協議しなければなりません。

高齢者、障がい者をはじめ、すべての利用者が円滑に建築物を利用できるよう、ご協力をお願いします。

【事前協議対象建築物の用途・規模　一覧】

用途区分	対象規模	協議先
集会場（床面積が 200 ㎡以上の集会室があるものを除く）	すべて	市町村
火葬場		
コンビニエンスストア（※１）	床面積の合計 100 ㎡以上 200 ㎡未満	
事務所	床面積の合計 500 ㎡以上	
ダンスホール	床面積の合計 1,000 ㎡以上	
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	床面積の合計 50 ㎡以上 200 ㎡未満	
工場（自動車修理工場を除く）	床面積の合計 3,000 ㎡以上	
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	床面積の合計 300 ㎡以上	
消防法第８条の２第１項に規定する地下街	すべて	大阪府
道路法第２条第１項に規定する道路（※２・※５）		
都市計画法第４条第 12 項に規定する開発行為により設置される公園（※３）		
遊園地、動物園又は植物園（※４）		
港湾法第２条第５項第９号の３に規定する港湾環境整備施設である緑地		
海岸法第２条第１項に規定する海岸保全施設のうち、護岸、砂浜その他公衆の利用のため整備されるもの		

（※）１　主として飲食料品その他最寄り品の販売業を営む店舗のうち床面積の合計が 30 ㎡以上 250 ㎡未満で一日当たりの営業時間が 14 時間以上のものをいう。

２　専ら自動車の交通の用に供するもの、法第 2 条第九号に規定する特定道路及び都市計画法第 32 条第 1 項又は第 2 項の規定による協議において高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できるかどうかの確認が行われるものと知事が認めるものを除く。

３　都市計画法第 33 条第 1 項第二号に掲げる基準に従って設置されるものに限り、同法第 32 条第 1 項又は第 2 項の規定による協議において高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できるかどうかの確認が行われるものと知事が認めるものを除く。

４　都市公園法第 2 条第 1 項に規定する都市公園に設けられる公園施設であるものを除く。

５　次の市町は、「歩道」に関する事前協議を省略する。
大阪市・堺市・豊中市・高槻市・吹田市・摂津市・枚方市・寝屋川市・守口市・門真市・東大阪市・八尾市・柏原市・松原市・羽曳野市・藤井寺市・富田林市・和泉市・高石市・貝塚市・泉佐野市・泉南市・阪南市・能勢町・豊能町・熊取町・田尻町・岬町

E 建築物移動等円滑化基準

イ 建築物移動等円滑化基準の適用範囲

バリアフリー法施行令第 10 条の規定により、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する部分が整備の適用範囲となります。ただし、共同住宅や保育所等、多数の者が利用する建築物においては、多数の者が利用する部分に適用されます。

ロ 建築物移動等円滑化基準の構成

建築物移動等円滑化基準は、
（１）適用範囲内のすべての部分に係る基準（一般基準）、
（２）高齢者、障がい者等が円滑に利用できる経路（移動等円滑化経路）に係る基準、
（３）視覚障がい者が円滑に利用できる経路（視覚障害者移動等円滑化経路）に係る基準
の３種類で構成しています。（序章-37 図６・序章-38 図７参照）

（１）一般基準
適用範囲内におけるすべての施設（出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で政令で定めるもの）について、バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例に基づき、整備する必要があります。

（２）移動等円滑化経路
移動等円滑化経路は、高齢者、障がい者等が円滑に利用できる経路のことであり、経路上には階段又は段を設けてはなりません。（階段又は段を設ける場合は、傾斜路又はエレベーター等を併設する必要があります。）
また、移動等円滑化経路を構成するすべての施設（出入口、廊下、傾斜路、エレベーター、敷地内の通路その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で政令で定めるもの）について、バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例に基づき、整備する必要があります。

次の①～③の経路のうち、それぞれ一以上を、一般基準に加えて、移動等円滑化経路にする必要があります。
①道等～利用居室
②車椅子使用者用便房～利用居室
③車椅子使用者用駐車施設～利用居室

（３）視覚障害者移動等円滑化経路
道等から案内設備までの経路のうち、一以上を、一般基準に加えて、視覚障害者移動等円滑化経路にする必要があります。

図６　移動等円滑化経路のイメージ

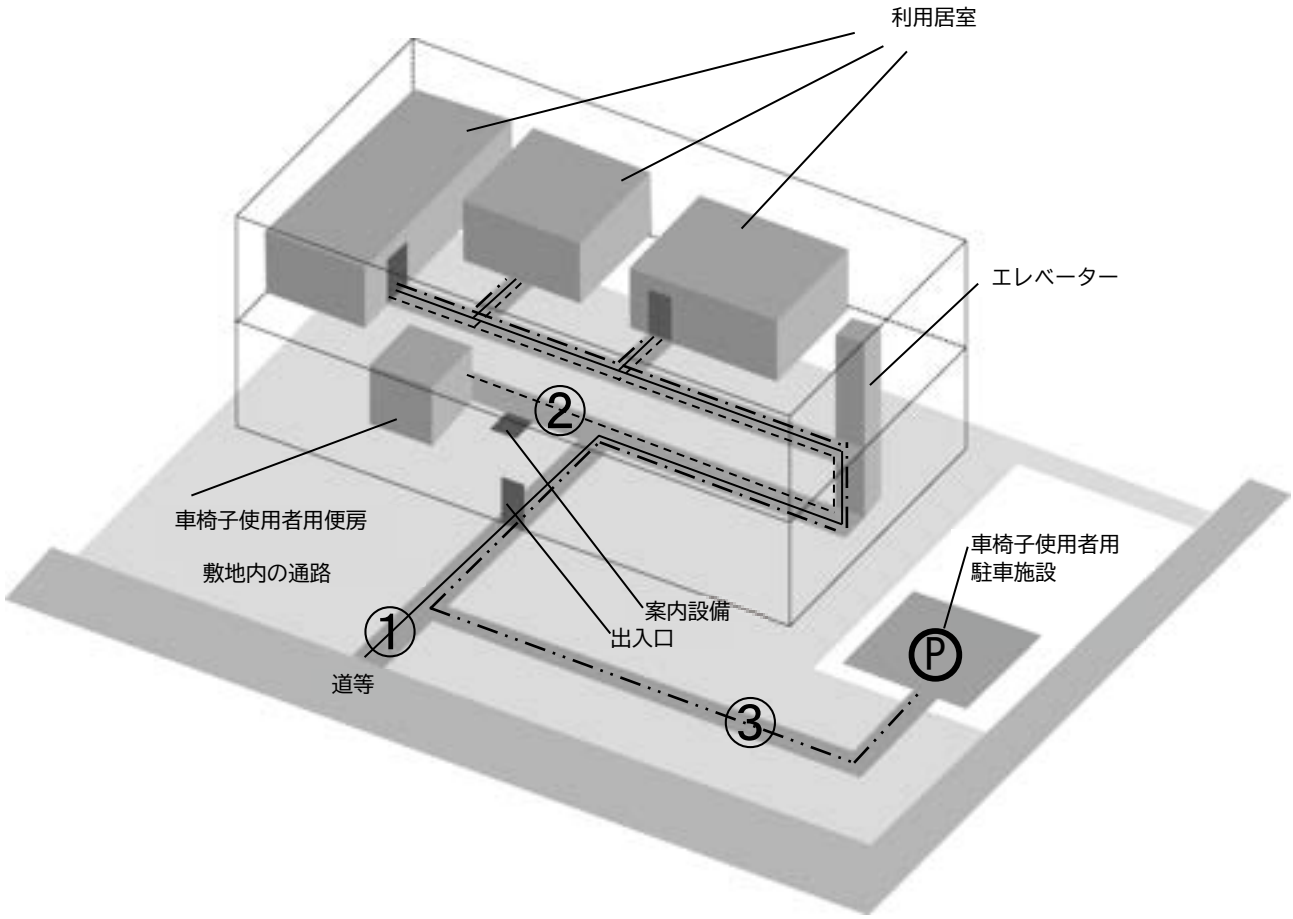

移動等円滑化経路（政令第 18 条）

① ———— 道等～利用居室

② - - - - - - - - 車椅子使用者用便房～利用居室

③ —·—·—·— 車椅子使用者用駐車施設～利用居室

図７　視覚障害者移動等円滑化経路のイメージ

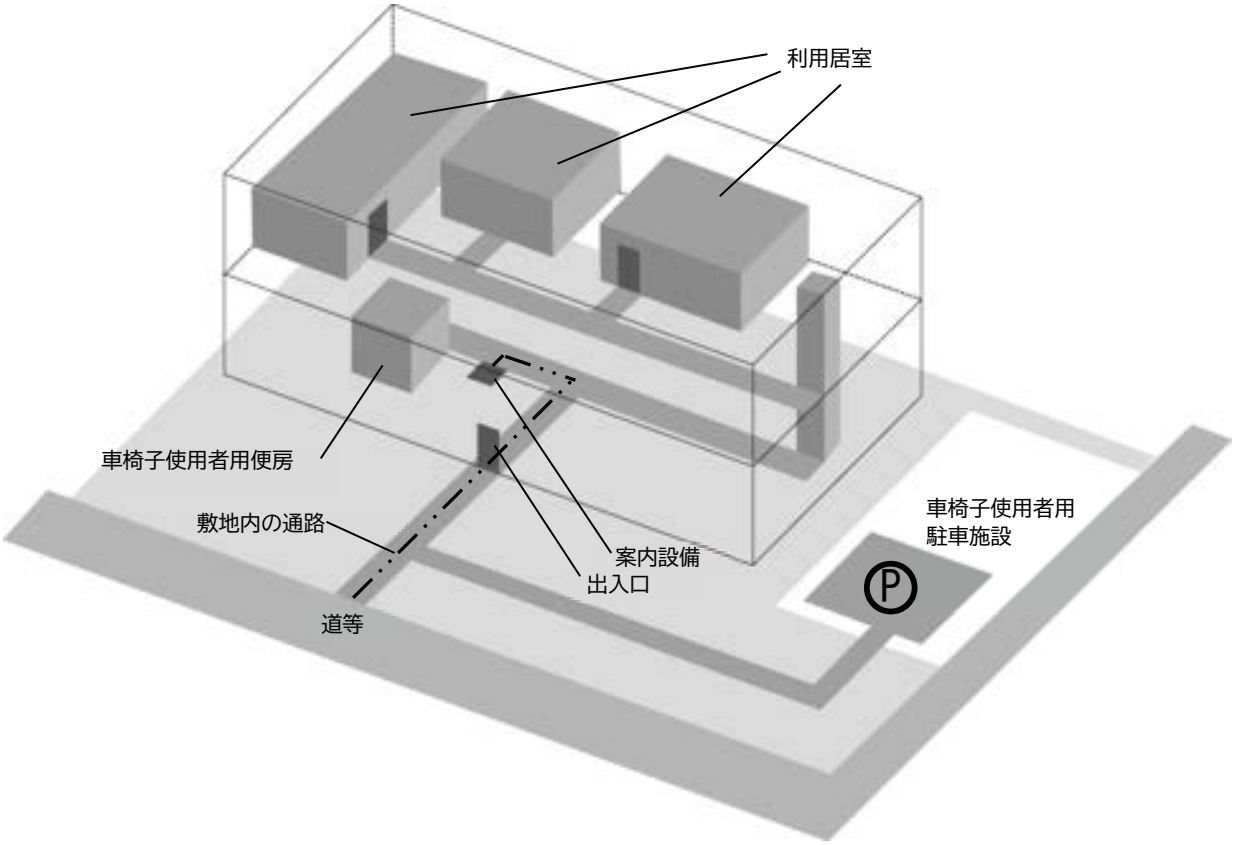

視覚障害者移動等円滑化経路（政令第 21 条・条例第 26 条）
道等～案内設備

参考　～移動等円滑化経路と視覚障害者移動等円滑化経路の関係～

バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例では、段差を設けない経路である「移動等円滑化経路」と視覚障がい者を視覚障がい者誘導用ブロック等などで誘導する「視覚障害者移動等円滑化経路」という２種類の経路を設ける必要があります。

混同しやすい２つの経路ですが、必ずしも同一の経路で整備する必要はありません。

視覚障害者移動等円滑化経路として、視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設により、誘導を行う場合には、これらのブロックが車椅子使用者にとって移動が困難となる場合があり、また、近くに階段がある場合に視覚障がい者を迂回させてスロープへ誘導するのは望ましくないため、２つの経路を分離することが望ましい場合もあります。

状況に応じた計画・設計が望まれます。

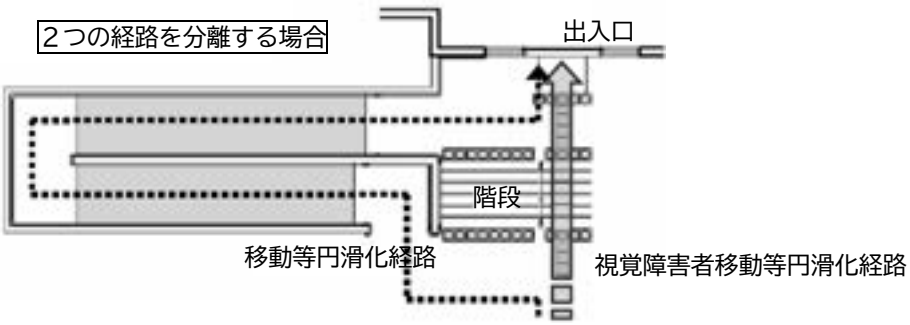

F　都市施設における各整備基準等

イ　都市施設の整備基準

バリアフリー法は、建築物をはじめ、旅客施設、道路、路外駐車場及び公園について、次のとおり各整備基準に適合義務等を規定しています。

都市施設の種類と行為（条例第 2 条）		整備基準名称	基準適合義務 基準適合努力義務	根拠
建築物	序章-33 の表に該当する建築物の建築等	建築物移動等円滑化基準	基準適合義務	法第 14 条第 1 項
	序章-34 の表に該当する建築物の建築等		基準適合努力義務	法第 14 条第 5 項 法第 16 条第 1 項
旅客施設	新設、大規模な改良	公共交通移動等円滑化基準	基準適合義務	法第 8 条第 1 項
	上記以外の場合		基準適合努力義務	法第 8 条第 3 項
道路	特定道路の新設又は改築	道路移動等円滑化基準	基準適合義務	法第 10 条第 1 項
	特定道路の管理		基準適合努力義務	法第 10 条第 4 項
路外駐車場	設置	路外駐車場移動等円滑化基準	基準適合義務	法第 11 条第 1 項
	管理		基準適合努力義務	法第 11 条第 4 項
公園	都市公園の設置	都市公園移動等円滑化基準	基準適合義務	法第 13 条第 1 項
	都市公園の管理		基準適合努力義務	法第 13 条第 5 項

（法：バリアフリー法）

ロ　事前協議

福祉のまちづくり条例は、建築物、道路及び公園について、次のとおり事前協議を規定しています。

都市施設の種類（条例第 2 条）		協議先	基準適合義務 基準適合努力義務
建築物	条例第 40 条第 1 項 1 号～8 号	市町村	基準適合努力義務
道路	条例第 40 条第 1 項第 10 号	大阪府	基準適合努力義務
公園	条例第 40 条第 1 項第 11 号		基準適合努力義務

（条例：福祉のまちづくり条例）

ハ　建築物におけるバリアフリー法と福祉のまちづくり条例の適用範囲

【バリアフリー法（福祉のまちづくり条例委任分含む）による基準適合義務の概要】

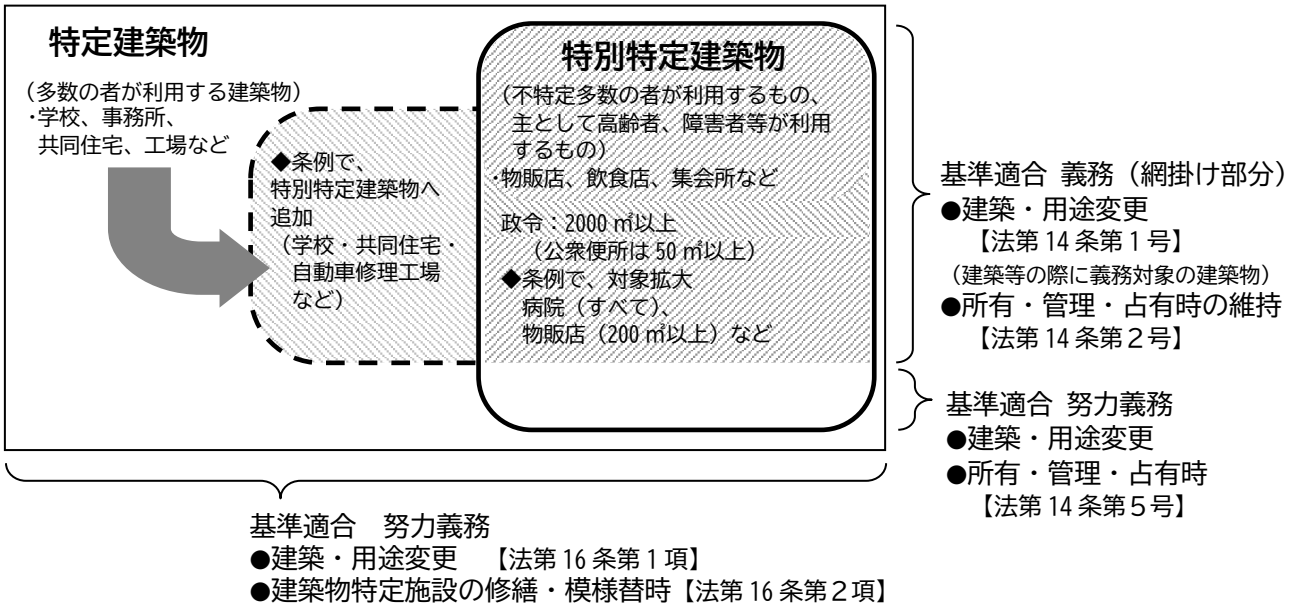

特定建築物：多数の者が利用する政令第４条に掲げる建築物又はその部分（これらに附属する建築物特定施設を含む）
特別特定建築物：不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する特定建築物で、政令第５条に掲げる建築物
建築物特定施設：出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で政令第６条で定めるものをいう。

6 建築物の手続き

A 手続きについて

次の「B基準適合義務」及び「D事前協議」に該当する建築物は、バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例に規定する手続きが必要になります。

また、「C基準適合努力義務」に該当する建築物は、バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例が規定する手続きは不要ですが、高齢者・障がい者をはじめ、すべての利用者が円滑に建築物を利用できるよう適切な整備にご協力いただきますようお願いいたします。

B 基準適合義務（序章-33 B　福祉のまちづくり条例第 12 条別表に該当）

建築基準法関係法令として、建築確認申請において審査します。用途判断等については、建築主事または指定確認検査機関にお問合せください。工事完了後は、建築基準法に基づく完了検査において、バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例の内容についても検査を行います。

建築確認申請で審査
特定行政庁　又は
指定確認検査機関へ申請

▶

建築基準法に基づく完了検査
特定行政庁　又は
指定確認検査機関へ申請

C 基準適合努力義務（序章-34 Cの表に該当）

手続きは不要です。ただし、次の「D事前協議」に該当する場合がありますので、ご注意ください。

D 事前協議（序章-35 Dの表に該当）

福祉のまちづくり条例第 40 条第 1 項の規定に基づき、市町村の福祉のまちづくり事前協議担当課との事前協議が必要です。したがって、建築物の用途・規模によっては事前協議及び建築確認申請の手続きを必要とする場合があります。

工事完了後は、建築基準法に基づく完了検査とは別に、福祉のまちづくり条例工事完了届を市町村の福祉のまちづくり事前協議担当課へ提出してください。

条例に基づく事前協議
建築確認申請とは別に
市町村の福祉のまちづくり
担当課と協議

▶

条例に基づく完了届
建築基準法に基づく
完了検査とは別に市町村の
福祉のまちづくり担当課に届出

建築物等の整備方針

建築物等の整備方針

建築物等の整備方針の見方

次頁から建築物特定施設を基本として具体的な整備方針等について解説しています。

高齢者や障がい者をはじめ、だれもが安心して出かけられるまちづくりの実現を目指し、建築物の設計・計画等の段階で配慮することが望ましい事項を「(〇：推奨)」として解説するとともに、バリアフリー法や福祉のまちづくり条例の基準（●：義務）を図解等により解説することで、事業者や設計者の方が施設を計画・改善する際に参照していただく事項をまとめた資料としています。

・〇推奨：建築物の設計・計画等の段階で配慮することが望ましい事項

・●義務：バリアフリー法施行令、福祉のまちづくり条例及びその他関係規定が定める基準、並びに同基準の実施に向けた運用・考え方

また、建築物等の整備方針に掲載している内容は、高齢者、障がい者等のみなさまからいただいた貴重なご意見等も反映し、基準の解説だけでなく、望ましい整備も解説していますので、その内容について理解を深めていただき、福祉のまちづくりがさらに進むよう、ご協力をお願いいたします。

【各章のページの例】

1 敷地内の通路　（政令第 17 条・19 条　条

この章の基本的な考え方を示しています。

■基本的な考え方

道等から建築物の入口まで、高齢者、障がい者等が安全に利用できるように配慮したアプローチを設置する。
その際、高齢者、障がい者等に配慮したアプローチは、できる限り一般の利用者が主として利用するアプローチと同じ経路にすることが望ましい。

この章における目次と、各項目のページを示しています。

■目次

項目	ページ
通路幅員	1-2
転回スペース	1-2
戸の構造	1-2
横断溝の仕様	1-3
動線計画	1-4
仕上げ	1-4
段	1-5
傾斜路（屋外）　（屋内の傾斜路については、[5] 傾斜路を参照）	1-5
通路上の障害物	1-6
照明	1-6
車寄せ	1-7
休憩スペース	1-7

各項目は〇●の
２種類のマークによって分かれています。
〇：推奨基準
●：義務基準

設計時に参考となる内容や、基準等の解説をしています。

■整備基準

項目	〇推奨 ●義務		参照図表
通路幅員			
	〇	・通路の幅は、180cm 以上とする。 解説 車椅子使用者同士のすれ違いに配慮。電動車椅子やスポーツ用の車椅子の場合は、この限りではない。	図 1.1 図 1.5
	〇	・通路が狭い場合、折れ曲がり部に隅切りをとると車椅子が通行しやすい。	
	〇	・通路の幅は、通路利用の想定人員等に基づき、適切な幅を確保する。	
	〇	・通路に沿って、展示やイベントを観覧するような場合は、その利用で必要となる幅を除いて、通行に必要な幅を確保すること。なお、車椅子使用者のサイトラインを確保できるよう、前列に誘導するために必要な幅を確保する。	
	〇	・通路では、つまずき危険源となる突出物は配置しない。	
	●	移動等円滑化経路 ・幅は、120cm 以上とする。 解説 手すりがある場合、その内側で計測する。	図 1.1 図 1.5

参照図表の番号を示しています。

図 1.1　敷地内の通路の有効幅員

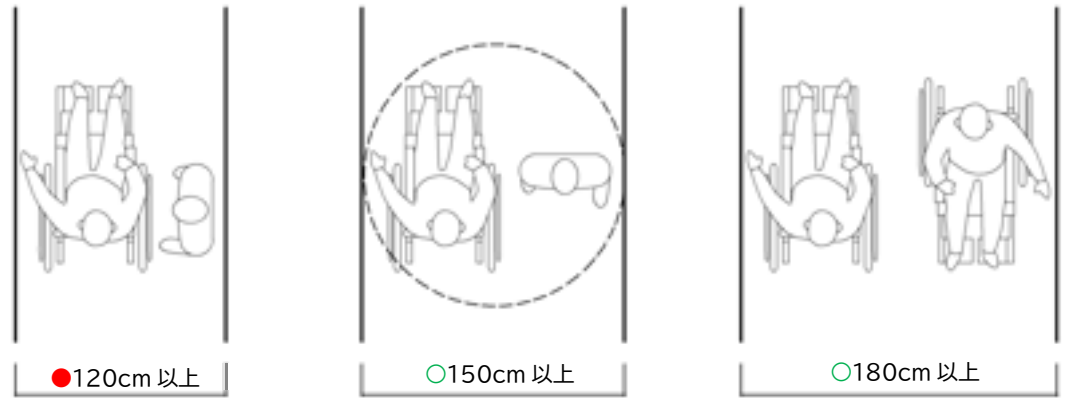

車椅子使用者と横向きの人がすれ違える寸法

人と車椅子使用者がすれ違える寸法
車椅子使用者が回転(360°)できる寸法

車椅子使用者同士がすれ違える寸法
車椅子使用者と杖使用者がすれ違える寸法

ガイドラインの図解は基準の内容の理解を容易にするためのもので、一例として表示してあります。各施設の設計目的や構造などに応じて、より利用しやすいよう、設計における配慮をお願いします。

転回スペース			
	●	移動等円滑化経路 ・50m 以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所に設ける。	
戸の構造			
	●	移動等円滑化経路 ・戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	図 1.5

1 敷地内の通路　（政令第 17 条・19 条　条例第 22 条・25 条）

■基本的な考え方

道等から建築物の入口まで、高齢者、障がい者等が安全に利用できるように配慮したアプローチを設置する。
その際、高齢者、障がい者等に配慮したアプローチは、できる限り一般の利用者が主として利用するアプローチと同じ経路にすることが望ましい。

■目次

項目	ページ
通路幅員	1-2
転回スペース	1-2
戸の構造	1-2
横断溝の仕様	1-3
動線計画	1-4
仕上げ	1-4
段	1-5
傾斜路（屋外）　（屋内の傾斜路については、[5] 傾斜路を参照）	1-5
通路上の障害物	1-6
照明	1-6
車寄せ	1-7
休憩スペース	1-7

■整備基準

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
通路幅員			
	○	・通路の幅は、180cm 以上とする。 解説 車椅子使用者同士のすれ違いに配慮。電動車椅子やスポーツ用の車椅子の場合は、この限りではない。	図 1.1 図 1.5
	○	・通路が狭い場合、折れ曲がり部に隅切りをとると車椅子が通行しやすい。	
	○	・通路の幅は、通路利用の想定人員等に基づき、適切な幅を確保する。	
	○	・通路に沿って、展示やイベントを観覧するような場合は、その利用で必要となる幅を除いて、通行に必要な幅を確保すること。なお、車椅子使用者のサイトラインを確保できるよう、前列に誘導するために必要な幅を確保する。	
	○	・通路では、つまずき危険源となる突出物は配置しない。	
	●	移動等円滑化経路 ・幅は、120cm 以上とする。 解説 手すりがある場合、その内側で計測する。	図 1.1 図 1.5

図 1.1　敷地内の通路の有効幅員

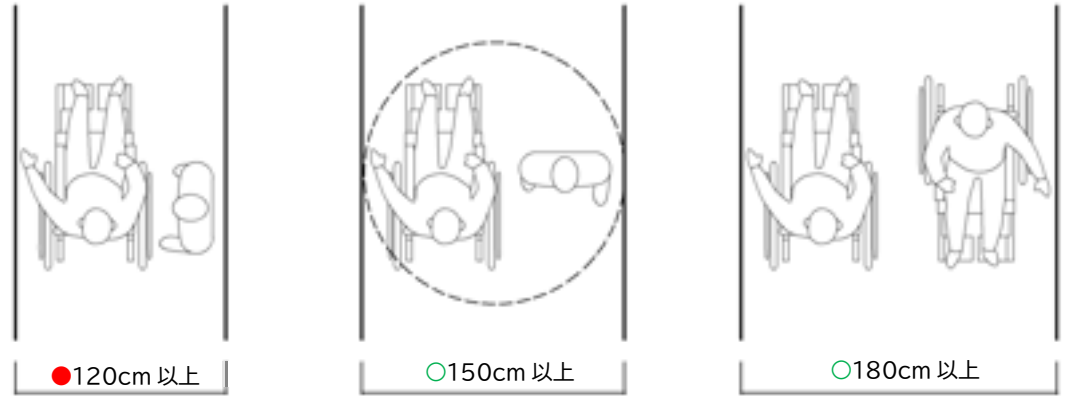

車椅子使用者と横向きの人がすれ違える寸法

人と車椅子使用者がすれ違える寸法
車椅子使用者が回転(360°)できる寸法

車椅子使用者同士がすれ違える寸法
車椅子使用者と杖使用者がすれ違える寸法

転回スペース			
	●	移動等円滑化経路 ・50m 以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設ける。	
戸の構造			
	●	移動等円滑化経路 ・戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	図 1.5

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
横断溝の仕様			
	●	移動等円滑化経路 ・通路を横断する排水溝を設ける場合には、そのふたは、杖、車椅子のキャスター等が落ちないものとする。	図 1.2

図 1.2　横断溝の仕様

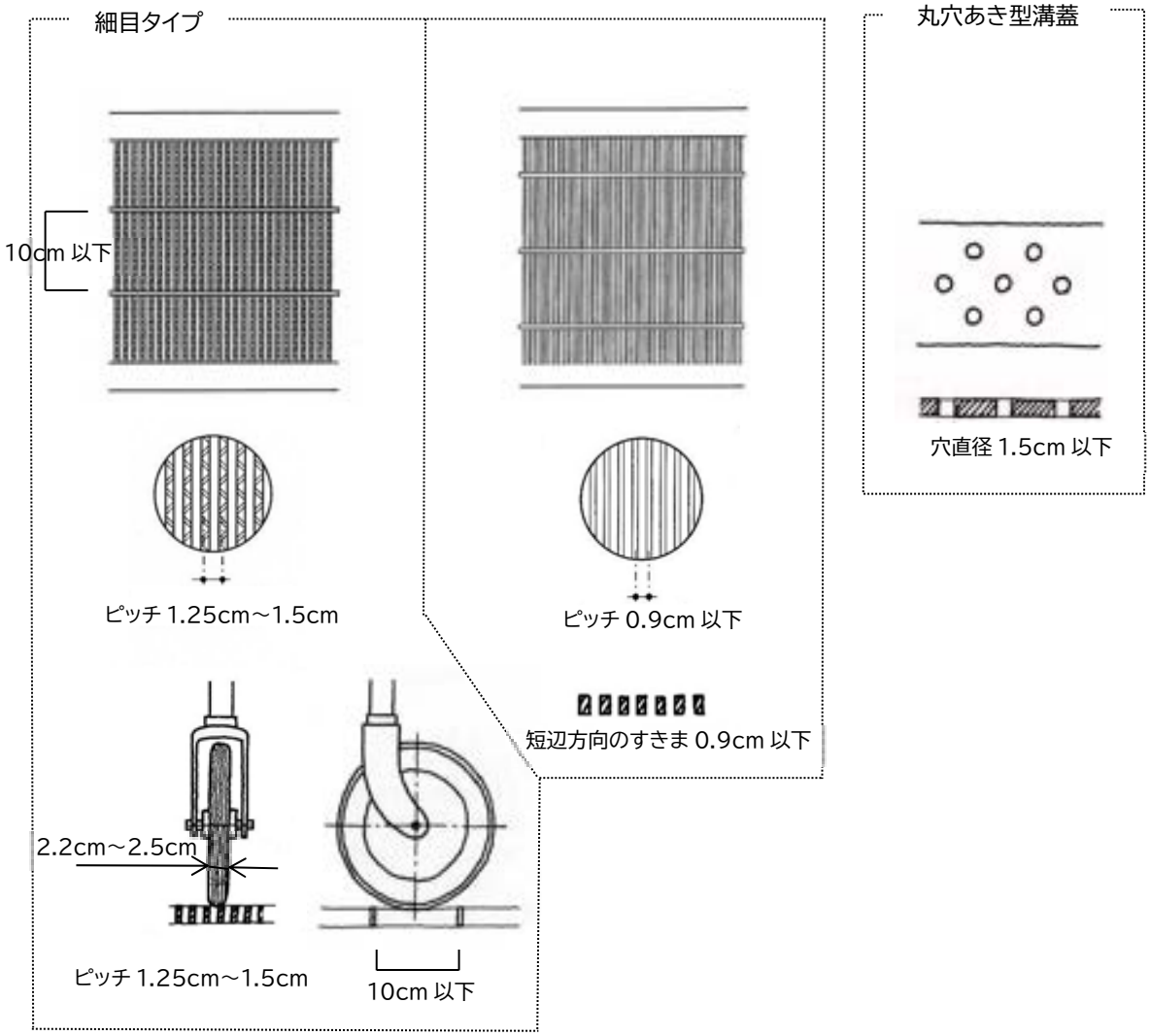

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
動線計画			
	○	・高齢者、障がい者等の安全の確保を図るため、歩行者と車の動線を分離する。 解説 やむを得ず、歩行者と車の動線が交差する場合においては、見通しを良くするなど、危険を回避する。 クラクション等の音が聞こえない聴覚障がい者が安全に通行するためにも有効である。 駐輪場と駐車場の経路も、できる限り交錯を避ける工夫をする。	
	○	・歩道と車路及び敷地の境界の段を解消する。	図 1.5
	○	・車椅子使用者と視覚障がい者との動線は、できる限り交錯を避ける工夫をする。	
	○	・高齢者、障がい者等と他の利用者が同じ経路を利用できるように計画する。やむを得ず高齢者、障がい者等用の主要な通路を別に設ける場合は、できる限り他の利用者と著しく異なる経路とならないよう留意するとともに、適切に案内誘導を行う。	
	○	・位置や内容を確認しやすいように、音声案内を適切に設置する。 解説 常時音が出ている案内のこと。[13] 案内設備のインターホンや案内板と併用する。	図 1.5
	○	・弱視者が敷地内の車路へ進入してしまうのを防ぐために、歩道と車路の間に、周囲との違いを認知しやすい色の手すりを設ける、歩道と車路の色の明度、色相または彩度の差を大きくし、その境界を容易に識別できるものとするなどの配慮をする。	
	○	・敷地内の通路と道路の境界部分や出入口前の段差を解消するため、L 形側溝や縁石の立ち上がり部分の切下げ等について道路管理者等と協議を行い、車椅子使用者等の移動が円滑になるよう配慮する。 解説 砂利敷、飛石、小段等は車椅子使用者等の移動が困難であるので、設ける場合は別ルートを確保できるようにすること。	図 1.5
	○	・敷地境界と建築物の出入口の距離が短いなど、視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設以外の誘導方法を選択する必要がある場合には、音声等による誘導、または従業員等による人的誘導を行う。	
仕上げ			
	○	・水勾配が必要な場合を除き、通路は水平とする。	
	○	・水勾配が必要な場合は、横断勾配を２％以下とする。	
	●	一般基準 ・表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 解説 床材の滑りの評価指標としては、日本産業規格 JIS A 1454 がある。	表 1.1

表 1.1　傾斜路の床仕上げの例

床材(舗装材)	配慮事項
アスファルト	平滑に仕上げる
コンクリート・モルタル	ほうき目等、粗面が望ましい
コンクリート平板	ゴム入等、ノンスリップ加工が必要
インターロッキング・レンガ アスファルトブロック	不陸(凸凹等)のないように仕上げる
タイル・本石	粗面で筋入りのものとする

※目地を設ける場合は、必要最小限とし、車椅子通行時に支障とならないよう配慮する。

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
段			
	○	・けあげは 16cm 以下、踏面は 30cm 以上、け込み 2cm 以下とする。	
	○	・杖使用者の利用に配慮し、段の幅は 140cm 以上とする。	
	○	・手すりはできる限り連続させ、壁面を手すり子形式とする場合は、基部を 5cm 立ち上げる。	
	●	一般基準 ・段がある部分は、次に掲げるものであること。 イ　手すりを設ける。 ロ　踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。 ハ　段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とする。	図 1.1
	●	移動等円滑化経路 ・移動等円滑化経路上に階段又は段を設けない。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。	図 1.1
傾斜路（屋外）　（屋内の傾斜路については、[5] 傾斜路を参照）			
	○	・傾斜路の勾配は、屋外では雨天時を考慮して 1/15 以下とする。	図 1.1
	○	・通行の安全確保、休憩、方向転換のため、傾斜路の上端・下端、曲がりの部分、折り返し部分、他の通路との交差部分にも、踏幅 150cm 以上の水平なスペースを設ける。ただし、折り返し、転回箇所における踊場の場合は、傾斜路の幅員と同じ幅を確保する。	図 1.1
	○	・傾斜路が広幅員または長くなる場合は、両側に手すりを設ける。	図 1.1
	○	・傾斜路の手すりの端部は歩き始めの安定確保や、視覚障がい者の利用配慮のため、45cm 以上の長さの水平部分を設ける。	図 1.1
	○	・義足使用者や片まひ者は階段のほうが上り下りしやすい場合もあるため、緩勾配の手すり付階段を併設する。	図 1.1
	○	・傾斜路は、道路に対し垂直に設置しないなど、車椅子の安全性に配慮して設置する。	
	●	一般基準 ・傾斜路は、次に掲げるものであること。 イ　勾配が 1/12 を超え、又は高さが 16cm を超え、かつ、勾配が 1/20 を超える傾斜がある部分には、手すりを設ける。 ロ　その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。 解説 ノンスリップ加工を施すなど、濡れても滑りにくい材料・仕上げとする。傾斜路の上端・下端または傾斜路全体を、色彩、色相又は明度の差、輝度比等が確保された材料で仕上げる。	図 1.3 図 1.4 表 1.1
	●	一般基準 ・傾斜路は、その両側に側壁又は立ち上がり部を設けなければならない。 解説 杖等による危険の認知、車椅子のキャスター等の脱輪防止。	図 1.3 図 1.4
	●	移動等円滑化経路 ・傾斜路の幅は、段に代わるものにあっては 120cm 以上、段に併設するものにあっては 90cm 以上とする。	図 1.3 図 1.4
	●	移動等円滑化経路 ・傾斜路の勾配は、1/12 を超えないこと。ただし、高さが 16cm 以下のものにあっては、1/8 を超えない。	図 1.4
	●	移動等円滑化経路 ・傾斜路の高さが 75cm を超えるもの（勾配が 20 分の 1 を超えるものに限る。）にあっては、高さ 75cm 以内ごとに踏幅が 150cm 以上の踊場を設ける。	図 1.3

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
図			

図 1.3　傾斜路（屋外）

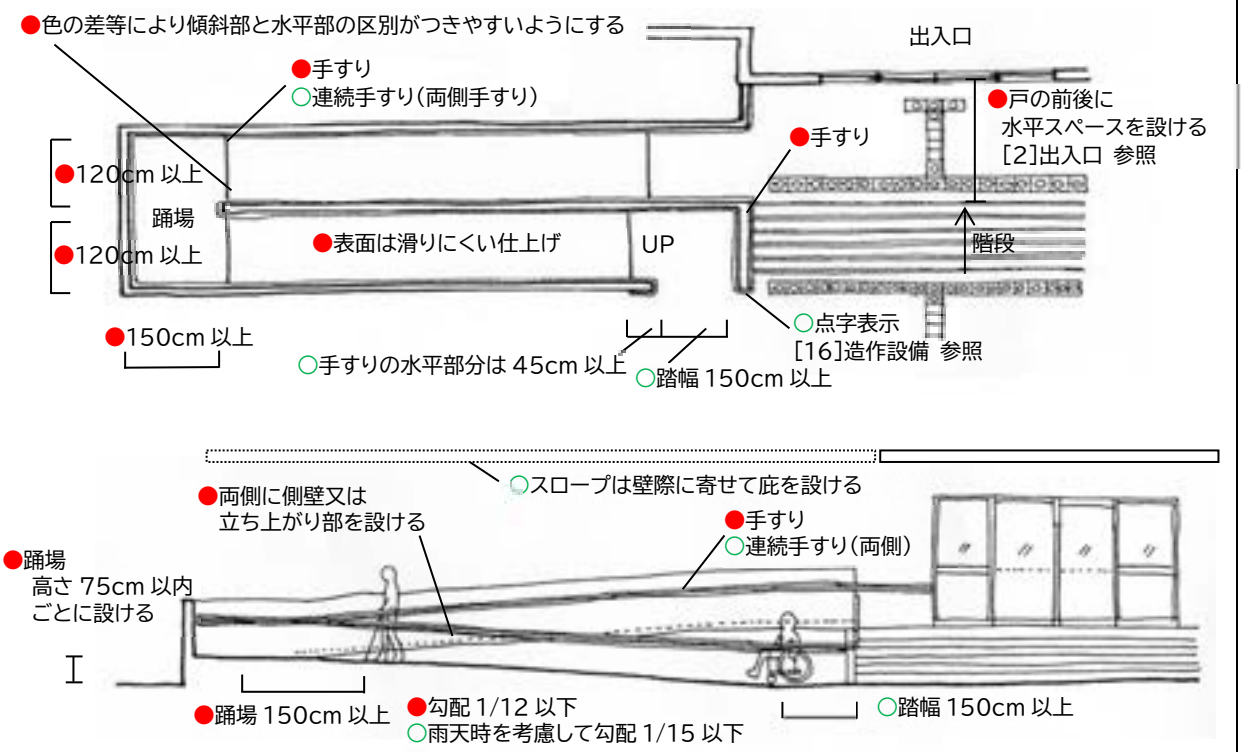

図 1.4　傾斜路（屋外）の立ち上がりと手すり

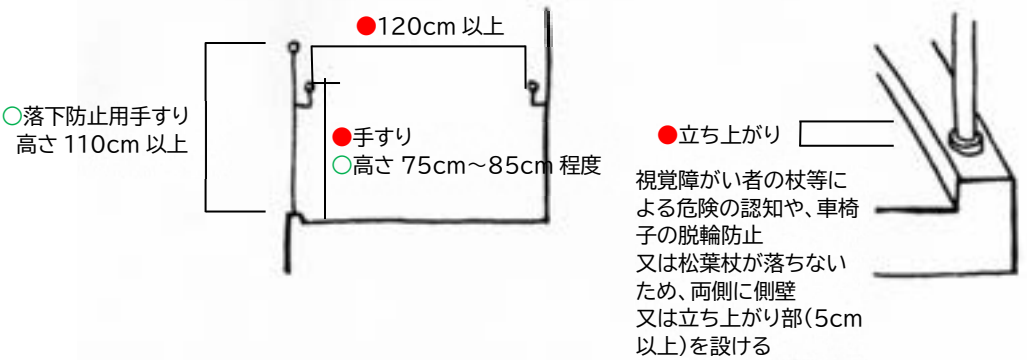

通路上の障害物			
	○	・モニュメント、車止め、植樹ます等の設置を行う場合は、車椅子使用者、視覚障がい者の通行に支障が出ないよう配慮する。 解説 車止め（ボラード）は、視覚障がい者が衝突したり、車止めの種類・構造によっては車椅子使用者等の通過の障害となるので、原則として設置しない。やむを得ず設置する場合は、最小限のエリアや数とし、幅員 90 ㎝以上を確保する。また、白杖で認知しやすい大きさや、周囲の床面または壁面とコントラストをつけた色彩を用いるなど、弱視者が認知しやすいものとし、夜間の衝突を防止するために照明等の配慮をする。	

照明			
	○	・夜間の安全な通行に配慮して照明設備を設置する。	図 1.5
	○	・段のある部分は、低位置に照明設備を設置し、踏面とけあげ面を明るく照らす。	図 1.5
	○	・路面をより明確に示すため、標準的な照明方法に加え、目の高さより下に取り付ける照明設備も整備する。	
	○	・光源が直接目に入らないよう配慮する。	

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
車寄せ			
	○	・車寄せを設ける場合、車椅子使用者が車椅子に乗ったまま車両から降りるのに十分なスペースを確保する。	
休憩スペース			
	○	・50m 以内ごとにベンチ等の休憩設備を設ける。ただし、円滑な通行に支障を及ぼさない範囲で、適切な間隔に設置する。 解説 ベンチは座面の高さ 40～45cm、背もたれの高さ 75cm 程度とする。	
図			

図 1.5　アプローチ
（高低差がない場合）

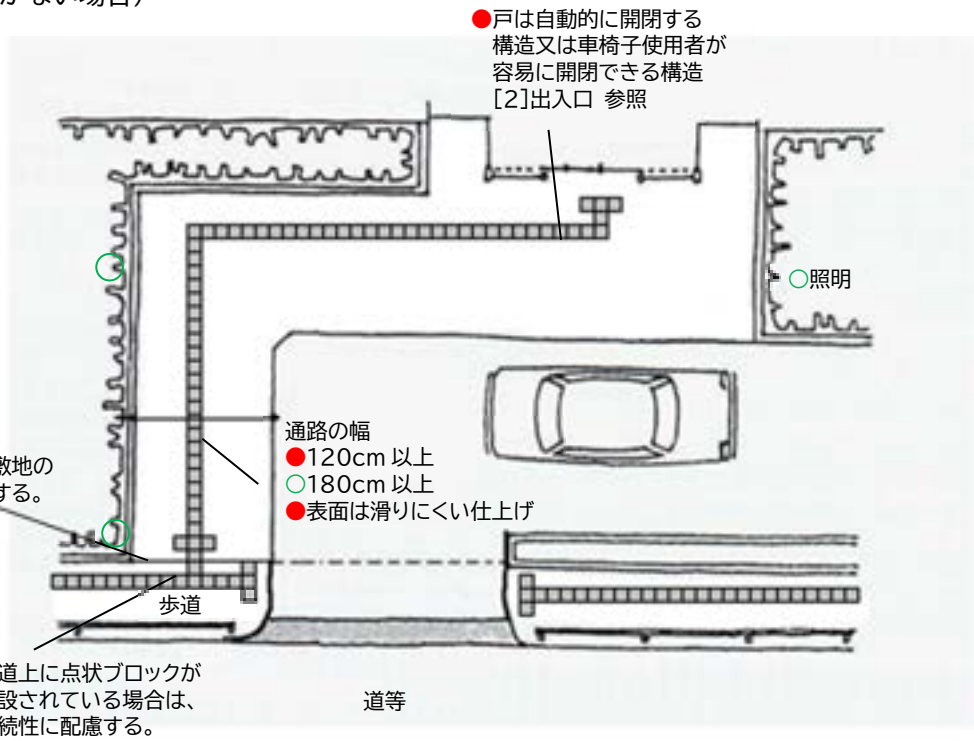

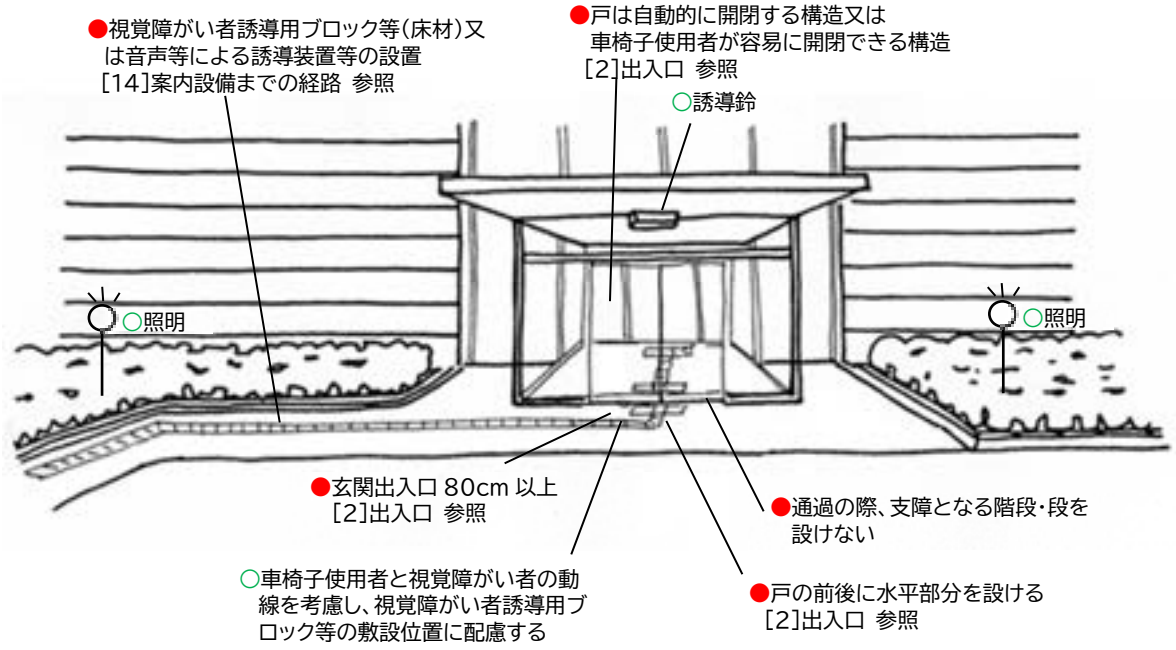

チェック項目（義務基準）		
一般基準	仕上げ	
	①表面は滑りにくい仕上げであるか	
	段	
	②段がある部分	－
	(1)手すりを設けているか	
	(2)識別しやすいものか	
	(3)つまずきにくいものか	
	傾斜路（屋外）	
	③傾斜路がある部分	－
	(1)手すりを設けているか　（勾配１／１２を超え　又は高さ１６ｃｍを超え　かつ、１／２０を超える傾斜部分に限る）	
	(2)前後の通路と識別しやすいものか	
	(3)両側に側壁又は立ち上がり部を設けているか	
移動等円滑化経路	幅員の確保	
	①幅は１２０ｃｍ以上であるか	
	転回スペース	
	②区間５０ｍ以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか	
	戸の構造	
	③戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	横断溝の仕様	
	④通路を横断する排水溝のふたは、杖、車椅子のキャスター等が落ちないものとしているか	
	傾斜路（屋外）	
	⑤傾斜路がある部分	－
	(1)幅は段に代わる場合は１２０ｃｍ以上、段に併設する場合は９０ｃｍ以上であるか	
	(2)勾配は１／１２を超えていないか（高さ１６ｃｍ以下の場合は１／８を超えていないか）	
	(3)高さ７５ｃｍ以内ごとに踏幅１５０ｃｍ以上の踊場を設けているか（勾配１／２０を超える場合に限る）	
	⑥上記①から⑤は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る	

2 出入口　（政令第 19 条）

■基本的な考え方

出入口は、高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に通過できる必要がある。
車椅子使用者等に配慮して、段差を設けないことが原則であり、引き戸や自動ドアなど、容易に開閉して通過できる構造とする。また、戸の前後には、車椅子使用者等が待機できるスペースを設ける。

■目次

項目	ページ
出入口までのアクセス	2-2
幅員の確保	2-2
風除室	2-3
戸の構造	2-3
戸の構造(自動ドア)	2-4
戸の構造(引き戸)	2-5
戸の構造(開き戸)	2-5
音声案内	2-5
室名表示	2-6
屋根・庇	2-6
戸のガラス	2-6
床面・マット	2-6
取っ手	2-6
照明	2-7
色	2-7
視覚障がい者誘導用ブロック等	2-7
障がい者補助犬(サービスアニマル)等用スペース	2-7

■整備基準

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
出入口までのアクセス			
	○	・１階が駐車場、２階がレストラン等といったピロティ形式の建築物については、車椅子使用者を含めすべての人が２階の出入口に容易にアクセスできるよう、当該階へのエレベーター等の昇降設備を設置する。	図 2.1

図 2.1　後付けでエレベーターを設置した例（木曽路箕面店）

木曽路箕面店　店舗外観

木曽路箕面店　後付けで設置したエレベーターの様子（店舗内部）

幅員の確保			
	○	・車椅子使用者、杖使用者等の利便性を考慮すると、主要な出入口の有効幅員は 120cm 以上とし、それ以外の出入口は 90cm 以上とする。 解説 日本産業規格 JIS T 9201 に定められる手動車椅子であれば出入口の幅が 80cm でも利用可能であるが、電動車椅子や、スポーツ用の車椅子の場合、利用できないものがある。（例：テニス用車椅子幅 87cm）	図 2.2
	○	・車椅子使用者と歩行者２人のすれ違いを考慮し、主要な出入口の有効幅員は、200cm 以上とする。	
	○	・店舗にバルコニー（避難用バルコニーを含む）、テラス等を設ける場合、バルコニー、テラス等への主要な出入口の有効幅員は、80cm 以上とする。	
	●	移動等円滑化経路 ・幅は、80cm 以上とする。 解説 幅については有効幅員をいい、引き戸は引き残しや戸厚を含めない寸法で計測する。	図 2.2 図 2.3

図 2.2　出入口の有効幅員

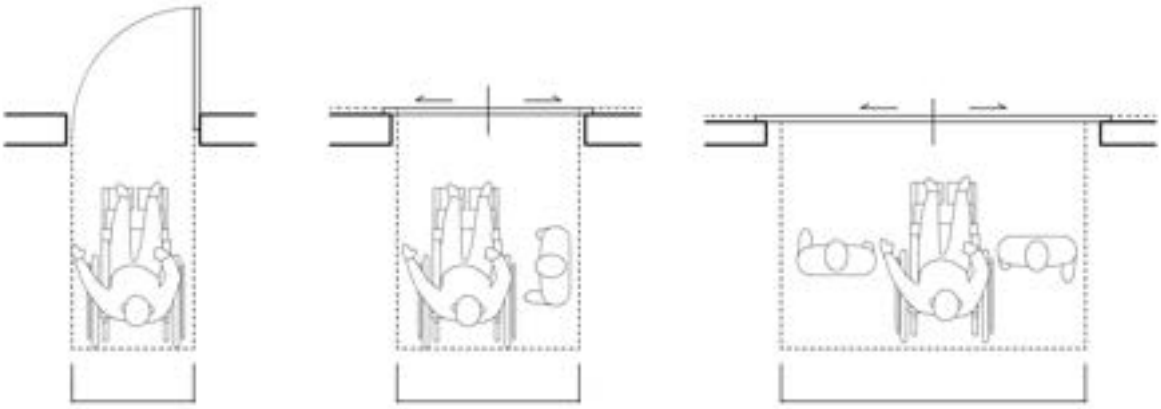

●80cm 以上
車椅子使用者が通過できる寸法

○120cm 以上
車椅子使用者と横向きの人がすれ違える寸法

○200cm 以上
車椅子使用者と歩行者2人がすれ違える寸法

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表

図 2.3　幅の取り方

※幅については有効幅員をいい、 引き戸は引き残しや戸厚を含めない寸法で計測する。

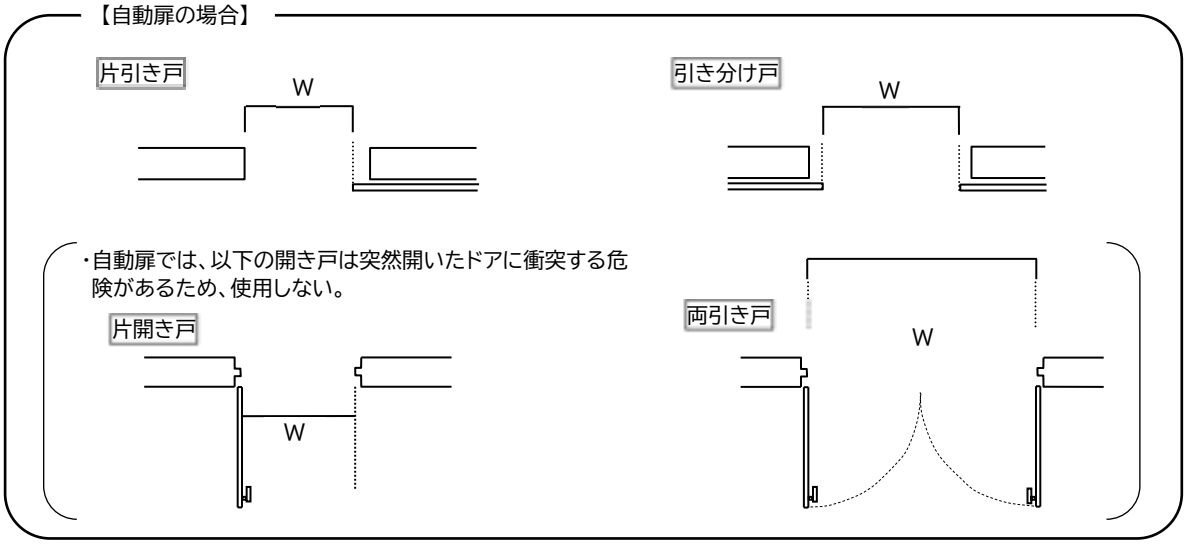

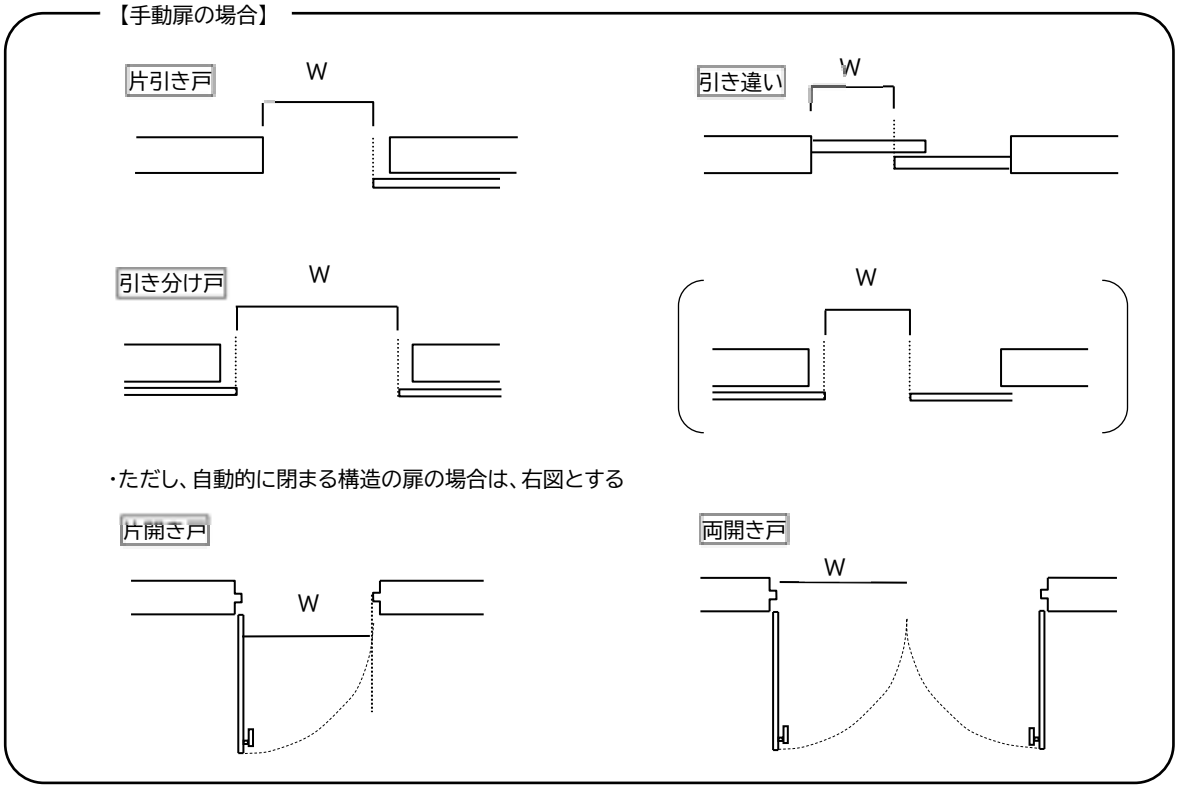

風除室			
	●	移動等円滑化経路 ・風除室内で方向転換が求められる場合等は、視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設等により、進行方向がわかるようにしなければならない。	図 2.6
戸の構造			
	○	・扉は、引き戸（自動式の方がよい）とする。 解説 車椅子使用者や上肢障がい者等が開閉しやすい形式とする。	
	○	・店舗の出入口や店舗内部の主要な経路に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。 解説 傾斜路を上り切ったところに、手前に引く開き戸を設けると車椅子使用者が利用できないので避ける。	

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
	○	・物販店舗等の出入口の戸は、買い物袋と杖・白杖等を両手に持った高齢者、障がい者等の利用にも配慮し、自動式引き戸とする。	
	○	・ドアの動きを停止または開ける力は、軽い力（最大 30N）で操作可能なものとする。	
	○	・ドアは、車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とする。	
	○	・回転戸を使用しない。	
	○	・開き戸を向かい合わせで設置する場合、ドアとドアの間の有効距離は、２枚のドア幅＋150cm とする。	
	○	・使用頻度が高いドアの場合、床から 25cm の高さまでキックプレートまたはそれに類する材質のものを設置する。	
	●	移動等円滑化経路 ・戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 解説 戸の前後に車椅子の待機や方向転換のための水平なスペースを確保する必要がある。自動扉及び引き戸の場合は 150cm 以上、開き戸の場合は建具幅+150cm が原則として必要。	
戸の構造（自動ドア）			
	○	・主要経路の出入口に回転戸を使用することは避ける。	
	○	・自動ドアを設ける場合、車椅子使用者等は引き戸または引き分け式が通行しやすい。 解説 車椅子使用者の通過を妨げるような敷居や溝は設けない。	
	○	・自動ドアは車椅子使用者等の通行を考慮し、扉の開放時間を十分考慮する。（すみやかに開き、閉まるのは遅くする。）	
	○	・起動装置は、視覚障がい者、車椅子使用者等の通行については支障なく作動するよう配慮する。	図 2.4
	○	・自動開閉装置は押しボタン式を避け、感知式とする等、開閉操作の不要なものとする。	
	○	・非常時の対応のため、手動式の戸を併設する。	
	○	・高齢者、障がい者等がドアに挟まれないように、ドア枠の左右かつ適切な高さに安全センサーを設置する。	図 2.4

図 2.4 玄関ドアの感知方式

マットスイッチ（床面感知）

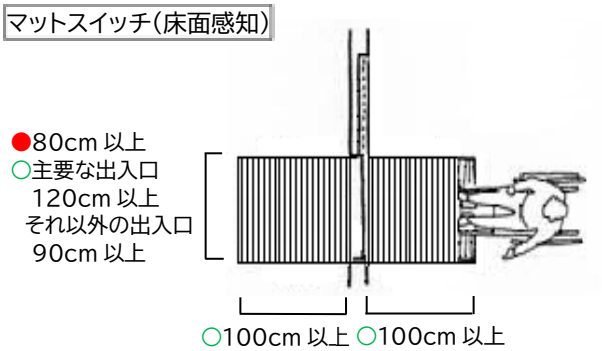

・マットスイッチにはゴムマットとアルミマットがあるが、ゴムマットは摩擦したときにつまずきやすくなること、またアルミマットは杖などが滑りやすい。
・両マットが小さく、ドアの直前にあると車椅子でマットを踏む前にフットレストがドアに当たって作動させられなくなるので、マットは少し大きめにする。

超音波スイッチ（空間感知）

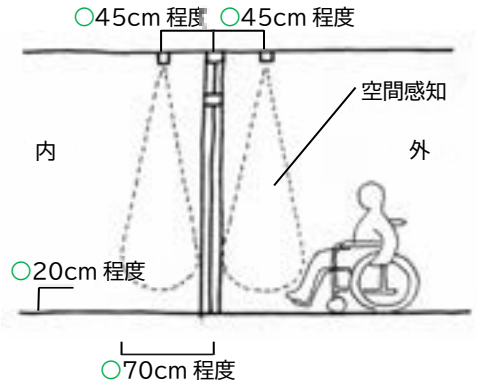

・超音波スイッチは車椅子使用者もカバーできるように広範囲に感知できるようにする。

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
		押しボタンスイッチ（点感知） 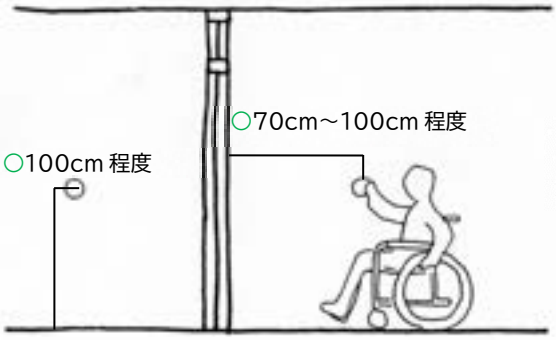 ・ドアに直接設けたスイッチは車椅子では接近しにくいので、脇に副スイッチを設ける。 光線スイッチ（線感知） 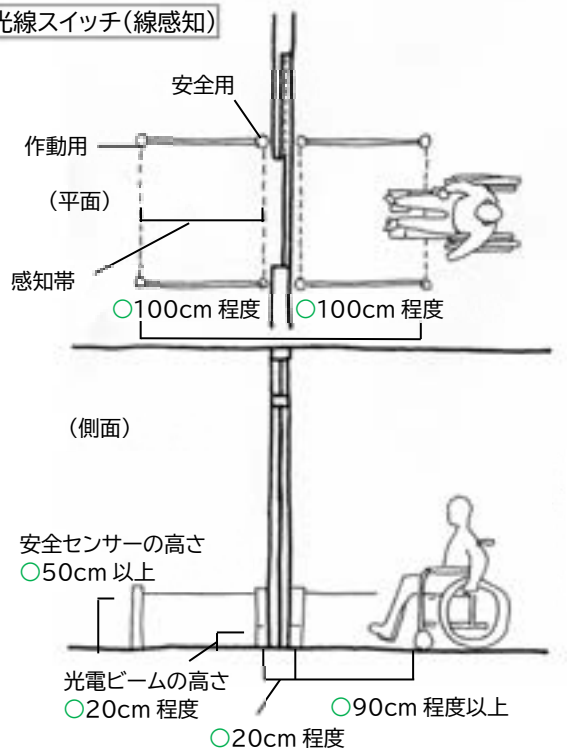 ・光線スイッチは温度変化や直射日光等の影響を受けやすいので注意する必要がある。 ・車椅子使用者や歩行困難者がドアに挟まれないように、ドア枠の左右に安全センサーを設置する。	
戸の構造（引き戸）			
	○	・手動式の引き戸は開閉が円滑にできる上吊り式とする。	
戸の構造（開き戸）			
	○	・やむを得ず、開き戸を設置する場合、ドアクローザーにより、車椅子使用者等の進入を考慮した開閉時間を確保する。	
	○	・開き戸には、プライバシー上問題のある場合を除き、危険防止のため、戸の反対側の様子がわかるような窓を設ける。窓は、車椅子使用者や子ども等が容易に利用できる高さ・位置とする。	
	○	・開き戸でアルコーブを設ける場合は、車椅子使用者等の開閉動作等がしやすいよう、取っ手側には 45cm 以上の袖壁を設ける。	
	○	・低抵抗のディレイ装置付ドアクローザーの場合、開閉時間について安全を確保する。	
音声案内			
	○	・ドアの場所や形状について、音声で案内する。 解説 視覚障がい者は音声案内がない場合、ドアの位置やドアの開け方（押しボタン式・自動ドア等）を把握することが難しい場合がある。	図 2.7
	○	・出入口に設けるインターホンの周囲には、カートや搬入商品等の保管場所を設けない。	

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
室名表示			
	○	・戸の取っ手側の壁面または出入口の戸に、室名等を表示する。なお、視覚障がい者の利用に配慮し、文字を浮き彫りにするまたは点字を併記する。 解説 設置高さは、床から 140～160cm 程度とする。	
屋根・庇			
	○	・雨に濡れないよう、屋根または庇の下で車の乗降ができるよう配慮する。	図 2.6
戸のガラス			
	○	・戸のガラス等は、衝突時の事故防止のため、安全ガラス（合わせガラスまたは強化ガラスをいう。）を用いる。 解説 ガラスの選定にあたっては、「ガラスを用いた開口部の安全設計指針（昭和 61 年建設省住指発第 116 号、117 号）」等を参照する。	
	○	・無色透明のガラス扉、ガラススクリーンは衝突の危険があるため、目の高さの位置に横桟をいれるか、色や模様等で十分識別できるようにする。（高齢者の黄変化した視界では見えにくいため青色は避ける。）	図 2.7
	○	・衝突等の危険防止のために、ドアの存在をわからせる。	
	○	・フットレストの高さ（床から 35cm 程度までの部分）はガラスの使用を避ける。 解説 フットレストを活用してドアを開閉する車椅子使用者もいるため、ガラスが割れる可能性がある。	
	○	・衝突防止のため手すりを設置する。	図 2.6
床面・マット			
	○	・床の表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げる。	
	○	・床の表面は、転倒に対して衝撃の少ない材料で仕上げる。	
	○	・車椅子の操作が極端に重くなるため、毛足の長いカーペットは避ける。	
	○	・玄関マットは、埋め込み式とし、はけ状のものは使用しない。また、しっかりと端部を固定する。 解説 はけ状のものは、車椅子で動きにくい。また、端部を固定していないと、杖先を引っ掛ける危険性がある。	図 2.7
取っ手			
	○	・取っ手は使いやすい形状のものとし、床面から 90cm 程度の位置に設置する。	
	○	・手動式引き戸では、棒状のもの、大きく操作性の良いレバーハンドル式、プッシュプルハンドル式またはパニックバー形式のものとする。	図 2.5

図 2.5 使いやすい取っ手

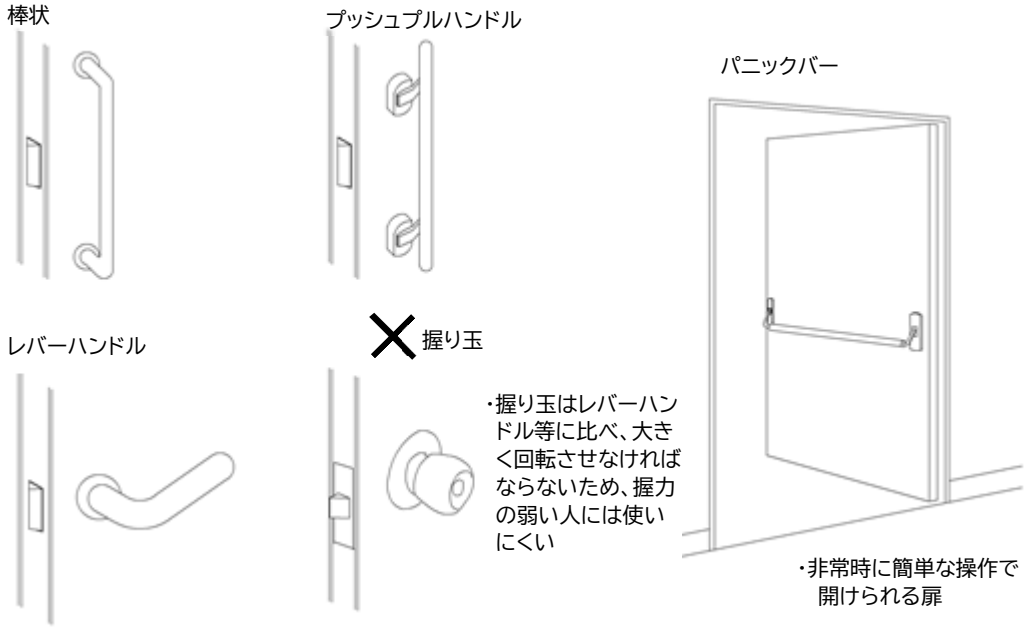

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
照明			
	○	・夜間の安全な通行に配慮して照明設備を設置する。	
色			
	○	・戸や取っ手の色は、色の対比や明度差に配慮し、色弱者の人も認知しやすい色の組み合わせとする。 解説 色覚障がいのある人に配慮した色の組み合わせ等に関しては、[0] 序章及び「色覚障がいのある人に配慮した色使いのガイドライン」（大阪府作成）参考-233 参照	
視覚障がい者誘導用ブロック等			
	○	・視覚障がい者が位置を認知しやすいよう、建築物の出入口のドアまたは玄関マットの手前、案内所の受付カウンターや点字・音声等による案内設備の手前には、点状ブロック等を３枚程度、敷設する。	
障がい者補助犬(サービスアニマル)等用スペース			
	○	・スペースの広さは、300cm×400cm 以上で、120cm 程度の高さのフェンスで囲む。	
	○	・補助犬が控えるための専用スペースには、ごみ箱とビニール袋を設置する。	
	○	・身体障がい者補助犬用のトイレを設置する。	
図			

図 2.6 開閉スペースの確保・庇

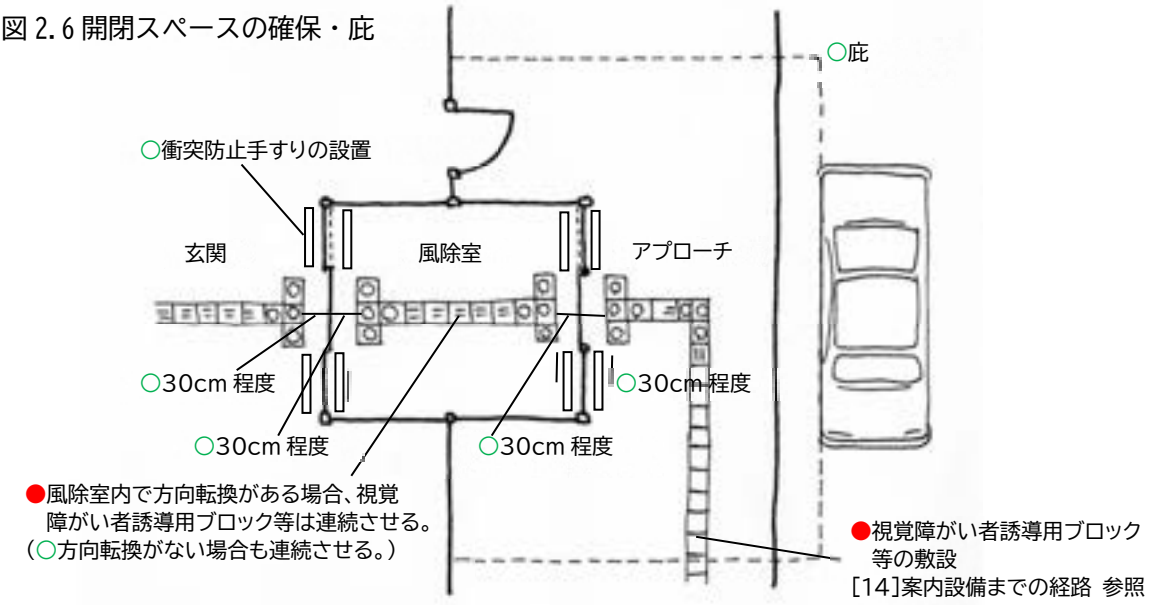

図 2.7 呼び出し設備（インターホン）・誘導鈴

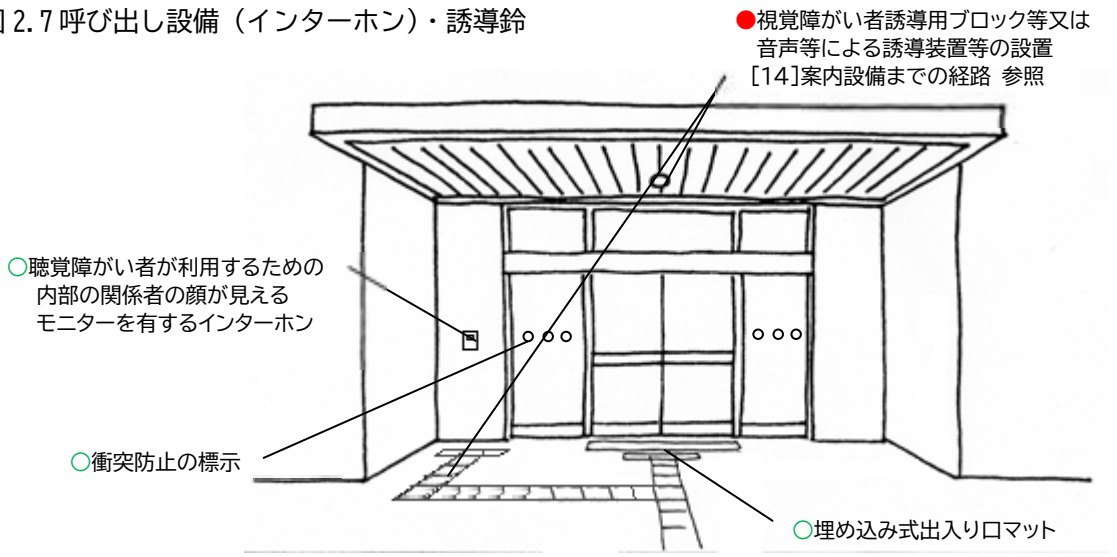

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表

図 2.8　建築物の出入口の改善事例

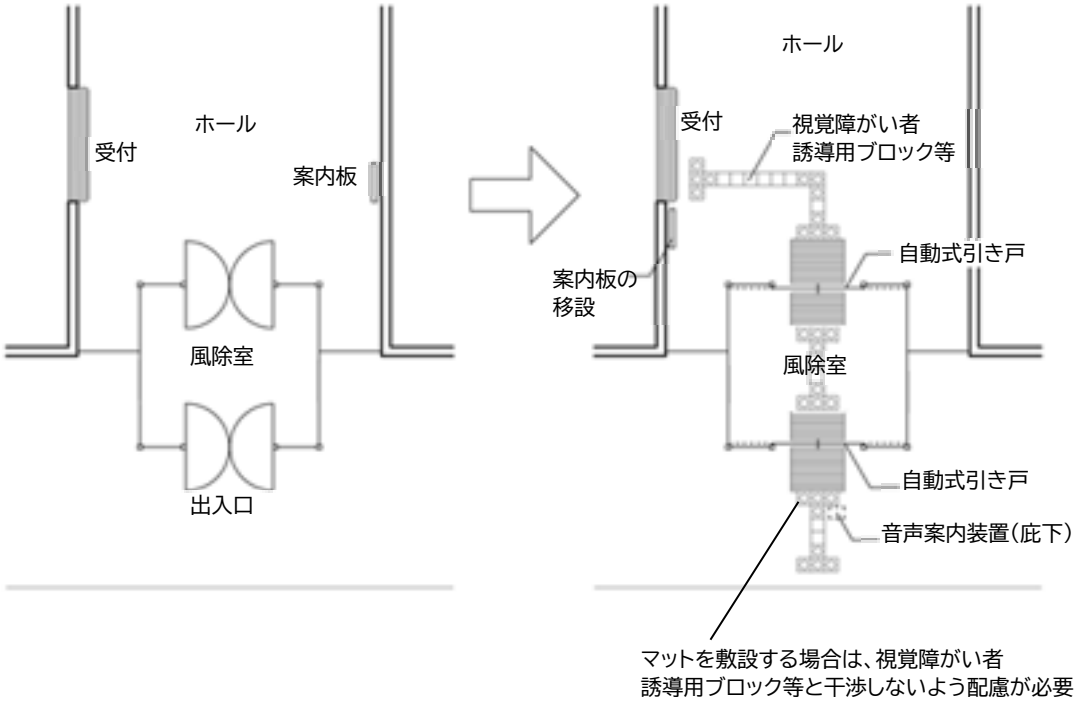

図 2.9　利用居室の出入口の改善事例

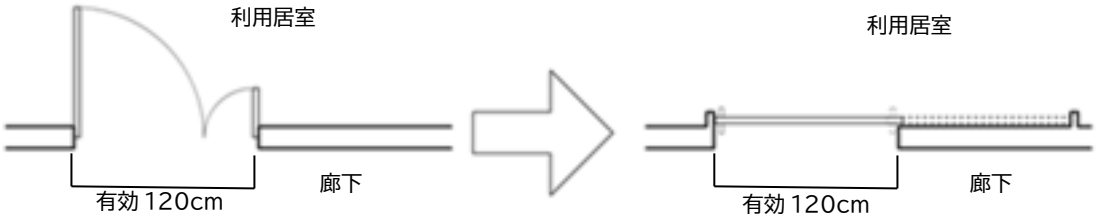

チェック項目（義務基準）		
移動等円滑化経路	幅員の確保	
	①幅は８０ｃｍ以上であるか	
	戸の構造・前後スペース	
	②戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	

3 廊下等　（政令第 11 条・19 条　条例第 14 条・25 条）

■基本的な考え方

廊下は、利用者の利便や緊急時の避難等を考慮して、できるだけわかりやすく計画し、通行しやすいものとすることが望ましい。また、通行の支障とならないよう壁面からの突起物はできるだけなくし、高齢者、障がい者等の通行の安全等に配慮することが必要である。

なお、授乳・おむつ交換についての設計例やイラストは、[15] 子育て支援設備参照のこと。

■目次

項目	ページ
仕上げ	3-2
点状ブロック等	3-2
手すり等	3-2
通路幅員の確保	3-3
転回スペース	3-3
戸の構造	3-4
乳幼児用設備	3-4
動線計画	3-5
側壁等	3-5
照明	3-5
誘導案内	3-5
防火戸	3-5

■整備基準

項目	●義務 ○推奨	内容	参照図表
仕上げ			
	○	・床の表面は、転倒に対して衝撃の少ない材料で仕上げる。	
	●	一般基準 ・表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 解説 カーペットの場合は、毛足の長いものは車椅子の操作が極端に重くなるため避ける。	
点状ブロック等			
	●	一般基準 ・階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端・下端及びエスカレーターの上端・下端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。）には、視覚障がい者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設する。ただし、視覚障がい者の利用上支障がないものとして国土交通大臣または規則で定める場合は、この限りでない。 解説 階段の上端と下端には点状ブロック等の敷設が必要である。ただし、次の場合は規定は適用されない。 （国土交通省告示第 1497 号・条例施行規則第 3 条） ・勾配が 1/20 を超えない傾斜の上下端に近接するもの ・高さが 16cm を超えず、かつ勾配が 1/12 を超えない傾斜の上下端に近接するもの ・駐車場に設ける廊下等の場合	[14]案内設備までの経路参照
手すり等			
	○	・手すりは両側に連続して設ける。	図 3.1
	○	・柱型等の突出部があるときは、それに沿って設ける。	図 3.2
	○	・出入口付近の手すりには、室名、現在位置等を、点字表記する。	図 3.1
	○	・車椅子のフットレストが当たりやすい床上 35cm 程度まで「車椅子当り」を取りつけると車椅子及び壁面等の保護になる。	図 3.2
	●	一般基準 ・次に掲げる特別特定建築物における廊下等には、手すりを設ける。 イ　病院又は診療所 ロ　老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る。） ハ　老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの（主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る。） 解説 歩行困難者、高齢者、視覚障がい者等に対する歩行補助のため、指定する特別特定建築物に対しては、手すりの設置が必要である。	図 3.1 図 3.2

図 3.1　手すり（連続設置の例）

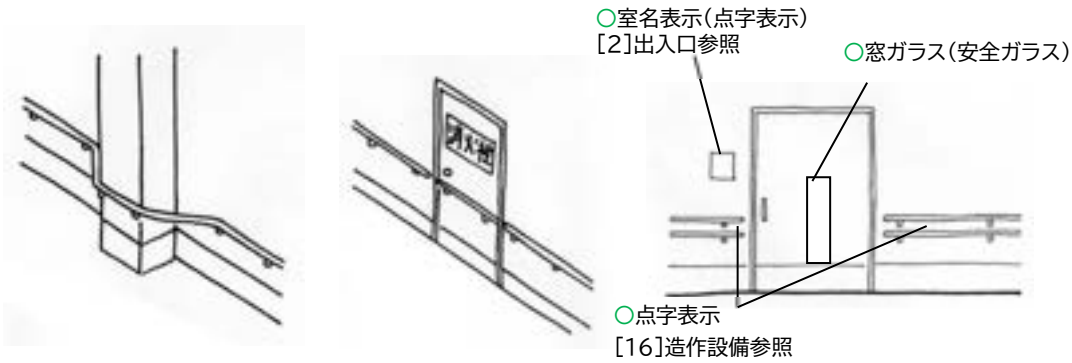

項目	●義務 ○推奨	内容	参照図表

図 3.2　手すり（壁面設置の例）

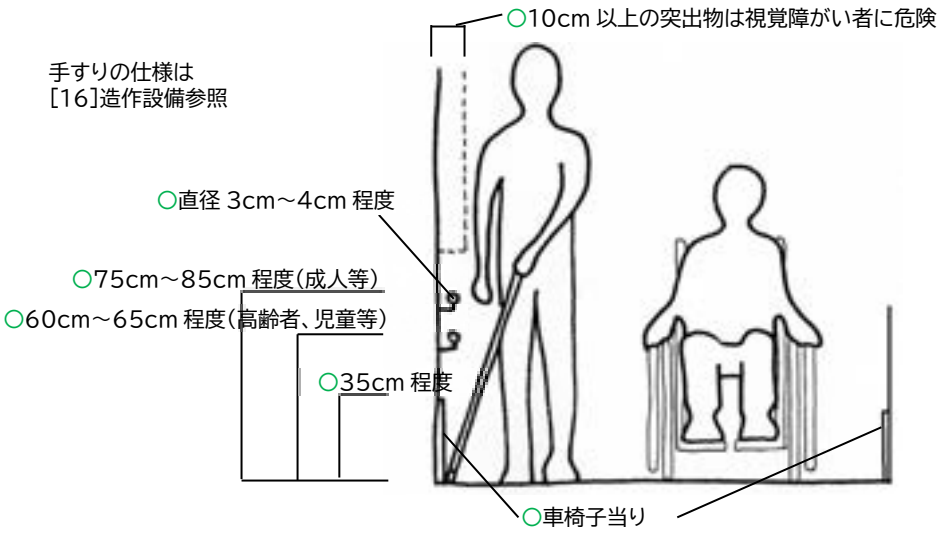

通路幅員の確保

○	・幅は、車椅子使用者同士がすれ違える 180cm 以上確保する。 解説 車椅子使用者同士のすれ違いに配慮。電動車椅子やスポーツ用の車椅子の場合はこの限りではない。	図 3.3 図 3.5
●	移動等円滑化経路 ・幅は、120cm 以上とする。 解説 廊下に手すりがある場合の有効幅は、その内側で計測する。	図 3.3 図 3.5

図 3.3　屋内の通路の有効幅員

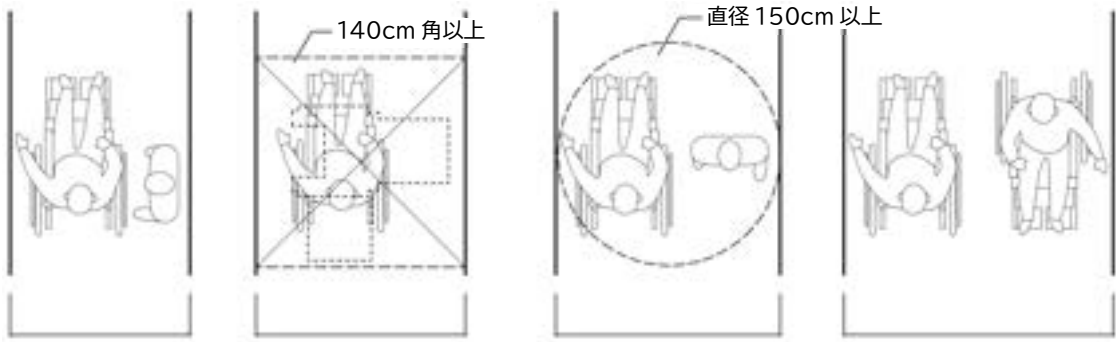

●120cm 以上
車椅子使用者と横向きの人がすれ違える寸法

○140cm 以上
車椅子使用者が転回(180°)できる寸法

○150cm 以上
人と車椅子使用者がすれ違える寸法
車椅子使用者が回転(360°)できる寸法

○180cm 以上
車椅子使用者同士がすれ違える寸法
車椅子使用者と杖使用者がすれ違える寸法

※回転と転回の違い
回転:360°まわる。車椅子の回転には直径 150cm 以上の円が内接するスペースが必要
転回:180°方向転換。車椅子の転回には 140cm 角以上のスペースが必要

転回スペース

●	移動等円滑化経路 ・50m 以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設ける。 解説 車椅子の転回に支障がない場所として、140cm×140cm のスペースが必要となる。	図 3.4 図 3.5

項目	●義務 ○推奨	内容	参照図表
		図 3.4　廊下の車椅子転回スペースの設置例 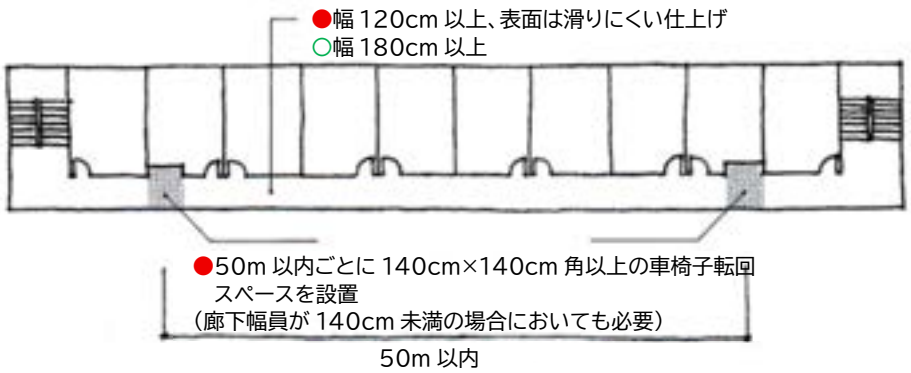 	
戸の構造			
	○	・廊下に面する戸は原則として引き戸又は内開き戸とする。 解説 外開き戸とする場合は、廊下の通行を妨げないようアルコーブを設けるなど配慮する。	図 3.5
	○	・戸には衝突防止のためガラス窓（安全ガラス）を設ける。	
	●	移動等円滑化経路 ・戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がない。	
		図 3.5　廊下の例 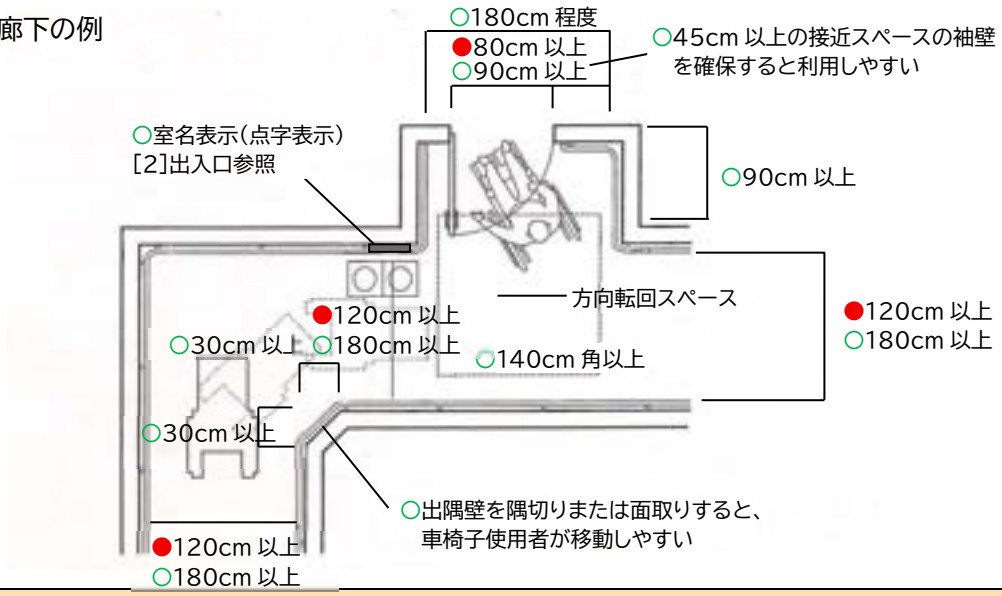 	
乳幼児用設備			
	●	移動等円滑化経路 ・次に掲げる特別特定建築物（床面積の合計が 5,000 ㎡以上のものに限る。）は、授乳及びおむつ交換をすることができる場所を一以上設け、その付近にその旨の表示を行う。ただし、他に設ける場合はこの限りでない。 イ　病院又は診療所 ロ　劇場、観覧場、映画館又は演芸場 ハ　集会場又は公会堂 ニ　展示場 ホ　百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 ヘ　保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 ト　博物館、美術館又は図書館 チ　飲食店 リ　理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 解説 授乳室等を設けた場合は、不特定多数の者が利用する利用居室となり、その室まで一以上を移動等円滑化経路としなければならない経路が発生する。なお、便所内の車椅子使用者用便房と授乳場所を兼用することは、本来の役割が異なる施設であり、衛生上の観点からも問題があるため認められない。	[12]標識参照

項目	●義務 ○推奨	内容	参照図表
動線計画			
	○	・通路は、わかりやすく、通行しやすい動線計画、形状等とする。	
	○	・廊下幅は、車椅子や杖使用者の通行に必要な幅と通行頻度等を考慮して決定する。 解説 廊下に植木鉢、自動販売機、消火器等の物品が置かれることもある。有効幅員を狭くしたり、手すりや壁による連続誘導が妨げられないように、設備・備品の設置場所をあらかじめ確保する。	
	○	・長い廊下や広い空間に接する場所に、休憩できる場所を設ける。 解説 ベンチや休憩のためのスペースは、通行の妨げにならないよう配慮する。	
側壁等			
	○	・曲がり角の出隅部分は「隅切り」等により、見通しを確保し、車椅子が転回しやすいよう配慮する。 解説 コーナーミラーの設置でも良い。	図 3.6
	○	・通行の支障とならないよう壁面からの突出物は設けない。	
	○	・視覚障がい者の杖の位置に配慮し、やむを得ず高さ 65cm 以上の部分に突出物を設ける場合は、突き出し部分を 10cm 以下とする。	
	○	・床から壁の立ち上がり境を視認しやすくするため、床仕上げ材料と壁は、明度、色相または彩度の差に留意する。	
		図 3.6　側壁・曲がり角の隅切り 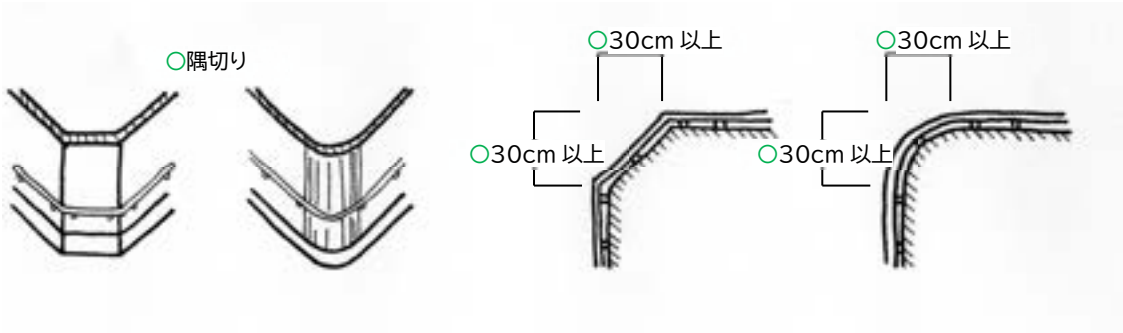 	
照明			
	○	・廊下の照明は通行に支障のない明るさとする。 解説 適宜、足元灯や非常用照明装置を設置する。	
	○	・床面をより明確に示すため、標準的な照明方法に加え、目の高さより下に取り付ける照明設備も整備する。	
誘導案内			
	○	・主要な居室・便所・エレベーター・階段等には視覚障がい者誘導用ブロック、音声案内装置により案内・誘導する。	
	○	・廊下等は、標識等必要な情報のみ掲示するようにする。 解説 ポスター等様々な情報があると、知的障がい者は必要な情報を得ることが難しい。	
防火戸			
	○	・防火戸は一目見てわかる配置・デザインとする。	
	○	・85cm 以上の有効幅を確保する。	

チェック項目（義務基準）		
一般基準	仕上げ	
	①表面は滑りにくい仕上げであるか	
	点状ブロック等	
	②点状ブロック等の敷設 （階段、傾斜路又はエスカレーターの上下端に近接する部分）	
	手すり等	
	③手すりを設けているか （条例第 14 条第 2 号に定める特別特定建築物に限る）	
移動等円滑化経路	通路幅員の確保	
	①幅は１２０ｃｍ以上であるか	
	転回スペース	
	②区間５０ｍ以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか	
	戸の構造	
	③戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	乳幼児用設備	
	④授乳及びおむつ交換のできる場所を設け、その付近にその旨の表示をしているか （一以上。条例第 25 条第 1 項第 1 号に掲げる特別特定建築物のうち、５，０００㎡以上のものに限る）	

4 階段　（政令第 12 条　条例第 15 条）

■基本的な考え方

階段は、高齢者や障がい者等の通行にとって大きな負担となるとともに、転落等の事故の危険性が高いところであるため、安全性を確保するとともに、負担を軽減するよう配慮する必要がある。

■目次

項目	ページ
設置位置	4-2
階段の形状	4-2
階段の幅	4-3
けあげ・踏面等	4-3
仕上げ	4-3
手すり	4-5
衝突の防止	4-5
点状ブロック等	4-5
照明等	4-7
段差解消機	4-7

■整備基準

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
設置位置			
	○	・エレベーターホールの近くは、車椅子使用者等が転落するおそれがあるので、階段または段を設けない。	
階段の形状			
	○	・折り返し階段とする。 解説 直階段は、万一転落した場合、一気に下まで落ちてしまう危険性がある。	図 4.1
	○	・階段の上端・下端の水平スペースは十分な空間を設ける。	
	○	・階段の踊場に、避難時に車椅子使用者等自力で階段を下りることができない人のために、救助を待つための一時待避スペースを確保する。	
	○	・階段下側の天井が低くなる部分では、歩行者がぶつかる危険があるため、安全対策をする。 解説 階段下の空間をそのまま開放する場合、視覚障がい者等が頭をぶつける可能性があるため、柵やベンチ等を適切に配置し、注意喚起を行う。	図 4.2
	●	・主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。 解説 回り階段は、視覚障がい者が方向を失ったり、踏面の寸法が内側と外側で異なるために段を踏み外したり、昇降動作と回転動作が同時に発生するため危険が生じやすい。 主たる階段に該当しないもの：常時閉鎖式の避難階段・結婚式場の演出用階段	図 4.1

図 4.1　階段の形状

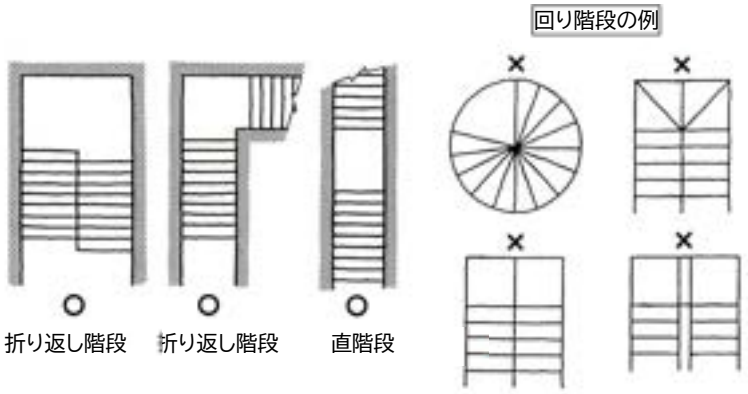

図 4.2　視覚障がい者に対する階段下の安全確保の措置の例

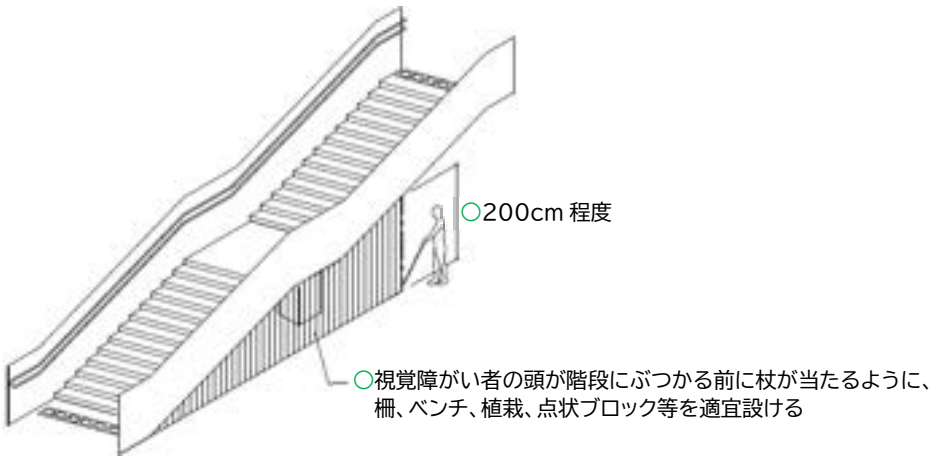

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
階段の幅			
	○	・杖使用者の利用に配慮し、階段の幅は 140cm 以上とする。	
	○	・主たる経路が傾斜路ではなく、階段となる場合は、屋外及び屋内に限らず、180cm 以上の幅とする。	
	○	・階段の幅は、階段利用の想定人数に基づき、適切な幅を確保する。	
けあげ・踏面等			
	○	・連続する階段の中では、けあげ、踏面を変えない。	図 4.7
	○	・けあげは 16cm 以下、踏面は 30cm 以上、け込み 2cm 以下とする。	図 4.3 図 4.11
	●	一般基準 ・段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とする。 解説 つまずきやスリップによる転落を防止するため、下記のものは禁止。 ・段鼻が突き出している形状 ・け込み板のない階段	図 4.3 図 4.4
		図 4.3　けあげ・踏面・け込み 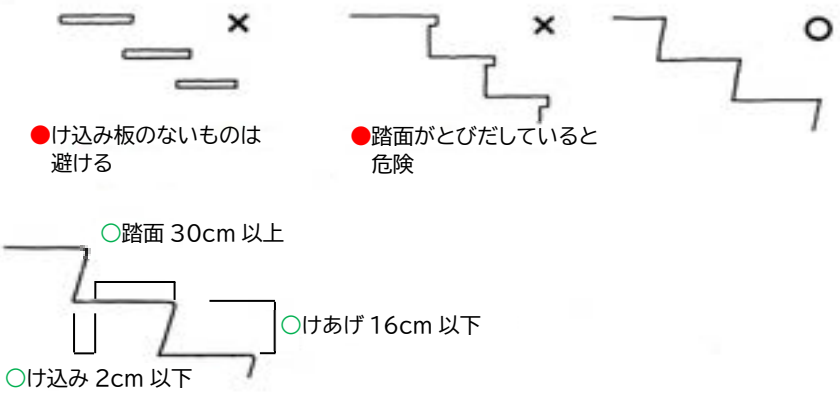 	
仕上げ			
	○	・床の表面は、転倒に対して衝撃の少ない材料で仕上げる。	
	●	一般基準 ・踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。 解説 利用者の視線の高さや配置によっては、階段をスロープと誤認する場合があるため、配慮が必要。 色覚障がいのある人に配慮した色の組み合わせ等に関しては、[0] 序章 及び「色覚障がいのある人に配慮した色使いのガイドライン」（大阪府作成）参照	図 4.4
	●	一般基準 ・表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 解説 階段の踏面の仕上げ材料についての規定であり、歩行者が昇降中に足を滑らせないような材料で仕上げることを求めている。床材の滑りの評価指標としては、日本産業規格 JIS A 1454 がある。	図 4.7

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表

図 4.4　段鼻（単位：mm）

【識別しやすい段鼻の例】

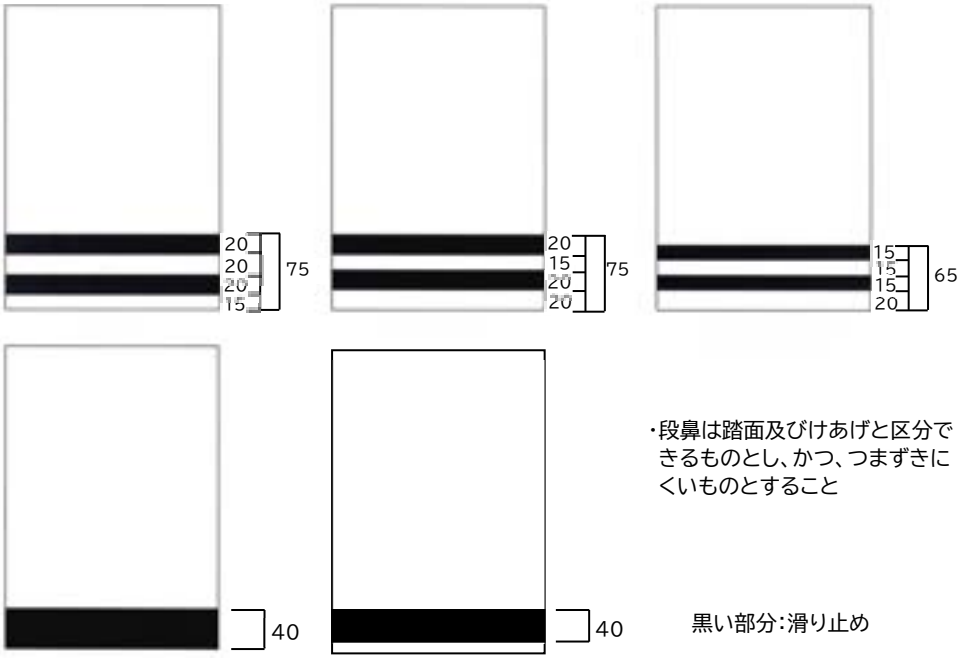

・段鼻は踏面及びけあげと区分できるものとし、かつ、つまずきにくいものとすること

黒い部分：滑り止め

【識別しにくい段鼻の例】

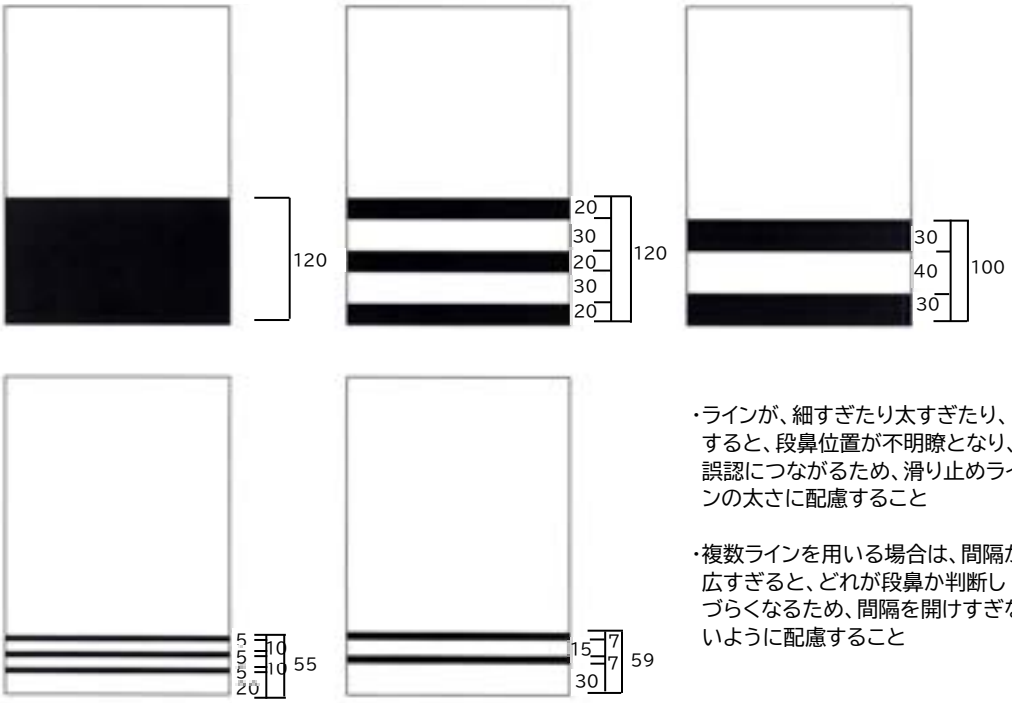

・ラインが、細すぎたり太すぎたり、すると、段鼻位置が不明瞭となり、誤認につながるため、滑り止めラインの太さに配慮すること

・複数ラインを用いる場合は、間隔が広すぎると、どれが段鼻か判断しづらくなるため、間隔を開けすぎないように配慮すること

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
手すり			
	○	・広幅員の階段にあっては、原則両側に手すりを設ける。 解説 水平スペースが狭いと、転落の可能性が高まる。	
	○	・手すりはできる限り連続させ、壁面を手すり子形式とする場合は、基部を 5cm 以上立ち上げる。	図 4.5 図 4.7
	○	・手すり子形式の場合は、子供の落下防止等を考慮し、手すり子のピッチを 11cm 以内とする。	図 4.5
	○	・手すりの起点及び終点は、点字で階数等を表示する。また、点字を読めない視覚障がい者もいるため、点字表示とともに、浮き彫り文字や音声による案内・誘導を併用する。	図 4.11
	○	・階段の手すりの端部は歩き始めの安定確保や視覚障がい者の利用配慮のため、45cm 以上の長さの水平部分を設ける。	図 4.7 図 4.11
	○	・手すりは、階段の勾配を感知できるように勾配に合わせて取り付ける。波型手すりは使用しない。	
	●	一般基準 ・踊場を除き、手すりを設ける。 解説 歩行困難者、高齢者、視覚障がい者等の昇降時利用に配慮し手すりを設置する。（踊場にも連続して手すりを設ける。）また、障がいが身体の左右どちらにある人でも利用できるよう、左右両側に設ける。誰もが安全に安心して利用できる形状のものを使用する。	図 4.5 図 4.7

図 4.5　手すり

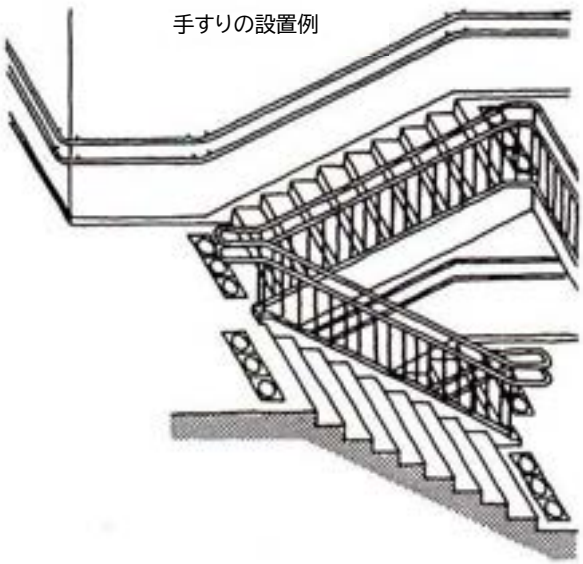

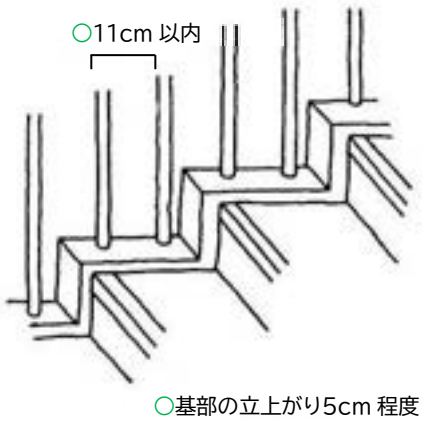

衝突の防止			
	○	・折り返し階段の屈曲部には、聴覚障がい者等が安全に通行できるよう、衝突を回避するための鏡を設ける。	
点状ブロック等			
	●	一般基準 ・段がある部分の上端及び下端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。）には、視覚障がい者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設しなければならない。ただし、視覚障がい者の利用上支障がないものとして規則で定める場合は、この限りでない。 解説 階段の踊場には点状ブロック等の敷設が必要である。ただし、次の場合は規定は適用されない。 【国土交通大臣が定める場合】（国土交通省告示第 1497 号・条例施行規則第 4 条） ・駐車場に設ける階段の場合 ・段がある部分と連続して手すりを設ける場合 点状ブロックは、階段幅の全幅、かつ段差のある部分（上下端とも）の手前 30cm 程度に敷設する。	図 4.6 図 4.7 図 4.11

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表

図 4.6　滑り止め・点状ブロック等

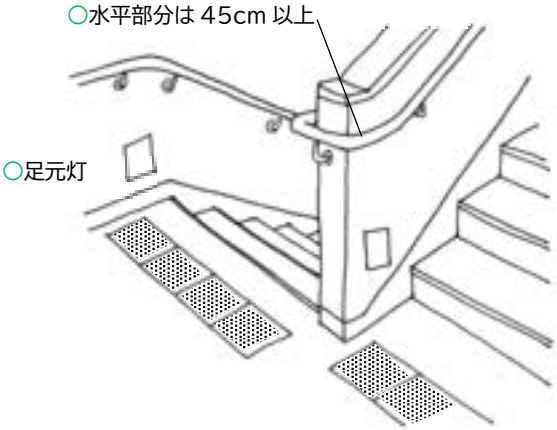

●段鼻は段と区分できるものとし、かつ、つまずきにくいものとすること

○段鼻には滑り止めを設ける

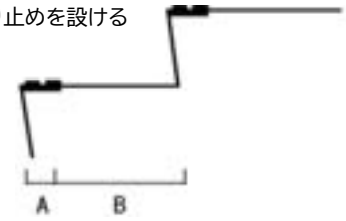

段鼻の幅＝{(A＋B)掛ける 1/8～1/4}以下

図 4.7　階段の形状

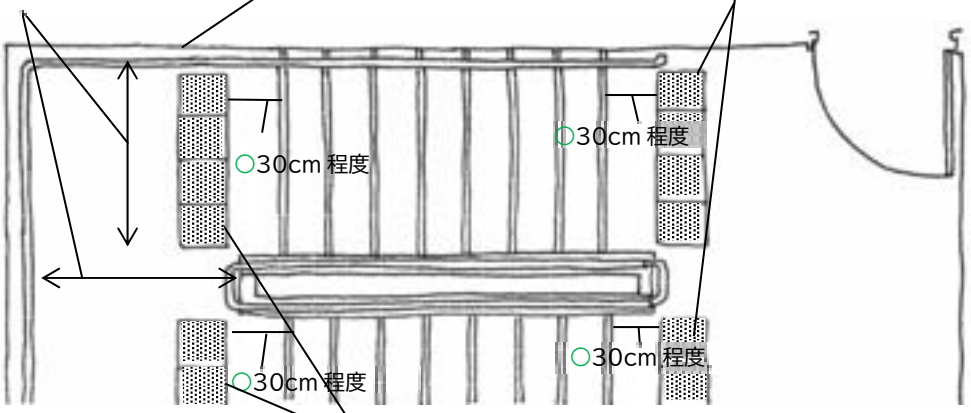

●手すりが連続して設置されていない場合、踊場の注意喚起用の点状ブロック等の敷設が必要
(○手すりが連続している場合も設置する。)

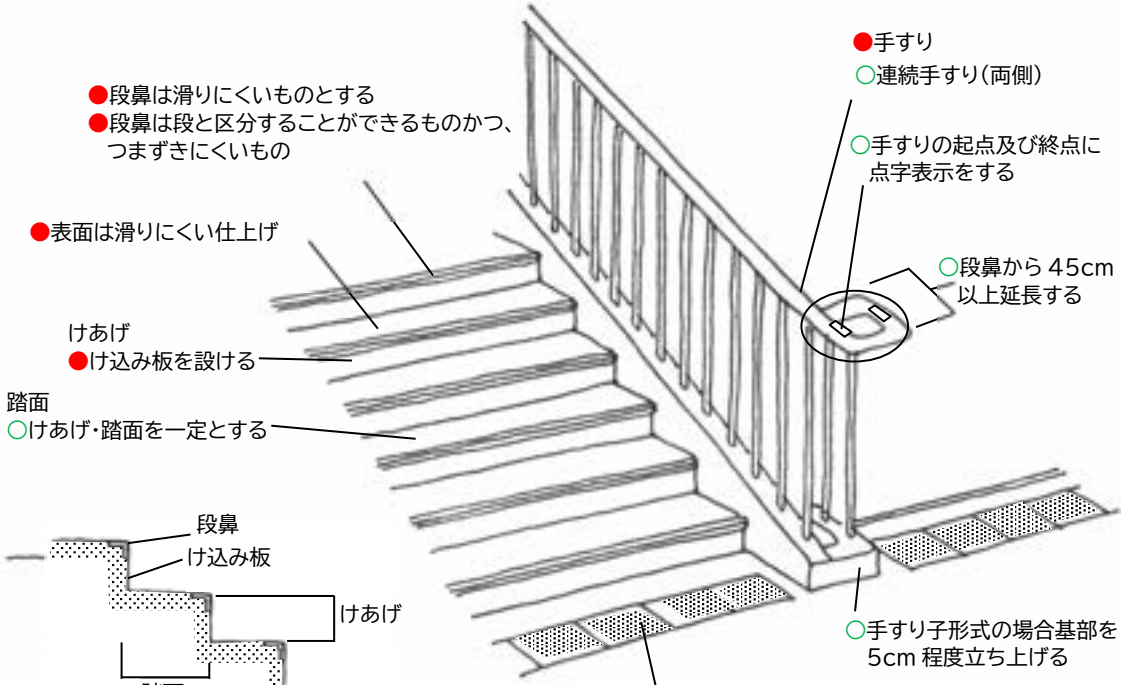

●手すりが連続して設置されていない場合、踊場の注意喚起用の点状ブロック等の敷設が必要
(○手すりが連続している場合も設置する。)

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
照明等			
	○	・照明等により、むらなく明るくする。	
	○	・階段室に窓を設ける場合は、太陽光線が直接目に入ることのないように、配慮する。 解説 適宜、足元灯や非常用照明装置を設置する。	図 4.11
	○	・床面をより明確に示すため、標準的な照明方法に加え、目の高さより下に取り付ける照明設備も整備する。	図 4.11
段差解消機			
	○	・台の寸法は幅 90cm 以上、奥行き 150cm 以上とする。	図 4.8
	○	・段差解消機周辺のスペースは 150cm 角以上を確保する。	図 4.8
	○	・呼び出しボタンの高さは 70cm～120cm 程度とする。	
	○	・出入口の幅は 90cm 以上とする。	
	○	・出入口には袖壁を設ける。	
	○	・高さ 80cm～100cm 程度にある手すりを２箇所以上に設置する。	
	○	・制御装置のボタンは肘でも操作可能なものとする。	
	○	・外部からも操作可能な制御装置を設ける。	
	○	・最大移動高さは、扉なしでは 200cm、扉ありの場合は 400cm とする。	

図 4.8　段差解消機の籠の例

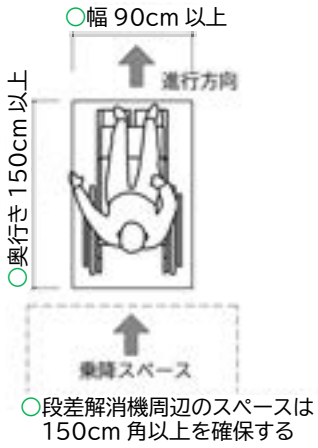

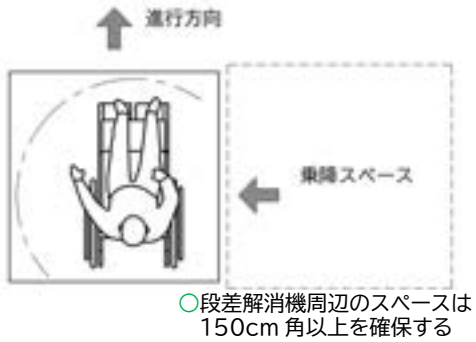

※高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和 7 年度改正版）に掲載の図より作成

図 4.9　斜行型段差解消機の例

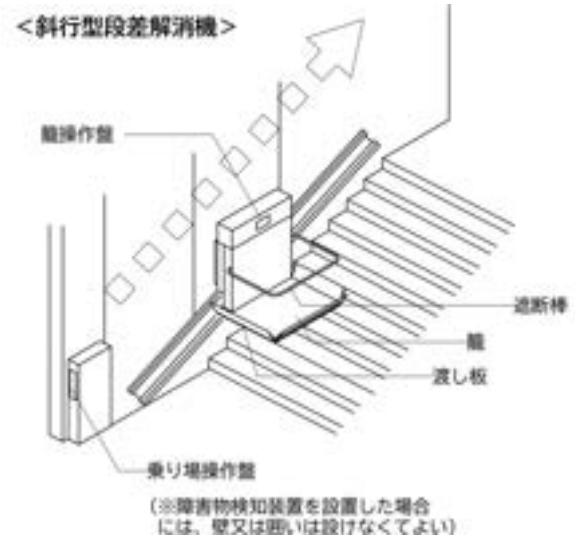

図 4.10　鉛直型段差解消機の例

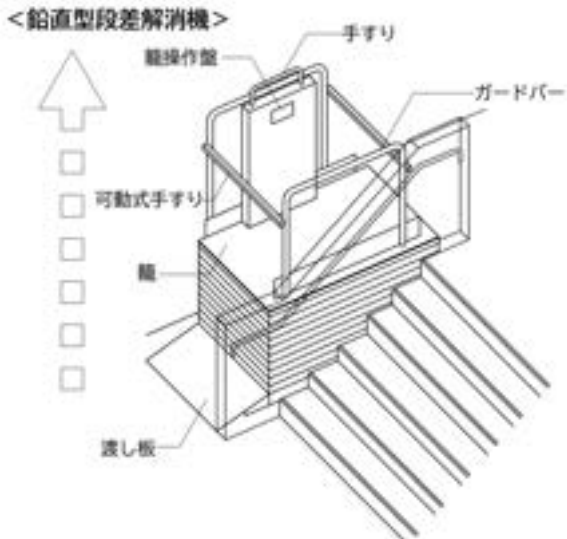

（出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和 7 年度改正版））

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
図			

図 4.11　望ましい階段の寸法

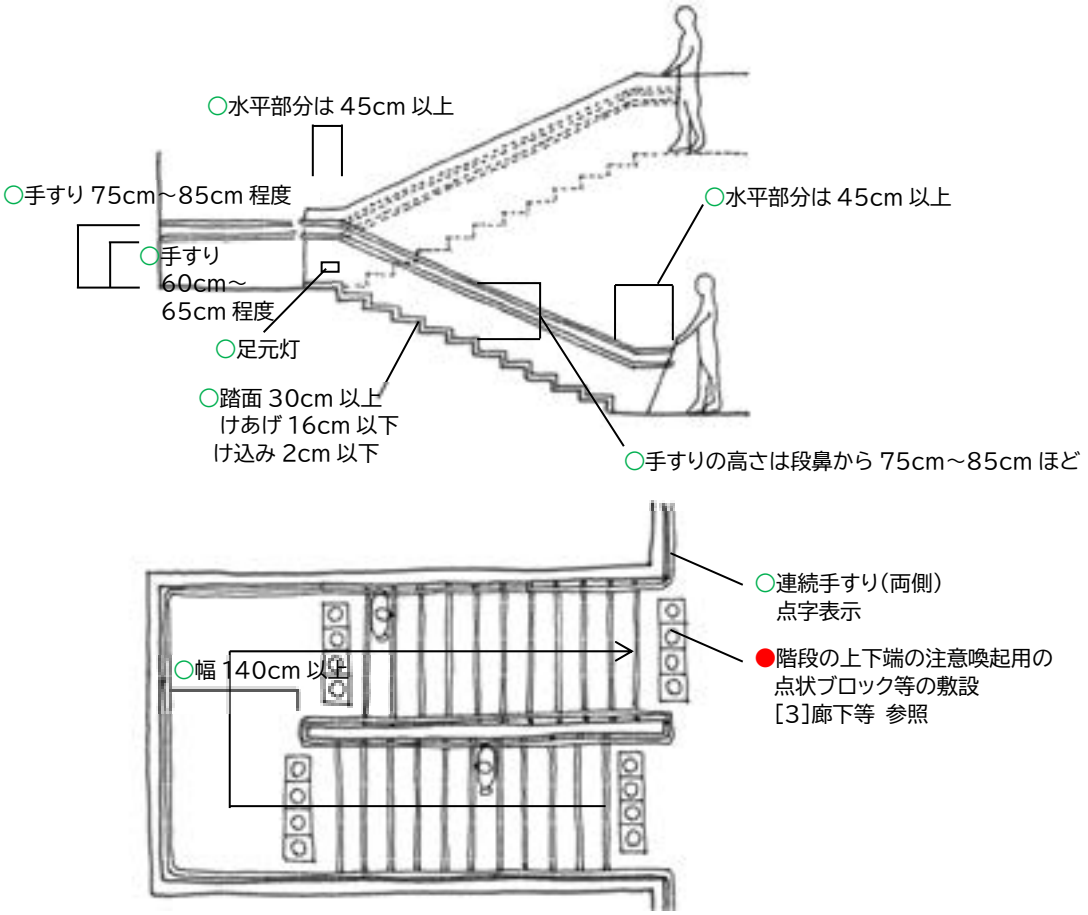

チェック項目（義務基準）		
一般基準	手すり	
	①手すりを設けているか（踊場を除く）	
	仕上げ	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③段は識別しやすいものか	
	④段はつまずきにくいものか	
	点状ブロック等	
	⑤踊場への点状ブロック等の敷設　（段部分の上下端に近接する部分）	
	階段の形状	
	⑥原則として主な階段を回り階段としていないか	

5 傾斜路　（政令第 13 条・19 条　条例第 16 条）

■基本的な考え方

道等から利用居室、車椅子使用者用便所、車椅子使用者用駐車施設まで、高齢者、障がい者等が段なく利用できるようにする必要がある。

この章では、建築物内部の傾斜路について解説する。（屋外の傾斜路については、[1] 敷地内の通路を参照）

■目次

項目	ページ
配置の原則	5-2
動線計画	5-2
幅員	5-2
勾配	5-2
踊場	5-2
仕上げ	5-3
側壁・立上がり	5-3
手すり	5-3
点状ブロック等	5-3
照明設備	5-3

■整備基準

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
配置の原則			
	○	・全長 60m を超える傾斜路、すなわち、垂直高低差が 3m を超える場合は、高低差の解消は、エレベーターを設置するなどの傾斜路以外の方法とする。	
動線計画			
	○	・できる限り主要な敷地内の通路に併設して設け、最短経路を確保する。	
	○	・経路に傾斜路と階段を並べて併設する場合、それぞれの位置関係は建物内で可能な限り統一する。	
	○	・義足使用者や片まひ者は階段のほうが上り下りしやすい場合もあるため、緩勾配の手すり付階段を併設する。	
幅員			
	○	・斜路の幅員は、階段に代わるものは 150cm 以上、階段に併設するものは 120cm 以上とする。 解説 電動車椅子やスポーツ用車椅子等、車椅子によって必要な寸法は異なるので注意が必要。	図 5.1
	●	移動等円滑化経路 ・幅は、階段に代わるものにあっては 120cm 以上、階段に併設するものにあっては 90cm 以上とする。	

図 5.1　廊下に高低差がある場合の傾斜路による段差解消例

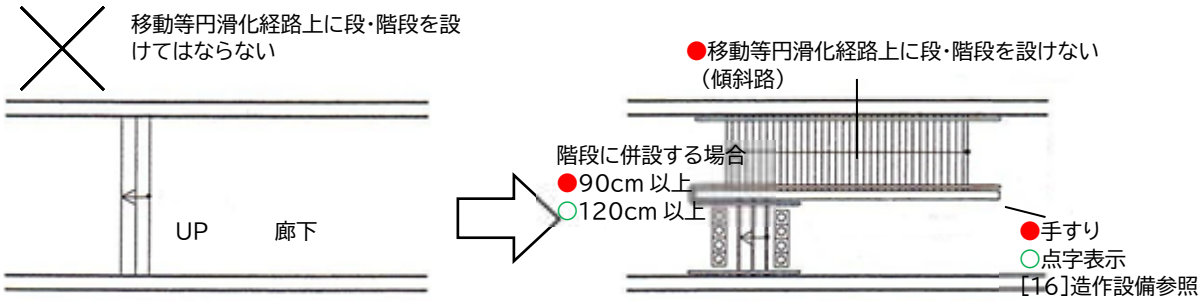

勾配			
	●	移動等円滑化経路 ・勾配は、1/12 を超えない。ただし、高さが 16cm 以下のものにあっては、1/8 を超えない。	表 5.1

表 5.1　建築物内に設ける傾斜路の勾配・高さと、手すり・点状ブロック等の関係

高さ＼勾配	1／20以下	1／20より大きく、1／12以下	1／12より大きい
16cm以下	手すり:任意 点状ブロック等:任意	手すり:任意 点状ブロック等:任意	手すり:必要 点状ブロック等:必要
16cmより大きい	手すり:必要 点状ブロック等:任意	手すり:必要 点状ブロック等:必要	手すり:必要 点状ブロック等:必要

踊場			
	○	・踊場は、高低差 50cm 以内ごとに設ける。	
	○	・傾斜路の曲りの部分、折り返し部分、他の通路との交差部分は、150cm 以上の水平な踊場を設ける。ただし、折り返し、転回箇所における踊場の場合は、傾斜路の幅員と同じ幅を確保する。	
	●	移動等円滑化経路 ・高さが 75cm を超えるものにあっては、高さ 75cm 以内ごとに踏幅が 150cm 以上の踊場を設ける。	

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
仕上げ			
	●	一般基準 ・表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	
	●	一般基準 ・その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。	
側壁・立上がり			
	●	一般基準 ・その両側に、側壁又は立ち上がり部を設ける。 解説 視覚障がい者の杖等による危険の認知や、車椅子のキャスターの脱輪防止のため、立ち上がり部は5cm 以上設ける。手すりを設けた場合でも必要。	
手すり			
	○	・手すりは左右両側に設ける。	
	○	・出入口付近の手すりには、室名、現在位置等を点字表記する。	
	○	・手すりはできる限り連続させ、壁面を手すり子形式とする場合は、基部を 5cm 以上立ち上げる。	
	○	・傾斜路の手すりの端部は歩き始めの安定確保や視覚障がい者の利用配慮のため、45cm 以上の長さの水平部分を設ける。	
	○	・手すりは傾斜路の勾配を感知できるように勾配に合わせて取り付ける。波型手すりは使用しない。	
	●	一般基準 ・勾配が 1/12 を超え、又は高さが 16cm を超える傾斜がある部分には、手すりを設ける。	
点状ブロック等			
	●	一般基準 ・傾斜がある部分の上端及び下端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。）には、視覚障がい者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設する。ただし、視覚障がい者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。 解説 傾斜路の踊場には点状ブロック等の敷設が必要である。ただし、次の場合は規定は適用されない。 【国土交通大臣が定める場合】（国土交通省告示第 1497 号・条例施行規則第 5 条） ・勾配が 1/20 を超えない傾斜の上下端に近接するもの ・高さが 16cm を超えず、かつ勾配が 1/12 を超えない傾斜の上下端に近接するもの ・駐車場に設ける廊下等の場合 ・傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合	
照明設備			
	○	・通行に支障のない明るさ、むらのない明るさを確保できるよう、照明設備を設ける。	
	○	・床面をより明確に示すため、標準的な照明方法に加え、目の高さより下に取り付ける照明設備も整備する。	

チェック項目（義務基準）		
一般基準	手すり	
	①手すりを設けているか　（勾配１／１２を超え、又は高さ１６ｃｍを超える傾斜部分）	
	仕上げ	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③前後の廊下等と識別しやすいものか	
	点状ブロック等	
	④踊場への点状ブロック等の敷設　（傾斜部分の上下端に近接する部分）	
	側壁・立上がり	
	⑤両側に側壁又は立ち上がり部を設けているか	
移動等円滑化経路	幅員	
	⑥幅は階段に代わる場合は１２０ｃｍ以上、階段に併設する場合は９０ｃｍ以上であるか	
	勾配	
	⑦勾配は１/１２を超えていないか（高さ１６ｃｍ以下の場合は１／８を超えていないか）	
	踊場	
	⑧高さ７５ｃｍ以内ごとに踏幅１５０ｃｍ以上の踊場を設けているか	

6 エレベーター　（政令第 19 条　条例第 25 条）

■基本的な考え方

エレベーターは、高齢者、障がい者等にとっては、垂直移動の大切な手段である。
建築物の高層化が進む中で、垂直移動が必要な施設は、エレベーターを設置することが望ましい。
また、エレベーターを設置する場合には、高齢者、障がい者等が利用しやすいように配慮することが必要である。
エレベーターは、高齢者や障がい者だけでなく、ベビーカー使用者やキャリーケースを持った旅行客等、多くの方が利用するため、誰もが利用しやすく、わかりやすい位置に、施設用途や規模、利用状況に応じた台数、籠の大きさのエレベーターを設けることが重要である。

■目次

項目	ページ
停止階	6-2
出入口	6-2
籠の大きさ	6-3
鏡	6-4
手すり	6-4
乗降ロビー	6-5
非常時のための設備	6-5
制御装置	6-5
標識(再掲)	6-8
音声案内（戸の閉鎖・昇降方向）	6-8
点字ブロック等	6-8
明るさ	6-8
エレベーターの設置	6-8
エレベーターの標準規格	6-8
防火区画	6-8
屋外に面するエレベーター	6-8
乗客への情報提供・表示	6-8
足蹴り式ボタン	6-9
ソフト対応	6-9

■整備基準

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
停止階			
	●	移動等円滑化経路 ・籠（人を乗せ昇降する部分をいう。以下この章において同じ。）は、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止する。	
出入口			
	○	・出入口の幅は、車椅子使用者の利便性を考慮し、90cm 以上とする。 解説 日本産業規格 JIS T 9201 に定められる手動車椅子であれば出入口の幅が 80cm でも利用可能であるが、電動車椅子や、スポーツ用の車椅子の場合、利用できないものがある。（例：テニス用車椅子幅 87cm）	図 6.5 図 6.6
	○	・車椅子が籠内で転回する必要のない（籠の前面と背面に設置した）２箇所のドアを用いた貫通型とする。	図 6.1
	○	・籠及び昇降路の出入口の袖壁は袖なしまたは片袖とする。	
	○	・遠くからでもエレベーターが視認できるように、わかりやすい色合いにするなど、配色に留意する。	
	●	移動等円滑化経路 ・籠及び昇降路の出入口の幅は、80cm 以上とする。	図 6.5 図 6.6
	●	移動等円滑化経路 ・籠及び昇降路の出入口に、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止する装置を設ける。 解説 使用者の安全を図るための措置。光電式の場合は、光電ビームを 2 条以上、床上 20cm 及び 60cm 程度の高さに設ける。	図 6.6 図 6.7
	●	移動等円滑化経路 ・籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものをはめ込み、又はその他の装置を設けることにより、籠の外部から籠内を見ることができる構造とする。 解説 事故等の際に内部を確認することができるよう必要。 防火区画との関係からガラス等による窓を設置できない場合は、籠の外部から内部を確認できるカメラ等を設ける。この場合、管理事務所（管理事務所がない場合は、メインロビー等）にモニターテレビを設置する。ガラス窓の高さは、床面から概ね 50cm 程度とする。	図 6.5 図 6.7

図 6.1　出入口が複数あるエレベーター

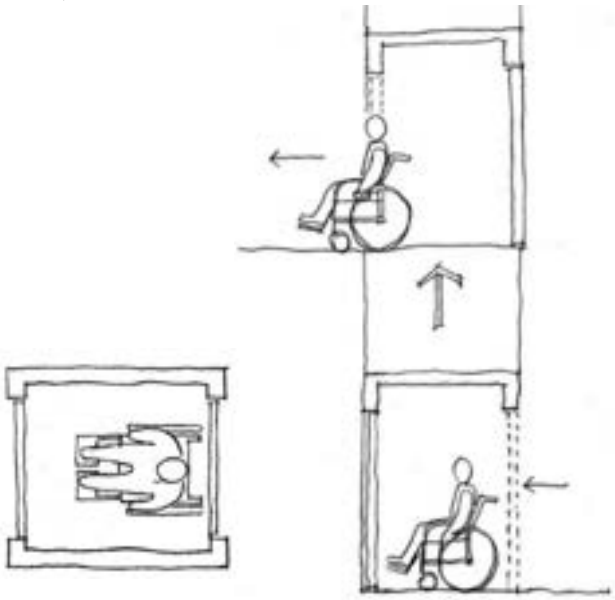

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
籠の大きさ			
	○	・大規模施設、集会施設、劇場等一度に多くの車椅子使用者が集中することが想定される施設では、イベント開始時間等特定の時間帯に稼働力が低下する時間帯があるため、エレベーターの籠の大きさ、設置数、配置等を十分に検討する。	表 6.1
	○	・施設の用途や規模、利用状況に応じて、籠の幅は 160cm 以上とし、籠の奥行きは 150 cm以上とすることを検討する。 解説 籠の幅を 160cm 以上とすることで、車椅子が２台同時に乗車することができる。（電動車椅子やスポーツ用車椅子等、車椅子によって必要な寸法は異なるので注意が必要。） 籠の奥行きを 150cm 以上とすることで、座位変換型の（電動）車椅子使用者等が円滑に利用することが可能となる。 病院、福祉施設等では、緊急時のストレッチャー利用等の利用特性に配慮した籠形状とする。	表 6.1 図 6.2 図 6.6
	○	・多数の者が利用し、又は床面積の合計が 2,000 ㎡未満の不特定多数の者が利用する建築物でも、主要な経路上のエレベーターの籠の幅は、できるかぎり 140cm 以上かつ収容人員 11 人乗り以上とし、籠は、車椅子の転回に支障がない構造とする。 解説 電動車椅子等、大きな車椅子では奥行き 135cm では利用できない場合があること、車椅子が２台同時に利用する場合があることを踏まえ、収容人員 15 人乗り以上とすることが望ましい。	表 6.1

表 6.1　JIS A 4301 に定められたエレベーターの籠の大きさ等

最大定員（人）	籠の内法寸法		出入口の有効幅員(cm)
	間口(cm)	奥行き(cm)	
9	105	152	80
11	140	135	80
13	160	135	90
15	160	150	90
17	180	150	100
	200	135	110
20	180	170	100
	200	150	110
24	200	175	110
	215	160	

図 6.2　座位変換型の車椅子

座位変換型の(電動)車椅子

・座位変換型の(電動)車椅子は、リクライニング機構や身体支持部のティルト機構等を有する車椅子で、座位姿勢の保持が困難な方等が楽な姿勢を保持しやすくするために多く使用されている。
・リクライニング機構とは、車椅子のバックサポート(背もたれ)やレッグサポート角度が調節できる機構、ティルト機構とは、車椅子のシート(座面)との角度が固定されたまま、シート及びバックサポートの傾斜を一体的に調整できる機構である。
・これらの機構を用いてバックサポートを後方へ傾斜させ、レッグサポートを挙上する場合の当該車椅子の全長は、日本産業規格(JIS)に示される全長 120cm に比べて大きくなる。

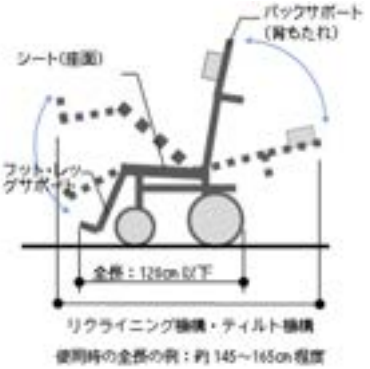

（寸法はあくまで例であり、これより大きなものもある）

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
	●	移動等円滑化経路 ・籠の奥行きは、135cm 以上とする。 解説 日本産業規格（JIS）に準拠した EV であれば、一般乗用（P タイプ）は 11 人乗り以上、住宅用(R タイプ)は 9 人乗り以上で奥行き 135cm が確保される(手すり及び車椅子用の制御装置の幅は 10cm を限度として、ないものとみなして算定する。) 電動車椅子等、大きな車椅子では、奥行きが 135cm では利用できないものがあるため、施設利用者に併せて計画する必要がある。	図 6.6
	●	移動等円滑化経路 **不特定かつ多数の者が利用する 2,000 ㎡以上の建築物に設ける場合** ・籠の幅は、140cm 以上とする。	図 6.6
	●	移動等円滑化経路 **不特定かつ多数の者が利用する 2,000 ㎡以上の建築物に設ける場合** ・籠は、車椅子の転回に支障がない構造とする。	
鏡			
	●	移動等円滑化経路 ・籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設ける。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りでない。 解説 籠内で転回しなくても車椅子使用者が戸の開閉状況等背後の状況を確認するためのものであり、安全ガラスや金属性平面鏡を設置する。 平面鏡の大きさは幅 60cm×高さ 140cm 程度とし、設置高さは床上 40cm 程度とする。なお、車椅子使用者の乗り降りに配慮し、足元（床面）まで鏡とすることが望ましい。 ただし、籠内で転回しなくてもよい２方向出入口のエレベーターで、２の階のみに停止するもの又は開閉する出入口を音声により案内する設備を有するものの場合は、この限りではない。	図 6.3 図 6.5
		図 6.3　鏡 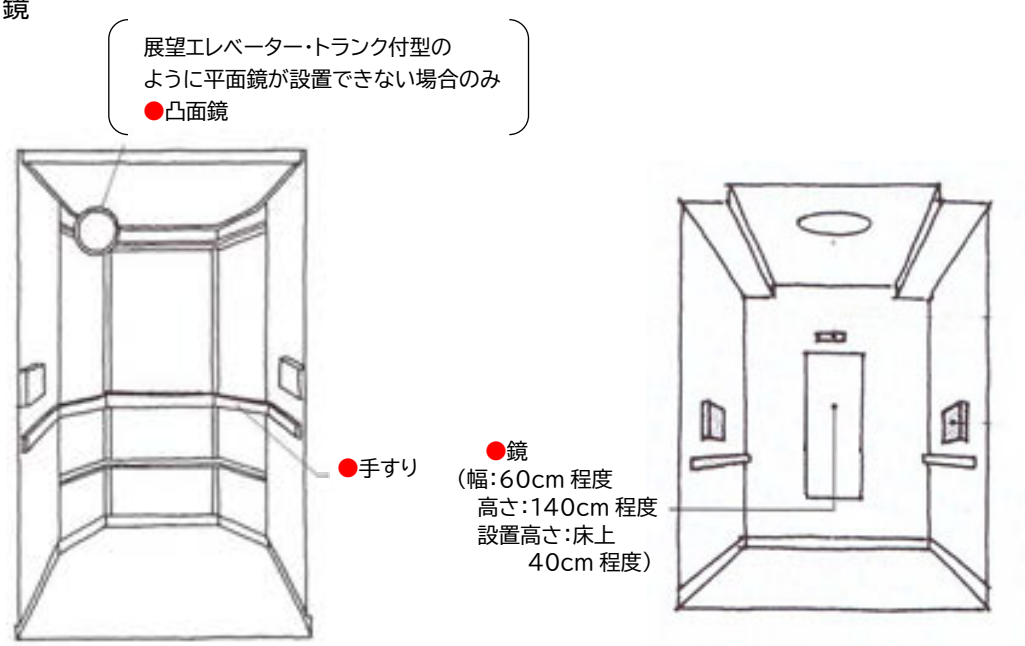 	
手すり			
	○	・籠が比較的大きい場合は、正面にも手すりを設ける。	図 6.8
	●	移動等円滑化経路 ・籠内の左右両面の側板に、手すりを設ける。 解説 手すり取り付け高さは 75cm～85cm 程度とする。	図 6.6 図 6.8

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
乗降ロビー			
	○	・乗降ロビーの広さは 180cm 角以上確保する。	図 6.6
	○	・エレベーターホールの近くは、車椅子使用者等が転落するおそれがあるので、階段または段を設けない。 解説 やむを得ずエレベーター付近に階段または段を設ける場合には、車椅子使用者等の転落防止等に十分注意した配置とする。	
	○	・籠の床と乗降ロビーの床の段は小さくし、かつ、隙間は車椅子のキャスターが落ちないよう 3cm 以下とする。	
	○	・乗降ロビーに設ける操作ボタンの下部には物を置かない。	
	○	・乗降ロビーは適宜照明を行い、制御装置等を見やすくする。 解説 エレベーターは建物の角に設置されることが多く、照明が暗くて制御装置等が見にくい場合がある。	
	●	移動等円滑化経路 ・乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm 以上とする。 解説 乗降ロビーにて車椅子使用者が回転できるスペースを確保し、直進でエレベーターに進入または退出できるものとする。	
非常時のための設備			
	○	・事故等の際に、外部とスムーズに意思疎通ができるよう、音声による案内、情報提供を行う電光表示板や手話を表示できるモニター装置（内部の様子が分かるもの）等、管理者等とコミュニケーション可能な設備を設置する。	
	●	移動等円滑化経路 ・籠内に設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）に、停電等の非常の場合に外部の対応の状況を表示する聴覚障がい者に配慮した装置を設ける。	図 6.4
制御装置			
	○	・制御装置の取り付け位置、配列、ボタンの形状、使い方等を同一建物内で統一する。 解説 車椅子使用者が利用できるエレベーターを複数設置した場合は、車椅子使用者が利用できる乗り場ボタンを１台分だけ設置するのではなく、利用できるエレベーターすべてに設置することが望ましい。	
	○	・一般用制御装置の取り付け位置は、片側の場合は扉に向かって右側とする。	
	○	・点字表示は、ボタンが縦配列の場合は左側に、横配列の場合は上側に行う。 解説 点字表示については JIS T 0921 に基づく。	
	○	・階数ボタンは浮彫階数表示（さわってわかる表示）とする。	図 6.4
	○	・ボタン操作時に応答音による案内とする。	
	○	・乗り場ボタン及び操作盤ボタンは、大きく、丸い形状のものを利用する。ボタンを押した際に、押せたことが視覚障がい者や、聴覚障がい者でもわかるよう、電飾と音で報せる構造にする。 解説 ボタンは、指の動きが不自由でも押せる形状とする。	
	○	・ドアの開放時間は 10 秒程度とする。	
	○	・ボタンの文字は、周囲との色の明度、色相または彩度の差が大きいこと等により弱視者（ロービジョン）の操作性に配慮したものであること。	
	○	・乗り場ボタン・操作盤ボタンは、点字に加え、文字等の浮き彫り、音による案内、その他これらに類するものにより、視覚障がい者が円滑に操作できる構造とする。	
	○	・点字表示は、籠内の立位で使用する乗り場ボタン、操作盤の各ボタン（階数、開閉、非常呼び出し、インターホン）に設ける。	
	●	移動等円滑化経路 ・籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設ける。 解説 ボタンは 100cm 程度の高さとする。 イ　籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有する。 解説 戸の開放時間が通常より長くなる機能。 ロ　籠内に設けるもののうち一以上は、呼びボタン付きのインターホンを有する。 解説 ボタンの形状を触覚でわかるようにする。	図 6.8
	●	移動等円滑化経路 不特定かつ多数の者が利用する 2,000 ㎡以上の建築物に設ける場合 ・制御装置は、籠内の左右両面（２の階のみに停止するエレベーターで、自動的に昇降する機能を有するものにあっては、片面）の側板に設ける。	図 6.7

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
	●	（表示） 移動等円滑化経路 ・籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設ける。 解説 聴覚障がい者は音声案内に頼るのが困難なため、表示の可視化が必要である。	図 6.4 図 6.5 図 6.6
	●	（表示） 移動等円滑化経路 ・乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設ける。 解説 聴覚障がい者は音声案内に頼るのが困難なため、表示の可視化が必要である。	図 6.4
	●	（点字表示等） 移動等円滑化経路 不特定かつ多数の者又は主に視覚障がい者が利用する場合 ・籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障がい者が円滑に操作することができる構造とする。 （ただし、駐車場に設けるエレベーター及び乗降ロビーの場合は、この限りでない） 解説【国土交通大臣が定める方法】（国土交通省告示第 1493 号） ・文字等の浮き彫り ・音による案内 ・点字及び上記 2 つに類するもの 点字表示を制御装置に設ける際、立位で使用する制御装置に設けることを基本とする。操作ボタンへの点字表示は、ボタンの左側に設けるようにする。	図 6.4 図 6.5 図 6.6 図 6.7 図 6.9
	●	（形状） 移動等円滑化経路 不特定かつ多数の者又は主に視覚障がい者が利用する場合 ・制御装置は、押しボタン式とする。 （ただし、駐車場に設けるエレベーター及び乗降ロビーの場合は、この限りでない） 解説 タッチセンサー式のボタンは、視覚障がい者には押したか否か認知が難しいため、ストローク（ボタンを押し下げること）のある押しボタンとする必要がある。	図 6.4 図 6.5 図 6.6 図 6.7 図 6.9

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表

図 6.4 制御装置

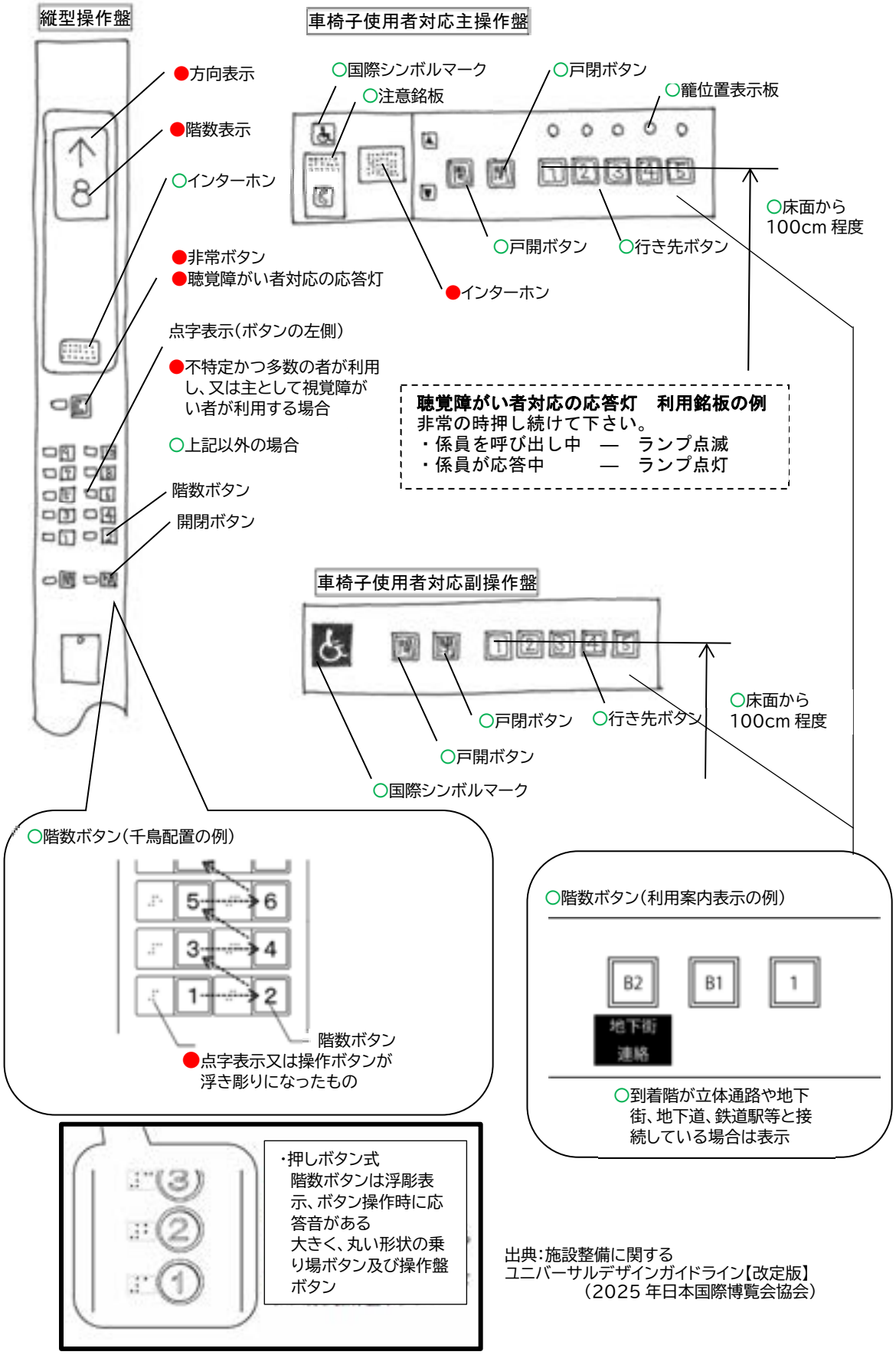

出典:施設整備に関する
ユニバーサルデザインガイドライン【改定版】
(2025 年日本国際博覧会協会)

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
標識（再掲）			
	●	移動等円滑化経路 ・移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。 解説 国際シンボルマークは乗降、ロビーの車椅子使用者対応制御装置の付近等、車椅子使用者等の見やすい位置に表示する。	図 6.5 図 6.9 [12]標識参照
音声案内（戸の閉鎖・昇降方向）			
	○	・2 方向出入口のエレベーターの場合は、開閉する側の戸を音声案内で知らせる。	
	●	（戸の閉鎖） 移動等円滑化経路 不特定かつ多数の者又は主に視覚障がい者が利用する場合 ・籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設ける。 （ただし、駐車場に設けるエレベーター及び乗降ロビーの場合は、この限りでない）	図 6.6
	●	（昇降方向） 移動等円滑化経路 不特定かつ多数の者又は主に視覚障がい者が利用する場合 ・籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設ける。 （ただし、駐車場に設けるエレベーター及び乗降ロビーの場合は、この限りでない）	図 6.6
点字ブロック等			
	●	移動等円滑化経路 不特定かつ多数の者又は主に視覚障がい者が利用する場合 ・乗降ロビーに設ける制御装置の前の床面には、視覚障がい者に対し制御装置の存在を示すために、点状ブロック等を敷設する。 （ただし、駐車場に設けるエレベーター及び乗降ロビーの場合は、この限りでない）	図 6.5 図 6.6 図 6.9
明るさ			
	○	・籠内の照明は、エレベーターホールや周辺通路と同程度の明るさで、ちらつきのない均一なものとする。	
エレベーターの設置			
	○	・エレベーターは、主要な経路に隣接して設置し、エレベーター入口までわかりやすく誘導する。	
	○	・独立した乗降ロビーが複数ある場合には、乗降ロビーごとに福祉仕様のエレベーターを一以上整備する。	
エレベーターの標準規格			
	○	・車椅子兼用エレベーターに関する標準（JEAS-C506A）・視覚障がい者兼用エレベーターに関する標準（JEAS-515D）（共に、（社）日本エレベーター協会制定）による。	
防火区画			
	○	・エレベーターシャフトの区画のために、防火戸の枠や柱をエレベーター付近に独立して設けると、視覚障がい者の歩行の障害になるだけでなく、衝突の危険があるため、できるだけ設けない区画設計を行う。	
屋外に面するエレベーター			
	○	・出入口が外部に面するエレベーターには庇を設け、雨天時の乗降に配慮する。	
乗客への情報提供・表示			
	○	・籠内にはエレベーター故障時に情報提供を行うための電光表示板を設置する。	図 6.4 図 6.6
	○	・停電時管制運転、地震時管制運転、火災時管制運転装置を設ける。管制運転が作動した時は、籠内の乗客に音声と電光表示等で案内する。	
	○	・満員状態の籠に乗り込むとき、聴覚障がい者が確認しやすい表示灯を設ける。	図 6.6
	○	・音声による案内及び電光表示板や手話を表示できるディスプレイ装置等による案内を行う。 解説 案内の事例は、「係員に連絡中です。しばらくお待ちください。」「ただいま、係員が向かっています。しばらくお待ちください。」等がある。音声は視覚障がい者、電光表示板やディスプレイ装置等は聴覚障がい者が利用できる。	図 6.4 図 6.6
	○	・エレベーターの昇降ロビー及び籠内に、到着階の各空間の用途、利用案内等を表示する。また、到着階が立体通路や地下街、地下道、鉄道駅等と接続している場合は、その旨を表示する。	図 6.4

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
足蹴り式ボタン			
	○	・操作ボタンを手や肘で操作できない車椅子使用者のために足蹴り式ボタンを設置する。	図 6.5
ソフト対応			
	○	・一時に多数の利用が集中する施設（劇場や屋内競技場等）では、高齢者、障がい者等のエレベーター利用に際して、誘導を行うなどの人的な対応をする。	
図			

図 6.5　エレベーターの設計例①

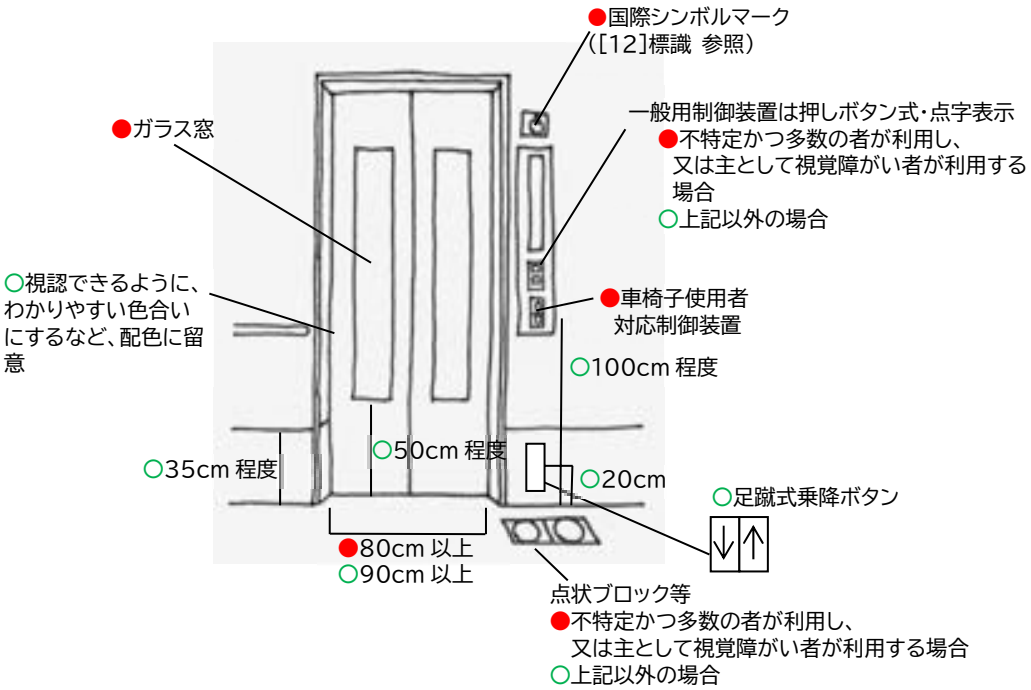

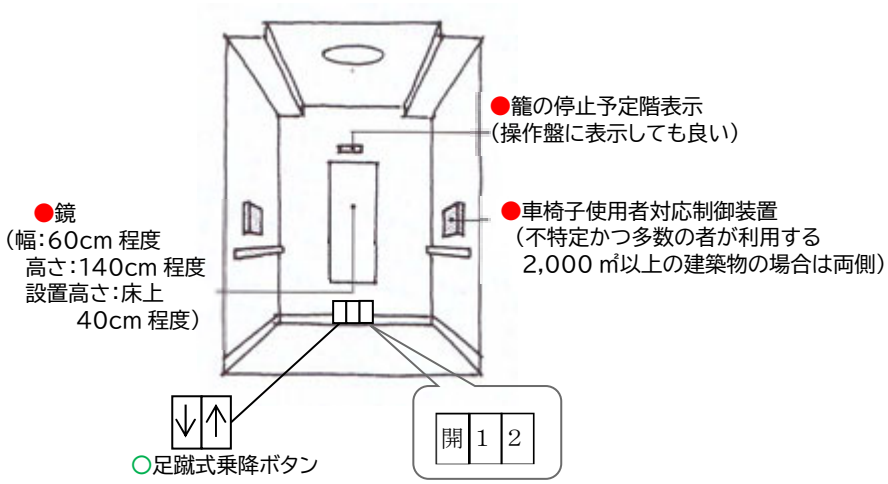

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表

図 6.6　エレベーターの設計例②

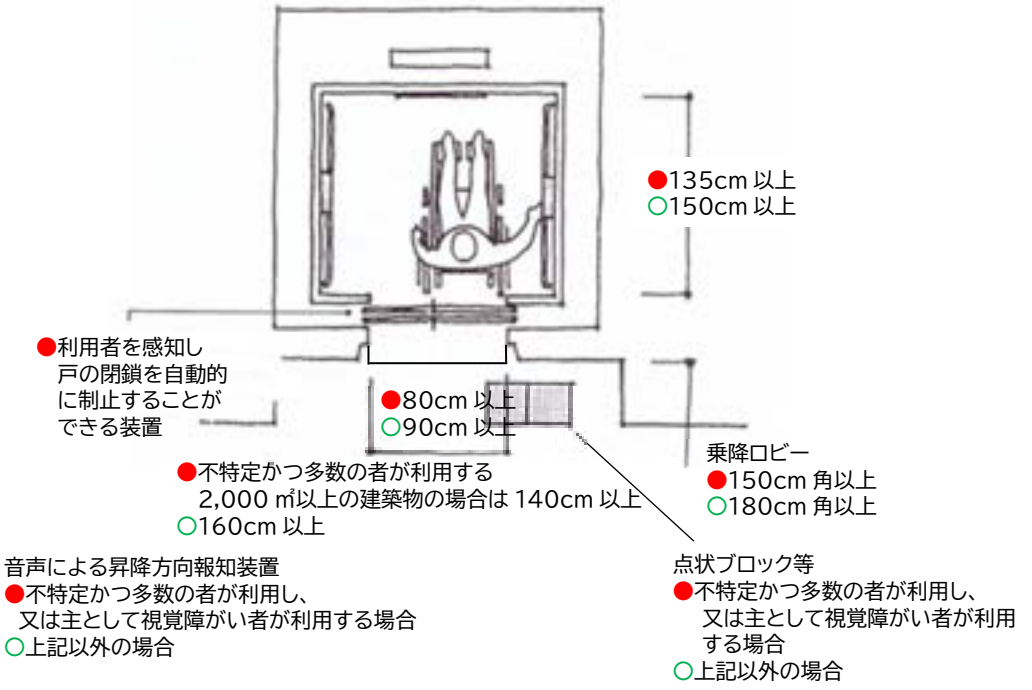

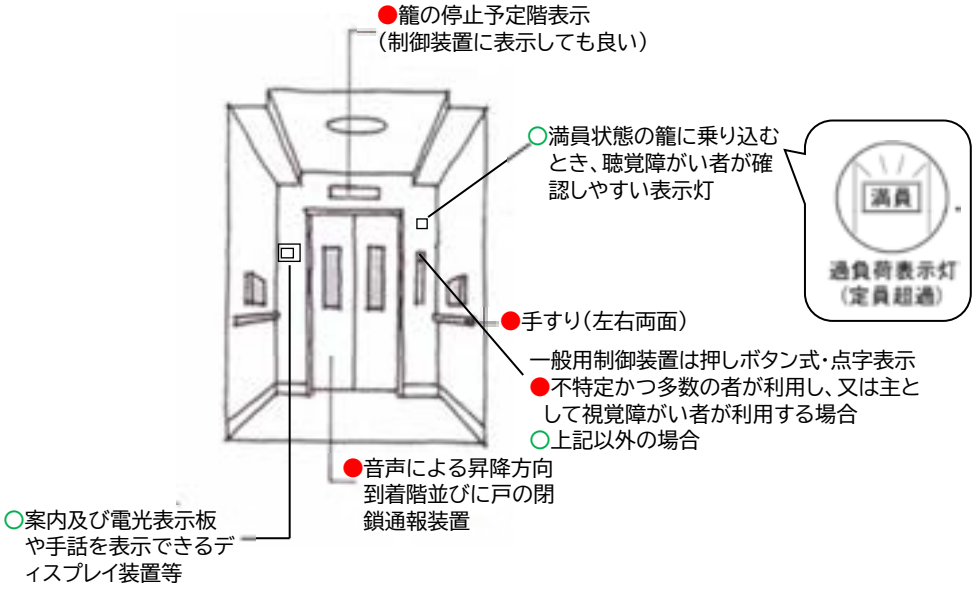

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表

図 6.7　エレベーターの設計例③

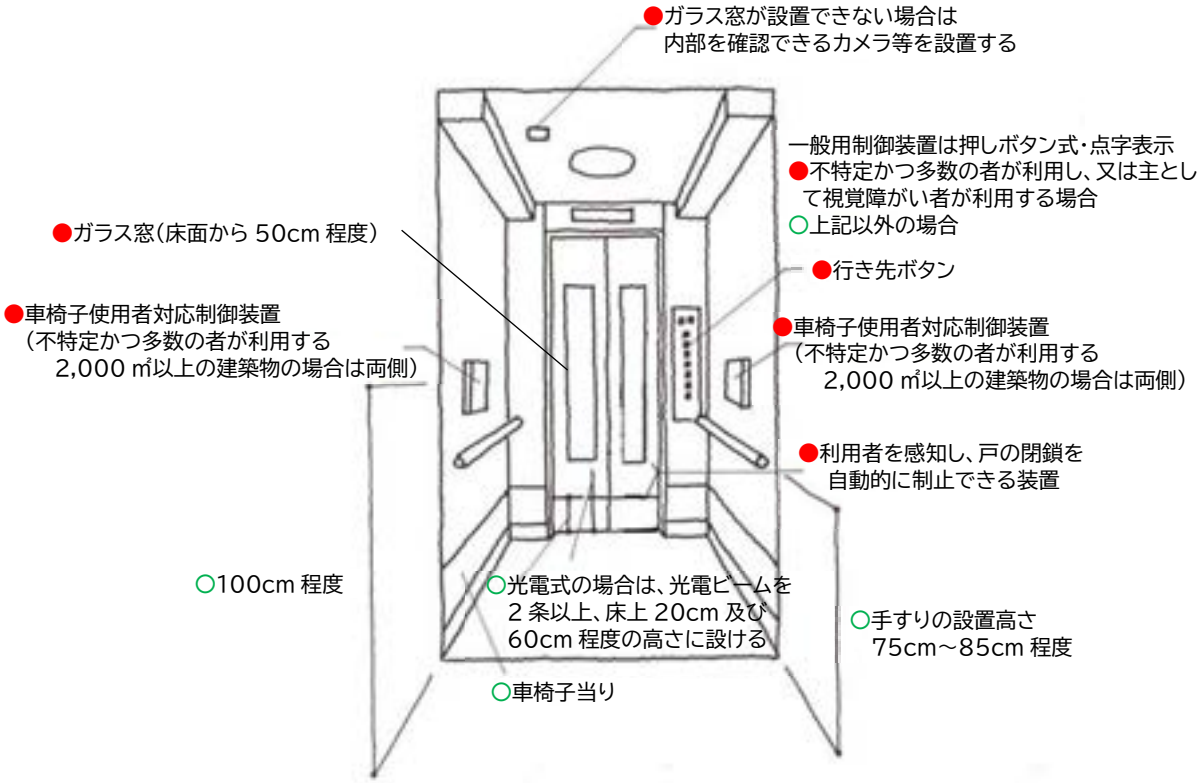

図 6.8　手すりや制御装置の高さ

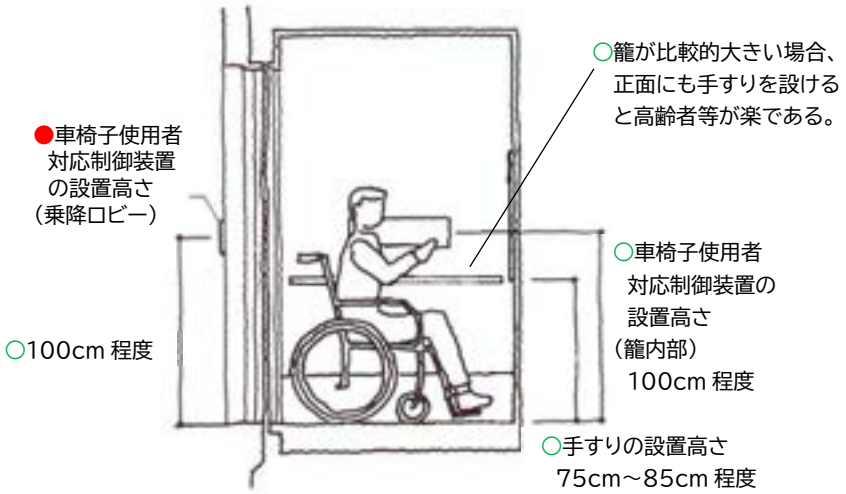

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表

図 6.9　2 台以上の場合の設計例

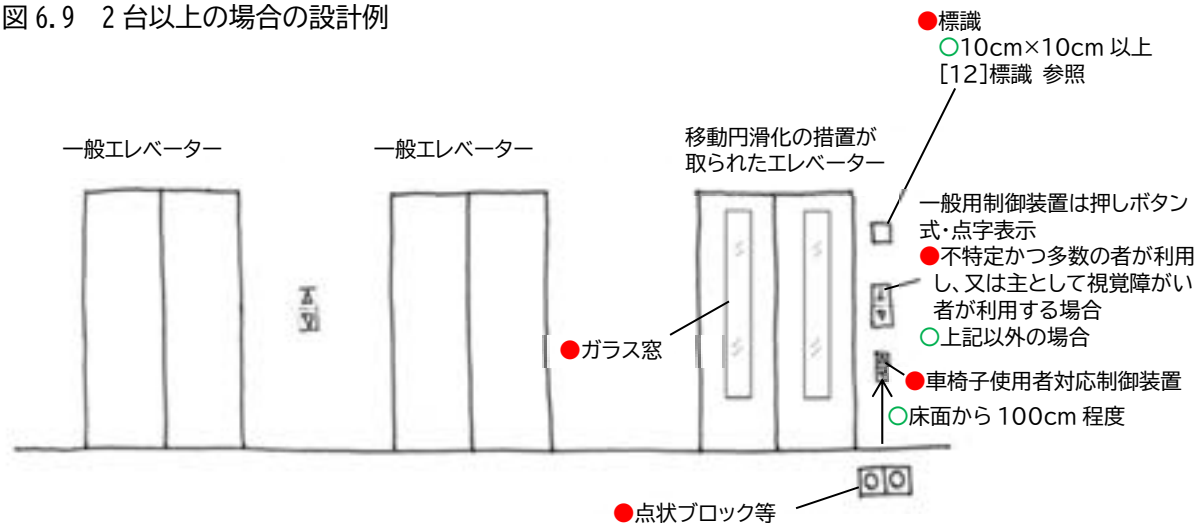

JEAS-C506A では、一般用制御装置とは別に車椅子使用者対応制御装置を設けるとしているが、施設等の特性を鑑み、複数台のエレベーターを設置する際に、すべての制御装置を車椅子使用者が利用できる 100cm 程度としている事例もある。
ただし、点字は手が字に対して水平になるようにして読むため、点字表示をしている乗り場ボタンが低い位置にあると視覚障がい者が読みにくい場合があるため、注意が必要である。

参考　～動線計画の例～

◆必要な機能を満足するだけの設計だと…

建物にある段差を解消するためにエレベーターを設置しても、エレベーターを使うと階段を使うよりも遠回りになってしまうことがあります。

また、多くの人が利用する主要な経路上には階段やエスカレーターしかなく、非常にわかりにくい場所にエレベーターが設置されている場合があります。

このとき、エレベーターを利用しないと、垂直移動することができない利用者は、不便を感じることがあります。

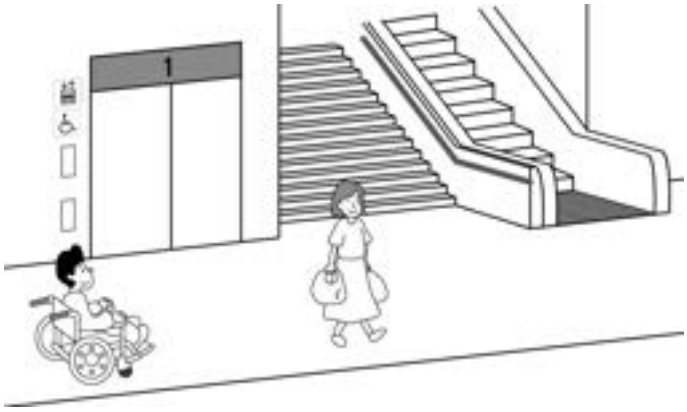

◆利用しやすくなる工夫

<動線計画>

・エレベーター、エスカレーター、階段を主要な経路の近くに配置することで、様々な特性を持った多様な利用者が同じ経路をたどって建物を利用できるようになります。

<誘導案内>

・エレベーターが主要な経路から離れた場所に設置されている場合、主要な経路沿い及びエレベーターの乗降場所付近において、案内表示や、音声案内、文字情報等を適切に組み合わせて誘導することが必要です。

（[12] 標識、[13] 案内設備 参照。）

チェック項目（義務基準）		
移動等円滑化経路	停止階	
	①籠は必要階（利用居室又は車椅子使用者用便房・駐車施設のある階、地上階）に停止するか	
	出入口	
	②籠及び昇降路の出入口の幅は８０ｃｍ以上であるか	
	③籠及び昇降路の出入口に利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止できる装置を設けているか	
	④籠及び昇降路の出入口の戸にガラス等をはめ込むなど、籠の外部から内部を見ることができる設備を設けているか	
	籠の大きさ	
	⑤籠の奥行きは１３５ｃｍ以上であるか	
	⑤´不特定多数の者が利用する２，０００㎡以上の建築物に設ける場合	—
	(1)籠の幅は、１４０ｃｍ以上であるか	
	(2)籠は車椅子が転回できる形状か	
	鏡	
	⑥籠内に鏡を設けているか （籠の出入口が複数あるエレベーターで、開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられている場合を除く）	
	手すり	
	⑦籠内の左右両側に手すりを設けているか	
	乗降ロビー	
	⑧乗降ロビーは水平で、１５０ｃｍ角以上であるか	
	非常時のための設備	
	⑨籠内に設ける制御装置には、非常の場合に外部の対応を表示する聴覚障がい者に配慮した装置を設けているか	
	制御装置	
	⑩籠内及び乗降ロビーに車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか	
	(1)籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものか	
	(2)呼びボタン付のインターホンが設けられているか （籠内の制御装置のうち、１以上）	
	⑩´不特定多数の者が利用する２，０００㎡以上の建築物に設ける場合	—
	(1)車椅子使用者が利用しやすい制御装置を籠内の左右両面に設けているか （２の階のみに停止するエレベーターで、自動的に昇降する場合は片面）	
	制御装置(表示)	
	⑪籠内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	⑫乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか	
	制御装置や音声案内、点字ブロック等	
	⑬不特定多数の者又は主に視覚障がい者が利用する場合	—
	(1)籠内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか	
	(2) 籠内及び乗降ロビーに点字その他の方法（文字等の浮き彫り又は音声による案内）により視覚障がい者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	(3)籠内又は乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置を設けているか	
	(4)制御装置の各ボタンは押しボタンとしているか	
	(5)乗降ロビーに設ける制御装置の前の床面には、点状ブロック等を敷設しているか	

7 エスカレーター　（条例第 17 条）

■基本的な考え方

高齢者、障がい者等に配慮した垂直移動の方法としては、エレベーターが基本となるが、健常者も含む多くの人の移動のためには、エスカレーターも有効な垂直移動の手段である。エスカレーターを設置するときは、高齢者、障がい者に配慮したものとする必要がある。

視覚障がい者におけるエスカレーター利用のニーズは高く、エスカレーターを使用できる環境を整備する必要があると考えられる。一方で、安全性への配慮が必須である。

■目次

項目	ページ
仕上げ	7-2
段	7-2
放送設備	7-2
動線計画	7-2
幅	7-2
速度	7-2
乗降口まわり	7-3
移動手すり	7-3
非常停止ボタン	7-3
踏み段	7-3
点状ブロック等	7-3
カメラ	7-3
照明	7-3
案内表示	7-3
エスカレーターへの誘導	7-3

■整備基準

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
仕上げ			
	●	一般基準 ・階段状のエスカレーターにあっては、踏み段の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。	図 7.1 図 7.2
段			
	○	・定常段差に達するまでは、緩やかに角度変化する。	
	●	一般基準 ・くし板の端部と踏み段（階段状以外の形状のエスカレーターにあっては、可動床。以下この条において同じ。）の色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりくし板と踏み段等との境界を容易に識別できるものとする。	図 7.1 図 7.2
	図 7.1　エスカレーターの幅員 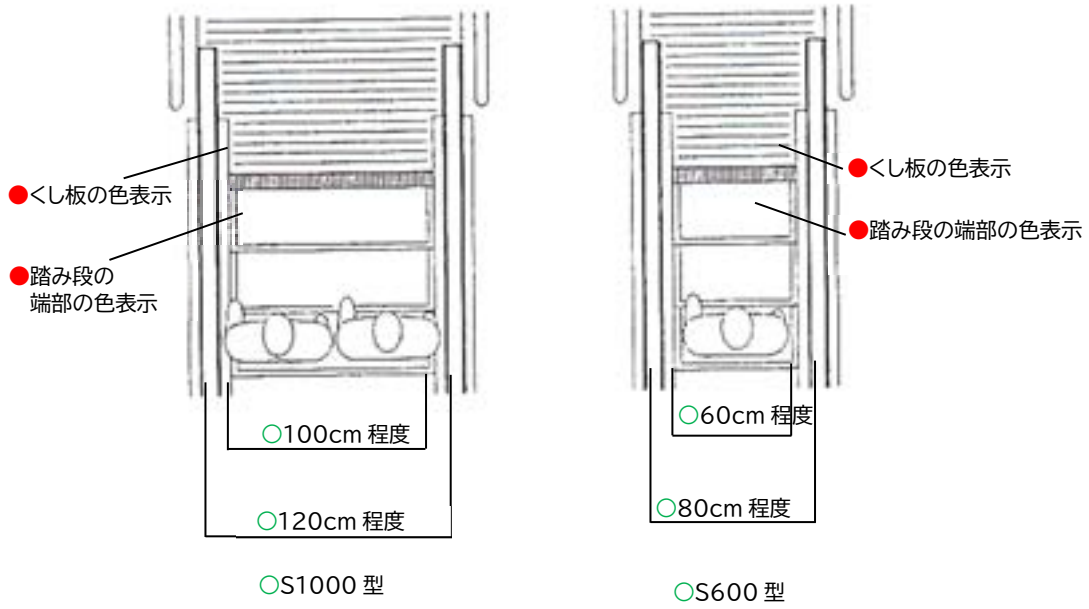 		
放送設備			
	○	・視覚障がい者にとって、乗降口の位置が分かるような、放送設備の位置や放送案内とする。 解説 放送内容の事例 ・○○行き、上り（下り）エスカレーターです。 ・ご利用の方は手すりを持って、足元の黄色い線を踏まないように順序よくお乗りください。 ・乗り降りの際は足元にご注意ください。	
	○	・放送設備は、周囲の環境を考慮し、十分聞き取りやすい音量、音質とし、音源を乗降口に近く、利用者の動線に向かって配置する。	図 7.3
	●	・当該エスカレーターの行き先又は昇降方向（階段状以外の形状のエスカレーターにあっては、進入方向）を音声により知らせる設備を設ける。	図 7.2 図 7.3
動線計画			
	○	・エスカレーターは、主要な経路に隣接して設置する。	
	○	・上り下りのエスカレーターが並んで配置される場合は、向かって左側を進入方向に統一する。	
幅			
	○	・幅は 1000 型（ステップの内法有効幅 100cm 程度）とする。 解説 １つの踏み段に２人が乗ることのできる踏み段幅のエスカレーター	図 7.1
	○	・車椅子用エスカレーターには、介助係員の呼び出しインターホンを設置する。	
速度			
	○	・エスカレーターの速度についても用途に応じてスピードを落とすなど安全な運行管理に十分留意する。	

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
乗降口まわり			
	○	・逆進入防止センサーを設ける。	図 7.2
	○	・エスカレーターの乗降口には、100cm 以上の固定手すりを設けると危険防止に有効である。 解説 固定手すりを設ける場合、エスカレーターの移動手すりとの間が狭いと、人や物が巻き込まれる危険性がある。固定手すりを移動手すりの外側に一部重なるように設けることにより、この危険性を少なくすることができる。	図 7.2
移動手すり			
	○	・移動手すりは、乗降口のステップの昇降開始部分から水平部分で 120cm 以上の長さとする。	
	○	・移動手すりの折り返し端は、乗り口では階段手前くし部分から 70cm 程度、降り口ではステップ後方くし部分から 70cm 程度の移動手すりをとる。	図 7.2
	○	・移動手すりと固定手すりの間に、身体が挟まらないような配慮が必要である。	
非常停止ボタン			
	○	・乗降口の近くの壁面または柱面等に非常停止ボタンを設ける。	
踏み段			
	○	・踏み段の端部だけでなく、四方に縁取りを行うなどにより、踏み段相互の識別をしやすいようにする。	図 7.4
	○	・ステップの水平部分は踏み段が３枚程度とする。	図 7.2
	○	・定常段差に達するまでの踏み段は５枚程度とする。	図 7.2
点状ブロック等			
	○	・エスカレーターの乗降口部分に敷設する注意喚起用の点状ブロック等は、乗降口部のランディングプレートから 30cm 程度離し、固定手すりの内側に敷設する。 解説 建築物内に設けるエスカレーターの上下端に近接する廊下等の部分には、点状ブロックの敷設が規定されている。	図 7.2 [3]廊下等参照
カメラ			
	○	・エスカレーターの利用状況が確認できるテレビカメラを設置する。	
照明			
	○	・乗降口の足元は適宜照明を行い、乗り口、降り口をわかりやすくする。	図 7.2
案内表示			
	○	・エスカレーターの付近には、エスカレーターがあることを表示する標識を設ける。 解説 日本産業規格 JIS Z 8210 案内用図記号に適合するものとする。	図 7.2
	○	・はさまれ事故や転倒事故を防止するため、注意喚起用の表示板を設ける。	
エスカレーターへの誘導			
	○	・エスカレーターに誘導する視覚障がい者誘導用ブロックを敷設する場合は以下の条件を満たすこととする。 （条件）・乗り口方向のみに敷設する。 ・時間帯により進行方向が変更しないエスカレーターのみに敷設をする。 ・乗り口方向には行き先や進行方向を示す音声案内を設置する。 解説 「公共交通機関の旅客施設・車両等・役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン」（令和７年９月国土交通省）を参照する。	図 7.3

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
図			

図 7.2　エスカレーター

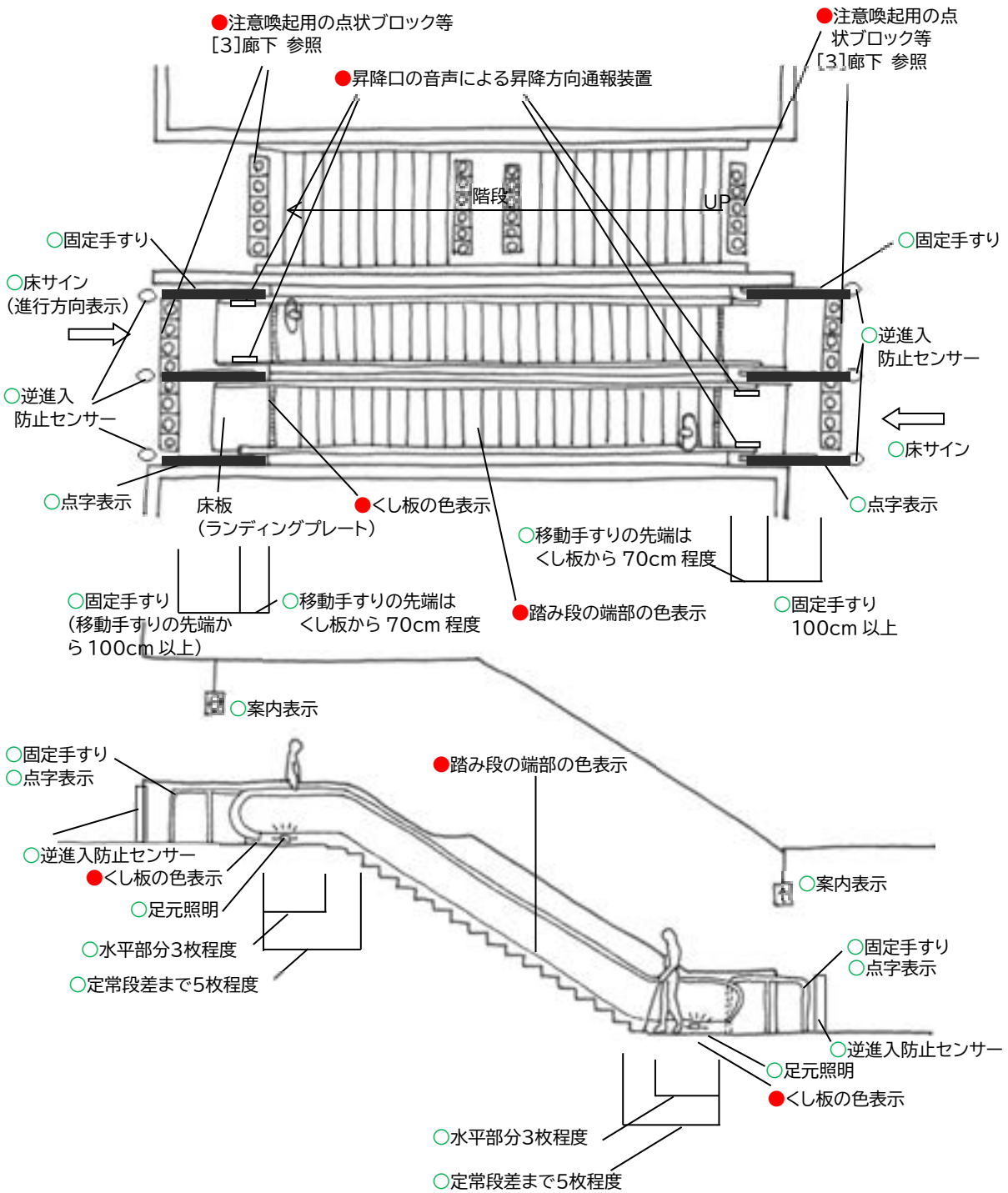

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表

図 7.3　エスカレーターへの視覚障がい者誘導用ブロックの敷設方法の例

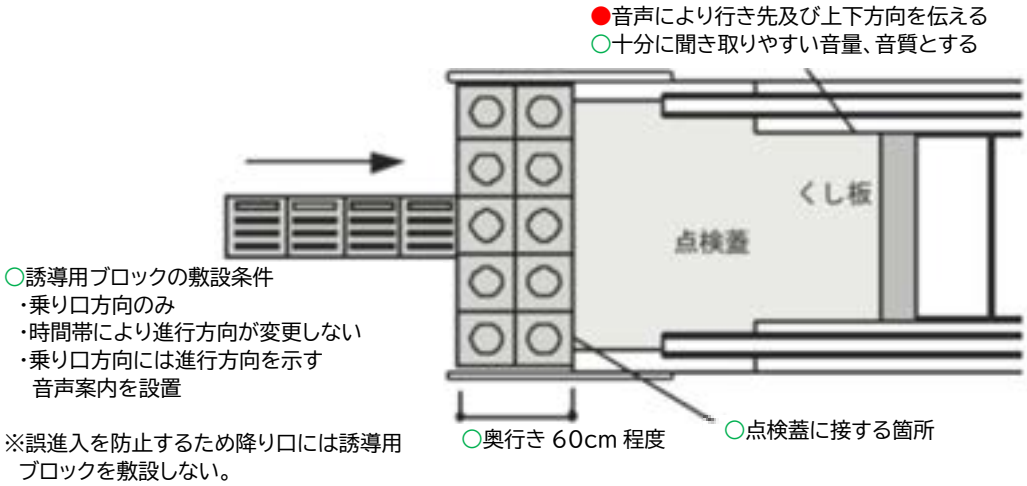

図 7.4　四方を縁取りすることで、踏み段の範囲を視認しやすくしている例

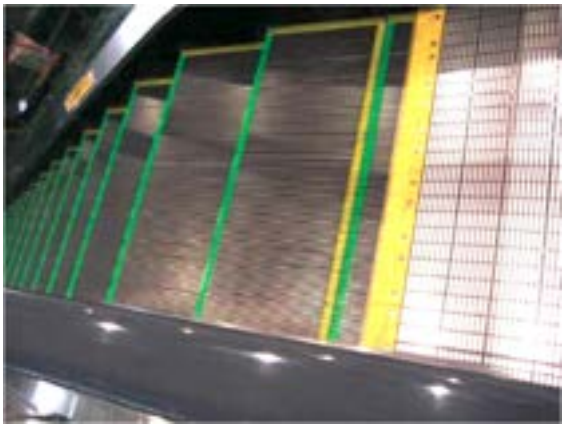

図 7.5　車椅子用エスカレーターの例

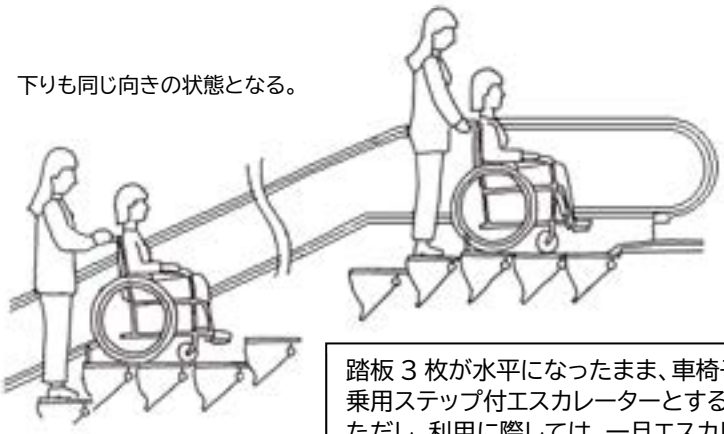

踏板 3 枚が水平になったまま、車椅子を運べる車椅子乗用ステップ付エスカレーターとする。
ただし、利用に際しては、一旦エスカレーターを停める必要があるため、介助者等の人的なサービスが必要となる。
車椅子用エスカレーターを設置する場合は、車椅子で利用できることを表示するサインや、係員呼び出しボタンの設置に配慮する。

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表

図 7.6　エスカレーターの視覚障がい者に対する注意喚起等の例

〔大阪メトロ コスモスクエア駅の事例〕
・↑、×により案内
・視覚障がい者等に対し、誤進入した場合、ブザーにより注意喚起
・視覚障がい者に対し注意喚起を行うため、点状ブロックを敷設している

参考　～視覚障がい者におけるエスカレーター利用のニーズは高い～

平成 25 年度に視覚障がい者のエスカレーター誘導に関する調査研究（公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団）で実施したアンケート調査結果
・慣れている駅では、視覚障がい者の 70%以上が単独でエスカレーターを利用
・慣れていない駅では、視覚障がい者の 60%以上が単独でエスカレーターを利用

平成 28 年度に国土交通省が実施した基準検討会時の視覚障がい者へのアンケート調査結果
・普段利用に慣れている施設では約 80%がエスカレーターを利用している。
・普段利用に慣れていない施設では約 70%以上がエスカレーターを利用している。
・歩き慣れている施設では 60%以上がエスカレーターを利用したいと回答している。
・歩き慣れていない施設では 70%以上がエスカレーターを利用したいと回答している。

資料：バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編）令和 7 年 9 月　p117

チェック項目（義務基準）		
一般基準	仕上げ	
	①踏み段は認識しやすいものか　（階段状のエスカレーターに限る）	
	段	
	②くし板と踏み段等は認識しやすいものか	
	放送設備	
	③昇降口に音声により昇降・移動の方向等を通報する装置を設けているか	

8 便所　（政令第 14 条　条例第 18 条）

■基本的な考え方

年齢、性別、国籍、障がいの有無等に関わらず、すべての人が利用しやすくなるよう配慮する。
近年、多機能便房へ利用者が集中しているなどの傾向があるため、一般用便房に少し工夫を加えることにより、機能分散を図る必要がある。
なお、乳幼児用設備（ベビーベッド・ベビーチェア）についての設計例やイラストは、[15] 子育て支援設備 参照のこと

■目次

【整備基準】

項目	ページ
計画	8-2
仕上げ	8-5
ベビーチェア及びベビーベッド	8-5
触知図案内板	8-5
洗面器	8-7
車椅子使用者用便房の仕様	8-8
オストメイト対応便房の設備	8-13
大人用介護ベッド	8-15
小便器	8-16
標識(再掲)・共通事項(標識)	8-17
幅員の確保(再掲)	8-17
戸の構造・前後のスペース(再掲)・共通事項(出入口・戸)	8-18
非常時のための設備	8-19
全体計画（案内設備）	8-20
共通事項(洗浄装置)	8-20
共通事項(手すり)	8-20
共通事項(ボタン等配置)	8-20
共通事項(衣服掛け)	8-22
共通事項(荷物置き)	8-22
共通事項(その他)	8-22
照明	8-22
冷暖房設備	8-22

■整備基準

項目	●義務 〇推奨	内容	参照図表
計画			
	〇	・２階以上の建物の場合、車椅子使用者用便房は直接地上へ通ずる階と同一の階に設ける。 解説 ２階以上の建物でエレベーターが設置されていない場合でも、車椅子使用者等が利用できるようにするため。	
	〇	・多機能便房は、利用者が集中するため、複数の便房でそれぞれの機能を確保する「機能分散」を図る。 解説 多機能便房（さまざまな機能を備えた便房）は利用者が集中し、混雑することがある。次の各機能（個別機能）を異なる便房に適切に持たせる（機能分散する）よう計画し、付加される機能に応じた広さを確保する。 ・車椅子使用者用便房 ・オールジェンダートイレ（男女共用トイレ） ・オストメイト対応設備 ・おむつ交換用のベビーベッド	図 8.1 図 8.2 図 8.3
	〇	・個別機能を備えた便房は、利用者が位置を把握しやすいよう、他の便所と一体的またはその出入口の近くに設ける。	図 8.3
	〇	・車椅子使用者用便房へ利用者が集中することを避けるため、男性用便所、女性用便所内においても簡易型車椅子使用者用便房（車椅子使用者が利用可能な出入口の有効幅員と最小限の広さを有する便房）を設ける。	図 8.1 図 8.2
	〇	・高齢者や知的・発達障がい者等への異性による介助・同伴利用に配慮し、広めの男女共用トイレを設置する。	図 8.2
	〇	・トランスジェンダー等の利用に配慮し、性別に関わらずすべての人が利用しやすい位置にオールジェンダートイレ（男女共用トイレ）を設置する。 解説 例えば、男性用便所の内部（入口横等）にオールジェンダートイレ（男女共用トイレ）が設置された場合、入りづらいと感じることが生じうるため、すべての人が利用しやすい位置に設けることの配慮が必要。	図 8.1
	〇	・幼児用便器を設ける場合、ブース化するなどプライバシー保護や安全に配慮して保護者が見守れる形式とする。	
	●	一般基準 ・階数に相当する数の便所を、特定の階に偏ることなく利用上の支障がない位置に設ける。 解説 床面積の合計 500 ㎡以上に限る。 以下のいずれかに該当する階を除く。（令和 6 年告示第 1074 号第二） ・地上階であり、かつ、便所を一以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口付近に設けられている階 ・不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上便所を設けないことがやむを得ないと認められる階	

項目	●義務 〇推奨	内容	参照図表

図 8.1　男女共用トイレに機能分散した例

男女別及び男女共用トイレにおける機能分散の例
出典：施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン【改定版】（2025 年日本国際博覧会協会）

可動式の間仕切りを設けることにより便房の男女比率を変更することを可能とした例
（大阪・関西万博シャインハット1F トイレ）

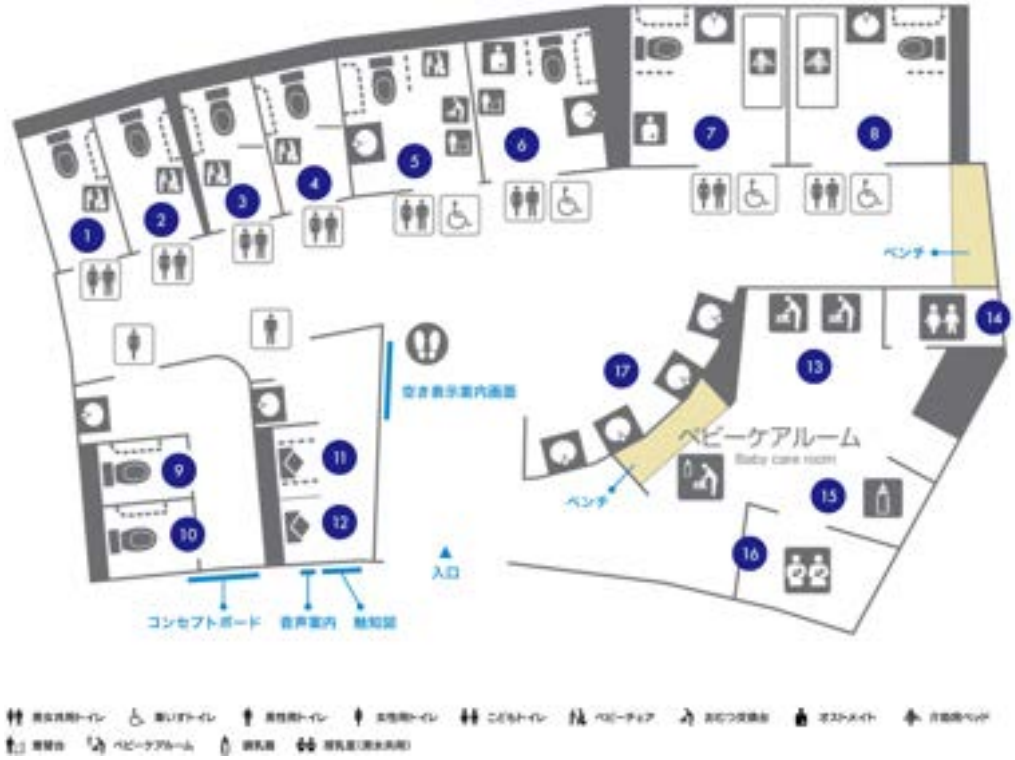

大阪ヘルスケアパビリオン　みんなトイレ
出典：大阪ヘルスケアパビリオン HP

項目	●義務 ○推奨	内容	参照図表

図 8.2　個別機能を備えた便房及び多機能便房寸法例

出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和7年度改正版）

図 8.3　高齢者、障がい者等が円滑に利用できる便所・便房の設置例

①「個別機能を備えた便房」を分散して設けた便所

②「個別機能を組み合わせた便房」及び「簡易型機能を備えた便房」を設けた便所

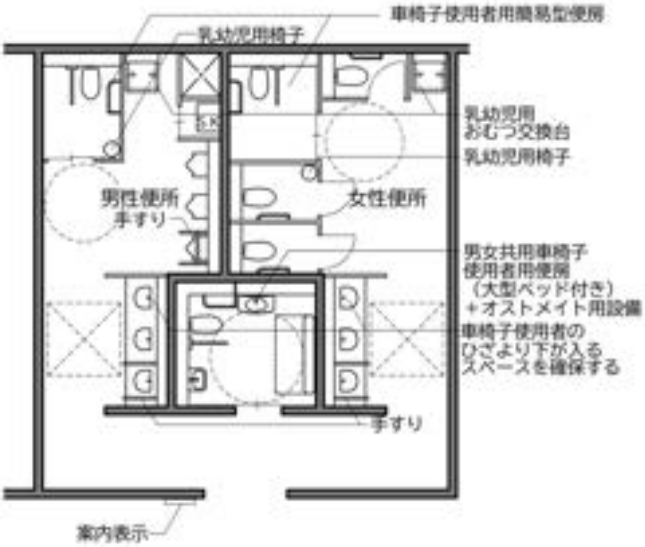

③「個別機能を組み合わせた便房」を設けた便所

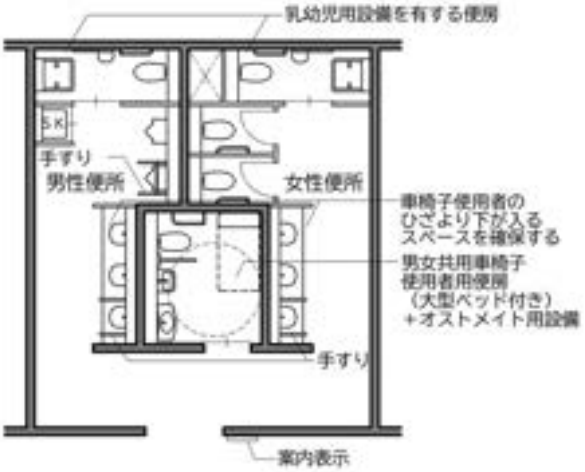

※具体的な配慮内容については、序章参照

項目	●義務 ○推奨	内容	参照図表
仕上げ			
	○	・床の仕上げ材は、転倒したときの危険防止のため適度に弾性のあるものとする。	
	●	一般基準 ・床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	
ベビーチェア及びベビーベッド			
	○	・ベビーチェア及び乳幼児用おむつ交換台等、車椅子の通行幅を狭めるその他の付属品を出入口周辺に設置しない。	
	○	・おむつ交換台に乗せられる乳幼児に対し、照明の光が直接目に入らないように、器具の配置に配慮する。	
	●	一般基準 ・次に掲げる特別特定建築物（床面積の合計が 1,000 ㎡（公衆便所にあっては、50 ㎡）以上に限る）は、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、乳幼児を座らせることができる設備及び乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、その出入口にその旨の表示を行う。ただし、乳幼児のおむつ交換をすることができる設備については、他に設ける場合は、この限りでない。 一　病院又は診療所 二　劇場、観覧場、映画館又は演芸場 三　集会場又は公会堂 四　展示場 五　百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 六　保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 七　博物館、美術館又は図書館 八　飲食店 九　理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 十　公衆便所 解説 ベビーチェアとベビーベッドは、各々の目的が異なるため、両方設置することが必要。ベビーベッドについては、授乳室内に設置するなど、建築物内の別の場所に設ける場合は、便所内に設置しなくてもよい。また、大人用介護ベッドとベビーベッドは兼用可能。 ベビーベッド・ベビーチェアはどの便房に設置しても構わない。さらに、ベビーベッドは便房（個室）内に設置しなくても良い。	図 8.4
		図 8.4　ベビーベッド 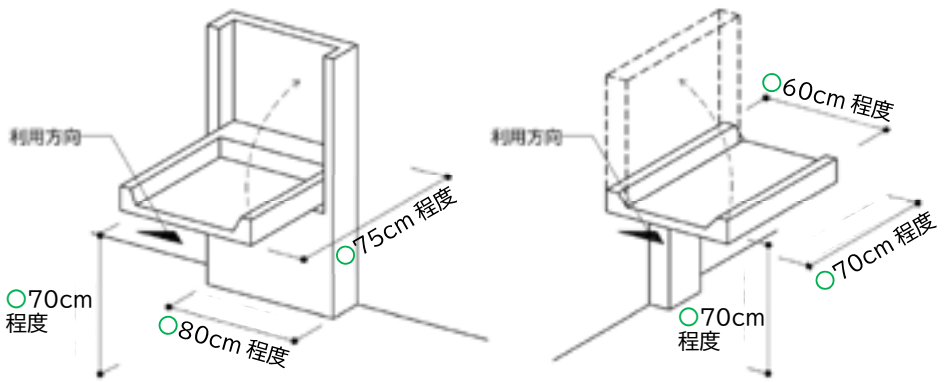 ※建築設計標準に掲載の図より作成	
触知図案内板			
	○	・便所前の触知図案内板には、個別機能を備えた便房等の各便房の機能、位置等を表示する。	図 8.5
	○	・点字のみでなく、墨字も併記し、弱視者等にもわかりやすいように大きさ、設置位置、文字のコントラスト等に配慮したものとする。	図 8.5
	○	・触知図案内板を設ける場合、触知図案内板の位置を知らせる音声誘導装置を設ける。	図 8.5

項目	●義務 ○推奨	内容	参照図表
	●	一般基準 ・便所（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。）の出入口の付近に、男子用及び女子用の区別、便房等の配置等を点字その他規則で定める方法により視覚障がい者に示すための設備を設ける。ただし、視覚障がい者の利用上支障がないものとして規則で定める場合は、この限りでない。 解説 ただし書きが適用されるのは次の場合（条例施行規則第７条） ・主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるもの。	図 8.5

図 8.5　便房の配置等を視覚障がい者に示すための設備

○便所の触知図案内板の記載例

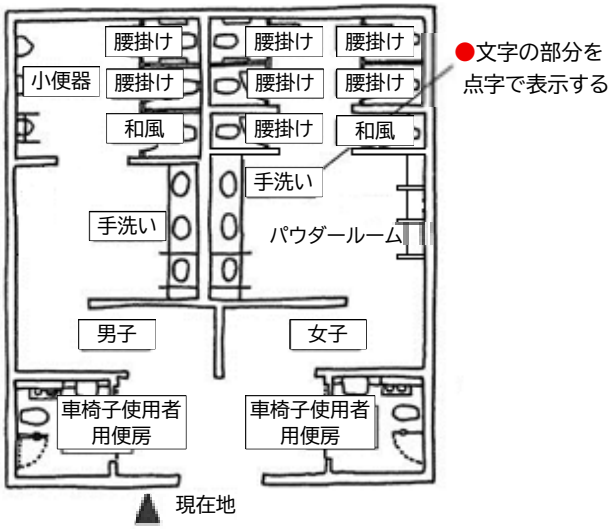

機能をわかりやすく示し、点字表示･色使いにも配慮された案内表示

便房の配置等を視覚障がい者に示すための設備

便所の出入口付近に、視覚障がい者に対して便所の男女の別・便所内の配置等を示す設備（触知図案内板または音声による案内設備）を設けなければならない。

触知図案内板等の前の床面には、触知図案内板等の存在を視覚障がい者に示すため、点状ブロック等を２枚～３枚程度敷設する。

なお、男女兼用の多目的便房のみを設ける場合など、一の便房のみを設ける便所においては、点字により「男女兼用・右側に便器」等の案内をし、床面に点状ブロック等を敷設することで足りる。

（参考：大阪府福祉のまちづくり条例施行規則）
第六条　条例第十八条第五項第一号の規則で定める方法は、次に掲げるものとする。
一　文字等の浮き彫り（その前の床面に視覚障がい者に対しその存在をしめすために点状ブロック等を敷設するものに限る。）
二　音による案内
三　点字及び前二号に類するもの

点字を読むことができない視覚障がい者への対応について）
視覚障がい者の中には点字を読むことのできない方もいるため、便所の案内においても、触知図案内板を文字等の浮き彫りを併用することや、音声による案内などを行うなど工夫を行うことが望ましい。

項目	●義務 ○推奨	内容	参照図表
洗面器			
	○	・各便所内の洗面器のうち１以上は杖使用者等が立位を保つことができるよう、手すり等を設け、寄りかかれる配慮を行う。 解説 洗面器の手すりは、配置によっては車椅子使用者が利用できなくなる。車椅子使用者用便房内に設置する洗面器は、車椅子から便座への移乗や転回、介助スペースの妨げにならないよう配慮することが必要である。	図 8.6 図 8.9 図 8.11
	○	・手荷物棚を設ける。	
	○	・子供の利用がある施設では、子供用の便器や洗面器を設置する。	
	○	・排水トラップは車椅子使用者の邪魔にならないよう横引きタイプ（P トラップ）のものとする。	
	○	・シンクごとにすべての付属品を使うことができるようにする。	
	○	・各便所内の洗面器のうち一個は手すり、水石鹸入れを設置する。	
	●	一般基準 ・洗面器又は手洗器のうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、水栓を容易に操作できるものとする。	図 8.7

図 8.6　手すり付き洗面器

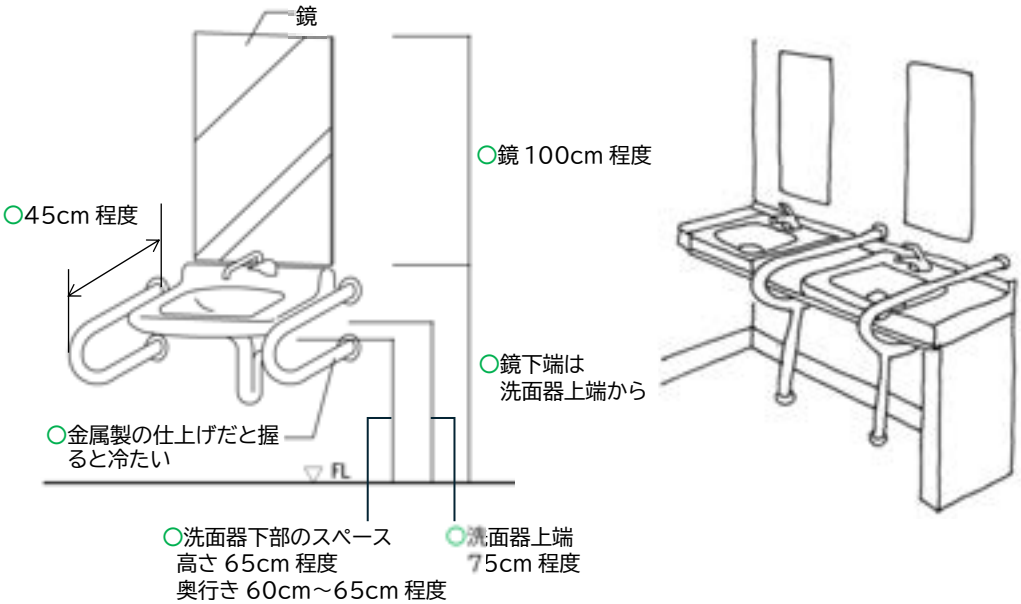

図 8.7　水栓器具

提供:TOTO 株式会社

項目	●義務 ○推奨	内容	参照図表
車椅子使用者用便房の仕様			
	○	・複数テナントが入居する建築物の場合には、複数のテナントが共同利用できる位置に車椅子使用者用便房等を設ける。また、小規模店舗が密集する商店街においては、複数の店舗が共同利用できる位置に車椅子使用者用便房を設ける。	
	○	・共同利用する車椅子使用者用便房等は、営業時間に関わらず、それぞれのテナント（店舗）が利用可能とする必要がある。	
	○	・排泄介助が必要な障がい者（児）の脱衣・おむつ交換等に配慮し、１以上の車椅子使用者用便房は大人用介護ベッド付きとし、異性による介助に配慮し男女が共用できる位置に設ける。	図 8.10
	○	・一般便所に近い位置で計画し、障がい者の利用頻度が高い建築物等では男女別に設置する。また、可能な限り各階に設ける。	
	○	・異性の介助者に配慮し、少なくとも１以上の車椅子使用者用便房（男女共用）は、すべての人が利用しやすい位置に設けることとし、介助時のプライバシーに配慮し、カーテン及びカーテンホルダーを設置する。 解説 例えば、男性用便所の内部（入口横等）に男女共用の車椅子使用者用便房が設置された場合、入りづらいと感じることが生じうるため、すべての人が利用しやすい位置に設けることの配慮が必要。	図 8.8
		図 8.8　カーテンホルダーの設置例 カーテンホルダーの例 （大阪・関西万博 大阪ヘルスケアパビリオン1F みんなトイレ） 提供：大阪ヘルスケアパビリオン	
	○	・車椅子使用者が便房内で回転して設備・備品等を使用できるよう、車椅子の回転や介助者の同伴などの多様な動作が可能なスペースを設ける。 解説 車椅子使用者が移乗するためのスペースや介助者の動作スペースを十分に確保するため、設備等の配置に配慮する。	図 8.11
	○	・車椅子使用者用便房には大便器洗浄装置を設けるとともに点字表示をする。	
	○	・車椅子使用者用便房には、高低２箇所に衣服を掛けるための金具等を設ける。	
	○	・便器洗浄ボタンは便座に座ったまま利用しやすい位置に設ける。	図 8.12
	○	・ペーパーホルダーは便座に腰かけたまま容易に使用できる位置に設置する。	
	○	・汚物入れは一般のものより大きいものが使いやすい。また、手の届く範囲に設ける。	
	○	・手すりは、便器の両側に垂直水平に設け、垂直手すりは壁等に堅固に固定する。また、水平手すりの高さは 65cm～70cm に堅固に取りつけ、片側は車椅子使用者が移乗しやすいように可動式とする。	図 8.11 図 8.12 図 8.13
	○	・手すりの位置が遠すぎて、体をあずけることができない場合があるので、使いやすい位置に設置するよう配慮する。	
	○	・便房の出入口は、90cm 以上とする。 解説 日本産業規格 JIS T 9201 に定められる手動車椅子であれば出入口の幅が 80cm でも利用可能であるが、電動車椅子や、スポーツ用の車椅子の場合、利用できないものがある。（例：テニス用車椅子幅 87cm）	図 8.11
	○	・車椅子使用者用便房及び車椅子使用者用簡易型便房の出入口は、自動式とする。	図 8.11
	○	・車椅子使用者は、扉を開けた後、内部に入るのに時間を要することから、扉を閉じるスピードを調整できる機能があるものや、ワンストップ機能があるものとする。	
	○	・簡易型車椅子使用者用便房では、後ろに手をまわすことのできない車椅子使用者が施錠・開錠できないため、扉や取手の形状に配慮する。	図 8.13
	○	・扉操作、施錠操作が円滑に行えるよう、扉周囲に大人用介護ベッドやゴミ箱等を設けない。 解説 車椅子使用者用便房内では、通路や動作スペースを確保できるよう、扉周囲の他、通行の妨げとなる場所にゴミ箱等を設けない。	

項目	●義務 ○推奨	内容	参照図表
	○	・車椅子使用者用便房の施錠装置の設置位置は、車椅子使用者の使いやすい高さと、立位で使いやすい高さの２箇所に設置する。（子どもによる解錠防止）。	
	○	・便座に腰かけたまま使用できる手洗器を設ける。 解説 便所使用中に手等が汚れた際、汚れた手で車椅子に移乗して洗面器までいくのではなく、便座に腰かけたまま手元の手洗器で手を洗えるようにする配慮である。	図 8.9

図 8.9　手洗器を設ける場合の洗浄ボタン等の配置例

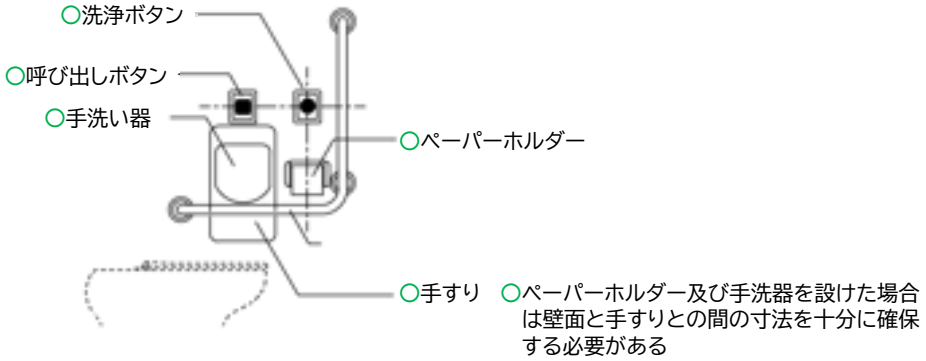

	○	・水洗器具の吐水口の位置は、車椅子使用者が利用しやすい位置（洗面器の手前縁から 30cm 以内）に設ける。	図 8.10
	○	・自動水栓は、感知しにくいものもあり、対応として自動・手動切替のできる水栓の設置をする。	
	○	・洗面器は車椅子使用者が利用できるように、洗面器の下部にはひざや足先が入るスペース（高さ 65cm 程度、奥行き 55cm～60cm 程度）を設ける。高さ 65cm 以上の洗面器は壁に堅固にとりつけるか手すり等を設けるなど、寄りかかるなどの配慮を行う。 解説 洗面器の手すりは、配置によっては車椅子使用者が利用できなくなる。車椅子使用者用便房内に設置する洗面器は、車椅子から便座への移乗や転回、介助スペースの妨げにならないよう配慮することが必要である。	図 8.10
	○	・鏡の下端は、洗面器上端部にできる限り近い位置とし、また、鏡の上端は下端から 100cm 以上とする。 解説 傾斜式鏡は主に車椅子使用者を想定したものであるが、立位では使いにくい。洗面所の鏡は傾けず、位置とサイズを配慮することでだれでも利用できる。	図 8.10
	○	・車椅子使用者用便房には、高さ 70cm～120cm で水石鹸入れを設置する。	

図 8.10　車椅子使用者が利用しやすい洗面器

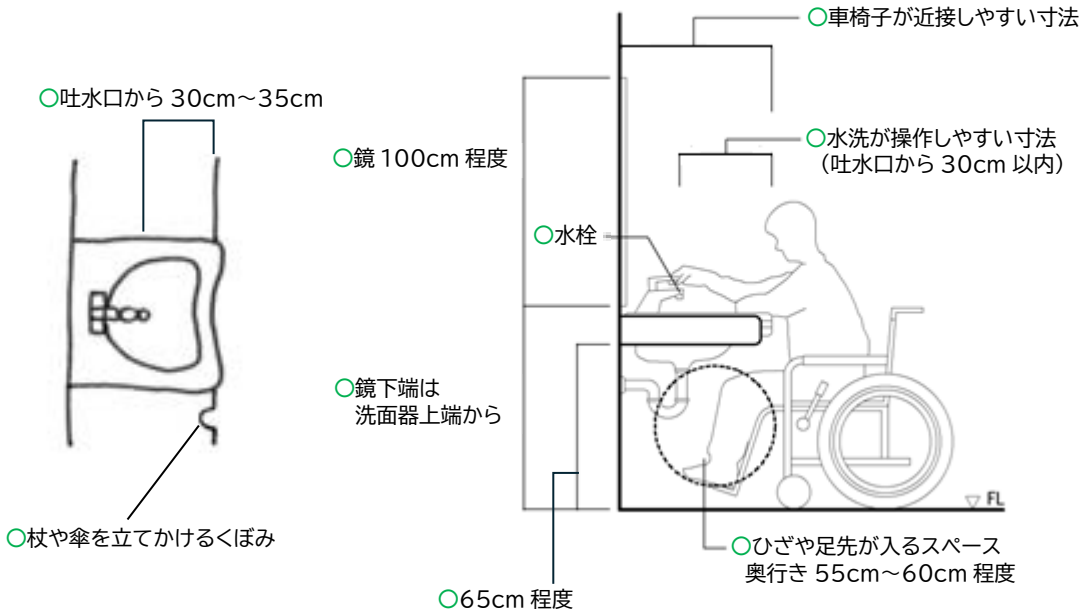

項目	●義務 ○推奨	内容	参照図表
	○	・車椅子が接近できるよう、便器は前面のトラップ部分に、車椅子のフットサポートに乗せた足が当たりにくく、トラップ突き出しの少ない形式等とする。	図 8.11 図 8.13
	○	・便房を複数設置する場合は、障がい者の右勝手、左勝手に対応できるようにする。また、便座の高さについてもバリエーションを持たせる。	
	○	・便器の位置は、正面からのアプローチを確保するだけでなく、右または左からの側面移乗ができるようにする。	
	○	・座位姿勢を安定させることや排泄に時間のかかる場合もあることから、便器に背もたれを設置する。	
	○	・便器に前向きに座る場合も考慮してその妨げになる器具等がないように配慮する。 解説 温水洗浄便座の操作ボタンは、便座横に附置した操作ボックスではなく、壁付けとする。	
	○	・便器の座面高さは、床面から 42cm～45cm 程度とする。	図 8.12
	○	・床面積 2,000 ㎡以上の不特定多数の者が利用し、または主として高齢者、障がい者等が利用する建築物を建築する場合に設ける 1 以上の車椅子使用者用便房には、座位変換型の（電動）車椅子使用者が 360°回転できるよう、直径 180cm 以上の円が内接できる広さを確保する。	図 8.11
	●	一般基準 ・便所設置階には、車椅子使用者用便房を一以上（男子用及び女子用の区別を設ける場合にあってはそれぞれ一以上）、設ける。また以下のいずれかに該当する場合は、車椅子使用者用便房をそれぞれで定める数以上、設ける。 ・床面積が 1,000 ㎡未満の階（小規模階）を有する場合： 小規模階の床面積の合計が 1,000 ㎡に達するごとに一以上 （便所設置階の数がこの数より少ない場合は、便所設置階の数以上） ・床面積が 10,000 ㎡超の階（大規模階）を有する場合： 階の床面積が 10,000 ㎡超 40,000 ㎡以下：二以上 階の床面積が 40,000 ㎡超：20,000 ㎡ごとに一以上を追加 （当該階の便所の箇所数がこの数より少ない場合は、便所の箇所数以上） ※ただし、告示第 1074 号に規定されている場合はこの限りではない。 解説【国土交通大臣が定める構造】（国土交通省告示第 1496 号） ・腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。 ・車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 なお、 ・手すりは左右両面に設置する。 ・車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間として直径 150cm 以上の円が内接できる広さを備えることを基本とする。（設備等下部に車椅子のフットサポートに乗せた足が通過できるスペース（床上高さ 40cm 以上で奥行き 20cm まで可）が確保されていれば、その部分も有効なスペースとする。）ただし、電動車椅子等、大きな車椅子では、150cm の円では十分ではない場合があるため、施設の利用者等状況を鑑みて設計する必要がある。	図 8.11 図 8.13
	●	一般基準 ・車椅子使用者用便房には、押しボタン式その他の容易に操作できる方式の便器の洗浄装置を設ける。 解説 押しボタン式、レバー式や光感知式など ○便房内のペーパーホルダー、便器洗浄ボタン及び呼び出しボタンを横壁面に設ける場合は、上肢・指先にも障がいがある場合があることに配慮し、JIS S 0026 に基づく配置とする。	図 8.14 図 8.25
	●	一般基準 ・車椅子使用者用便房には、衣服を掛けるための金具等を設ける。 解説 衣服等を掛ける金具の設置高さは、車椅子使用者用 100cm 程度、一般用 170cm 程度とすること。衣服等が落ちにくい形状とする。	図 8.11 図 8.13

項目	●義務 ○推奨	内容	参照図表

図 8.11　車椅子使用者用便房の計画例①

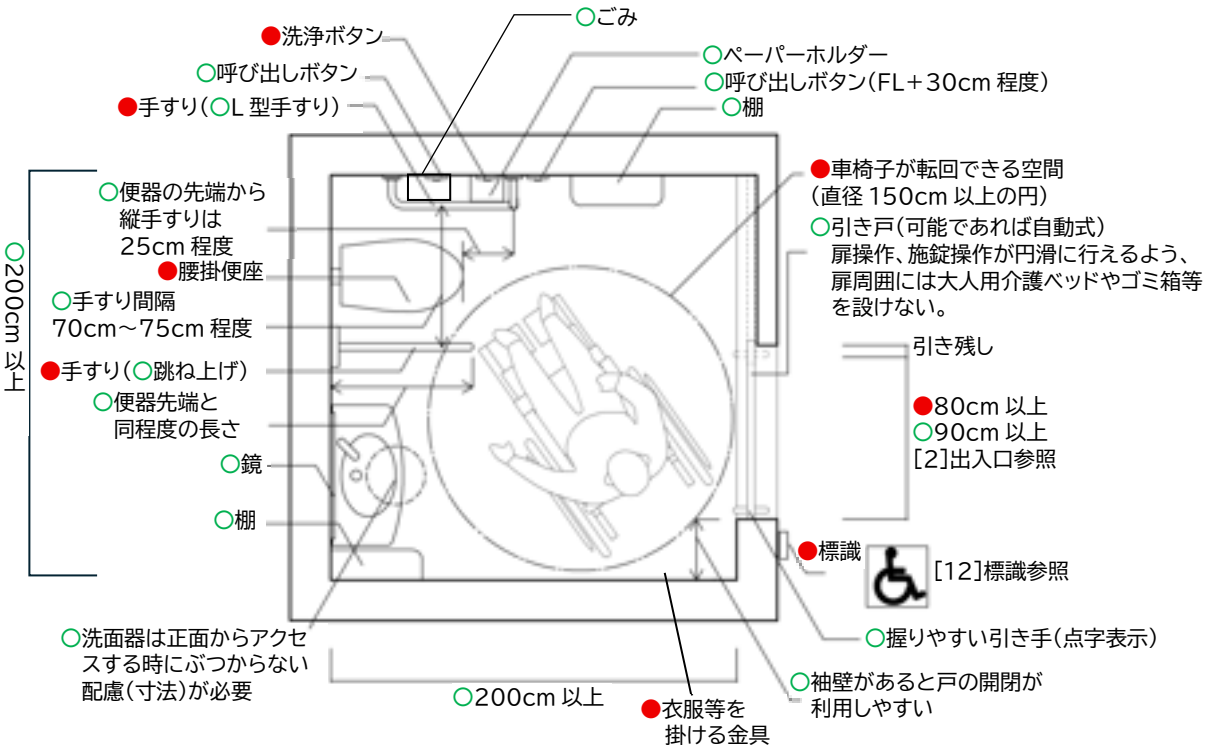

・車椅子使用者が便房内で回転して設備・備品等を使用できるよう、車椅子の回転や介助者の同伴などの多様な動作が可能なスペースを確保する（例えば、洗面器と便座の配置によっては便座への移乗がしづらくなる、介護ベッドの近くに開閉ボタンがあると手が届かないなど、利用に支障が生じる場合がある）

○2,000 ㎡以上の不特定多数の者が利用し、または主として高齢者、障がい者等が利用する建築物の車椅子使用者用便房の計画例

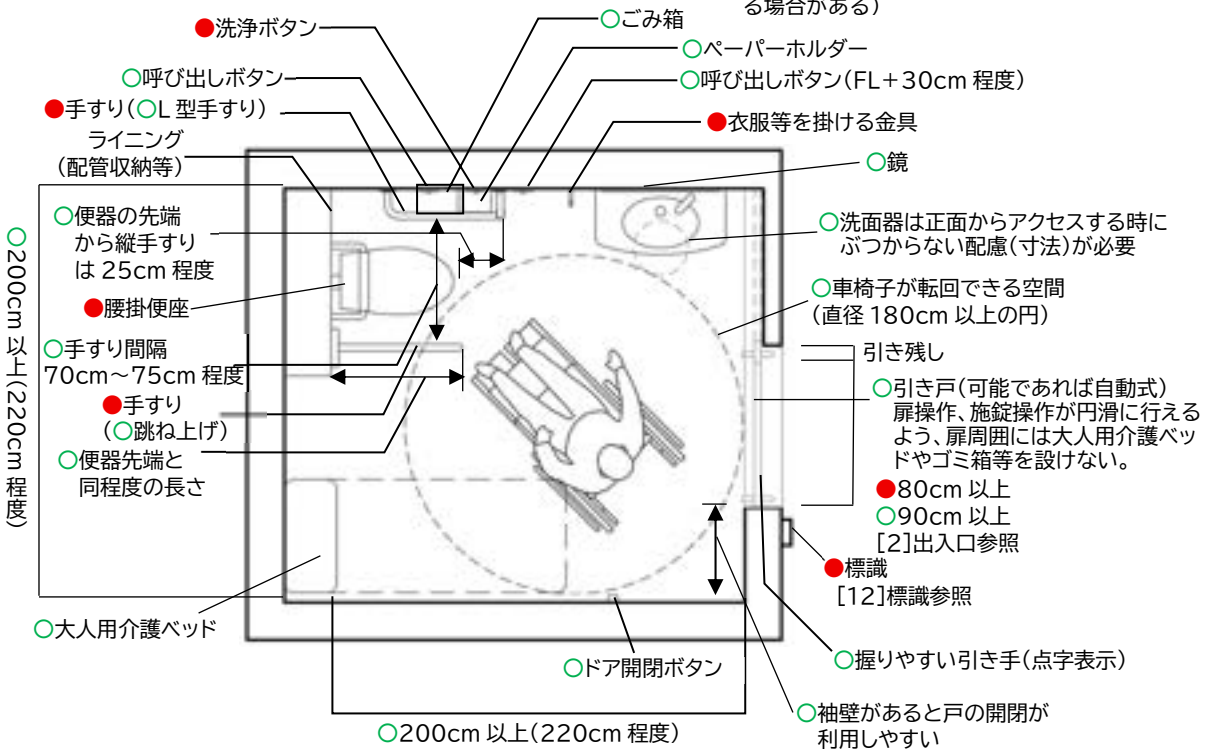

項目	●義務 ○推奨	内容	参照図表

図 8.12　車椅子使用者用便房の計画例②

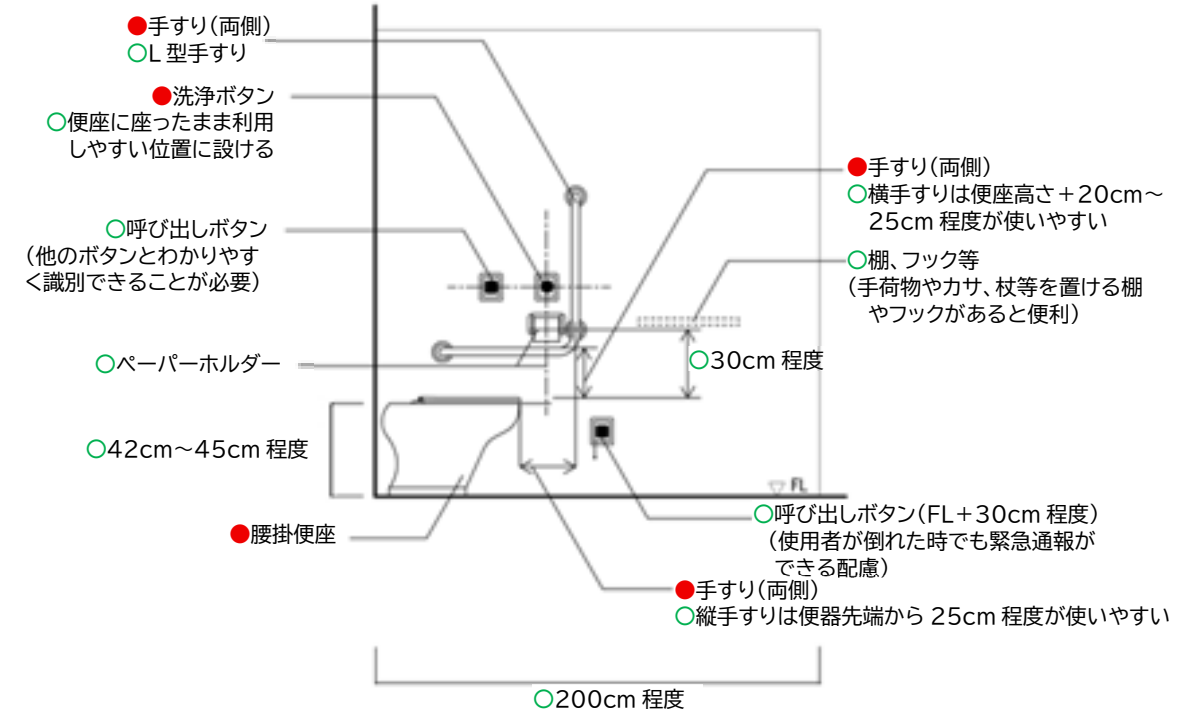

図 8.13　簡易型車椅子使用者用便房の計画例

小規模な施設（500 ㎡未満に限る）については、施設の構造上、十分な空間が確保できない場合が想定されるため、施設の状況に応じ、上記の寸法以上の簡易型便房でも可とする。（ただし、公衆便所を除く。）
なお、簡易型便房の場合、計画によっては、後ろに手をまわすことのできない車椅子使用者が施錠・開錠できないため、例えば、大きな操作ボタンの付いた自動ドアを設置するなどの配慮をすることが望ましい。

【簡易型便房】

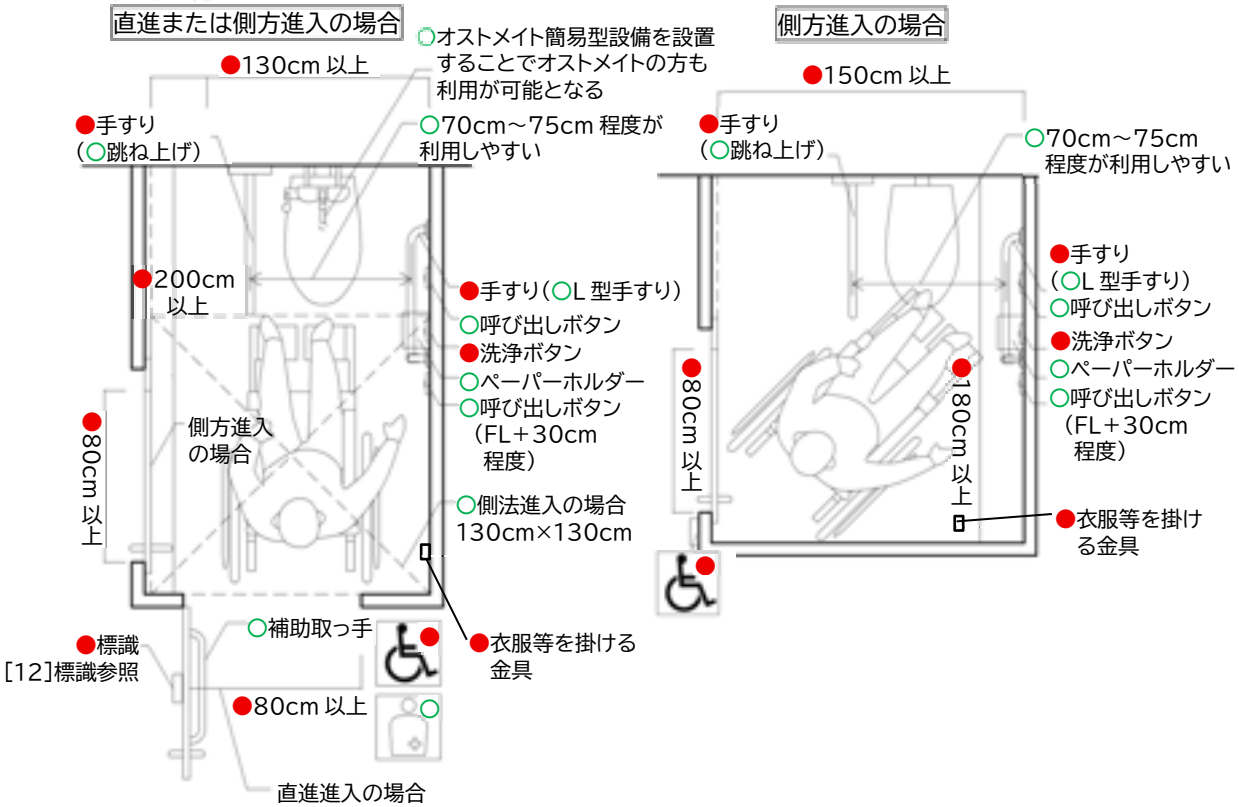

項目	●義務 ○推奨	内容	参照図表
		図 8.14　操作が容易な洗浄装置 《その他》 ●押ボタン式スイッチ　○光感知式 ○光感知式の洗浄スイッチは、視覚障がい者には使いにくい設備であるため、押ボタン式スイッチと併用する。	
オストメイト対応便房の設備			
	○	・ストーマ装具の廃棄等に配慮し、汚物入れを設置する。	図 8.15
	○	・ストーマ装具の装着のための衣類の脱着、着替え等に配慮し、汚物流しの近くに着替え台を設置する。	図 8.15
	○	・ストーマ装具の装着や身だしなみを確認するための鏡を設置する。鏡は、全身を映すことができるものとする。	図 8.15
	○	・鏡の床からの高さは、75cm～80cm、長辺方向の長さは 100cm 程度で平面鏡とする。	
	○	・オストメイト対応便房には、フラッシュバルブ式汚物流しを設ける。	
	●	一般基準 ・便所内に、高齢者、障がい者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上設ける。 解説 オストメイトの利用に配慮して、パウチや汚れた物、しびん等を洗浄するための汚物流し（洗浄ボタン・水栓を含む）、ペーパーホルダーを設置する。	図 8.15
	●	一般基準 ・オストメイト対応便房には、押しボタン式その他の容易に操作できる方式の便器の洗浄装置を設ける。	図 8.14
	●	一般基準 ・オストメイト対応便房には、衣服を掛けるための金具等を設ける。	図 8.15
	●	一般基準 ・水洗器具は、温水が使用できるものとする（床面積の合計が 10,000 ㎡以上の建築物（共同住宅、寄宿舎又は下宿にあっては床面積が 200 ㎡以上の集会室があるものに限る。）に設けるものに限る。）。	図 8.15
	●	一般基準 ・荷物を置くための棚等を設ける（床面積の合計が 10,000 ㎡以上の建築物（共同住宅、寄宿舎又は下宿にあっては、床面積が 200 ㎡以上の集会室があるものに限る。）に設けるものに限る。）。	図 8.15
	●	一般基準 ・衣服を掛けるための金具等を二以上設ける（床面積の合計が 10,000 ㎡以上の建築物（共同住宅、寄宿舎又は下宿にあっては、床面積が 200 ㎡以上の集会室があるものに限る。）に設けるものに限る。）。	図 8.15

項目	●義務 ○推奨	内容	参照図表

図 8.15　オストメイト用便房

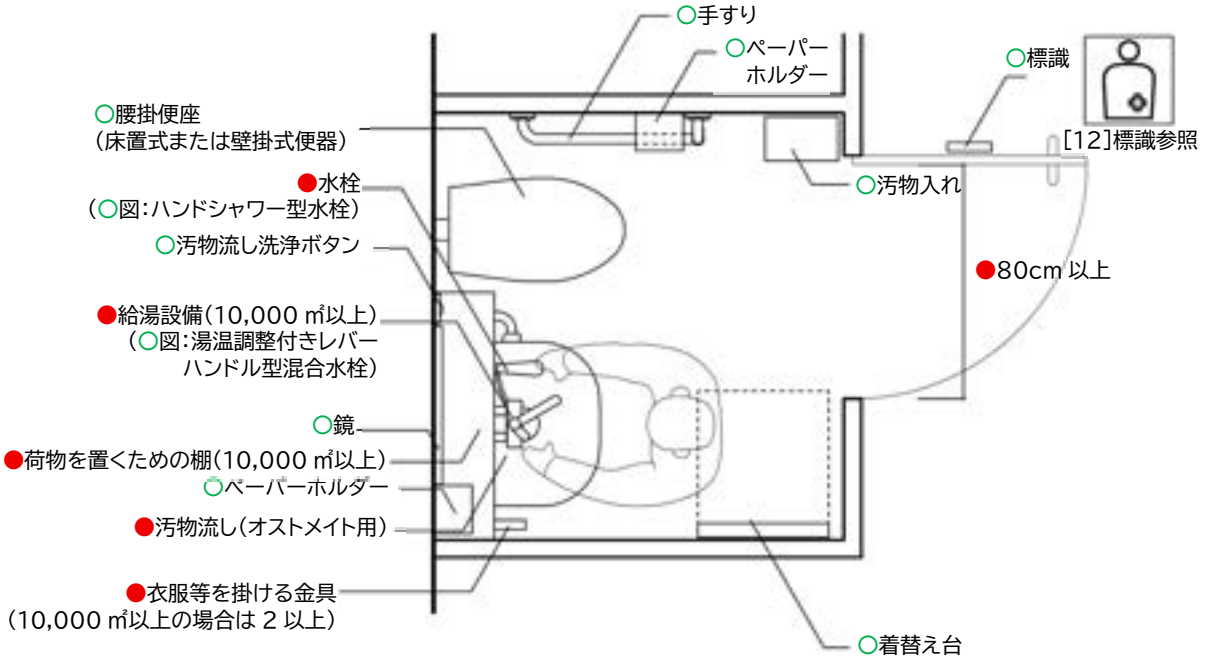

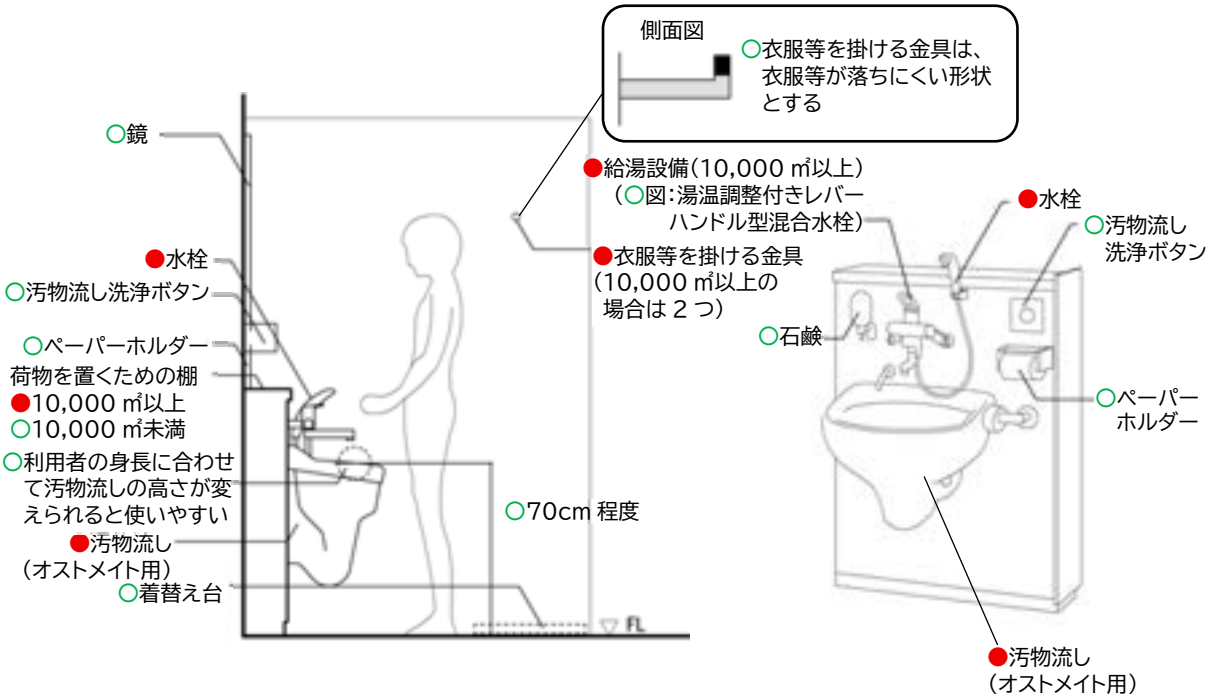

項目	●義務 ○推奨	内容	参照図表
		図 8.16　オストメイト簡易型設備 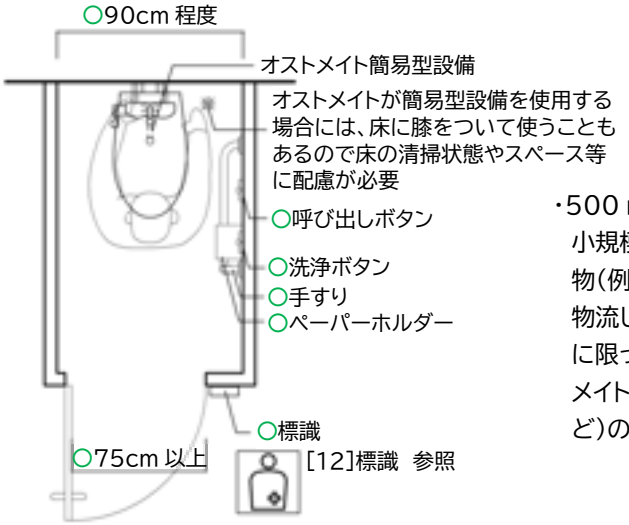 ・500 ㎡未満(公衆便所にあっては、50 ㎡未満)の小規模な施設や、条例により追加した用途の建築物(例:共同住宅)について、オストメイト専用の汚物流しを設けるスペースを確保できない場合などに限っては、平面計画、利用実態等を鑑み、オストメイト用簡易型設備(便器に水栓をつけたものなど)の設置でもやむを得ないものとする。	
大人用介護ベッド			
	○	・床面積 2,000 ㎡以上の不特定多数の者が利用し、または主として高齢者、障がい者等が利用する建築物を建築する場合に設ける 1 以上の車椅子使用者用便房には、大人用介護ベッドを設ける。	図 8.17
	○	・車椅子使用者用便房には、床面積 5,000 ㎡未満の建築物でも大人用介護ベッドを設置する。 解説 体位変換や移乗の補助設備として介護シートを設置するのが望ましい。また、介護シートを設置する際は、設置されていることが容易に認識できるように、その旨の表示を行うこと。	
	○	・大人用介護ベッドの大きさは幅 60cm～80cm 程度、長さ 150cm～180cm 程度とし、その出入口にその旨の表示を行うこと。 解説 着替え時の姿勢保持のため、手すりを設ける。	図 8.17
	○	・大人用介護ベッドは拡げた状態で放置されても車椅子使用者が便座にアプローチできるようにレイアウトする	
	●	一般基準 ・大人のおむつ交換をすることができる長さ 150cm 以上のベッドを一以上設け、その出入口にその旨の表示を行う（床面積の合計が 5,000 ㎡以上の建築物（共同住宅、寄宿舎又は下宿にあっては、床面積が 200 ㎡以上の集会室があるものに限る。）に設けるものに限る。)。 ・設置する数は以下のとおり。ただし、便所の個所数がこの数より少ない場合は、便所の箇所数以上とする。 5,000 ㎡超 10,000 ㎡以下　一以上 10,000 ㎡超 40,000 ㎡以下　二以上 40,000 ㎡超　床面積を 20,000 ㎡で除した数（端数は切り上げ）以上 解説 折りたたみ式のベッドの場合は、操作方法が簡単で、かつ軽くセットできるものでなければならない。また、車椅子使用者用便房の中に設置する場合、ベッドをセットした状態で退出した際に、車椅子使用者が進入できない場合が想定されるため、出入口戸付近から容易に上げ下げできるようなものでなければならない。また、折りたたみ式のベッドまたは据え置きのベッド等を使用している状態でも人の出入りができるよう、出入り口との位置関係に配慮する。	図 8.17

項目	●義務 ○推奨	内容	参照図表

図 8.17　大人用介護ベッド

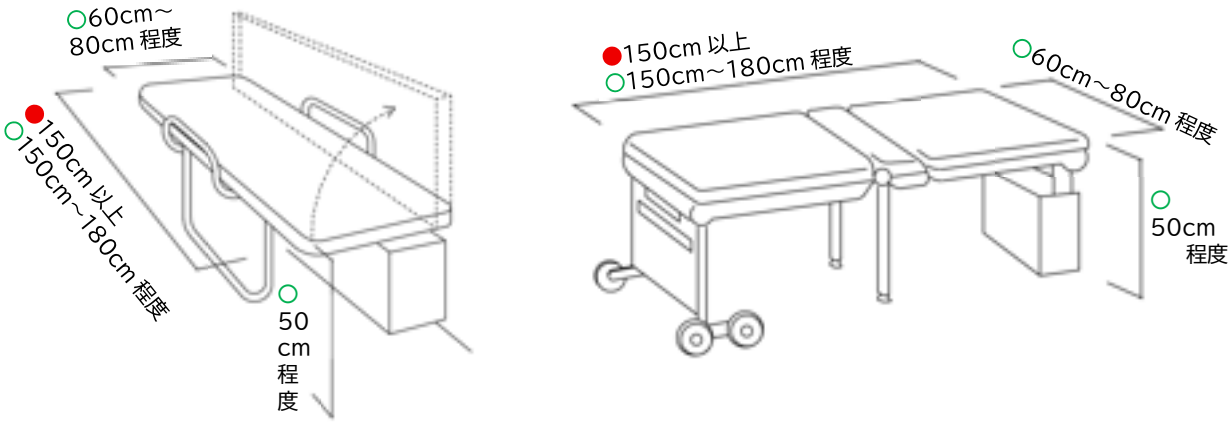

・大人用介護ベッドとベビーベッドは寸法や耐加重に違いがあることに留意する。
なお、大人用介護ベッドを設置し、ベビーベッドと兼用することは可能である。

図 8.18　大阪関西万博で使用された大人用介護ベッド、床走行式リフト

大人用介護ベッド
（大阪・関西万博：シャインハット1F トイレ）

床走行式リフト
出典：大阪関西万博公式 HP

小便器			
	○	・知的障がい者に配慮し、ターゲットマークや足型を設置する。	図 8.20
	○	・小便器の間に仕切り板を設置する、個室便房化するなど、プライバシーに配慮する。	
	○	・小便器の脇に、車椅子（電動含む）に座った状態で、手が届く高さに荷物台を設ける。	
	○	・小便器は入り口に最も近い位置に設置すること。	
	○	・視覚障がい者誘導用ブロックを敷設し、手すり付きの小便器への誘導を行う。	
	●	一般基準 ・男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち一以上に、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが 35cm 以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設ける。 解説 小便器を設置する便所を設ける場合にのみ適用となる規定であり、設置の計画がない場合に、小便器の設置を求めるものではない。	図 8.19
	●	一般基準 ・男子用小便器を設ける場合には、一以上その周囲に手すりを設ける。 解説 杖使用者等の肢体不自由者等が立位を保てるように設置する。	図 8.19

項目	●義務 ○推奨	内容	参照図表

図 8.19　小便器

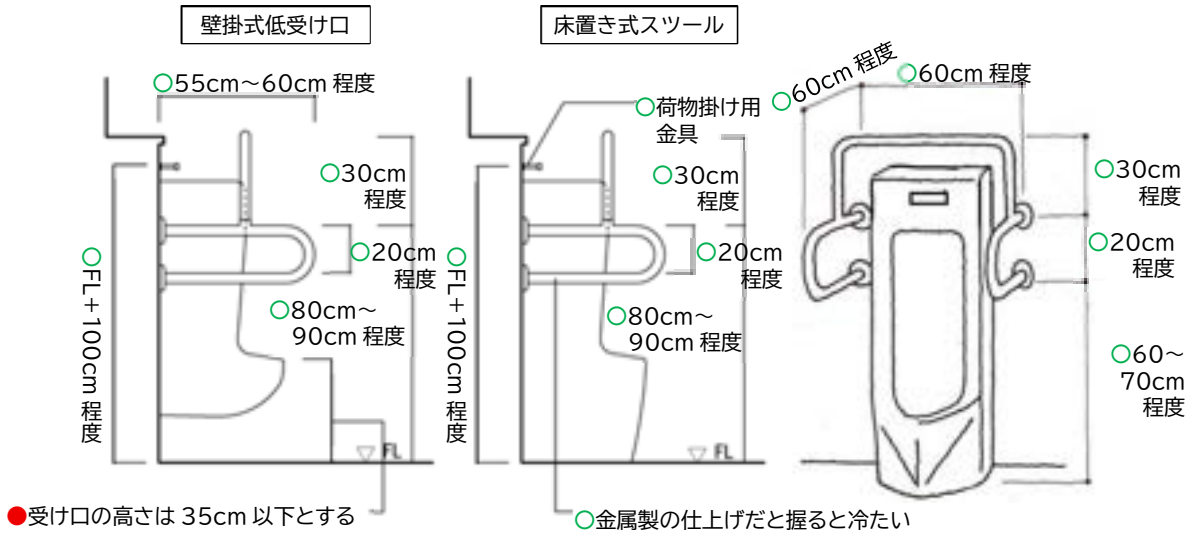

図 8.20　知的障がい者に配慮した小便器

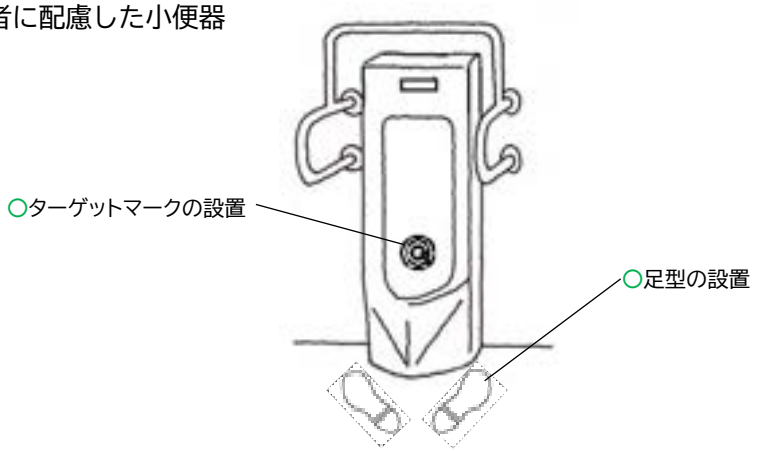

標識(再掲)・共通事項(標識)			
	○	・バリアフリートイレには、個別機能を表示するピクトグラムや主要な利用対象の室名を表示するなど、利用対象にならない方がむやみに使用しないように工夫する。	図 8.11 図 8.13 図 8.15 [12] 標識参照
	○	・必要な機器を備えている便房を探しやすいよう、表示の仕方を工夫する。	
	○	・個別機能を備えた便房の出入口や戸には、設備や機能について高齢者、障がい者だけでなく外国人等すべての利用者にわかるように、ピクトグラム等により表示する。	図 8.5 [12] 標識参照
	●	一般基準 ・移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設ける。 解説 バリアフリー化された便所（車椅子使用者用便房があるもの）は、国際シンボルマークを掲示しなければならない。	
幅員の確保(再掲)			
	●	移動等円滑化経路 ・幅は、80cm 以上とする。 解説 車椅子使用者用便房の出入口は移動等円滑化経路基準の出入口の規定が適用される。また、車椅子使用者用便房が一般便房の奥にある場合などは、当該車椅子使用者用便房に至る経路も移動等円滑化経路の適用を受けるため注意する。	

項目	●義務 ○推奨	内容	参照図表
戸の構造・前後のスペース(再掲)・共通事項(出入口・戸)			
	○	・便房の出入口は、車椅子使用者の利用を考慮すると 75cm 以上とする。 解説 一般便房を少し大きくすることで、車椅子使用者も利用できる場合があるが、内開きの場合、扉が邪魔をして車椅子や歩行器利用者が使いにくいため、奥行きの確保や扉を折れ戸にするなどの配慮が必要。	図 8.24
	○	・便房の戸の取っ手は操作しやすいものとする。	図 8.21
		図 8.21　使いやすい取っ手 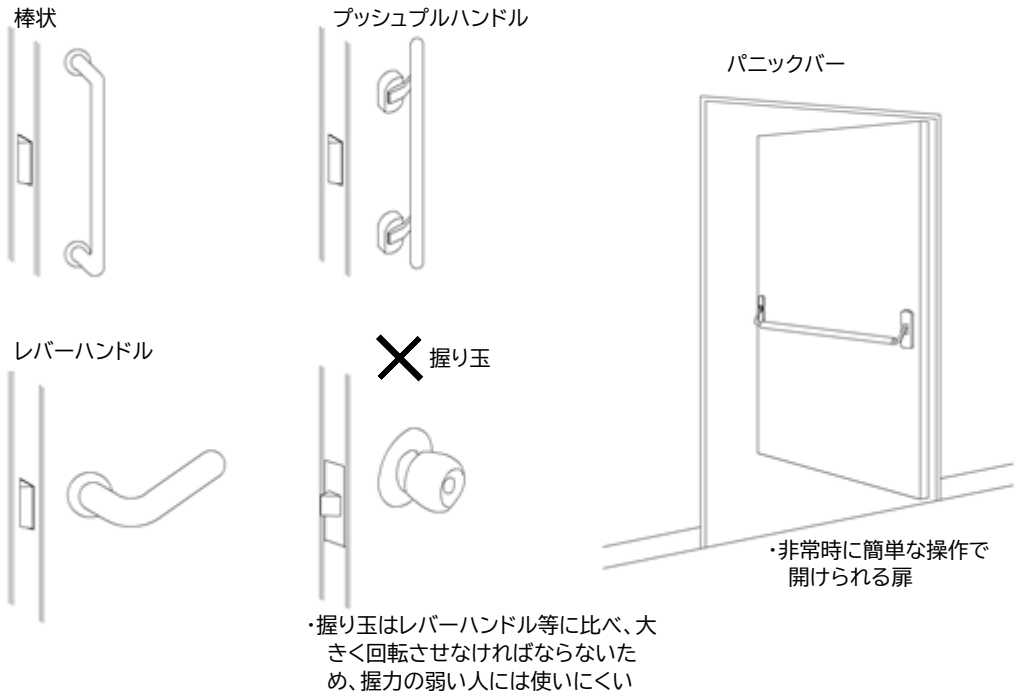 	
	○	・便房の戸が自動式引き戸の場合、施錠の操作がしやすいものとし、緊急の場合は外部からも開錠できるものとする。なお、自動式引き戸のドア開閉盤は、手かざしセンサー式が使いにくい人もいることから、操作しやすい押しボタン式とする。 解説 自動式引き戸の場合は、高齢者、障がい者等が出入口を完全に通過する前に閉まり始めることがないよう、設置に当たっては十分に配慮する。 「多機能トイレ用自動ドア安全ガイドライン（JADA-0006)」(全国自動ドア協会による)	
	○	・便房の戸が手動式引き戸の場合、指の不自由な人でも施錠の操作がしやすいものとし、緊急の場合は外部からも開錠できるものとする。 解説 手動式引き戸では、棒状のもの、開き戸では大きく操作性の良いレバーハンドル式、プッシュプルハンドル式またはパニックバー形式のものとする。	
	○	・トイレ内の扉開閉ボタンを自動式とする場合、扉から 70cm 以上離した位置に設置し、出入りの妨げにならないようにする。 解説 車椅子の構造上、フットレストが支障となり隅まで手が届かないことがある。	
	○	・戸が内開き戸の場合、便器前から戸までの間に、戸の開閉動作に支障がないよう、便房内のスペースにゆとりある広さを確保する。	
	○	・内開き戸とする場合には、緊急時に戸を外せるものとする。 解説 内開き戸は、利用者が便房内で倒れたときなどに、倒れた利用者の体が障がいとなり開けることができない可能性がある。	
	○	・外開き戸とする場合には、開閉操作が円滑に行うことができるよう、扉に補助取っ手を設ける。	
	○	・便房の戸に使用中か否かを表示する装置を設ける。 解説 施錠を示す表示が赤と青の場合、色覚障がい者が区別できない可能性があるため、見やすい色及び文字で「使用中」と表示するなどの配慮を行う。	
	○	・使用時以外は扉が開いているタイプとする。	
	○	・施錠装置は視覚障がい者が探しやすいよう、ドアノブ付近等に設置するとともに、ベビーチェアを設置する場合、乳幼児の手が届かない位置に取り付ける。	
	○	・車椅子使用者は下肢だけでなく、上肢・指先にも障がいがある場合があることに配慮し、操作が容易な施錠装置を設置する。	図 8.22

項目	●義務 ○推奨	内容	参照図表
		図 8.22　操作が容易な施錠装置 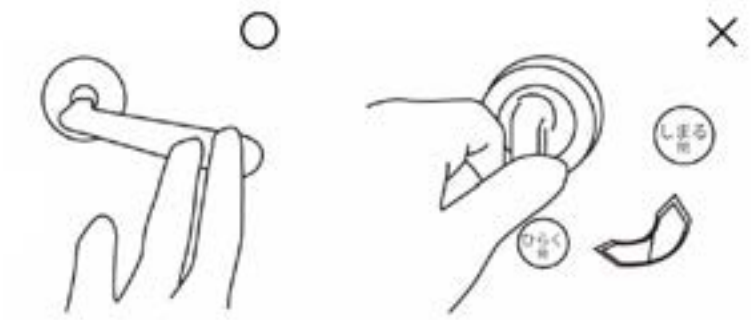 出典：施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン【改定版】 （2025 年日本国際博覧会協会）	
	●	移動等円滑化経路 ・戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がない。 解説 車椅子使用者用便房の出入口は移動等円滑化経路基準の出入口の規定が適用される。また、車椅子使用者用便房が一般便房の奥にある場合などは、当該車椅子使用者用便房に至る経路も移動等円滑化経路の適用を受けるため注意する。	
非常時のための設備			
	○	・自動火災報知設備を設置する施設の便所内には、聴覚障がい者をはじめとするすべての人が、火事等の非常時の情報がわかるように、文字情報やサインを表示できるディスプレイ装置、フラッシュライト、パトライト等の光警報装置を、すべての便房内から十分に認識できる位置に設置する。 解説 床面積の合計が 10,000 ㎡未満の建築物にも積極的に設置する。	図 8.23
	○	・聴覚障がい者が便房でも非常時に情報がわかるように文字情報やこれに代わるサインを表示できるディスプレイ装置等を設ける。	
	●	一般基準 ・床面積の合計が 10,000 ㎡以上の建築物（共同住宅若しくは寄宿舎又は下宿にあっては、床面積が 200 ㎡以上の集会室があるものに限る。）に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所に光（フラッシュライト等）により火災の発生を伝える警報装置を避難上有効な位置に設けなければならない。 解説 便房の戸を閉じた状態でも、便所内からその点滅が十分識別できる位置に設置する。	図 8.23
		図 8.23　便所の光警報装置とピクトグラムの例 便所の光警報装置とピクトグラムの例 出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和7年度改正版） フラッシュライトの例 （大阪・関西万博：大阪ヘルスケアパビリオン 1F みんなトイレ）	

項目	●義務 ○推奨	内容	参照図表
全体計画（案内設備）			
	○	・音による誘導を行う際は、音声で男性用・女性用・男女共用を知らせる。また、触知図案内板を設ける場合も、触知図案内板の位置を知らせる音声誘導装置を設ける。	図 8.5
	○	・車椅子使用者を誘導するために、建築物全体の案内設備には、便所の位置を表示する。	
	○	・建築物の各所に便所の位置を示す案内設備を設ける。	
	○	・利用したい便房が使用中の場合等に、他の便房へ行くことができるよう、他の階や場所にある個別機能を備えた便房の位置を、便房の付近に表示する。	
	○	・表示サインは、床面から中心までの高さ 140cm～150cm に設ける。	
	○	・各便所の出入口には、男女の別をピクトグラム等（コントラストの確保、点字付）により標示する。	[12] 標識参照
	○	・便所までの経路に視覚障がい者誘導用ブロック等による誘導を行う場合、車椅子使用者用便房以外の便所に誘導する。	
	○	・便所内には視覚障がい者が位置を認識出来る様に、小便器、および便房のドアの前に点状ブロックを配置する。 解説 視覚障がい者誘導用ブロックで誘導する際は、車椅子使用者用便房ではなく、一般用のトイレに誘導する。	
共通事項（洗浄装置）			
	○	・便座は、温水洗浄装置（温水でおしり等を洗浄する機能を持つ便座）とする。	
	○	・外国人を含めた多様な利用者が安心して使える便所とするため、便器洗浄装置や温水洗浄便座本体等に表示する操作系ピクトグラムは（一社）日本レストルーム工業会の策定した標準ピクトグラムとする。 解説 温水洗浄便座の操作ボタンは、便座横に附置した操作ボックスではなく、壁付けとする。	[12] 標識参照
	○	・用便中を外部に知らせないよう、水音を流す装置を設ける場合は、装置が起動中とわかるサインを示す視覚情報機器をつける。 解説 音が流れているかどうか聴覚障がい者にはわからないため。	
共通事項（手すり）			
	○	・和風便器についても、手すりを設ける。	
	○	・車椅子使用者用便房以外の便房にも腰掛便器からの立ち座りや車椅子から腰掛便器への移乗を容易にするために、手すりを設ける。	図 8.24
	○	・便房内の手すりは、あらゆる方向から 1 kN の力に耐えること。	
	○	・便房内の手すりと便器、壁面はコントラストをつけることで、ロービジョンの利用者に配慮する。	
共通事項（ボタン等配置）			
	○	・便房内のペーパーホルダー、便器洗浄ボタン及び呼び出しボタンを横壁面に設ける場合は、上肢・指先にも障がいがある場合があることに配慮し、JIS S 0026 に基づく配置とする。（再掲） 解説 手すりに掴まったときに、呼び出しボタンに触れてしまうことのないようにする。	図 8.25
	○	・壁に埋め込む形式のペーパーホルダーは、視覚障がい者には探しにくいことから、各便所において壁に取り付ける。	
	○	・洗浄ボタンは、見つけやすく使いやすい大型のものが望ましく、緊急通報ボタン等の操作ボタンとはっきり区分できるように配慮する。	
	○	・ボタンがたくさん並んでいて、どれがどのボタンかわかりにくいものもあり、利用状況が想定できる場合は、必要最小限にとどめる。	
	○	・ボタンには、凹凸やふくらみ、へこみ、色のコントラスト等をつけ、また、点字や浮き彫り文字、触覚記号等による表示を行うなど、視覚障がい者にわかりやすい配慮をする。	
	○	・洗浄装置は、センサー式が使いやすい一方で、視覚障がい者は触れることのできる形式のほうが使いやすいため、センサー式の場合は、便器洗浄ボタンを併設するなどの配慮をする。	
	○	・呼び出しボタンは、便座に座った状態から、手の届く位置に設ける。床に転倒したときも届くよう側壁面の低い位置にも設ける。	図 8.11
	○	・便房内には確認ランプ付呼び出し装置、出入口の廊下等には非常呼び出し表示ランプ、事務所には警報盤を設ける。	図 8.26
	○	・呼び出しボタンは、視覚障がい者が確実に押せるよう点字表示し、水栓スイッチと区別できる形状とする。	

項目	●義務 ○推奨	内容	参照図表

図 8.24　その他の便所

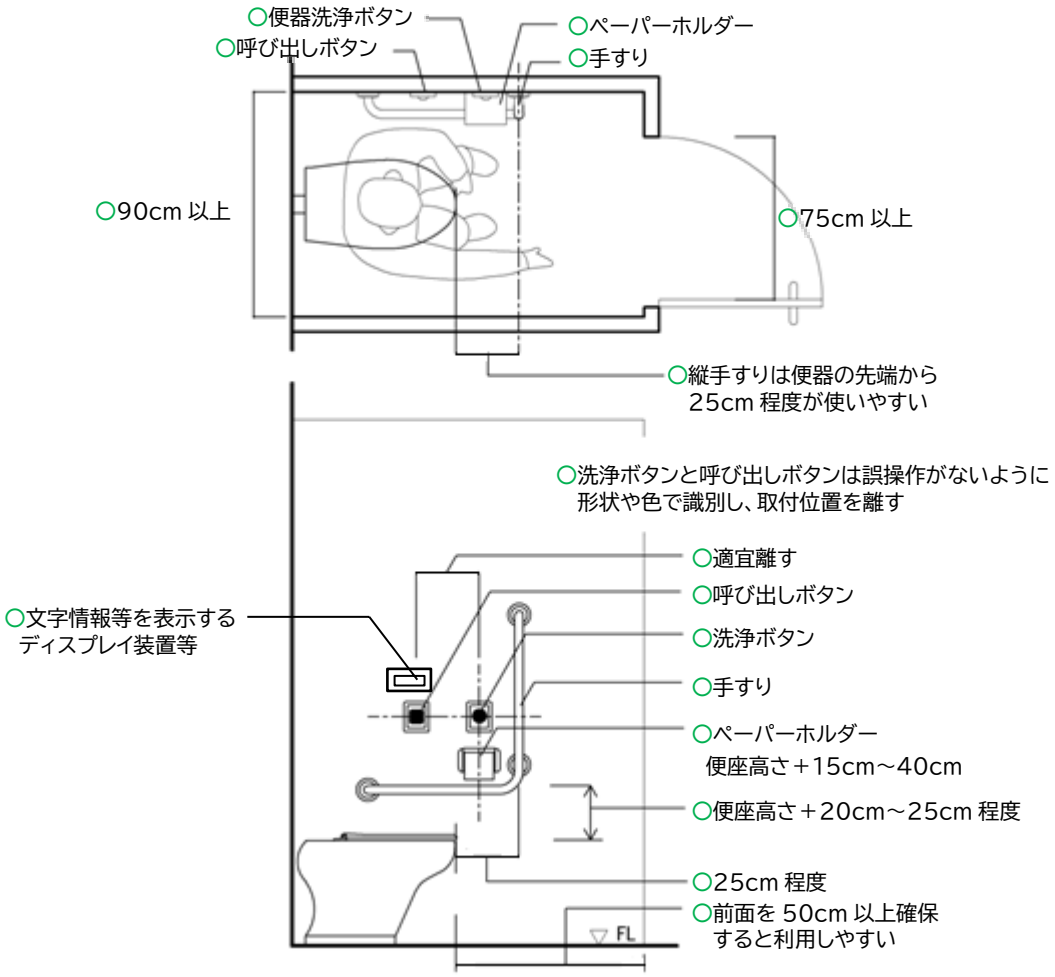

項目	●義務 ○推奨	内容	参照図表

図 8.25　洗浄ボタン等の標準配置例　（「JIS S 0026」による）

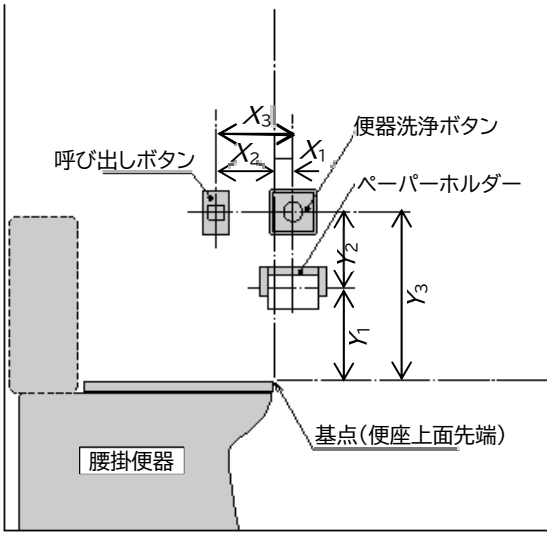

器具の種類	便座上面先端（基点）からの水平距離	便座上面先端（基点）からの垂直距離	二つの器具間距離
紙巻器	X_1：便器前方へ 約 0～100	Y_1：便器上方へ 約 150～400	－
便器洗浄ボタン		Y_2：便器上方へ 約 400～550	Y_3：約 100～200（紙巻器との垂直距離）
呼出しボタン	X_2：便器後方へ 約 100～200		X_3：約 200～300（便器洗浄ボタンとの水平距離）

図 8.26　非常呼び出し装置等

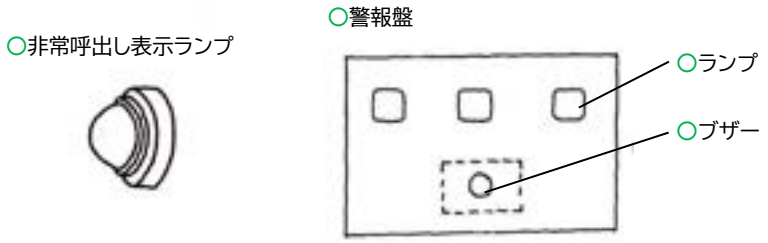

共通事項（衣服掛け）			
	○	・小便器の脇及び洗面ブースには、杖や傘などを立てかけるくぼみあるいはフックを設ける。	図 8.18
共通事項（荷物置き）			
	○	・便房内及び洗面ブースには、車椅子に座った状態で、手が届く高さに荷物台を設ける。	図 8.11 図 8.15
	○	・荷物が多い障がい者等に配慮し、一般便房でも衣服を掛けるフックや荷物台を設ける。	
共通事項（その他）			
	○	・便器は腰掛便座（洋風便器）を基本とすること。	
	○	・サニタリーボックスを設置する。戸の開閉や施錠の操作が円滑に行えるよう、戸の付近には設けないこととする。	
照明			
	○	・照明は、十分な照度を確保する。	
冷暖房設備			
	○	・オストメイト対応水洗器具や介護ベッドを設置した車椅子使用者用便房には、冷暖房設備を設置する。	

項目	●義務 〇推奨	内容	参照図表
図			

図 8.27　便所・洗面所の改善例

・改善・改修により、車椅子使用者用便房を設ける場合や、和風便器から腰掛便器に変更する場合には、総便房数が減る可能性があるため、利用者の実態に応じて便房数の設定や、配置に留意する。

・一定規模・期間の工事が必要となることから、施設を運営しながら改善・改修を実施する場合には、工事の実施時期（休館日や夏休み等での工事の実施）、仮設便所の設置、工期の短縮に努めることなどの工夫が必要となる。

改善例1

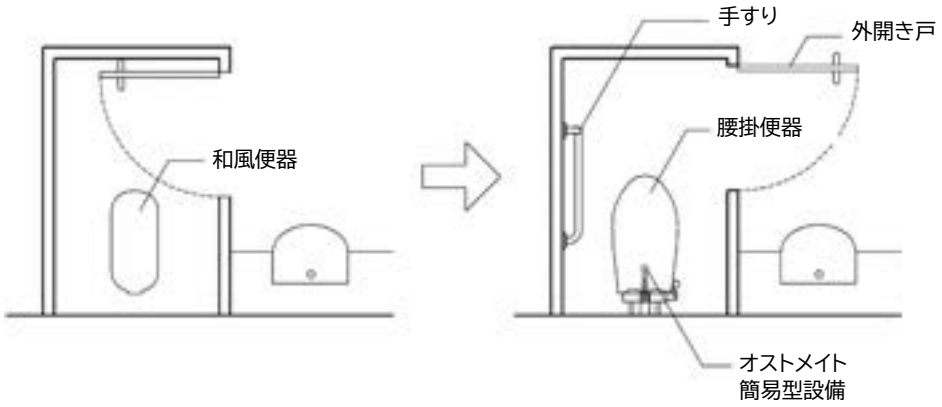

改善例2

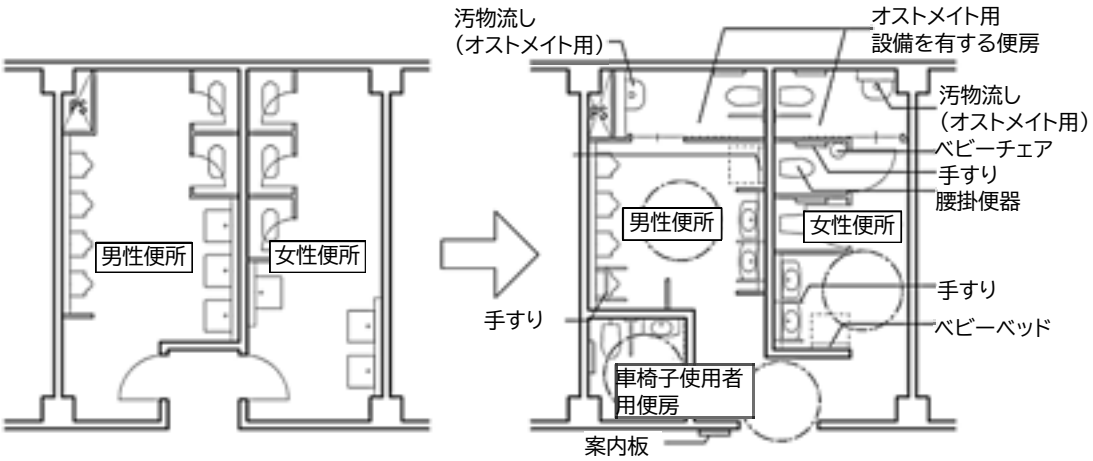

項目	●義務 ○推奨	内容	参照図表

図 8.28　小規模施設での改善例

・面積や構造による制約がある既存建築物の改善・改修では、十分な空間を確保できないことが想定されるため、施設の状況に応じ、簡易型便房の設置を検討する。

・十分な空間を確保する方法として、便房や手洗いスペース等の配置を工夫する。

改善例1

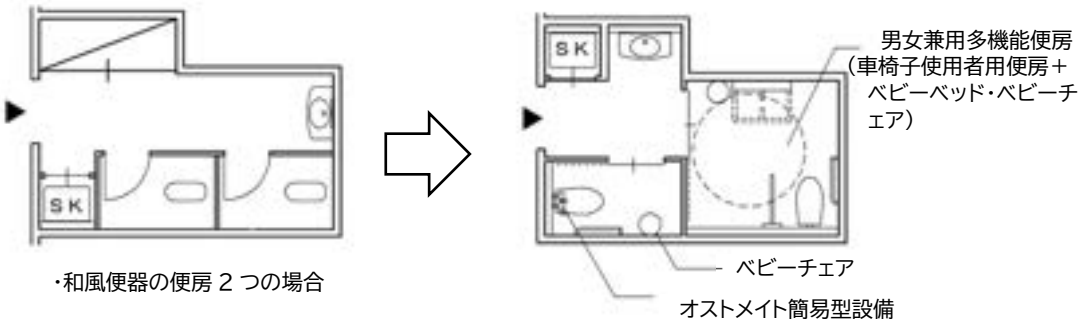

・和風便器の便房 2 つの場合

改善例2

・男女別の便所がある場合

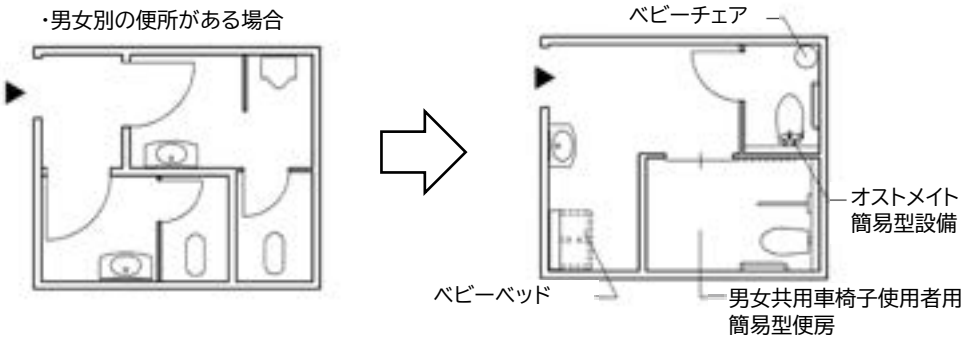

改善例3

・男女別の便所がある場合

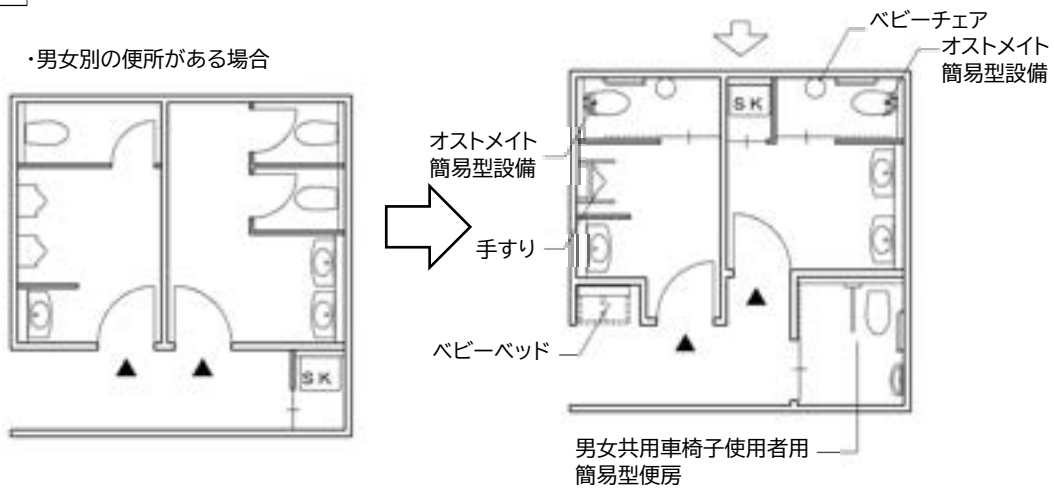

項目	●義務 ○推奨	内容	参照図表

図 8.29　汚物流し（オストメイト用）及び大人用介護ベッドを車椅子使用者用便房内に設けた例（220cm×280cm タイプ）

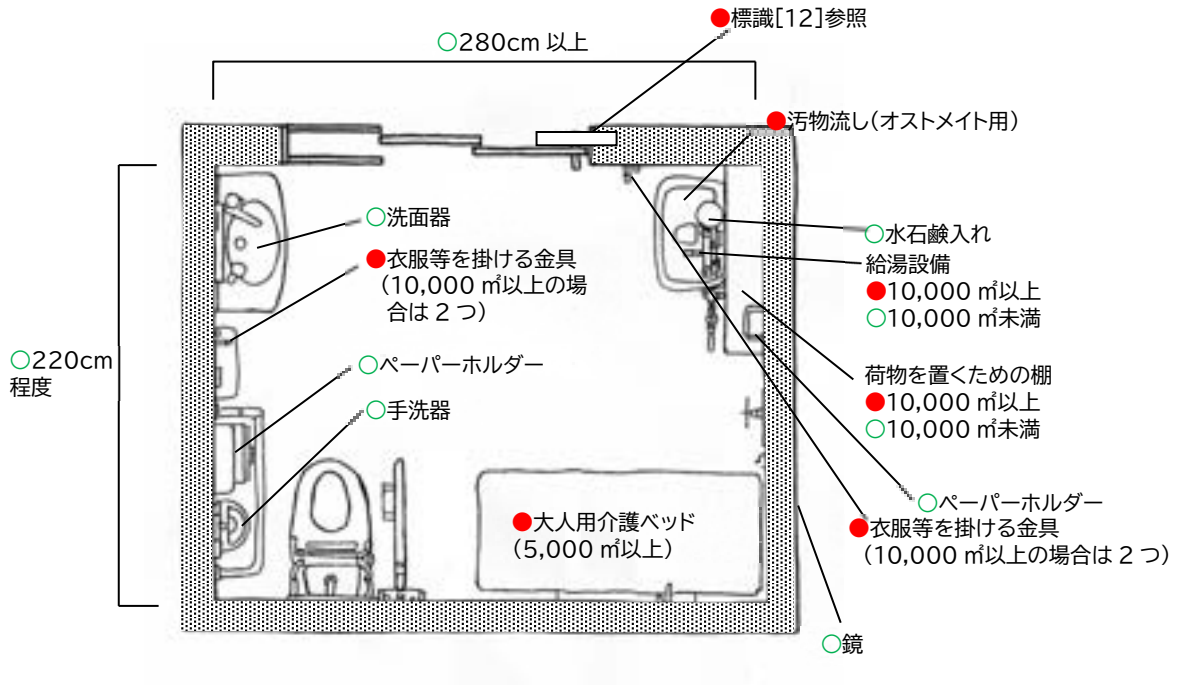

A面　B面

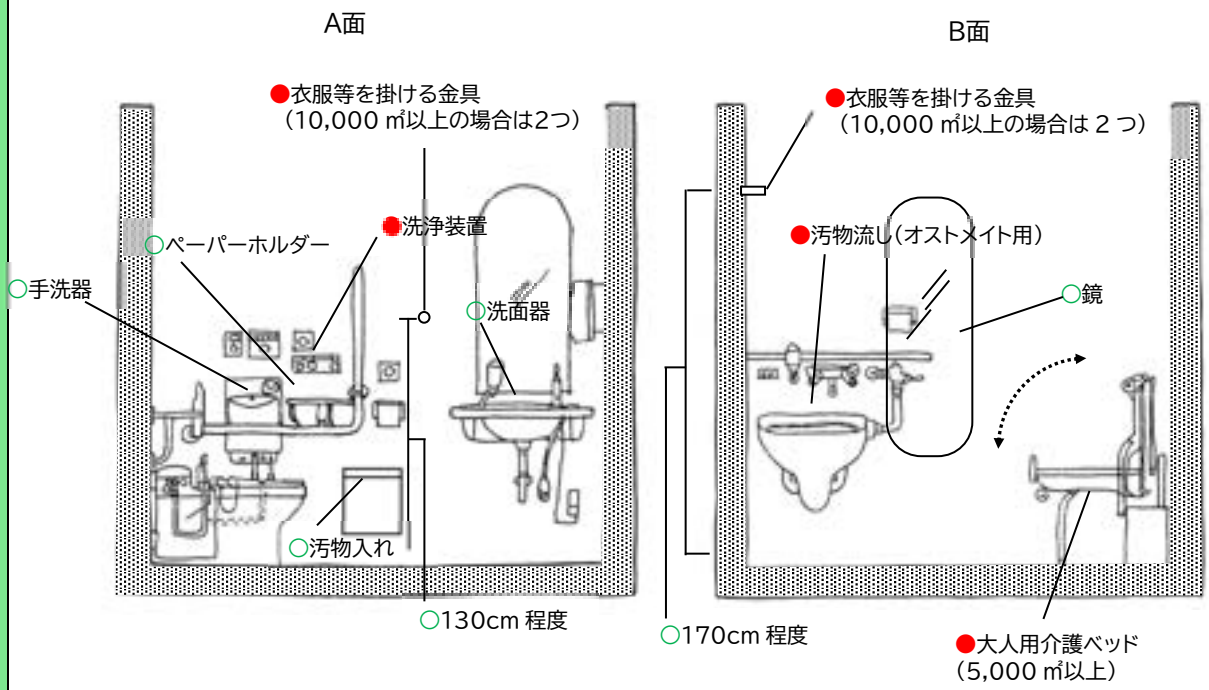

チェック項目（義務基準）

一般基準	**計画**	
	①階数に相当する数の便所を、特定の階に偏ることなく利用上の支障がない位置に設けているか	
	仕上げ	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	ベビーチェア及びベビーベッド	
	③ベビーチェア及びベビーベッドを設け、その旨の表示をしているか （１以上。条例第 18 条第 3 項に掲げる特別特定建築物のうち、１，０００㎡以上（公衆便所は５０㎡以上）のものに限る）	
	光警報装置	
	④光により火災の発生を伝える警報装置を避難上有効な位置に設けているか （床面積の合計１０，０００㎡以上） ※共同住宅、寄宿舎においては、床面積が 200 ㎡以上の集会室のあるものに限る。（条例第 18 条第 4 項）	
	触知図案内板	
	⑤便所の出入口付近には便所の男女別、便所の出入口文字等の浮き彫り又は音による案内）により視覚障がい者に示す設備を設けているか （音による案内の場合を除き、当該設備の前の床面には、点状ブロック等を敷設しているか） ※規則で定める以下の場合を除く（規則第 7 条） ・自動車車庫に設ける場合	
	洗面器	
	⑥洗面器又は手洗器の水栓は操作が容易な方式のものを設けているか（１以上）	
	車椅子使用者用便房	
	⑦便所設置階には、車椅子使用者用便房を１以上（男子用及び女子用の区別を設ける場合にあってはそれぞれ１以上）、設けているか 以下のいずれかに該当する場合は、車椅子使用者用便房をそれぞれで定める数以上、設けているか ・床面積が１，０００㎡未満の階（小規模階）を有する場合： 小規模階の床面積の合計が１，０００㎡に達するごとに１以上 （便所設置階の数がこの数より少ない場合は、便所設置階の数以上） ・床面積が１０，０００㎡超の階（大規模階）を有する場合： 階の床面積が１０，０００㎡超４０，０００㎡以下：２以上 階の床面積が４０，０００㎡超：２０，０００㎡ごとに１以上を追加 （当該階の便所の箇所数がこの数より少ない場合は、便所の箇所数以上）	
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されているか	
	(3)洗浄装置は、押しボタンその他操作が容易な方式のものを設けているか	
	(4)衣服を掛けるための金具等を設けているか	
	(5)長さ１５０ｃｍ以上の大人用介護ベッドを設け、その表示をしているか（床面積の合計５，０００㎡超の場合。条例第 18 条第 8 項各号に規定する数以上） ※共同住宅、寄宿舎においては、床面積が 200 ㎡以上の集会室のあるものに限る。（条例第 18 条第 8 項）	

チェック項目（義務基準）		
一般基準	オストメイト対応便房	
	⑥水洗器具（オストメイト対応）を設けた便房を設けているか　（１以上）	
	(1)洗浄装置は、押しボタンその他操作が容易な方式のものを設けているか	
	(2)衣服を掛けるための金具等を設けているか （ただし、１０，０００㎡以上の場合は２以上）	
	(3)水洗器具（オストメイト対応）は温水が利用できるものか （１０，０００㎡以上に限る）	
	(4)荷物を置くための棚等を設けているか （１０，０００㎡以上に限る）	
	小便器	
	⑧小便器を設ける場合は、床置式の小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが３ｃｍ以下のものに限る）その他これらに類する小便器を設けているか（１以上）	
	(1)小便器に手すりを設けているか（１以上）	

9 駐車場　（政令第 18 条　条例第 24 条）

■基本的な考え方

車椅子使用者が各種の施設を利用する場合には、自動車が大きな役割を担っており、これらの人々の利用を促進するためにはそれぞれの施設に駐車場を整備していくことが必要である。

また、高齢者、障がい者等が自動車を利用して外出する機会が増えているため、車椅子使用者用駐車施設（幅 3.5m 以上）とは別に、建物の出入口近くに、必ずしも広い幅を必要としないものの移動に配慮が必要な利用者に配慮した「ゆずりあい駐車区画」を設けることが望ましい。

■目次

項目	ページ
車椅子使用者用駐車施設	9-2
標識(再掲)	9-3
動線計画	9-3
通路	9-4
機械式駐車装置	9-4
照明等	9-5
発券所等	9-5
ゆずりあい駐車区画	9-5

■整備基準

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
車椅子使用者用駐車施設			
	○	・車椅子使用者用駐車区画及び乗降用スペースは水平とする。	
	○	・駐車場の進入口には、車椅子使用者用駐車施設が設置されていることが分かるよう表示する。	図 9.5
	○	・駐車場の進入口より車椅子使用者用駐車施設まで、誘導用の表示をする。	図 9.5
	○	・車椅子使用者用駐車施設の枠内を青色に塗装、また乗降用スペースを斜線で塗装し、国際シンボルマークは大きく表示する。 解説 車椅子使用者用駐車施設をわかりやすくするため。	図 9.5
	○	・車椅子使用者用駐車施設の奥行きは施設用途に応じて、小型車からバス仕様までの奥行きについて検討を行う必要がある。 解説 車椅子用リフト付車両等の車椅子使用者送迎用の自動車の利用も想定した乗降スペースを確保する。	図 9.1
	○	・後部ドアから車椅子使用者の乗降のためのスロープ・リフトの出る車両の利用を考慮し、後部ドアからのスロープ・リフトによる乗降が可能な車寄せ・スペースを建築物の出入口付近に設置する。その際、車椅子使用者用駐車施設の後部に奥行き 300 ㎝程度の乗降スペースを確保する。	図 9.1
	○	・車椅子使用者用駐車施設の乗降用スペースは左右両方に設ける。この場合、車椅子使用者用駐車施設を隣接して複数設けると左右どちらからでも乗降できるようになる。 解説 駐車スペースの境界表示を二重ラインにするなど、十分な乗降用スペースを確保する。	
	○	・車椅子使用者用駐車施設の上には、屋根または庇を設ける。その際、必要な有効高さ 230cm 以上（梁下高さ等）を確保する。 解説 屋根または庇がないと雨天時の乗降に困難が生じる。屋根またはは庇を設ける場合には、車椅子用リフト付車両等に対応した天井高さを確保する（一般的な車椅子用リフト付車両の高さは、230cm 以上である。）とともに、柱が乗降の支障にならないよう配慮する。	図 9.1
	○	・車椅子使用者用駐車施設及び車椅子による乗降可能な駐車スペース等を屋内に設ける。	
	●	一般基準 ・不特定多数の者等が利用する駐車場には、必要数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けているか。 ・駐車施設の総数が二百以下の場合２％以上 ・駐車施設の総数が二百一以上の場合１％＋二以上。 解説 共同住宅等においては、来客者用駐車場を設ける場合に当該基準が適用される。 車椅子使用者が円滑に利用することができないロック板やカラーコーン等を設置しない。 ロック板が乗降の妨げとなる	
	●	一般基準 ・共同住宅等に設ける主として当該共同住宅等の居住者が利用する駐車場（以下「共同住宅等居住者用駐車場」という。）には、当該共同住宅等居住者用駐車場に設ける駐車施設の数（当該共同住宅等居住者用駐車場を二以上設ける場合にあっては、当該共同住宅等居住者用駐車場に設ける駐車施設の総数。以下同じ。）が百以上の場合は、当該駐車施設の数に 100 分の 1 を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）以上の車椅子使用者用駐車施設を設けなければならない。ただし、車椅子使用者の利用上支障がないものとして規則で定める場合は、この限りでない。 解説 総駐車区画 100 区画ごとに 1 区画以上設ける。	
	●	一般基準 ・車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。 イ　幅は、350cm 以上とする。 ロ　車椅子使用者用駐車施設から利用居室及び住戸（寄宿舎にあっては、寝室）までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設ける。	図 9.2 図 9.3 図 9.5

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表

図 9.1　車椅子使用者用駐車空間の確保等

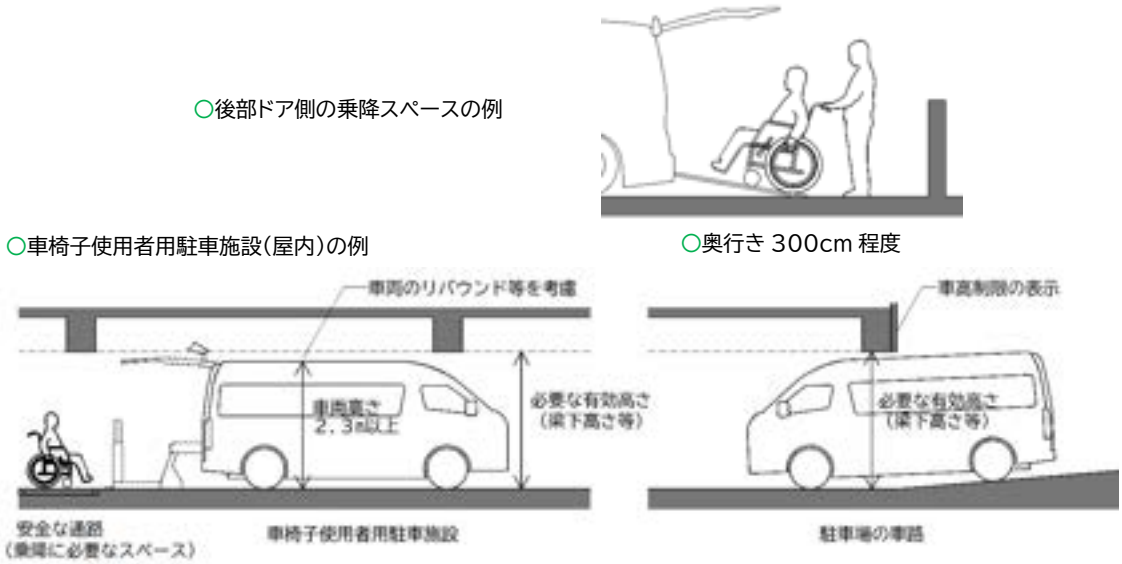

図 9.2　駐車場

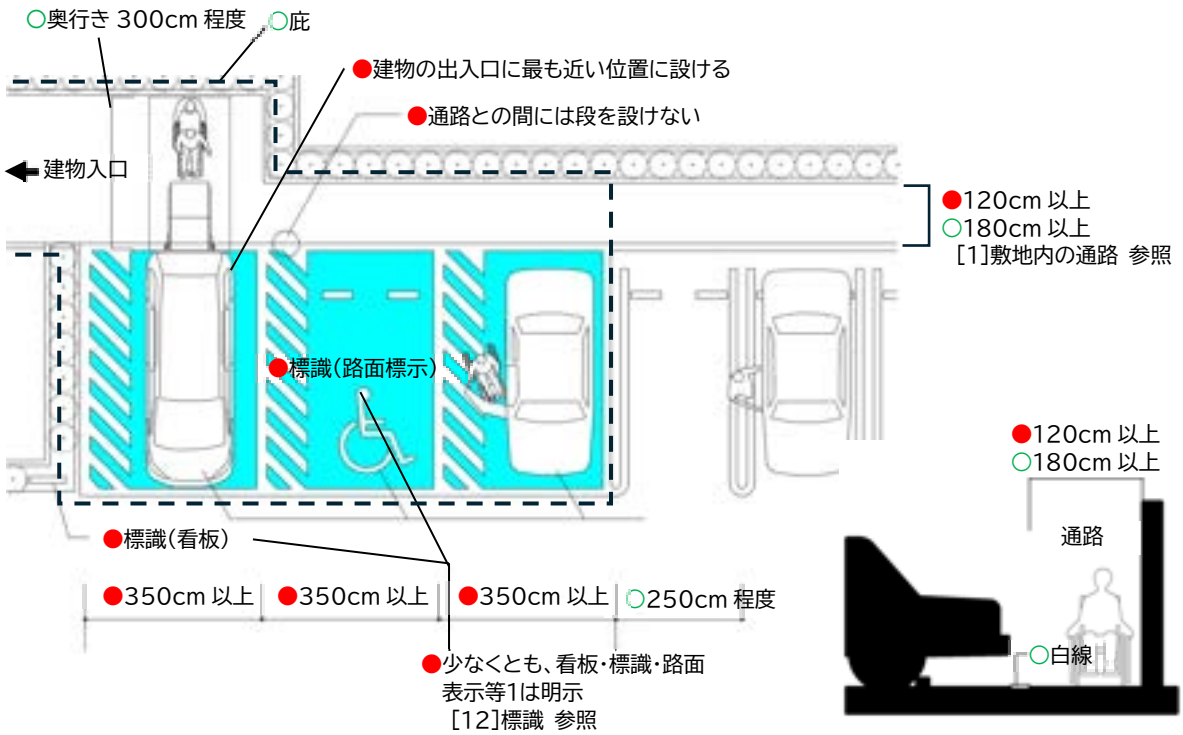

標識(再掲)			
	●	一般基準 ・移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。 解説 車椅子使用者用駐車施設には、国際シンボルマークを掲示しなければならない。	[12]標識 参照
動線計画			
	○	・高齢者、障がい者等の安全の確保を図るため、歩行者と車の動線を分離する。 解説 やむを得ず、歩行者と車の動線が交差する場合においては、見通しを良くするなど、危険を回避する。クラクション等の音が聞こえない聴覚障がい者が安全に通行するためにも有効である。駐輪場と駐車場の経路も、できる限り交錯を避ける工夫をする。	
	○	・歩道と車路及び敷地の境界の段を解消する。	図 9.2

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
通路			
	○	・安全に通行できるように、歩車分離するなどの配慮をする。	図 9.5

図 9.3　歩車道分離の例

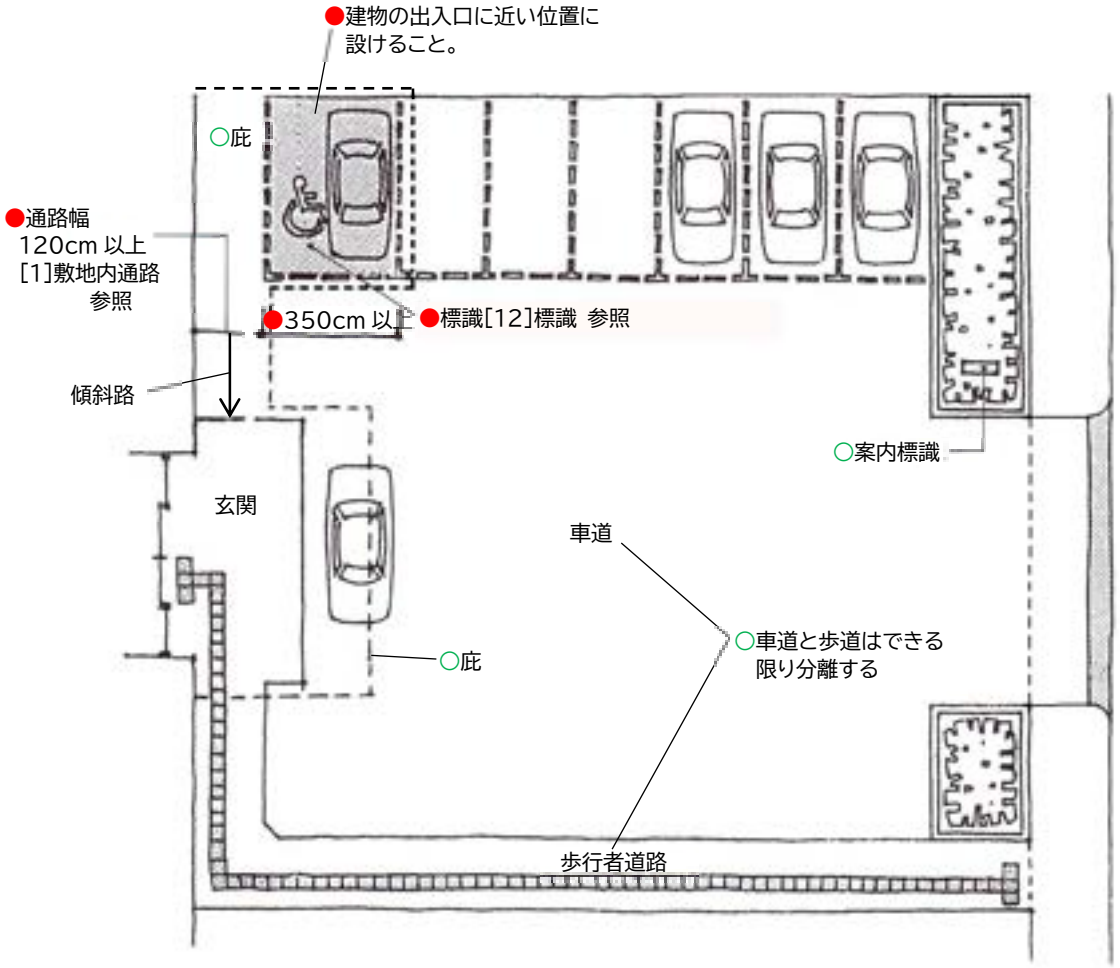

機械式駐車装置			
	○	・機械式であっても平面部にスペースを設ける。	
	○	・車椅子使用者用駐車施設を機械式駐車装置で確保する場合は、駐車場管理員の配置や当該駐車装置の特性に応じた安全対策を講じる。	
	○	・車椅子使用者が駐車場の管理員の介助がなくても自力で乗降できるよう、駐車装置の操作盤は、車椅子使用者が容易に操作できる位置に設ける。	
	○	・乗降スペースを車両の駐車位置の両側に設ける。乗降スペースの寸法は、車椅子の回転を考慮して幅 140cm 以上×奥行き 170cm 以上とし、乗降スペースから機械式駐車装置の外まで車椅子が円滑に移動できる幅 90cm 以上の通路を確保する。	図 9.4
	○	・機械式駐車装置内の段差及び床の隙間は 2cm 以下とする。	
	○	・通常の車椅子使用者用駐車施設と同様、高齢者、障がい者等の見やすい位置に容易に識別できる標識を設ける。	
	○	・入庫可能な車両の高さは駐車場全体計画（平置き式等を含む）を考慮し設定する。	

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
		図 9.4　車椅子使用者対応の機械式駐車装置の例 出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和7年度改正版）	
照明等			
	○	・歩行困難者が車両の乗り降りを安全に行うことができるよう、照明の位置や照度等に配慮する。	
発券所等			
	○	・発券所等を設ける場合は、曲がり角や勾配のある場所に設けないよう計画する等、安全な利用に配慮する。	
	○	・発券機や精算機等は、手や指の不自由な人や、車椅子使用者も使えるように位置や高さ等に配慮する。	
	○	・発券機や精算機は、運転席のみでなく助手席からも利用できるように配慮する。	
	○	・精算機における非常時の対応として、音声による対応のみではなく、ディスプレイによる対応を行う。 解説 聴覚障がい者は音声のみの対応では利用できない場合がある。	
ゆずりあい駐車区画			
	○	・車椅子使用者用駐車施設とは別に、建物の入口に近い位置に、移動に配慮が必要な方（上下肢障がい者や知的・精神障がい者、内部障がい者、妊婦、乳幼児連れ、歩行困難な高齢者等）に配慮した「ゆずりあい駐車区画」を設ける。 解説 参考～車椅子使用者用駐車施設の適正利用～を参照する。	図 9.5

図 9.5　駐車場の改善例

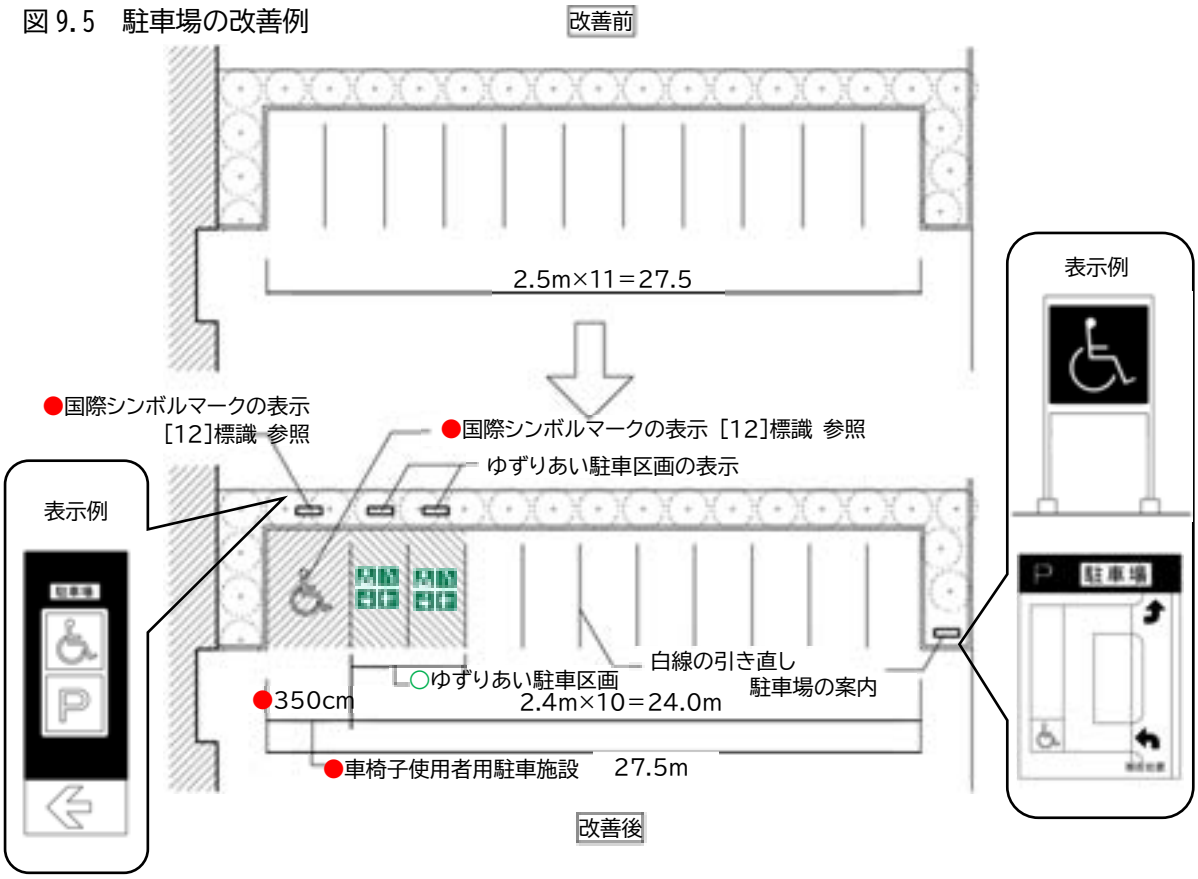

参考～車椅子使用者用駐車施設の適正利用～

区画幅を 3.5m 確保し、「障がい者のための国際シンボルマーク」が示された駐車区画である「車椅子使用者用駐車施設」は、政令第 18 条の規定に基づき、車椅子使用者の移動に配慮して出入口近くに設けられている。

車椅子使用者は、車から乗降するために 3.5m 幅の区画が必要であるが、一方で、車椅子使用者以外の障がい者、高齢者、妊婦、けが人など、移動に配慮が必要な利用者も出入口近くの駐車区画を必要としている。

そこで、車椅子使用者用駐車施設とは別に、車椅子使用者以外の障がい者、高齢者、妊婦、けが人など、移動に配慮が必要な利用者に配慮し、出入口近くに当該利用者用の駐車区画を設けることが望ましい。

（大阪府における取り組み事例「ダブルスペース」）

（大阪府事例「ゆずりあい駐車区画」）

その他の配慮が必要な利用者用の
駐車区画のマーク

（大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度）

障がい者や高齢者など移動に配慮を要する方々が安心して外出できるよう、公共施設や商業施設などにおける車椅子使用者用の駐車区画等をご利用いただくための利用証を大阪府が交付する制度です。
（平成 26 年 2 月から開始）

大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度に関する問い合わせ先
大阪府 福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課 企画グループ
電話：０６－６９４４－２３６２　ＦＡＸ：０６－６９４２－７２１５
Ｅメール：shogaikikaku@sbox.pref.osaka.lg.jp
http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/riyousyouseido/

利用証
（左）車椅子を常時使用される方
（右）車椅子使用者以外の移動に配慮が必要な方

チェック項目（義務基準）		
一般基準	車椅子使用者駐車区画	
	①不特定多数の者等が利用する駐車場には、必要数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けているか ・駐車施設の総数が２００以下の場合２％以上 ・駐車施設の総数が２０１以上の場合１％＋２以上	
	②共同住宅等の居住者が利用する駐車場には、１％以上（端数は切捨て）の車椅子使用者用駐車施設を設けているか（当該駐車施設の総数が１００以上の場合に限る）	
	(1)幅は３５０ｃｍ以上であるか	
	(2)利用居室及び住戸（寄宿舎にあっては、寝室）までの経路が短い位置に設けられているか	

10 ホテル又は旅館の客室　（政令第 16 条　条例第 19 条～第 21 条）

■基本的な考え方

超高齢社会の進展を見据え、ユニバーサルデザインの視点に立ち、高齢者、障がい者等が、他の利用者と等しく外出・旅行等の機会を享受するための環境の整備が求められており、ホテルまたは旅館の客室においても、バリアフリー法に義務づけられた「車椅子使用者用客室」の設置に加え、一般客室においても、より多くの人が利用できるよう配慮することが求められている。

このため、大阪府では福祉のまちづくり条例を令和 2 年 3 月に改正し、高齢者や障がい者等に配慮した最低限の基準である「UD ルーム Ⅰ 基準」、車椅子使用者を含めた高齢者や障がい者等に配慮した基準である「UD ルーム Ⅱ 基準」を設けるとともに、高齢者、障がい者等に配慮した設備・備品等の設置または貸し出しを含め、施設のハード・ソフトのバリアフリー情報をホームページ等で公表する制度を創設している。（[20] バリアフリー情報の公表　参照）

■目次

【①車椅子使用者用客室】

項目	ページ
客室	10-3
動線計画	10-3
仕上げ	10-3
出入口	10-3
鍵	10-5
取っ手	10-5
段	10-5
転回スペース	10-5
衝突の防止	10-5
照明	10-5
便所・浴室等	10-5
便所	10-5
浴室等	10-6
洗面台	10-6
ベッド	10-8
収納等	10-8
バルコニー、テラス等	10-9
その他の設備	10-9

【②一般客室(UD ルームⅠ基準)】

項目	ページ
客室	10-10
視覚障がい者への配慮	10-10
動線計画	10-10
出入口	10-11
客室出入口からの経路	10-12
鍵	10-12
段	10-12
転回スペース	10-12
衝突の防止	10-12
照明	10-12
便所・浴室等	10-13
便所	10-13
浴室等	10-13
洗面台	10-13
その他の設備	10-13

【③一般客室(UD ルームⅡ基準)】

項目	ページ
客室	10-15
視覚障がい者への配慮	10-15
動線計画	10-15
出入口	10-15
客室出入口からの経路	10-15
鍵	10-16
段	10-16
転回スペース	10-16
衝突の防止	10-16
照明	10-16
便所・浴室等	10-17
便所	10-17
浴室等	10-17
洗面台	10-17
その他の設備	10-17

【④案内表示、情報伝達設備等】

項目	ページ
室名表示等	10-20
設備・備品等の設置又は貸出	10-20
補助犬に対する対応	10-21
バリアフリー情報の公表	10-21

■整備基準【①車椅子使用者用客室】

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
【①車椅子使用者用客室】客室			
	○	・全客室数の２%以上の車椅子使用者用客室を設ける。	
	○	・客室総数が 50 未満の場合でも、１以上の車椅子使用者用客室を設ける。	
	●	一般基準 ・ホテル又は旅館には、客室の総数が五十以上の場合は、車椅子使用者が円滑に利用できる客室（以下この章において「車椅子使用者用客室」という。）を客室総数の１％（一未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上設けなければならない。	
【①車椅子使用者用客室】動線計画			
	○	・わかりやすい動線計画とし、建物を訪問した人が施設の情報を得られるよう、案内の計画を行い、必要に応じて設備を適切に設置する。	
	○	・車椅子使用者用客室は、移動の困難さを考慮してできるだけエレベーターに近接した位置とする。	
【①車椅子使用者用客室】仕上げ			
	○	・車椅子の操作が困難になるような毛足の長い絨毯を全面に使用することは避ける。	
	●	一般基準 ・車椅子使用者用客室は、床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。	
【①車椅子使用者用客室】出入口			
	○	・車椅子使用者用客室の出入口は 90cm 以上とする。 解説 車椅子使用者が客室を利用する際、限られたスペースである客室へ入るためには、出入口での切り返し等方向転換が必要となる場合があるため、出入口の幅を広く確保する。	
	○	・自閉式上吊り引き戸（自動閉鎖時間の調整機能を持ち、閉まり際で減速するもの）で、容易に開閉できるものとする。	図 10.16
	○	・車椅子使用者の戸の開閉のため、戸の取っ手側に袖壁の幅 45cm 程度以上の接近スペースを設ける。	図 10.1 図 10.2
	○	・室名表示、避難情報及び避難経路の表示等は、床から 140cm 程度の高さ（車椅子使用者の見やすさに配慮した高さ）に設ける。	
	○	・出入口の戸のアイスコープは、車椅子使用者に配慮し、床から 100cm～120cm 程度の高さ（車椅子使用者の目線の高さ）にする。	図 10.16
	○	・出入口の戸の付近にカメラ付きインターホンを設置する。	
	●	一般基準 ・出入口に設ける戸は引き戸としなければならない。 ただし、自動的に開閉する構造の場合は、この限りでない。かつ、その前後に高低差がないこと。	図 10.1 図 10.2
	●	移動等円滑化経路 ・客室出入口の幅は、80cm 以上とする。 解説 車椅子使用者用客室は「利用居室」となるため、当該室の出入口まで移動等円滑化経路の規定が適用される。 なお、ホテル又は旅館の客室内に設ける「車椅子使用者用便房」の出入口には、移動等円滑化経路の規定ではなく、上記の一般基準の中の規定が適用される。	図 10.1 図 10.2

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表

図 10.1　車椅子使用者用客室（ツインルーム）の例

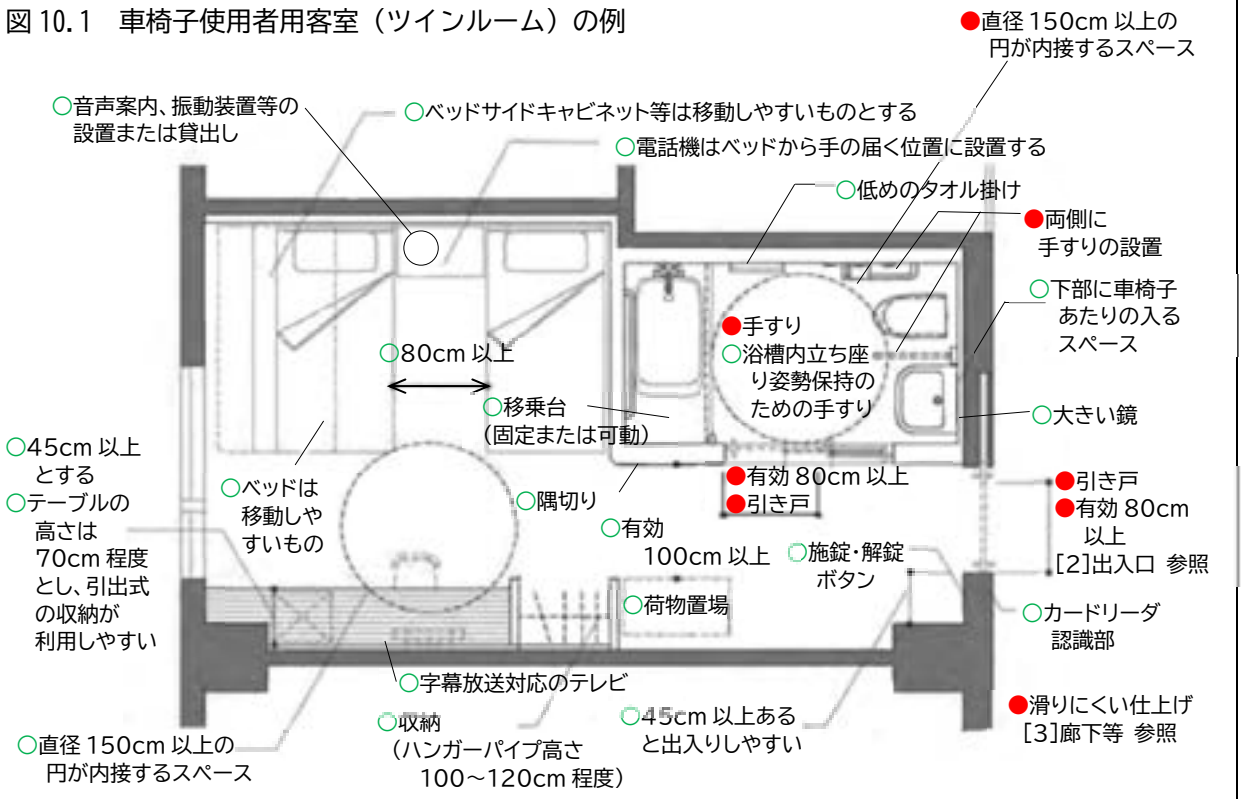

図 10.2　車椅子使用者用客室（シングルルーム）の例

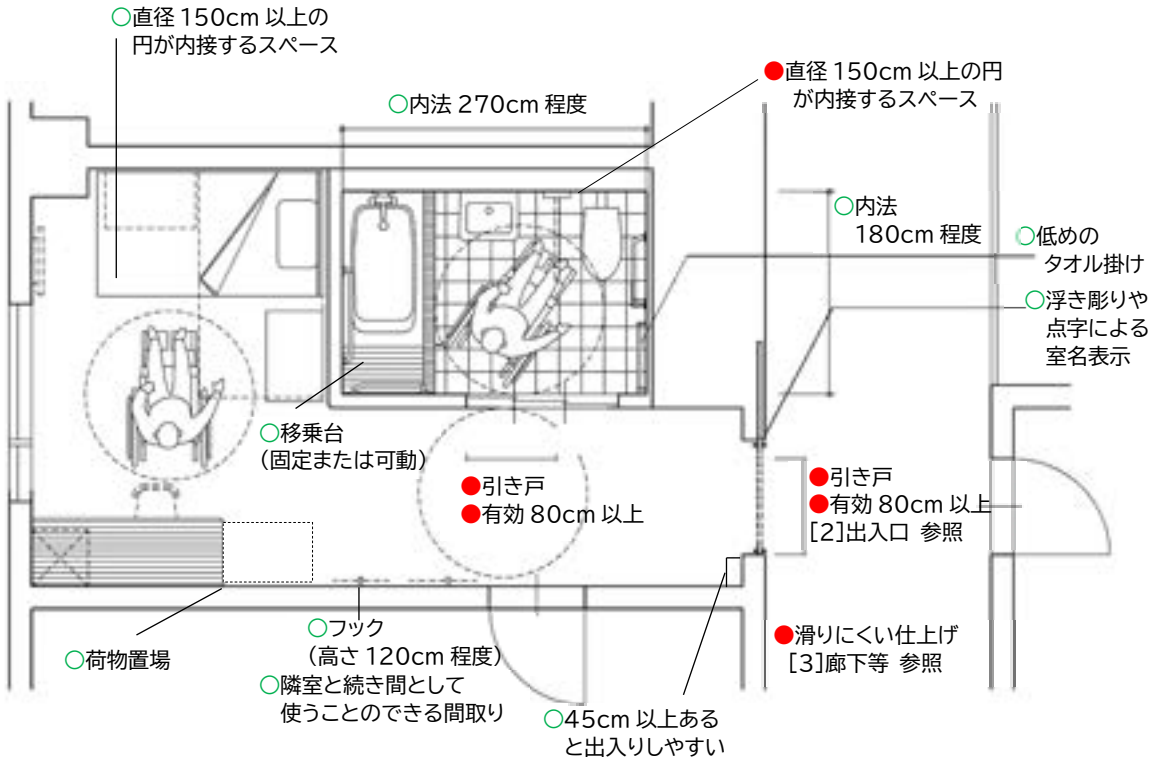

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
【①車椅子使用者用客室】鍵			
	○	・客室の鍵は視覚障がい者が円滑に利用することができるように、解錠・施錠が音等でわかるなど、操作しやすいものとする。	
	○	・カード式ロックは、障がいによっては時間内に動作を終了させることが困難なため、キーロックが外れる時間を延長する機能を備えるものとする。	
	○	・錠（電気錠を含む）は、施錠の操作がしやすいものとし、操作がしやすい高さに設けるとともに、緊急の場合には廊下側からも解錠できるものとする。	
	○	・非接触型カード錠のカードリーダは、床から 100cm～120cm 程度の高さに設ける。	図 10.16
【①車椅子使用者用客室】取っ手			
	○	・取っ手は使いやすい形状のものとし、床面から 90cm 程度の位置に設置する。 解説 取っ手は、握りやすい形状（棒状のもの等）とする。	図 10.16
【①車椅子使用者用客室】段			
	○	・客室の一部に和室や畳の小上がりスペース等を設ける場合、車椅子使用者が容易に移乗できるよう、畳上面等（段差）を 40cm～45cm 程度（車椅子の座面の高さと同程度）とする。	
【①車椅子使用者用客室】転回スペース			
	○	・車椅子が円滑に回転できる空間（直径 150cm 以上または車椅子使用者が 180°方向転換できるよう 140cm 以上×140cm 以上のスペース）を 1 以上設ける。	
【①車椅子使用者用客室】衝突の防止			
	○	・壁面からの突出物を極力避けるとともに、やむを得ず突出した部分や衝突する可能性のある壁・柱・家具の角等がある場合には面取りをする、保護材を設ける等、危険防止に配慮する。	
【①車椅子使用者用客室】照明			
	○	・客室・浴室等の照明は明るさが調節可能なものとする。 解説 視覚障がい者が必要な照度が確保できるようにする。	
	○	・肢体不自由者等に考慮し、ベッド上で点灯・消灯できるものとする。	
	○	・高齢者や視覚障がい者等に考慮し、リモコンや音声等で操作できるものとする。	
	○	・直接光または反射光によってまぶしくならないように、工夫して設置する。	
【①車椅子使用者用客室】便所・浴室等　（以下この章においては浴室又はシャワー室を「浴室等」という。）			
	○	・便所や浴室等では障がいによって右勝手、左勝手等の選択ができるよう、客室のバリエーションを準備する。	
【①車椅子使用者用客室】便所			
	○	・オストメイトを設置する。	
	○	・腰掛便器の横に洗浄レバーがあるタイプでは、方向（左右）によって手が届かない場合があるため、壁に洗浄ボタンを設置する。	
	●	一般基準 ・車椅子使用者用客室に設ける便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所（車椅子使用者用便房が設けられたものに限る。）が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。 イ　便所内に車椅子使用者用便房を設ける。 ロ　車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。 (1)幅は、80cm 以上とする。 (2)出入口に設ける戸は引き戸としなければならない。ただし、自動的に開閉する構造の場合は、この限りでない。かつ、その前後に高低差がないこと。	図 10.1 図 10.2 図 10.3

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
【①車椅子使用者用客室】浴室等			
	○	・浴槽の深さは 50cm 程度、エプロン高さは 45cm 程度（車椅子の座面の高さ程度）とする。	図 10.4
	○	・浴槽、床の仕上げは、滑りにくく、体を傷つけない仕上げとする。	図 10.3
	○	・車椅子での移動の妨げにならないよう、床は水はけの良い材料で仕上げ、可能な限り排水勾配を緩やかにする。	
	○	・一般客室の浴室等と同様の快適性を確保できるよう、内装仕上げ材・部品・設備機器の選定・工夫、色彩・照明計画等に配慮する。	
	○	・車椅子から移乗しやすいよう、浴槽の脇に移乗台を設ける。移乗台の高さは、浴槽のエプロン高さ（45cm 程度）と同程度とする。 解説 移乗台は取り外し可能なものでも可能。	図 10.1 図 10.2 図 10.4
	○	・浴槽は２方向以上から介助できる空間を考慮する。（浴室洗い場も介助者が介助しやすい広さとする。）	
	○	・浴室等の水栓器具、シャワー等の設備は、高齢者、障がい者等が使いやすいものとする。	図 10.3 図 10.4
	○	・シャワーは、原則としてハンドシャワーとし、シャワーヘッドはシャワーチェアに座った状態で手が届くよう、垂直に取り付けられたバーに沿ってスライドし高さを調節できるものか、上下２箇所の使いやすい位置にヘッド掛けを設けたものとする。	
	○	・シャワーホースの長さは 150cm 以上とする。	
	○	・シャワーは湯水の混合操作を容易にするため、サーモスタット（自動温度調節器）付きのものとする。 解説 サーモスタットの付いた水栓には、適温の箇所に認知しやすい印等をつける。	
	○	・浴室等には、シャワーチェアを設置する、または貸し出しする。	
	○	・洗い場周囲及び浴槽周囲に手すりを取り付ける。必要に応じて連続させる。	図 10.1 図 10.3 図 10.4
	○	・浴槽出入り、浴槽内での立ち座りや、シャワー使用中の体を支えるための手すり、及び浴室用車椅子等への立ち座りのための手すりを設ける。	図 10.1 図 10.3 図 10.4
	○	・浴室等の水栓金具類の取り付け高さ等は浴槽内、シャワーチェア等に座った状態で利用できるものとする。	
	○	・非常呼び出しボタンを浴槽からも手の届く位置に設ける。 解説 ただし、漏電対策を行うこと。	図 10.3 図 10.4
	●	一般基準 ・車椅子使用者用客室に設ける浴室等は、次に掲げるものであること。 ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等（次に掲げるものに限る。）が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。 イ　車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造であること。 ロ　浴室等の出入口は、次に掲げるものであること。 （1）　幅は、80cm 以上とする。 （2）　出入口に設ける戸は引き戸としなければならない。ただし、自動的に開閉する構造の場合は、この限りでない。かつ、その前後に高低差がないこと。 解説【国土交通大臣が定める構造】（国土交通省告示第 1495 号） ・浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること ・車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること なお、車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間として直径 150cm 以上の円が内接できる広さを備えることを基本とする。 ただし、電動車椅子等、大きな車椅子では、150cm の円では十分ではない場合があるため、施設の利用者等状況を鑑みて設計する必要がある。	図 10.1 図 10.2 図 10.3 図 10.4
【①車椅子使用者用客室】洗面台			
	○	・洗面台の仕様は、洗顔、髭剃り、歯磨き等を考慮して自動水栓よりはレバー式混合水栓等を設置する。	
	○	・洗面台の鏡は平面鏡とする。	

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表

※図 10.3 から図 10.4 ついては、車椅子使用者用客室に対し記号(●○)で示しているが、一般客室についても整備することが望ましい。

図 10.3　浴室の手すり、浴槽の例（車椅子使用者用客室）

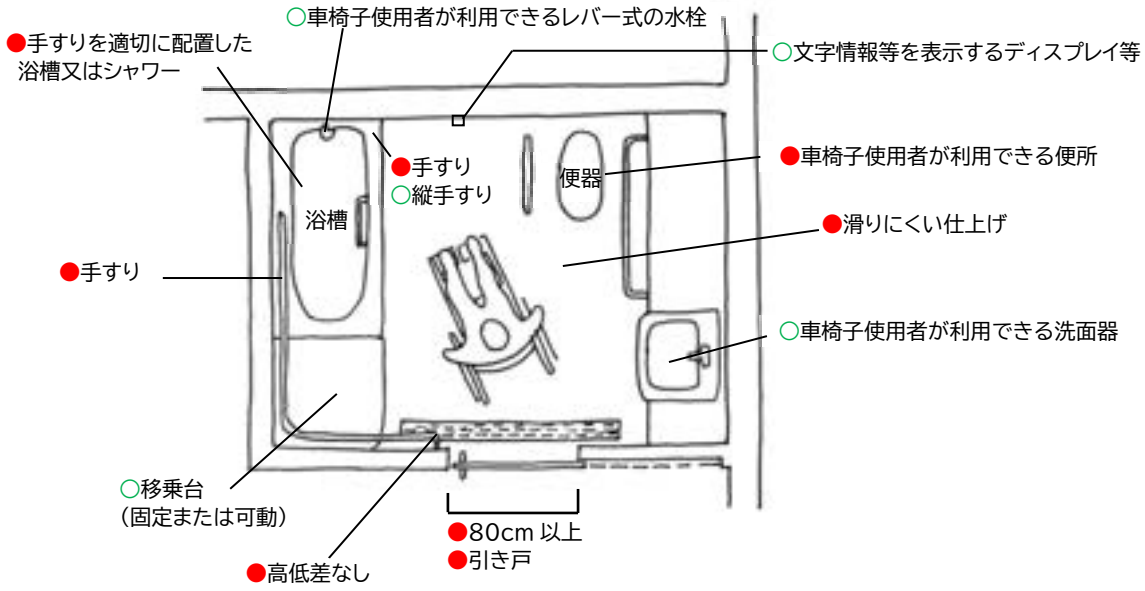

図 10.4　水栓器具類（展開図）（車椅子使用者用客室）

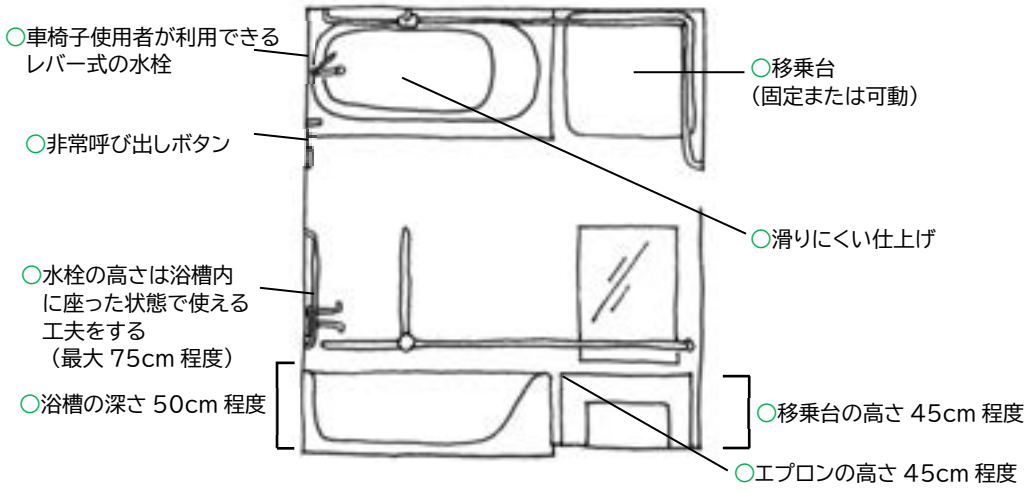

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
【①車椅子使用者用客室】ベッド			
	○	・ベッドの高さはマットレス上面で、45cm～50cm 程度とする。 解説 車椅子使用者に配慮し、室内の回転スペース（または転回（方向転換）スペース）及びベッドの移乗スペース（有効幅員 80cm 以上）を確保するために客室内のレイアウトの変更が可能となるよう、ベッド及びベッドサイドキャビネットを床に固定することは避ける。	図 10.5
	○	・ベッドボードの高さは、マットレス上面より 30cm 以上とし、ベッド上で寄り掛かりやすい形状とする。	
	○	・ベッドサイドキャビネットの高さは、マットレス上面より 10cm 程度高くする。	
	○	・ベッド上から手の届く位置に、緊急通報ボタンを設ける。	
	○	・室内の電話機は、ベッドから手が届く位置に設ける。	図 10.1
	○	・ベッドの側面に貸出用の手すりを設置できるようにする。	

図 10.5　ベッドの高さ（車椅子使用者用客室・一般客室）

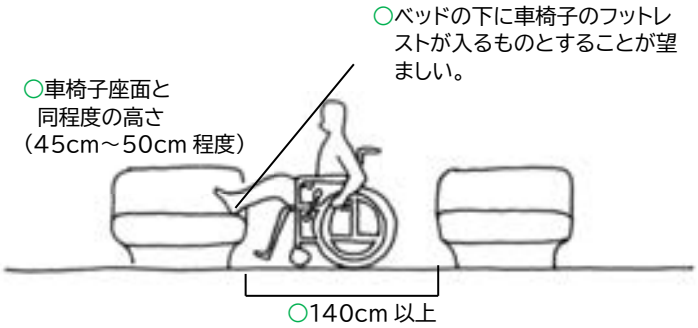

【①車椅子使用者用客室】収納等			
	○	・収納棚は車椅子での使用に適する高さ及び位置とする。また、下部には車椅子のフットレストが入るスペースを確保する。 解説・収納棚 上端：100cm～120cm 程度 下端：30cm～40cm 程度 奥行き：60cm 程度	図 10.1 図 10.2 図 10.6
	○	・ハンガーパイプやフックの高さは、床から 100cm～120cm 程度の低い位置とするか、高さを調節できるものとする。	図 10.1 図 10.2 図 10.6
	○	・収納等に戸を設ける場合、取っ手は、高齢者、障がい者等が使いやすい形状のものとする。	
	○	・机等は車椅子での使用に適する高さとする。また、下部には車椅子のフットレストが入るスペースを確保する。 解説・机等 上端：70cm～75cm 程度 下端：60cm～65cm 程度 奥行き：45cm 程度	

図 10.6　収納等の高さ　（車椅子使用者用客室）

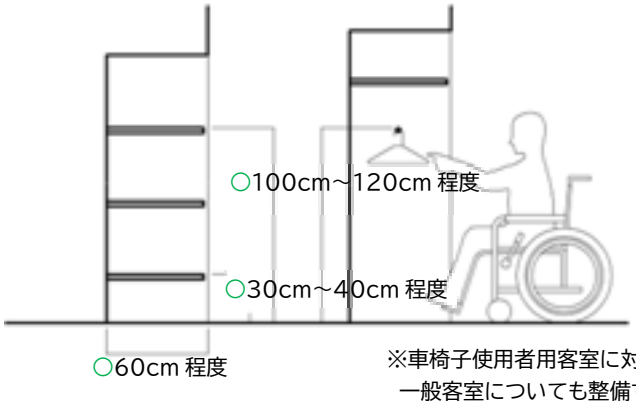

※車椅子使用者用客室に対し記号（●○）で示しているが、一般客室についても整備することが望ましい。

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
【①車椅子使用者用客室】バルコニー、テラス等			
	○	・出入り可能なバルコニー（避難用バルコニーを含む）、テラス等を設けた場合には、バルコニー、テラス等への主要な出入口の有効幅員は、80cm 以上とする。	
	○	・戸を設けたバルコニー（避難用バルコニーを含む）、テラス等への主要な出入口の戸は、引き戸や引き違い戸等、車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とする。また、その前後に高低差がないものとする。	
【①車椅子使用者用客室】その他の設備			
	○	・スイッチ類、非常呼び出しボタンを設ける場合、同一施設内では設置位置を統一する。	
	○	・インターホン（室内機）、コンセント、スイッチ、ボタン等は車椅子での使用に適する高さ及び位置とする。	
	○	・スイッチ及び壁の仕上げ材料等は、スイッチ等と壁の色の明度、色相または彩度の差を確保する。	
	○	・スイッチ等は、大型で操作が容易なボタン形式のものとする。	
	○	・タッチセンサー式のボタンは、視覚障がい者には押したか否か認知が難しいため、ストローク（ボタンを押し下げること）のある押しボタンとする必要がある。	
	○	・電動車椅子のバッテリーの充電のため、使用しやすい位置（床から 40cm 程度の高さ）にコンセントを設ける。	図 10.7

図 10.7　コンセント、スイッチの高さ（車椅子使用者用客室）

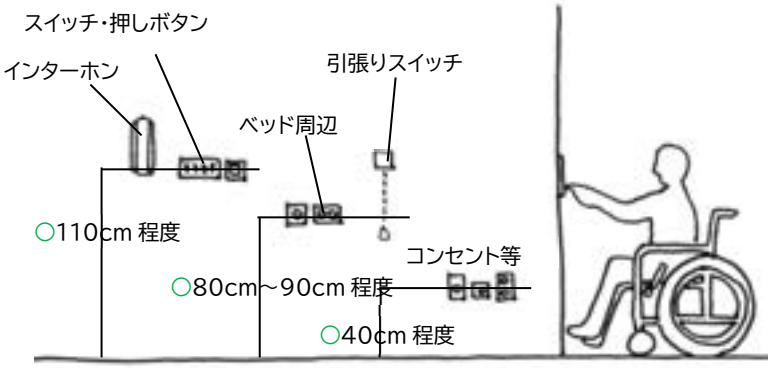

■整備基準【②一般客室(UD ルーム I 基準)】

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
【②一般客室(UD ルーム I 基準)】客室			
	●	一般基準 ・ホテル又は旅館（風営法第 2 条第 6 項第四号に規定する営業の用に供する施設及び旅館業法第 2 条第 3 項に規定する簡易宿所営業の施設を除く。同一の一般客室内に複数の階がある場合は、当該一般客室の出入口のある階の部分に限る。）の一般客室のうち、床面積が 18 ㎡（二以上のベッドを置く客室にあっては 22 ㎡）未満の場合は、次に掲げる UD ルーム I ●基準を満たすものでなければならない。ただし、当該一般客室内の和風の設備を有する部分で知事が定める部分（「和室部分」という。）については、この限りでない。 解説 条例第 21 条第 1 項第一号に規定する高齢者や障がい者等に配慮した最低限の基準を UD ルーム I 基準という。 簡易宿泊施設等については、基準適用の対象外であるが、可能な範囲で適合させることが望ましい。（すべての基準項目に適合できなくても構わない。） 客室の床面積は客室の専用部分の面積で壁芯面積とし、和室部分、バルコニー部分及び廊下等にする PS 部分は除くものとする。 客室内に複数の階がある場合（メゾネットタイプの場合）は、客室出入口のある階の部分の面積とする。 「和室部分」 畳を中心とした一体の部分とし、考え方は靴を脱ぎ、框をあがった部分の先に畳がある場合の、框から先の畳を含んだ部分とする。 和洋室では、客室出入口から直接、洋室部分へ行き来できる場合、当該洋室部分は、基準適用の対象となる。和室の奥にある縁側、板張りの廊下は、直接出入口から行き来できないことから基準適用の対象外。	
【②一般客室(UD ルーム I 基準)】視覚障がい者への配慮			
	○	・視覚障がい者が一般客室に宿泊する際には、エレベーターから近く、わかりやすい位置の客室に案内する。	
【②一般客室(UD ルーム I 基準)】動線計画			
	○	・わかりやすい動線計画とし、建物を訪問した人が施設の情報を得られるよう、案内の計画を行い、必要に応じて設備を適切に設置する。	
	●	一般客室経路 ・ホテル又は旅館（風営法第 2 条第 6 項第四号に規定する営業の用に供する施設及び旅館業法第 2 条第 3 項に規定する簡易宿所営業の施設を除く。）については、次に掲げる経路のそれぞれのうち一以上を、階段又は段を設けない経路（「一般客室経路」という。）にしなければならない。ただし、知事が定める構造の傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。 一　道等から一般客室までの経路 二　ホテル若しくは旅館又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設から一般客室までの経路 解説「知事が定める構造」 政令第 19 条第 2 項第四号の傾斜路、同項第五号のエレベーター（同号イ中「利用居室」とあるのは、「利用居室若しくは一般客室」とする。）及び同項第六号に規定する昇降機をいう。	図 10.8

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表

図 10.8　一般客室経路の例

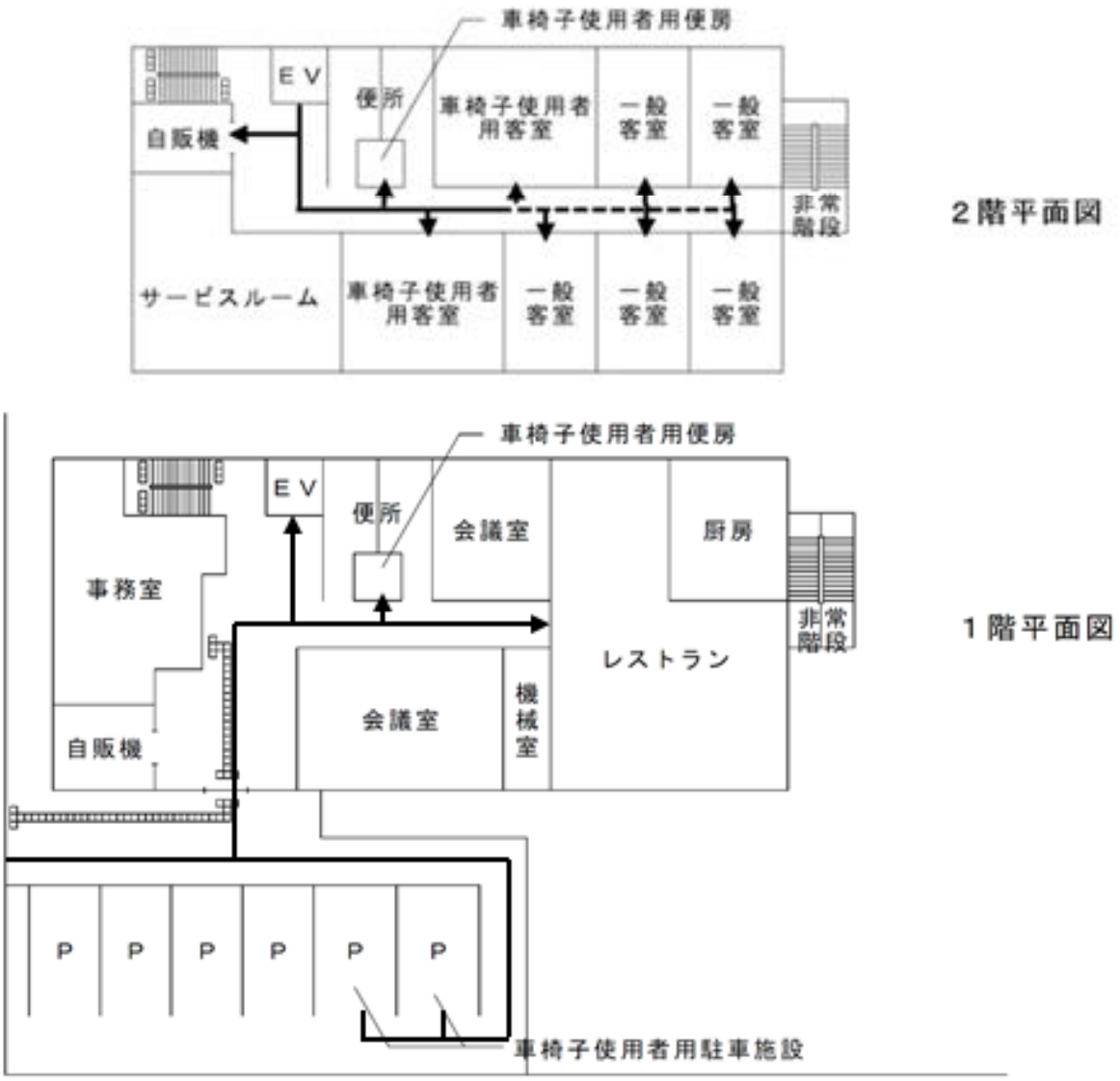

●次の一般客室経路に階段又は段を設けない。ただし、傾斜路エレベーター等を併設する場合は、この限りでない。
① 道等から一般客室までの経路
② 車椅子使用者用駐車施設から一般客室までの経路

移動等円滑化経路
一般客室経路

【②一般客室(UD ルーム I 基準)】出入口

○	・戸は、引き戸とする。	図 10.9 図 10.10
○	・自閉式上吊り引き戸（自動閉鎖時間の調整機能を持ち、閉まり際で減速するもの）で、容易に開閉できるものとする。	
○	・車椅子使用者の戸の開閉のため、戸の取っ手側に袖壁の幅 45cm 程度以上の接近スペースを設ける。	
○	・開き戸の場合には、戸が 90°以上開くようドアクローザーの収まるスペースを確保し、戸当たりの位置を工夫するとともに、取っ手が壁に当たらないよう戸の吊元のスペースを確保する。	
●	一般基準 ・客室出入口の幅は、80cm 以上とする。 解説 客室出入口の幅の寸法は有効幅員とする。 「開き戸」の場合は、扉厚を含めずに扉を 90 度開けたときの建具の内法幅、「引き戸」の場合は、引き残しを含めずに建具の内法幅で 80cm 必要となる。	図 10.9 図 10.10

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
【②一般客室(UD ルーム I 基準)】客室出入口からの経路			
	○	・客室の出入口から１以上の便所及び１以上の浴室等並びに１以上のベッドの側面までの経路の幅は、80cm 以上とする。ただし、当該便所及び浴室等に至る経路が直角となる場合、当該直角となる部分における経路の幅は、100cm 以上とする。 解説 UD ルームⅡ基準の「客室出入口からの経路」の解説欄 参照	図 10.9 図 10.10
	●	一般基準 ・客室出入口から一以上の便所及び一以上の浴室等並びに一以上のベッドまでの経路の幅は、80cm 以上とする（床面積が 15 ㎡（二以上のベッドを置く客室は 19 ㎡）未満の場合は除く）。 解説 一以上のベッドまでの経路は、車椅子使用者がベッドに寄付けるよう、ベッドに 80cm 以上接することを基本とする。（ベッドの短辺側でも可とする。） ベッドや家具の移動等、客室のレイアウトの変更（簡単にできる場合に限る）による対応でも可とする。	図 10.9 図 10.10
【②一般客室(UD ルーム I 基準)】鍵			
	○	・客室の鍵は視覚障がい者が円滑に利用することができるように、解錠・施錠が音等でわかるなど、操作しやすいものとする。	
	○	・カード式ロックは、障がいによっては時間内に動作を終了させることが困難なため、キーロックが外れる時間を延長する機能を備えるものとする。	
	○	・錠（電気錠を含む）は、施錠の操作がしやすいものとし、操作がしやすい高さに設けるとともに、緊急の場合には廊下側からも解錠できるものとする。	
	○	・車椅子使用者等に考慮し、非接触型カード錠のカードリーダは、床から 100cm～120cm 程度の高さに設ける。	図 10.16
【②一般客室(UD ルーム I 基準)】段			
	○	・客室の一部に和室や畳の小上がりスペース等を設ける場合、車椅子使用者が容易に移乗できるよう、畳上面等（段差）を 40cm～45cm 程度（車椅子の座面の高さと同程度）とする。	
	●	一般基準 ・客室内には、階段又は段を設けない。（用途を変更してホテル又は旅館にする場合は除く。）ただし、次に掲げる場合は除く。 (1)同一客室内に複数の階がある場合の当該一般客室の出入口のある階とその直上階又はその直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分 (2)勾配が 1/12 を超えない傾斜路を併設する場合の当該傾斜路が併設された階段又は段の部分 (3)浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合の当該高低差の部分 解説 用途変更の場合は除いているが、階高が高い場合等は、廊下や客室内通路に傾斜路を設置するなど、本基準に適合するように努める。 浴室等は、防水上の観点から一般的に客室部分との間に 2cm 程度の段差が必要となることから、それを許容するものを基本とする。	図 10.9 図 10.10
【②一般客室(UD ルーム I 基準)】転回スペース			
	○	・客室内に、車椅子使用者が車椅子を転回することができる空間を確保する。 解説 UD ルームⅡ基準の「転回スペース」の解説欄 参照	図 10.9 図 10.10
【②一般客室(UD ルーム I 基準)】衝突の防止			
	○	・壁面からの突出物を極力避けるとともに、やむを得ず突出した部分や衝突する可能性のある壁・柱・家具の角等がある場合には面取りをする、保護材を設ける等、危険防止に配慮する。	
【②一般客室(UD ルーム I 基準)】照明			
	○	・客室・浴室等の照明は明るさが調節可能なものとする。 解説 視覚障がい者が必要な照度が確保できるようにする。	
	○	・肢体不自由者等に考慮し、ベッド上で点灯・消灯できるものとする。	
	○	・高齢者や視覚障がい者等に考慮し、リモコンや音声等で操作できるものとする。	
	○	・直接光または反射光によってまぶしくならないように、工夫して設置する。	

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
【②一般客室(UD ルーム I 基準)】便所・浴室等　※参考：図 10.3、図 10.4			
	○	・客室内の１以上の便所及び１以上の浴室等の出入口の幅は、75cm 以上とする。 解説 下記一般基準の解説欄 参照	図 10.9 図 10.10
	○	・便所及び浴室等は、車椅子使用者が便座、洗面台、浴槽その他の知事が定めるものに車椅子を用いて寄り付くことができる空間を確保する。 解説 UD ルームⅡ基準の「便所・浴室等」の解説欄 参照	図 10.9 図 10.10
	○	・便所及び浴室等には手すりを適切に配置する。	図 10.9 図 10.10
	●	一般基準 ・一以上の便所及び一以上の浴室等の出入口の幅は、70cm 以上とする。 解説 浴室等とは、洗い場付き浴室及びシャワー室だけでなく、腰掛便器、浴槽又はシャワー器具、及び洗面台の３点式ユニットバスも含む。 一般客室の基準の適用を受ける部分に、便所又は浴室等がない場合は、当該ない部分は本規定を適用しない。 出入口の幅は有効幅員とする。 一以上の便所及び一以上の浴室等とは、１の客室内に複数の便所又は浴室等がある場合、一以上について、規定する幅が必要となる。 ３点式ユニットバスではなく、便所及び浴室が独立しているものの、便所・洗面所若しくは便所又は洗面所を介して浴室につながっている場合は、両方の出入口とも当該規定を適用する。	図 10.9 図 10.10 図 10.13
【②一般客室(UD ルーム I 基準)】便所			
	○	・戸は、引き戸とする。	図 10.9 図 10.10
	○	・オストメイトを設置する。	
【②一般客室(UD ルーム I 基準)】浴室等			
	○	・戸は、引き戸とする。特に浴室のみのユニットの場合は、引き戸、折れ戸等の製品もあることから、これらの戸を使用する。	図 10.9 図 10.10
	○	・浴槽、床の仕上げは、滑りにくく、体を傷つけない仕上げとする。	
	○	・浴室等の水栓器具、シャワー等の設備は、高齢者、障がい者等が使いやすいものとする。	
	○	・シャワーは、原則としてハンドシャワーとし、シャワーヘッドはシャワーチェアに座った状態で手が届くよう、垂直に取り付けられたバーに沿ってスライドし高さを調節できるものか、上下２箇所の使いやすい位置にヘッド掛けを設けたものとする。	
	○	・シャワーホースの長さは 150cm 以上とする。	
	○	・シャワーは湯水の混合操作を容易にするため、サーモスタット（自動温度調節器）付きのものとする。 解説 サーモスタットの付いた水栓には、適温の箇所に認知しやすい印等をつける。	
	○	・浴室等には、シャワーチェアを設置する、または貸し出しする。	
	○	・洗い場周囲及び浴槽周囲に手すりを取り付ける。必要に応じて連続させる。	
	○	・浴槽出入り、浴槽内での立ち座りや、シャワー使用中の体を支えるための手すり、及び浴室用車椅子等への立ち座りのための手すりを設ける。	
	○	・浴室等の水栓金具類の取り付け高さ等は浴槽内、シャワーチェア等に座った状態で利用できるものとする。	
【②一般客室(UD ルーム I 基準)】洗面台			
	○	・洗面台の仕様は、洗顔、髭剃り、歯磨き等を考慮して自動水栓よりはレバー式混合水栓等を設置する。	
【②一般客室(UD ルーム I 基準)】その他の設備　※参考：図 10.6			
	○	・スイッチ類、非常呼び出しボタンを設ける場合、同一施設内では設置位置を統一する。	
	○	・インターホン（室内機）、コンセント、スイッチ、ボタン等は車椅子での使用に適する高さ及び位置とする。	
	○	・スイッチ及び壁の仕上げ材料等は、スイッチ等と壁の色の明度、色相または彩度の差を確保する。	
	○	・スイッチ等は、大型で操作が容易なボタン形式のものとする。	

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表

図 10.9　一般客室（シングルルーム）の例

UD ルーム I（客室面積　15.1 ㎡）

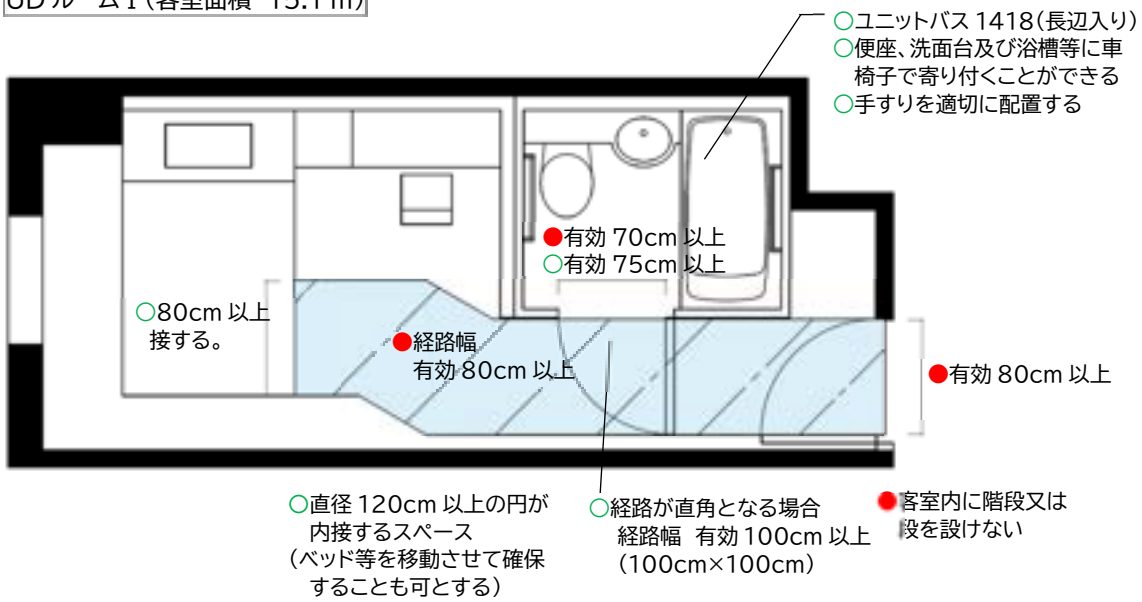

図 10.10　一般客室（ツインルーム）の例

UD ルーム I（客室面積　19.3 ㎡）

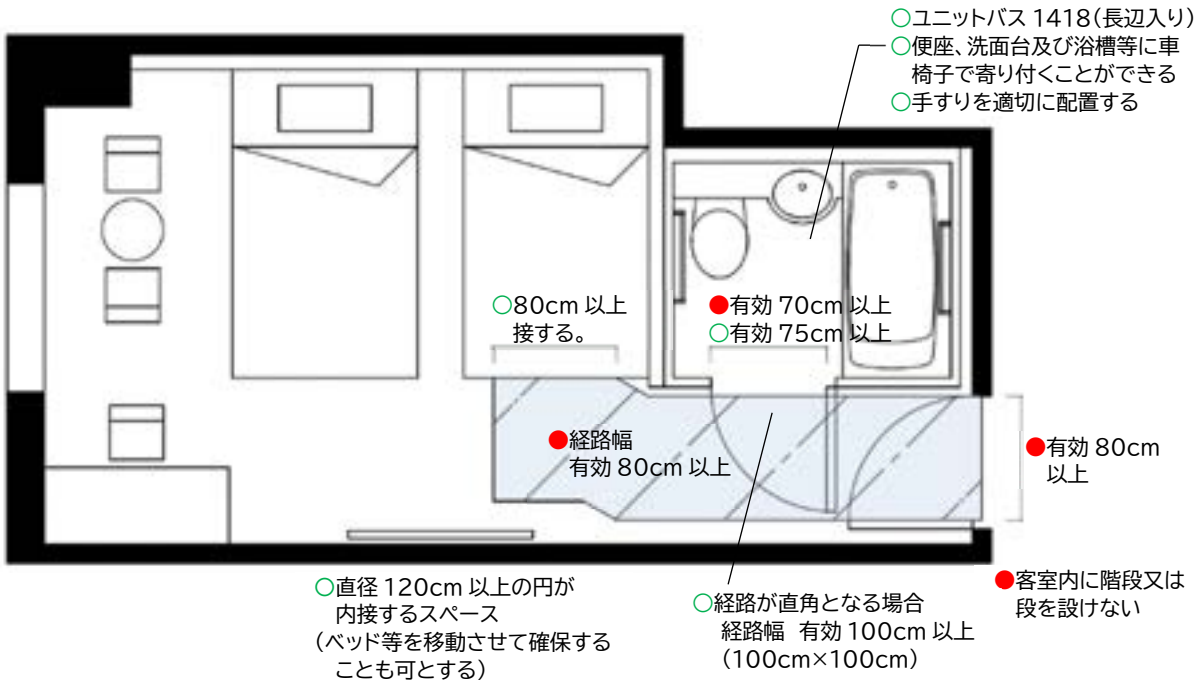

■整備基準【③一般客室(UD ルームⅡ基準)】

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
【③一般客室(UD ルームⅡ基準)】客室			
	●	一般基準 ・ホテル又は旅館（風営法第 2 条第 6 項第四号に規定する営業の用に供する施設及び旅館業法第 2 条第 3 項に規定する簡易宿所営業の施設を除く。同一の一般客室内に複数の階がある場合は、当該一般客室の出入口のある階の部分に限る。）の一般客室のうち、床面積が 18 ㎡（二以上のベッドを置く客室にあっては 22 ㎡）未満の場合は、次に掲げる UD ルームⅡ●基準を満たすものでなければならない。ただし、当該一般客室内の和風の設備を有する部分で知事が定める部分（「和室部分」という。）については、この限りでない。 解説 条例第 21 条第 1 項第三号に規定する車椅子使用者を含めた高齢者や障がい者等に配慮した基準を UD ルームⅡ基準という。 その他の解説は、UD ルームⅠ基準の「客室」の解説欄 参照	
【③一般客室(UD ルームⅡ基準)】 視覚障がい者への配慮			
	○	・視覚障がい者が一般客室に宿泊する際には、エレベーターから近く、わかりやすい位置の客室に案内する。	
【③一般客室(UD ルームⅡ基準)】動線計画			
	○	・わかりやすい動線計画とし、建物を訪問した人が施設の情報を得られるよう、案内の計画を行い、必要に応じて設備を適切に設置する。	
	●	一般客室経路 ・ホテル又は旅館（風営法第 2 条第 6 項第四号に規定する営業の用に供する施設及び旅館業法第 2 条第 3 項に規定する簡易宿所営業の施設を除く。）については、次に掲げる経路のそれぞれのうち一以上を、階段又は段を設けない経路（「一般客室経路」という。）にしなければならない。ただし、知事が定める構造の傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。 一　道等から一般客室までの経路 二　ホテル若しくは旅館又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設から一般客室までの経路 解説「知事が定める構造」 政令第 19 条第 2 項第四号の傾斜路、同項第五号のエレベーター（同号イ中「利用居室」とあるのは、「利用居室若しくは一般客室」とする。）及び同項第六号に規定する昇降機をいう。	図 10.8
【③一般客室(UD ルームⅡ基準)】出入口			
	○	・戸は、引き戸とする。	図 10.11 図 10.12
	○	・自閉式上吊り引き戸（自動閉鎖時間の調整機能を持ち、閉まり際で減速するもの）で、容易に開閉できるものとする。	
	○	・車椅子使用者の戸の開閉のため、戸の取っ手側に袖壁の幅 45cm 程度以上の接近スペースを設ける。	
	○	・開き戸の場合には、戸が 90°以上開くようドアクローザーの収まるスペースを確保し、戸当たりの位置を工夫するとともに、取っ手が壁に当たらないよう戸の吊元のスペースを確保する。	
	●	一般基準 ・客室出入口の幅は、80cm 以上とする。 解説 客室出入口の幅の寸法は有効幅員とする。 「開き戸」の場合は、扉厚を含めずに扉を 90 度開けたときの建具の内法幅、「引き戸」の場合は、引き残しを含めずに建具の内法幅で 80cm 必要となる。	図 10.11 図 10.12
【③一般客室(UD ルームⅡ基準)】客室出入口からの経路			
	●	一般基準 ・客室の出入口から一以上の便所及び一以上の浴室等並びに一以上のベッドの側面までの経路の幅は、80cm 以上とする。ただし、当該便所及び浴室等に至る経路が直角となる場合、当該直角となる部分における経路の幅は、100cm 以上とする。 解説 一以上のベッド側面までの経路は、車椅子使用者がベッドに移乗できるよう、ベッドの側面（長辺側）に 120cm 以上接することを基本とする。 便所及び浴室等に至る経路が直角となる場合、車椅子使用者が出入りできるよう配慮し、当該直角となる部分に 100cm×100cm のスペースを確保することを基本する。 便所及び浴室等の扉が外開きの場合、戸を開けた状態で戸を避けて本スペースを確保する。 ベッドや家具の移動等、客室のレイアウトの変更（簡単にできる場合に限る）による対応でも可とする。	図 10.11 図 10.12

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
【③一般客室(UD ルームⅡ基準)】鍵			
	○	・客室の鍵は視覚障がい者が円滑に利用することができるように、解錠・施錠が音等でわかるなど、操作しやすいものとする。	
	○	・カード式ロックは、障がいによっては時間内に動作を終了させることが困難なため、キーロックが外れる時間を延長する機能を備えるものとする。	
	○	・錠（電気錠を含む）は、施錠の操作がしやすいものとし、操作がしやすい高さに設けるとともに、緊急の場合には廊下側からも解錠できるものとする。	
	○	・車椅子使用者等に考慮し、非接触型カード錠のカードリーダは、床から 100cm～120cm 程度の高さに設ける。	図 10.16
【③一般客室(UD ルームⅡ基準)】段			
	○	・客室の一部に和室や畳の小上がりスペース等を設ける場合、車椅子使用者が容易に移乗できるよう、畳上面等（段差）を 40cm～45cm 程度（車椅子の座面の高さと同程度）とする。	
	●	一般基準 ・客室内には、階段又は段を設けない。（用途を変更してホテル又は旅館にする場合は除く。）ただし、次に掲げる場合は除く。 (1)同一客室内に複数の階がある場合の当該一般客室の出入口のある階とその直上階又はその直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分 (2)勾配が 1/12 を超えない傾斜路を併設する場合の当該傾斜路が併設された階段又は段の部分 (3)浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合の当該高低差の部分 解説 用途変更の場合は除いているが、階高が高い場合等は、廊下や客室内通路に傾斜路を設置するなど、本基準に適合するように努める。 浴室等は、防水上の観点から一般的に客室部分との間に 2cm 程度の段差が必要となることから、それを許容するものを基本とする。	図 10.11 図 10.12
【③一般客室(UD ルームⅡ基準)】転回スペース			
	●	一般基準 ・客室内に、車椅子使用者が車椅子を転回することができる空間を確保する。 解説 直径 120cm 以上のスペースが確保されていることを基本とする。 ベッドや家具の移動等、客室のレイアウトの変更（簡単にできる場合に限る）による対応でも可とする。 家具等の下部に車椅子のフットレストが通過できるスペースが確保されていれば、その部分も有効スペースとする。	図 10.11 図 10.12
【③一般客室(UD ルームⅡ基準)】衝突の防止			
	○	・壁面からの突出物を極力避けるとともに、やむを得ず突出した部分や衝突する可能性のある壁・柱・家具の角等がある場合には面取りをする、保護材を設ける等、危険防止に配慮する。	
【③一般客室(UD ルームⅡ基準)】照明			
	○	・客室・浴室等の照明は明るさが調節可能なものとする。 解説 視覚障がい者が必要な照度が確保できるようにする。	
	○	・肢体不自由者等に考慮し、ベッド上で点灯・消灯できるものとする。	
	○	・高齢者や視覚障がい者等に考慮し、リモコンや音声等で操作できるものとする。	
	○	・直接光または反射光によってまぶしくならないように、工夫して設置する。	

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
【③一般客室(UD ルームⅡ基準)】便所・浴室等　※参考：図 10.3、図 10.4			
	○	・便所及び浴室等には手すりを適切に配置する。	図 10.11 図 10.12
	●	一般基準 ・一以上の便所及び一以上の浴室等の出入口の幅は、75cm 以上とする。 解説 解説は、UD ルームⅠ基準の「便所・浴室等」の「一般基準」の解説欄 参照	図 10.11 図 10.12 図 10.13
	●	一般基準 ・便所及び浴室等は、車椅子使用者が便座、洗面台、浴槽その他の知事が定めるものに車椅子を用いて寄り付くことができる空間を確保する。 解説「便座、洗面台、浴槽その他の知事が定めるもの」 便座は腰掛便器の便座とし、シャワー室の場合はシャワー器具とする。 便座、洗面台及び浴槽又はシャワー器具（「浴槽等」という。）の３点式ユニットバスの場合、長辺入りでは 1418 サイズ以上、短辺入りでは 1620 サイズ以上とし、車椅子使用者が便座、洗面台及び浴槽等に寄付けるよう、便座、洗面台、浴槽等及び出入口を適切に配置することを基本とする。洗面台は、車椅子使用者の利用に配慮し、洗面台の下部にはひざや足先が入る空間を確保することが望ましい。 便所、浴室等が独立している場合は、出入口の幅、経路の幅の規定を適用することを基本にし、それぞれに車椅子使用者が便座、洗面台及び浴槽等に寄り付けるよう、出入口の配置や扉の形状（開き戸、引き戸等）、スペースの確保等を行う。なお、洗面台のみ独立してある場合は、当該部分は本規定を適用しない。 車椅子使用者用客室では、政令等の規定により、腰掛便座、手すり等が適切に配置され、車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保する必要があるが、UD ルームⅡ基準ではそこまで求めていない。	図 10.11 図 10.12 図 10.14
【③一般客室(UD ルームⅡ基準)】便所			
	○	・戸は、引き戸とする。	図 10.11 図 10.12
	○	・オストメイトを設置する。	
【③一般客室(UD ルームⅡ基準)】浴室等			
	○	・戸は、引き戸とする。特に浴室のみのユニットの場合は、引き戸、折れ戸等の製品もあることから、これらの戸を使用する。	図 10.11 図 10.12
	○	・浴槽、床の仕上げは、滑りにくく、体を傷つけない仕上げとする。	
	○	・浴室等の水栓器具、シャワー等の設備は、高齢者、障がい者等が使いやすいものとする。	
	○	・シャワーは、原則としてハンドシャワーとし、シャワーヘッドはシャワーチェアに座った状態で手が届くよう、垂直に取り付けられたバーに沿ってスライドし高さを調節できるものか、上下２箇所の使いやすい位置にヘッド掛けを設けたものとする。	
	○	・シャワーホースの長さは 150cm 以上とする。	
	○	・シャワーは湯水の混合操作を容易にするため、サーモスタット（自動温度調節器）付きのものとする。 解説 サーモスタットの付いた水栓には、適温の箇所に認知しやすい印等をつける。	
	○	・浴室等には、シャワーチェアを設置する、または貸し出しする。	
	○	・洗い場周囲及び浴槽周囲に手すりを取り付ける。必要に応じて連続させる。	
	○	・浴槽出入り、浴槽内での立ち座りや、シャワー使用中の体を支えるための手すり、及び浴室用車椅子等への立ち座りのための手すりを設ける。	
	○	・浴室等の水栓金具類の取り付け高さ等は浴槽内、シャワーチェア等に座った状態で利用できるものとする。	
【③一般客室(UD ルームⅡ基準)】洗面台			
	○	・洗面台の仕様は、洗顔、髭剃り、歯磨き等を考慮して自動水栓よりはレバー式混合水栓等を設置する。	
【③一般客室(UD ルームⅡ基準)】その他の設備　※参考：図 10.6			
	○	・スイッチ類、非常呼び出しボタンを設ける場合、同一施設内では設置位置を統一する。	
	○	・インターホン（室内機）、コンセント、スイッチ、ボタン等は車椅子での使用に適する高さ及び位置とする。	
	○	・スイッチ及び壁の仕上げ材料等は、スイッチ等と壁の色の明度、色相または彩度の差を確保する。	
	○	・スイッチ等は、大型で操作が容易なボタン形式のものとする。	

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表

図 10.11　一般客室（シングルルーム）の例

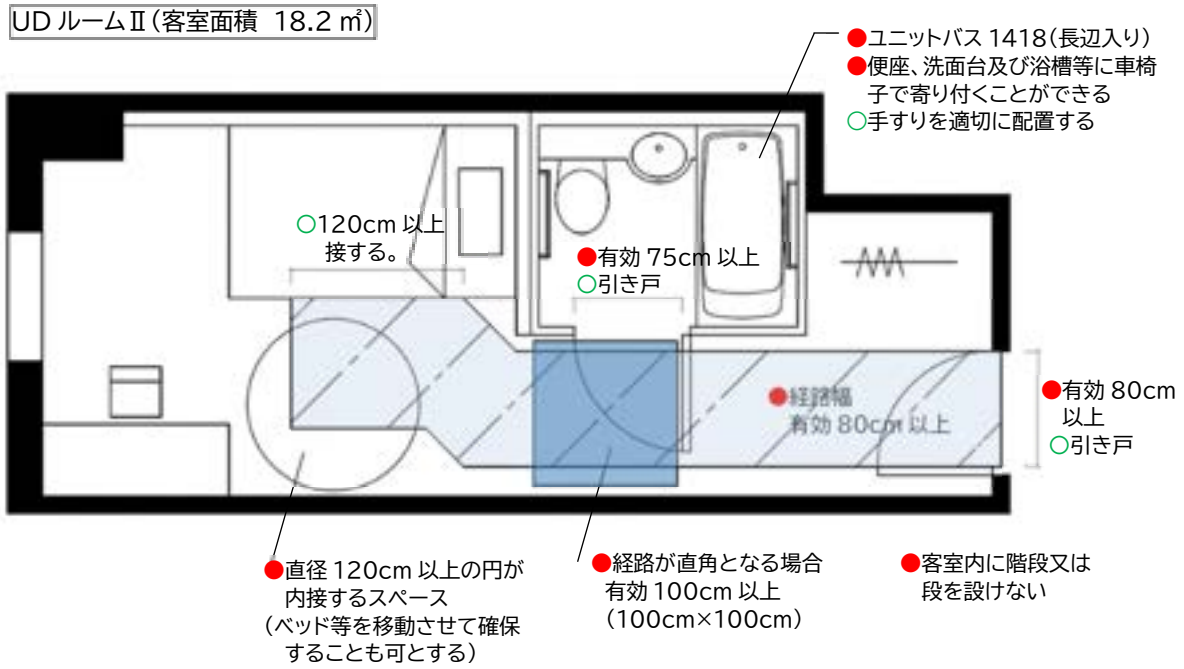

図 10.12　一般客室（ツインルーム）の例

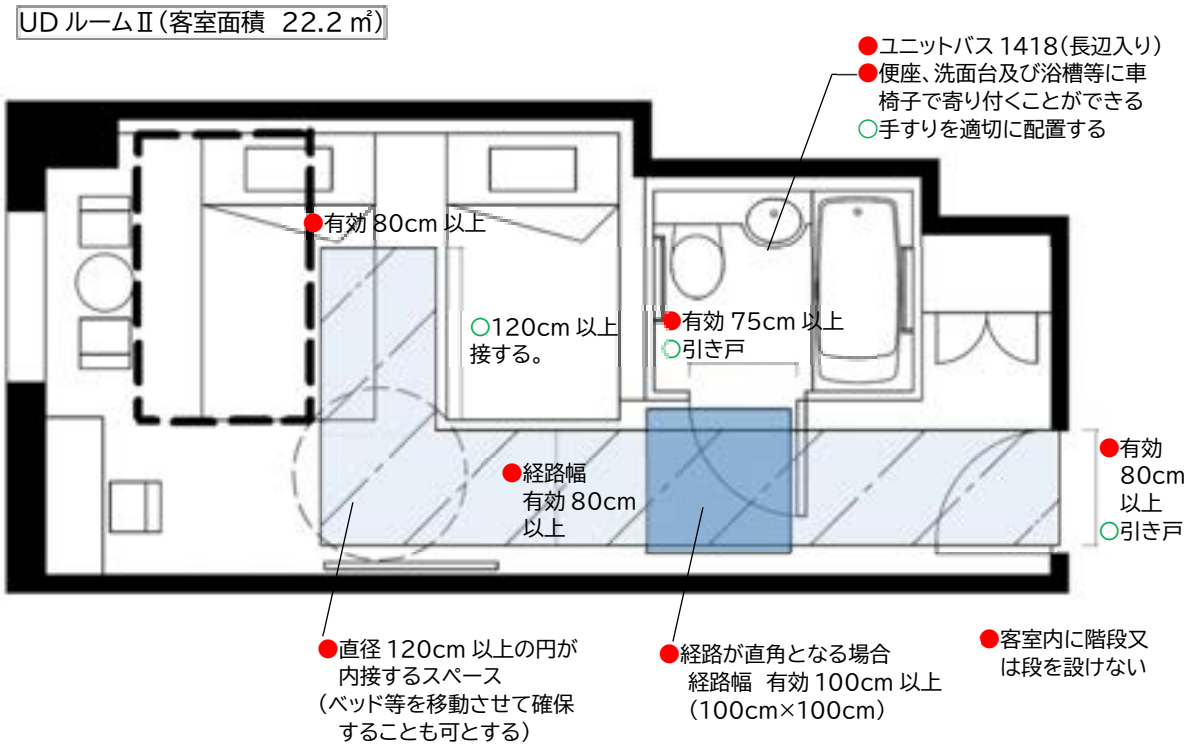

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表

図 10.13　便所を介して浴室等につながる場合の経路の考え方（一般客室　UD ルームⅡの場合）

●左記図（上側）のように、ユニットバスに至るまでの経路が直角となる場合、直角となる部分は 100cm×100cm 以上のスペースを確保すること。
●また、左記図（下側）のように、ユニットバス内でも直角となる場合、直角となる部分は 100cm×100cm 以上のスペースを確保すること。

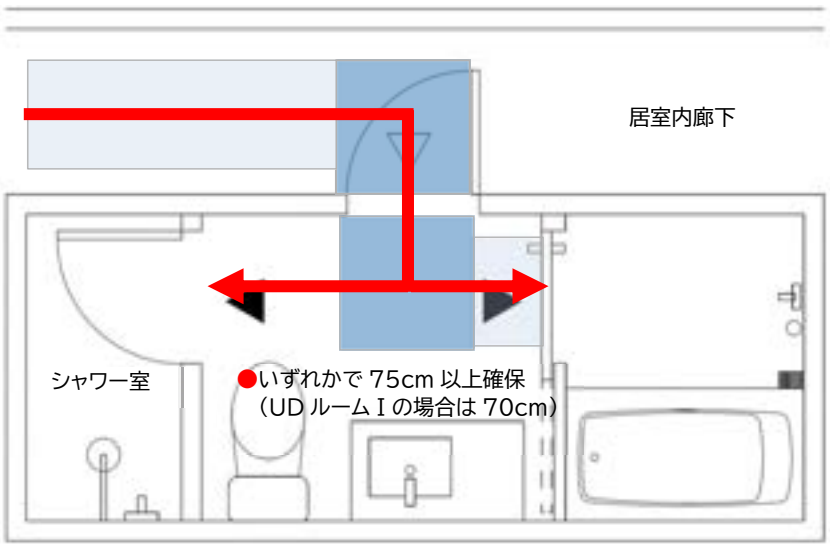

〔浴室の出入口の扉〕
○浴室のみのユニットの場合は、引き戸、折れ戸等の製品もあることから、これらの戸を使用することが望ましい。

図 10.14　車椅子の寄付きを配慮した 3 点式ユニットバスの例（一般客室　UD ルームⅡの場合）

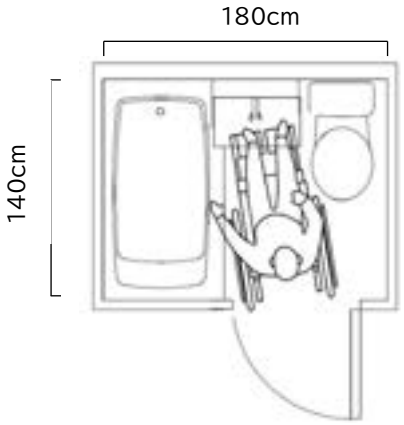

1418 サイズ（長辺入り）

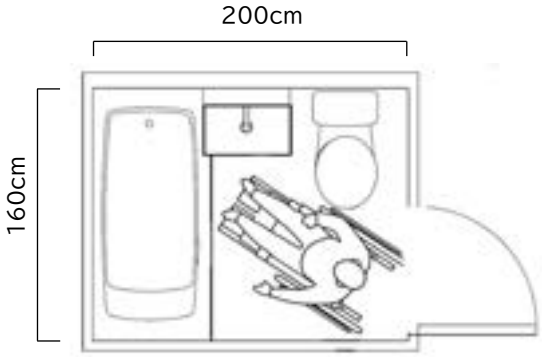

1620 サイズ（短辺入り）

■整備基準【④案内表示、情報伝達設備等】

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
【④案内表示、情報伝達設備等 】室名表示等			
	○	・戸の取っ手側の壁面または出入口の戸に、室名（部屋番号等）を表示する。 解説 室名表示は文字の浮き彫りとし、点字を併記する等、視覚障がい者等の利用に配慮する。	図 10.16
	○	・室名表示及び客室出入口の戸等に設ける避難情報及び避難経路の表示は大きめの文字を用いる、漢字はひらがなを併記する、図記号等を併記するなど、高齢者、障がい者等にわかりやすい表現とする。	
	○	・室名表示及び客室出入口の戸等に設ける避難情報及び避難経路の表示は、文字・図記号、図、背景の色の明度、色相または彩度の差を確保したものとする。	
	○	・視覚障がい者に部屋番号が分かるように、部屋番号を浮き出したものを設置する。	図 10.16
	○	・色覚障がい者に配慮し、数字と背景の色の組み合わせを工夫する。	図 10.16
【④案内表示、情報伝達設備等 】設備・備品等の設置又は貸出			
	○	・緊急通報ボタンあるいは非常用を兼ねた浴室内電話機を設置する。 解説 緊急通報ボタンを押したことが、音声による案内のほか、照明等により視認できるようにする。	図 10.15
	○	・シャンプー・リンス・ボディソープ等の容器は、視覚障がい者が手で触れて区別することのできるものを設ける。 解説 シャンプー等の触覚識別表示については、日本産業規格 JIS S0021 の「高齢者、障害者配慮設計指針－包装・容器」に規定されている。視覚障がい者対象	
	○	・屋内には点字で避難経路を示す案内板を設置する。 解説 視覚障がい者対象	
	○	・フロントにホテル周囲の連絡先情報を点字で用意しておく。 解説 視覚障がい者対象	
	○	・点字による施設の利用案内や避難案内を用意する。 解説 視覚障がい者対象	
	○	・筆談ボード等を受付に常備し、来客の求めに応じて貸出す等の対応をする。 解説 聴覚障がい者や外国人対象	
	○	・フラッシュライト等の火災警報装置（光警報装置）の設置等のハード面（施設整備）のほか、点滅や振動によって伝える室内信号装置の貸し出し等により、聴覚障がい者等への非常時の情報伝達に配慮する。 解説 一般客室（和室を含む）についても聴覚障がい者の利用に配慮した光や文字、記号による非常警報装置を設置する。聴覚障がい者対象	図 10.15
	○	・聴覚障がい者等に配慮し、テレビは字幕放送の表示が可能なものとし、文字表示が可能なリモコンを客室に備える。 解説 聴覚障がい者対象	図 10.15
	○	・聴覚障がい者用にドアのノックやチャイム音に反応して光や振動等で知らせる機器を設置またはフロントで貸出しする。 解説 聴覚障がい者対象	
	○	・聴覚障がい者や外国人用にタブレット端末やファックスを設置または貸出しする。 解説 ファックスには、届いた時に、フラッシュライトやバイブレーター等聴覚障がい者が分かる方法で知らせる機能がついているとよい。聴覚障がい者や外国人対象	
	○	・浴室とトイレが一体化したものも含め入浴中等に緊急事態が起きる場合を想定し、緊急情報が文字情報やこれに代わるサインで表示されるディスプレイ装置等を備える。 解説 聴覚障がい者対象	
	○	・上肢の巧緻(こうち)障がい者用電話機を設置または貸出しする。	
	○	・電話はベッドからすぐに手が届く位置に設置する。バスタオルを置く棚は車椅子使用者の手の届く位置に設置する。	
	○	・子ども連れの方に対して必要に応じて、ベビーベッドや乳幼児ミルク用湯沸しポットを設置または貸出しする。	

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表

図 10.15　聴覚障がい者に配慮した設備（車椅子使用者用客室・一般客室）

文字情報等を表示するディスプレイ装置等

緊急時や情報を伝達したい場合に事態を文字情報で伝える。

パトライト

スイッチを押すことによって、緊急時や情報を伝達したい場合等にランプが回転し、視覚により緊急事態であることを伝える。

フラッシュライト

短時間の放電発光を利用した点滅装置。フラッシュランプが点滅し、視覚により緊急事態であることを伝える。

室内信号装置

緊急通報ボタン(左)または従業員からの電話連絡に反応し、文字情報や光で火災等の発生を伝える装置

テレビの字幕放送

テレビリモコンの字幕ボタン

補助犬に対する対応			
	○	・補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）用備品（犬用セット、リードつなぎ、水とえさ用ボウル等）の貸出しに対応する。	
	○	・屋外に補助犬用の排泄場所を確保する。	
バリアフリー情報の公表			
	○	・施設のバリアフリーの情報をホームページ等で提供する。車椅子使用者用客室の有無やその仕様（段差・寸法等）、備品等の貸し出しの有無等、バリアフリー化や配慮できているものだけでなく、できていないものも情報提供を行う。	

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
図			

図 10.16　客室ドアの例（車椅子使用者用客室・一般客室）

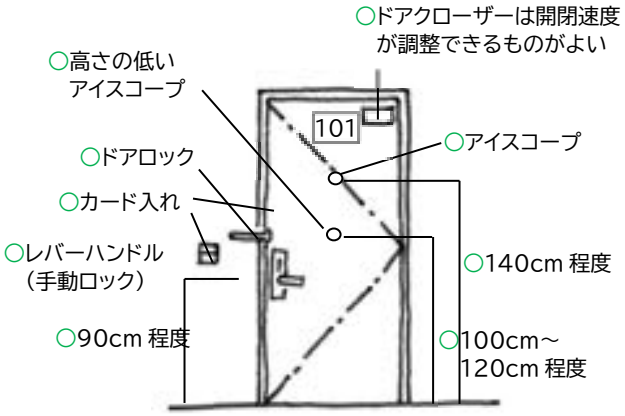

●引き戸（車椅子使用者用客室）
○引き戸（UD ルームⅠ・Ⅱ）

室番号の浮き彫り表示の例

○視覚障がい者に部屋番号が分かるように、
部屋番号を浮き出したものを設置する。
○色覚障がい者に配慮し、数字と背景の色の
組み合わせを工夫する。

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表

図 10.17　改善例 1（一般客室 1 室を車椅子使用者用客室 1 室に改善する例）

・既存の一般客室を車椅子使用者用客室とするためには、必要な空間の確保、車椅子使用者用便房・浴室の設置、出入口の段差解消等が必要である。

・既存客室と便房・浴室の出入口にまたぎ段差等がある場合（既存客室より便所・浴室の床が高い場合等）には、改善・改修によって車椅子使用者用客室内にスロープ等を設置し客室全体の床を高くして、便房・浴室等の床高さとあわせることや、便房・浴室の出入口手前にスロープを設けることが考えられる。

・この方法は、UD ルーム I 基準、UD ルーム II 基準に適合するための改修にも活用できる。

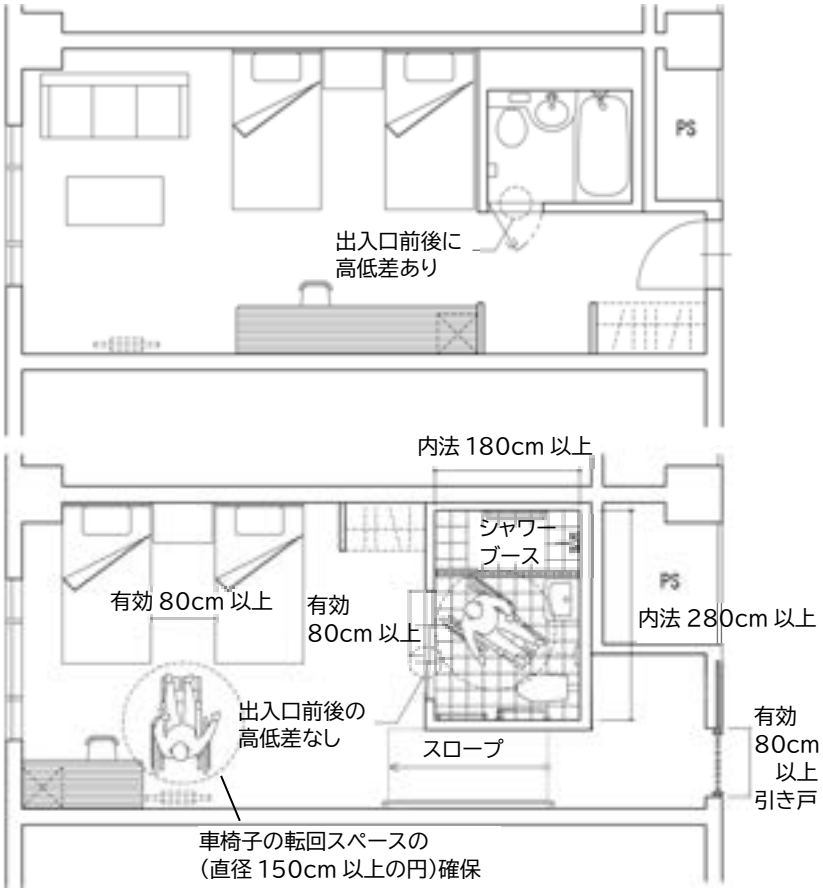

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表

図 10.18　改善例 2（一般客室 2 室を車椅子使用者用客室 1 室に改善する例）

・車椅子使用者用便房・浴室を設けるためには、一定の客室広さが必要であるが、1 室では客室面積が不足する場合には、例えば 2 つの客室の間仕切壁を撤去して 1 室化し、室の間取りを変更することが考えられる。

・宿泊施設等を運営しながら改善・改修を実施する場合には、できる限り利用客に影響しないよう工事動線・避難動線の分離、工事音の低減、工期の短縮に努める。

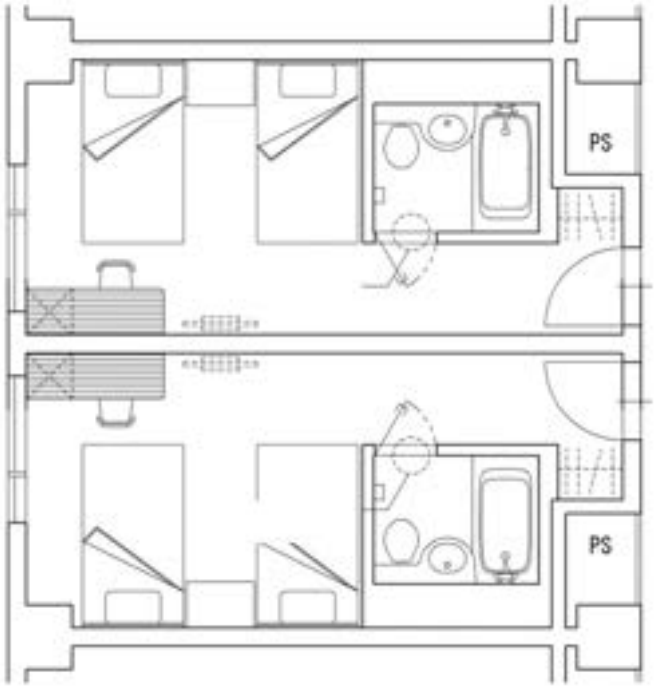

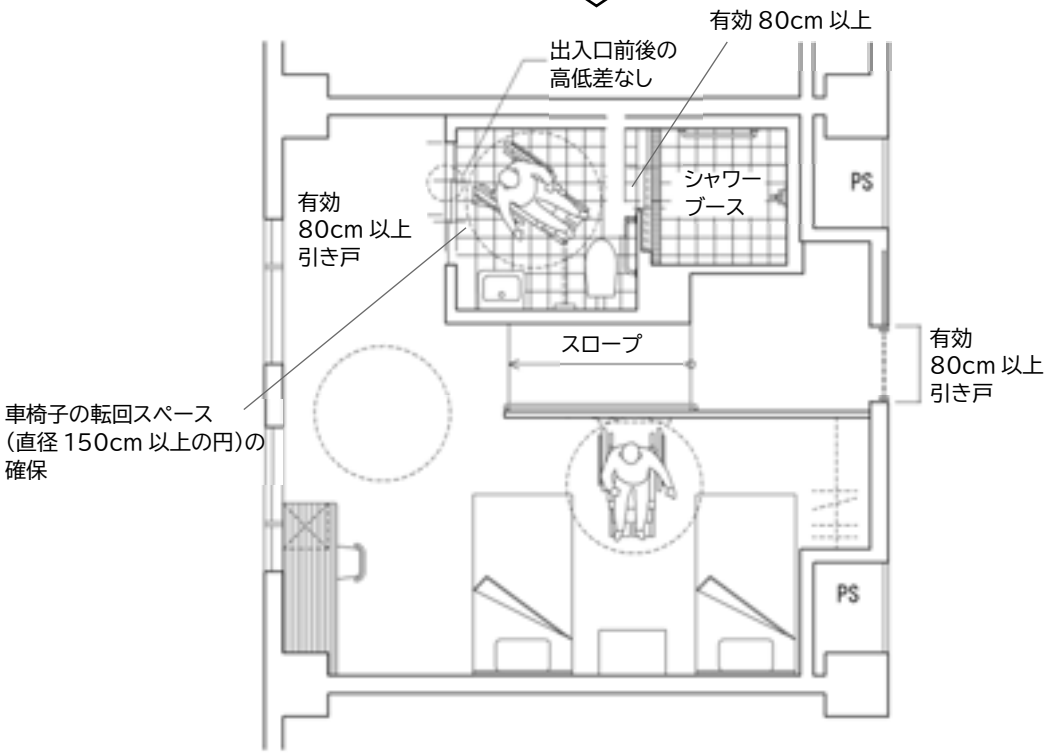

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表

図 10.19　改善例 3（共用廊下を段差解消して、一般客室を車椅子使用者用客室に改修する例）

廊下横断面（客室内－廊下）

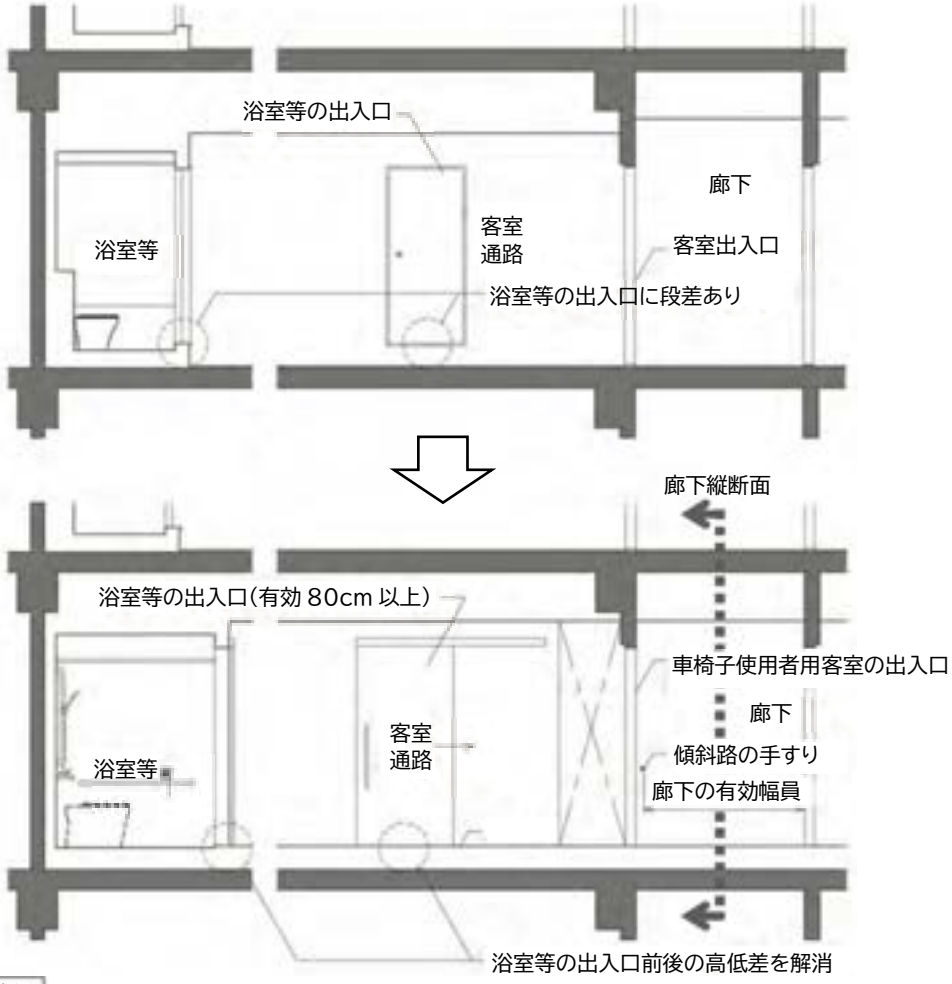

廊下縦断面

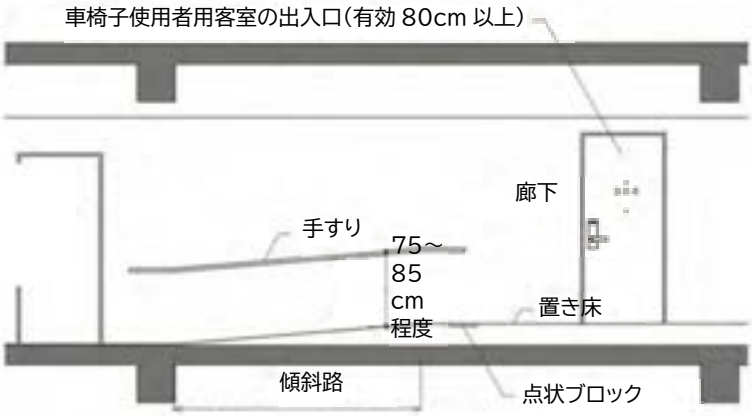

傾斜路は、傾斜路部分の前後の廊下等との色の明度、色相または彩度の差が大きいことにより、その存在を容易に識別できるものとする。

客室内の浴室等の出入口の段差を解消するため、廊下に設けられた傾斜路（勾配 1/12、高さ 16cm）

チェック項目（義務基準）

一般基準	車椅子使用者用客室	客室	
		①客室の総数が 50 以上の場合、車椅子使用者用客室を設けているか　（１％以上）	
		仕上げ	
		②車椅子使用者用客室の床の表面は滑りにくい仕上げであるか	
		出入口	
		③車椅子使用者用客室の出入口の戸は引き戸（自動的に開閉する構造の場合を除く）とし、前後に水平部分を設けているか（当該便房を設ける便所も同様）	
移動等円滑化経路		出入口	
		④客室の出入口の幅は８０ｃｍ以上であるか	
一般基準		便所	
		⑤便所（同じ階に共用の車椅子使用者用便房があれば代替可能）	－
		(1)便所内に車椅子使用者用便房を設けているか	
		(2)出入口の幅は８０ｃｍ以上であるか（当該便房を設ける便所も同様）	
		(3)出入口の戸は引き戸（自動的に開閉する構造の場合を除く）とし、前後に水平部分を設けているか（当該便房を設ける便所も同様）	
		(4)洗浄装置は、押しボタンその他操作が容易な方式のものを設けているか	
		浴室等	
		⑥浴室等（共用の車椅子使用者用浴室等があれば代替可能）	－
		(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
		(2)車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されているか	
		(3)出入口の幅は８０ｃｍ以上であるか	
		(4)出入口の戸は引き戸（自動的に開閉する構造の場合を除く）とし、前後に水平部分を設けているか	
一般経路客室	UDルームⅠ	経路	
		⑦道等及び車椅子使用者用駐車施設から一般客室までの経路に階段・段が設けられていないか（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は除く）	
一般基準		出入口	
		⑧客室の出入口の幅は８０ｃｍ以上であるか	
		段	
		⑨客室内に階段・段が設けられていないか（傾斜路又は浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合等は除く）	
		客室出入口からの経路	
		⑩出入口からベッドまでの経路の幅は８０ｃｍ以上であるか（一般客室の床面積１５㎡（２以上のベッドを置く場合は１９㎡）以上に限る）	

チェック項目（義務基準）			
一般基準	UDルームⅠ	便所	
		⑪便所	－
		(1)出入口の幅は７０ｃｍ以上であるか	
		(2)出入口から便所までの経路の幅は８０ｃｍ以上であるか（一般客室の床面積１５㎡（２以上のベッドを置く場合は１９㎡）以上に限る）	
		浴室等	
		⑫浴室等	－
		(1)出入口の幅は７０ｃｍ以上であるか	
		(2)出入口から浴室等までの経路の幅は８０ｃｍ以上であるか（一般客室の床面積１５㎡（２以上のベッドを置く場合は１９㎡）以上に限る）	
一般客室経路	UDルームⅡ	経路	
		⑬道等及び車椅子使用者用駐車施設から一般客室までの経路に階段・段が設けられていないか（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は除く）	
一般基準		出入口	
		⑭客室の出入口の幅は８０ｃｍ以上であるか	
		段	
		⑮客室内に階段・段が設けられていないか（傾斜路又は浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合等は除く）	
		客室出入口からの経路	
		⑯出入口からベッドの長辺側までの経路の幅は８０ｃｍ以上であるか	
		便所	
		⑰便所	－
		(1)出入口の幅は７５ｃｍ以上であるか	
		(2)出入口から便所までの経路の幅は８０ｃｍ以上であるか（当該便所に至る経路が直角となる場合、当該直角となる部分における経路の幅は１００ｃｍ以上であるか）	
		(3)車椅子使用者が便座及び洗面台に車椅子を用いて寄り付くことができる空間を確保しているか	
		浴室等	
		⑱浴室等	－
		(1)出入口の幅は７５ｃｍ以上であるか	
		(2)出入口から浴室等までの経路の幅は８０ｃｍ以上であるか（当該浴室等に至る経路が直角となる場合、当該直角となる部分における経路の幅は１００ｃｍ以上であるか）	
		(3)車椅子使用者が浴槽等及び洗面台に車椅子を用いて寄り付くことができる空間を確保しているか	
		転回スペース	
		⑲客室内に車椅子使用者が車椅子を転回することができる空間を確保しているか	

11 浴室等　（条例第 23 条）

■基本的な考え方

浴室は高齢者、障がい者等にとって転倒等の危険の大きな場所であるため、配慮が必要とされる。
車椅子使用者が利用する場合、脱衣室、洗い場、浴槽への一連の動作が円滑に行えるよう配慮する。

■目次

項目	ページ
全般・経路	11-2
戸	11-2
仕上げ	11-2
色	11-2
脱衣所（更衣室等含む）	11-2
浴室等	11-4
洗い場	11-4
浴槽	11-4
シャワーブース等	11-6
水洗	11-8
手すり	11-8
緊急時の対応	11-8
その他の設備	11-8

■整備基準

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
全般・経路			
	○	・浴室・シャワー室・脱衣所または更衣室まで支障なくアプローチできるよう段を設けない。手すり等による誘導も考慮する。	図 11.2
	○	・脱衣所または更衣室から洗い場及び浴槽、また、脱衣所または更衣室からシャワー室への一連の動作が円滑に行えるよう配慮する。	
	○	・浴室等は高齢者、障がい者等にとって転倒等の危険の大きな場所であるため、障がいの種類・程度、介助者の有無等を考慮して浴室等の形状等を計画する。	
戸			
	○	・扉等のガラスは、転倒等による事故防止を考慮し、安全ガラスを用いる。	
仕上げ			
	○	・浴室用車椅子等で移動しやすいよう、床は水はけのよい材料とし、可能な限り排水勾配を緩やかにする。	
	●	一般基準 ・不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する浴室又はシャワー室（以下この章において「浴室等」という。）を設ける場合には、床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。	図 11.2 図 11.5
色			
	○	・浴室の配置等を把握しやすくするため、床と浴槽等の色のコントラストに配慮する。また、浴室の照明についても工夫を行う。	
脱衣所（更衣室等含む）			
	○	・車椅子使用者の脱衣は、着脱用ベンチ(長さ 180cm 以上、幅 60cm 以上、高さ 40cm～45cm 程度)を設けることや、床に下りての脱衣スペースの確保に配慮する。 解説 着脱用ベンチには下記のものを備える。 ・上体の寄りかかることができるヘッドボード ・表面仕上げはクッション材付で、滑りにくく、耐水性のあるもの ・上部にぶら下がり用の吊り輪または壁面に縦手すり	図 11.2 図 11.3
	○	・利用状況に応じ介助スペースを確保できるよう、着脱用ベンチを床に固定することは避ける。	
	○	・脱衣所の収納棚は車椅子での使用に適する高さ及び位置とする。また、下部には車椅子のフットレストが入るスペースを確保する。 解説・収納棚 上端：100cm～120cm 程度 下端：30cm～40cm 程度 奥行き：60cm 程度	図 11.1
	○	・ロッカー等のハンガーパイプやフックの高さは、床から 120cm 程度の低い位置とするか、高さの調節ができるものとする。	
	○	・脱衣所の下足入れや収納棚は、視覚障がい者が認知をしやすいように、点字表示等をする。	
	○	・異性による介助に配慮し、男女が共用できる脱衣室・更衣室を設ける。その場合、介助に必要な広さを確保することとする。	
	○	・プライバシーの確保を必要とする場合を考慮して、性別に関わらずすべての人が利用できる位置に１人用の更衣ブースを設置する。	
	○	・脱衣所（更衣室等含む）には、乳幼児用のおむつ交換台を設ける。	図 11.2 [15]子育て支援設備参照
	○	・シャワー用車椅子置き場や更衣ロッカーを車椅子使用者用のスペースが確保された更衣ブース付近に設置する。	
	○	・座位を取るのが難しい利用者に配慮し、更衣室内に脱衣用のベッドを設置する。	

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表

図 11.1　更衣ブース

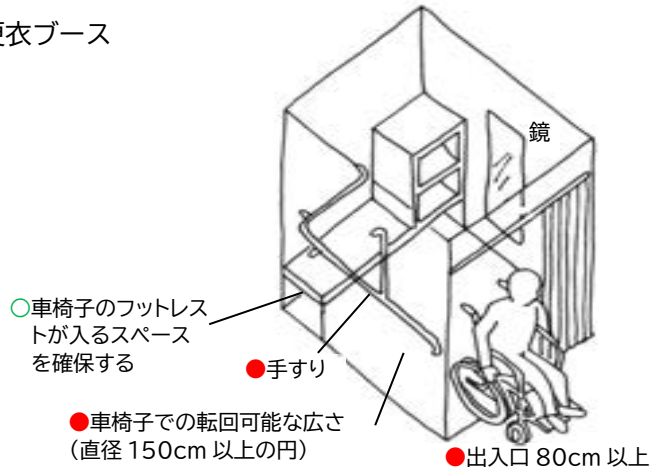

図 11.2　車椅子使用者用洗い場を設けた大浴場、脱衣室の例

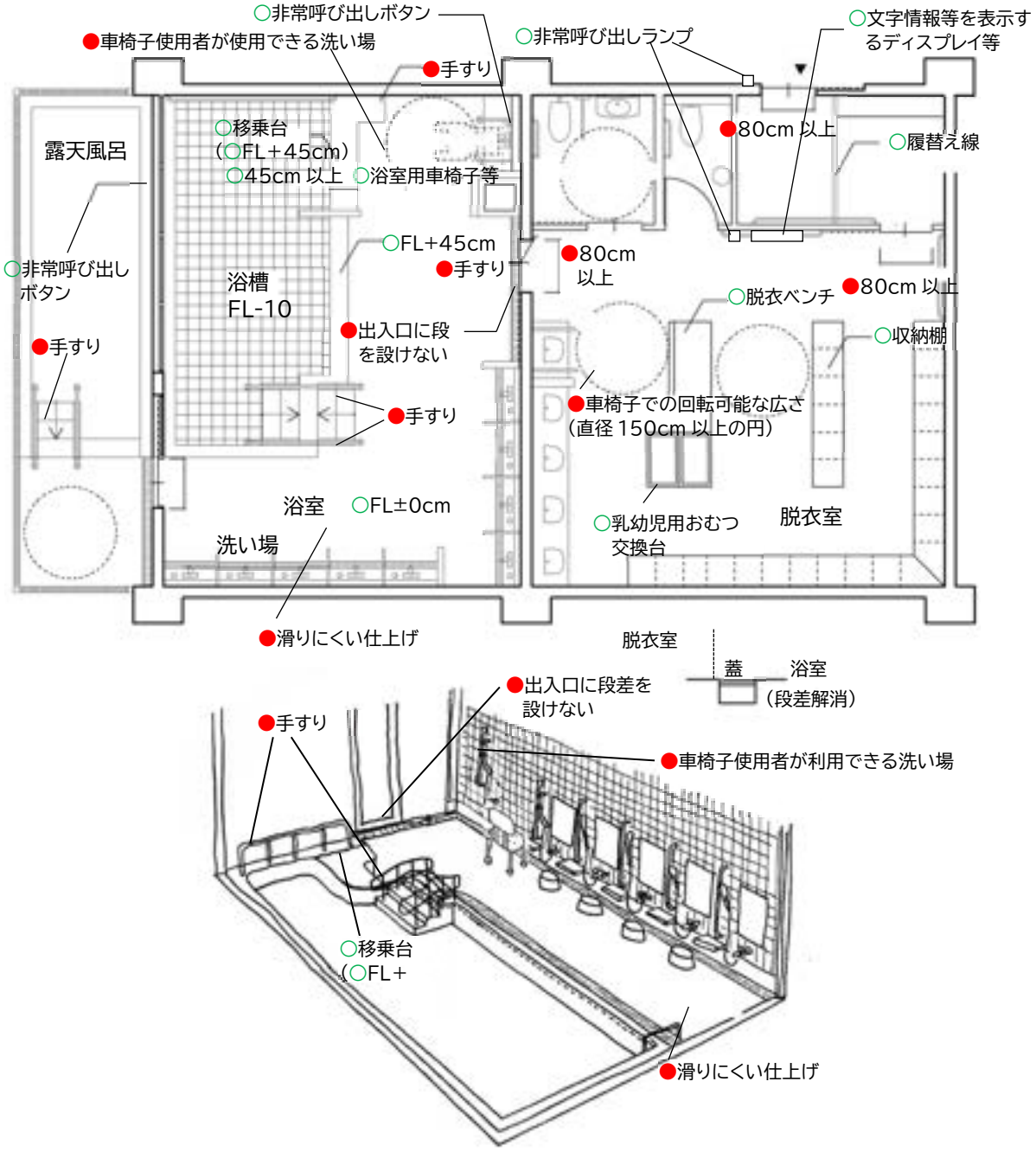

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
浴室等			
	●	・浴室等のうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、次に掲げるものでなければならない。 イ　浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置する。 解説 脱衣室、浴室、障がい者用シャワーブース、更衣ブース等に転倒防止、身体支持、移乗補助に配慮した手すりの設置を求めるものである。 ロ　車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保する。 解説 脱衣室は「浴室等」の一部として扱い、脱衣室を設置する場合は、十分な空間（直径 150cm 以上の円）の確保が必要である。 なお、電動車椅子等、大きな車椅子では、150cm の円では十分でない場合があるため、施設の利用者等状況を鑑みて設計する必要がある。 ハ　出入口は、次に掲げるものであること。 (1)幅は、80cm 以上とする。 (2)戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がない。	図 11.1 図 11.2 図 11.3 図 11.4 図 11.5 [2]出入口参照
洗い場			
	○	・洗い場の下部には車椅子のフットレストが入るようにスペースを確保する。また、車椅子から容易に移乗できる高さ 40cm～45cm 程度の洗い場台を設置する。 解説 車椅子の座面と同じ高さの洗い場とした場合、洗い場から浴槽に排水が流れ込まないように、浴槽の縁、縁からの水勾配、排水溝を工夫して配置する。	図 11.2
浴槽			
	○	・浴槽のまわりには、２方向以上から介助できるスペースを設ける。	
	○	・浴槽の深さは 50cm 程度、エプロン高さは 45cm（車椅子の座面の高さ）程度とする。	図 11.3
	○	・浴槽の脇に移乗台を設ける。移乗台の大きさは車椅子から移乗しやすい高さ 40cm～45cm 程度、幅 45cm 程度、奥行きは浴槽と同程度とする。 解説 移乗台は取り外し可能なものでも可能。	図 11.2 図 11.3 図 11.4
	○	・病院、介護老人保健施設等では浴槽内へのアプローチとしてスロープを設置する。	

図 11.3　車椅子使用者が利用できる浴室の例（貸し切り浴室）

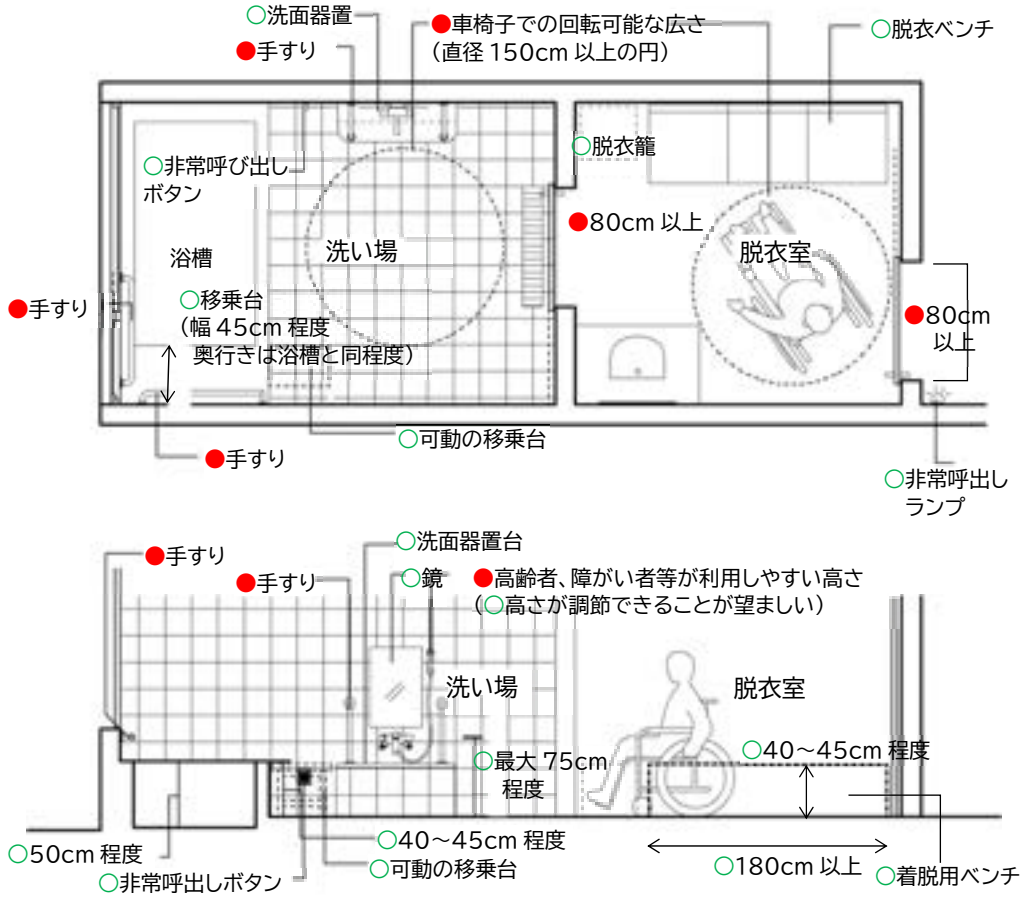

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表

図 11.4　簡易型浴室

500 ㎡程度の小規模な施設については、平面計画、利用実態等を鑑み、簡易型の浴室の設置でも可

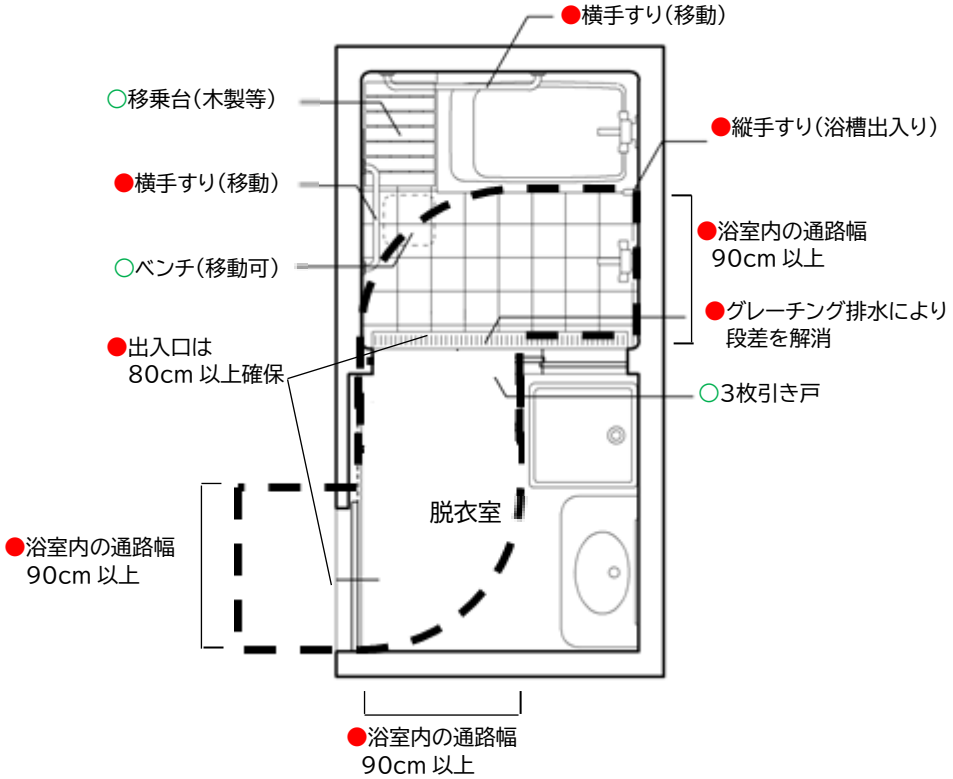

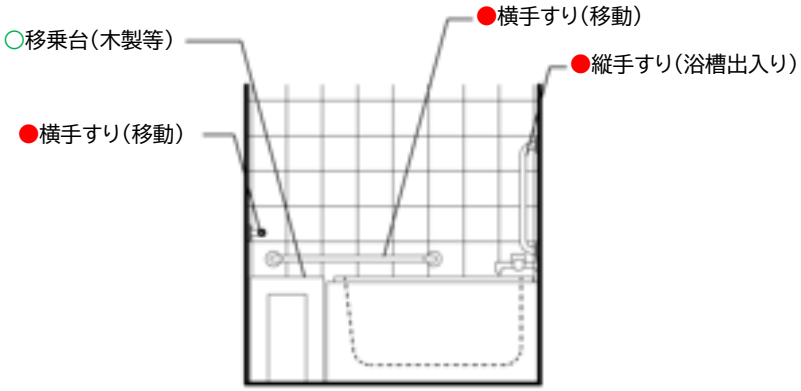

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
シャワーブース等			
	○	・シャワーブースの出入口は引き戸またはカーテンとする。	図 11.5
	○	・プライバシーの確保を必要とする場合を考慮して、性別に関わらずすべての人が利用できる位置に１人用のシャワールームを設置する。	

図 11.5　シャワー室

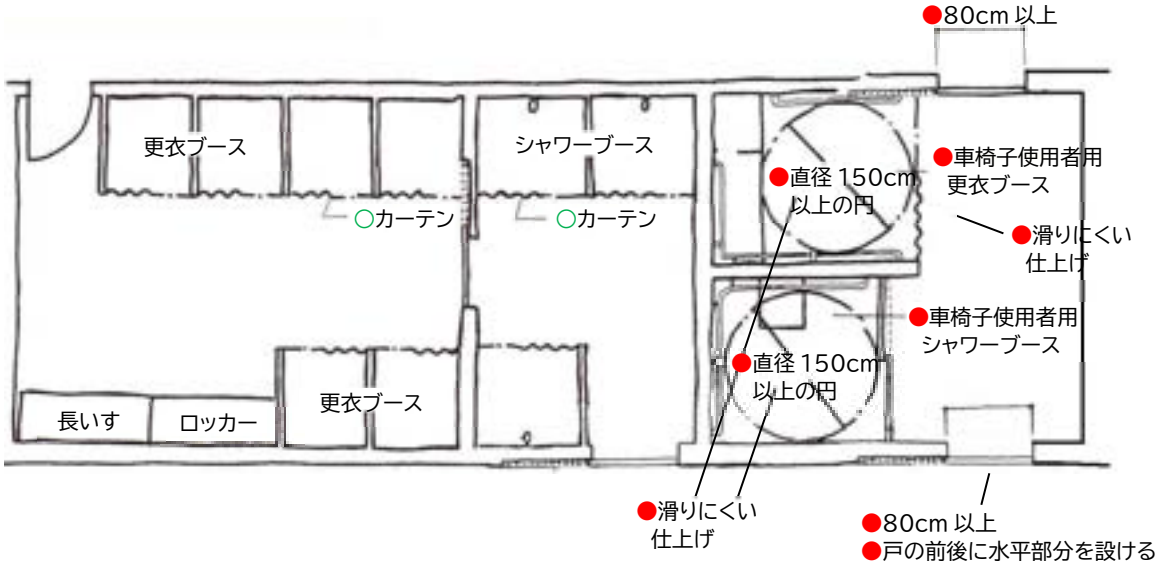

図 11.6　シャワーブース

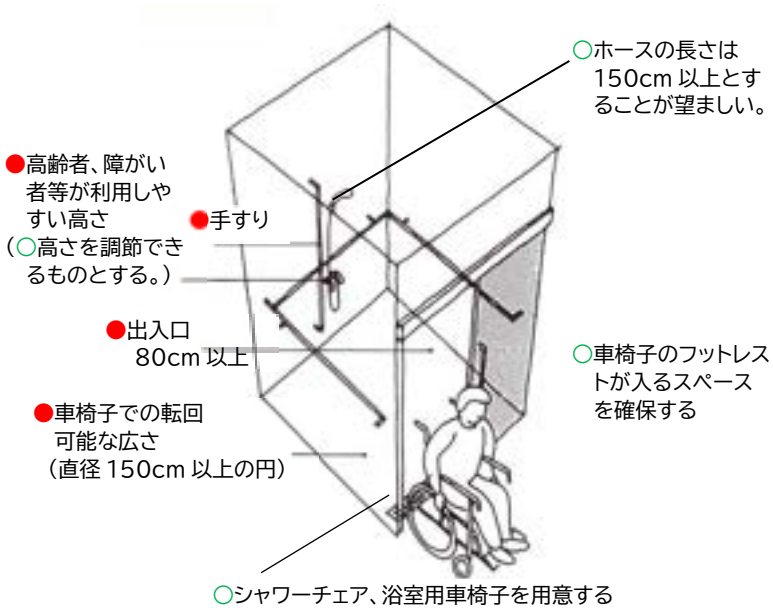

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表

図 11.7　誰でも利用することができるシャワー室の例

施設規模により、男女シャワー室と個室シャワー室を設けられなかったことから、個室シャワー室のみ設置
（鳥取ユニバーサルスポーツセンターノバリア）

出典：スポーツ施設のユニバーサルデザイン化ガイドブック

図 11.8　車椅子使用者が利用しやすいシャワー室の例

マットを利用し、座ってシャワーを浴びることができる。立ち上がりの際の手すりも設置。
（日本財団パラアリーナ）

椅子に座ってシャワーを浴びることができる。
（武豊町屋内温水プール）

出典：スポーツ施設のユニバーサルデザイン化ガイドブック

図 11.9　浴室の望ましい備品

シャワー用車椅子（自走式）

入浴台（移乗台）

シャワーチェア（キャスター付き）

出典：ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準　追補版（2019 年 3 月国土交通省）

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
水栓			
	○	・浴槽からの湯水の溢れ出しを防止するために、水栓は定量止水機能のついたものとする。	
	○	・水栓金具はレバー式等操作のしやすいものとする。	
	○	・個室用の浴室の場合、水栓金具類の取り付け高さ等は洗い場から手が届き、浴槽内に座った状態で利用できるようにする。	
	○	・水栓には点字表示とともに、浮き彫り文字や音声による案内を併用するなどの工夫を行う。	
	○	・浴室用水栓においては湯水の混合操作を容易にするため、サーモスタット（自動温度調節器）の付いたワンハンド・レバー式とする。 解説 サーモスタットの付いた水栓には、適温の箇所に認知しやすい印等をつける。	
	○	・シャワーは、原則としてハンドシャワーとし、シャワーヘッドはシャワーチェアに座った状態で手が届くよう、垂直に取り付けられたバーに沿ってスライドし高さを調節できるものか、上下２箇所の使いやすい位置にヘッド掛けを設けたものとする。	図 11.3 図 11.6
	○	・シャワーホースの長さは 150cm 以上とする。	図 11.6
	○	・洗い場での動作等により、水栓金具で怪我をしないよう取り付け方法、取り付け位置、水栓金具の形状に配慮する。	
手すり			
	○	・洗い場周囲及び浴槽周囲に手すりを取り付ける。必要に応じて連続させる。	図 11.2 図 11.3 図 11.4
	○	・必要に応じて浴槽内にも手すりを設置する。	
	○	・手すりは水平及び垂直の両タイプのものを取り付ける。	
緊急時の対応			
	○	・非常呼び出しボタンを設置する。浴室の場合、洗い場及び浴槽から手の届く位置にループやひもをつけて設ける。 解説 非常呼び出しボタンは、浴室内で倒れたとき等に使うので、低い位置にも設ける。	図 11.2 図 11.3
	○	・脱衣所（更衣室含む）に緊急連絡用の文字情報やこれに代わるサインがわかるディスプレイ装置等を備える。	図 11.2
その他の設備			
	○	・シャンプー・リンス・ボディソープ等の容器は、視覚障がい者が手で触れて区別することのできるものを設ける。 解説 シャンプー等の触覚識別表示については、日本産業規格 JIS S 0021 の「高齢者、障害者配慮設計指針 ―包装・容器」に規定されている。	
	○	・浴室用車椅子、シャワーチェアー等を用意する。 解説 浴室用車椅子は、座位の安定のために肘置きや背もたれがあるものが望ましい。	図 11.2 図 11.6 図 11.9

参考　～ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準　追補版～

◆「ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 追補版」（2019 年 3 月国土交通省）は、宿泊施設におけるバリアフリー整備を促進するための指針です。東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催や、国際パラリンピック委員会（IPC）及び障害者団体等の要望等を契機に、高齢者、障害者等がより円滑にホテル又は旅館を利用できる環境整備を推進するため、①バリアフリー客室（車椅子使用者用客室）の客室設置数に係る基準の見直し（政令改正）及び②バリアフリー客室に係る建築設計標準の充実・普及の内容含む対応方針等をとりまとめるとともに、全国の優良事例も掲載されています。

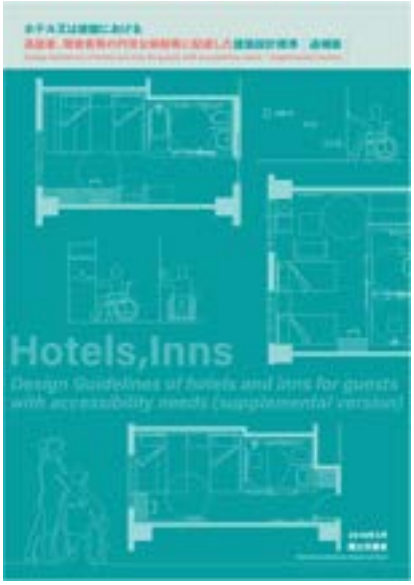

出典：ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準　追補版（2019 年 3 月国土交通省）

チェック項目（義務基準）		
一般基準	仕上げ	
	①表面は滑りにくい仕上げであるか	
	浴室等	
	②車椅子使用者用浴室等を設けているか　（１以上）	
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されているか	
	(3)出入口の幅は８０ｃｍ以上であるか	
	(4)出入口の戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	

12 標識　（政令第 20 条）

■基本的な考え方

標識は、一般的にピクトグラムとも呼ばれ、空間全体や各空間の用途、順路等を示すために有効である。
文字より絵のほうが理解しやすいといった障がい者や、子どもに対して情報を提供することができる手段でもあるため、情報が確実に得られるようわかりやすくかつ適切に設ける必要がある。

■目次

項目	ページ
標識	12-1
大きさ	12-2
浮き彫り	12-2
設置	12-2

■整備基準

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
標識			
	●	一般基準 ・移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。 解説 平成 18 年 12 月 15 日国土交通省令第 113 号 ・標識は高齢者、障がい者等の見やすい位置に設けること ・内容が容易に識別できること（JIS Z 8210 に定められているときは、これに適合するもの）	図 12.1 図 12.2 図 12.3

図 12.1　エレベーターにおける標識の例

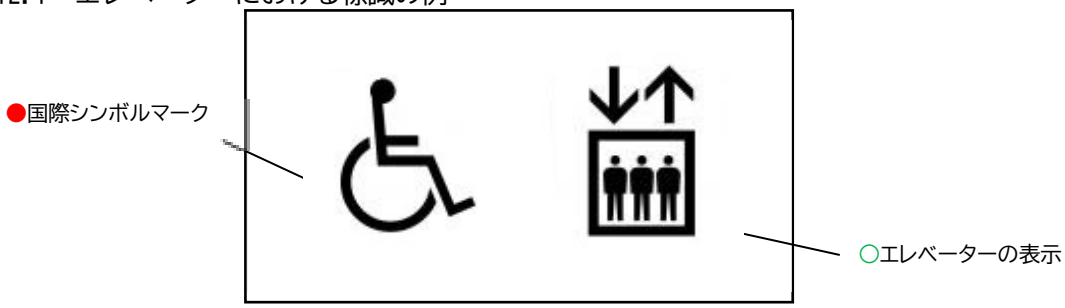

図 12.2　便所における標識の例

車椅子使用者用
便房 有

温水洗浄機能付き
便座設置便房 有

オストメイト
対応便房 有

介護用ベッド
設置便房 有

図 12.3　駐車場における標識・看板の例

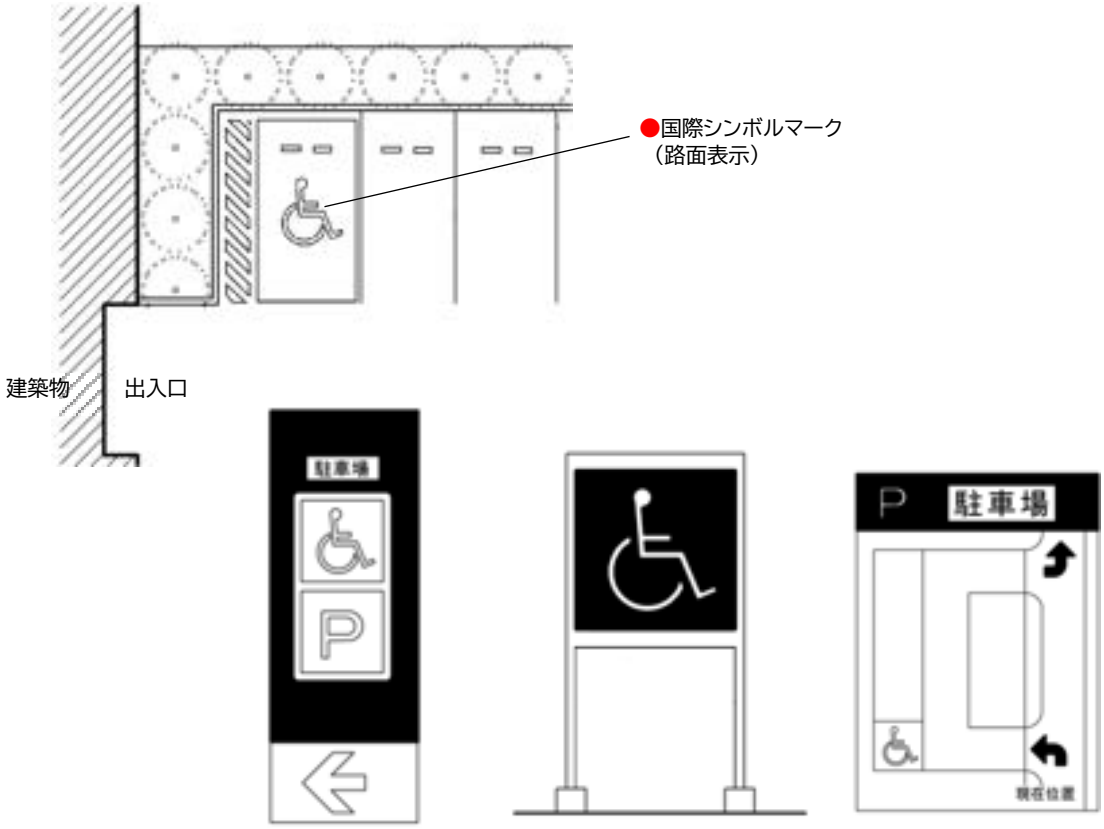

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
大きさ			
	○	・国際シンボルマークは 10cm 角以上 45cm 角以下とする。ただし、駐車場の床または地面に表示する場合は、大きく書き込むこととする。	図 12.2 図 12.3
浮き彫り			
	○	・ピクトグラムは浮き彫りにする。	
設置			
	○	・設置に関しては、照明計画、コントラスト等について総合的な検討を行うとともに反射やちらつきがないような配慮をする。	
	○	・表示板を設置する場合は大き目の文字や図を用い、わかりやすいデザインとする。	
	○	・図記号（ピクトグラム）や図を用いる場合は、文字表記を併記する。	
	○	・弱視者、色弱者への配慮のため、色の組み合わせや表示の仕方を工夫する。 解説　色覚障がいのある人に配慮した色の組み合わせ等に関しては、序章-18～19 及び「色覚障がいのある人に配慮した色使いのガイドライン」（大阪府作成）参考。 表示されている内容を読みとることが難しいこともある知的障がい者、発達障がい者、精神障がい者にとって、統一されたデザインによる表示は有効である。	
	○	・標識は、視点からの見上げ角度が小さく、かつ弱視者や目線の低い車椅子使用者にも見やすい位置とするなど、誰もがわかりやすい位置に設置する。 解説　突出型の標識は、様々な方向から認識しやすいため、積極的に採用することが望ましい。	
	○	・突出型の標識を設ける場合は、視覚障がい者等の支障とならないような高さに設ける。	
	○	・自立型標識を設置する場合は危険防止のため、視覚障がい者の通行の支障がある場所には原則として使用しない。	
	○	・誘導用の表示板は、曲がり角ごとにわかりやすい位置に設ける。 解説　動線を示す主要な案内板は、必要な情報が連続的に得られるよう配置する。	
	○	・立体通路や地下街、地下道、鉄道駅に接続している建物においては、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機があることを表示する標識を、歩道や地下通路から認識できる場所に設ける。 解説　階層移動が難しい車椅子使用者にエレベーターの場所を示す。	図 12.4
	○	・JIS Z 8210 に定められていない案内用図記号については、標準案内用図記号ガイドライン改定版（2017 年 7 月）を用いる。 解説　標準案内用図記号ガイドライン改定版：国土交通省の関係公益法人である交通エコロジー・モビリティ財団が 2001 年 3 月に策定したものを、2017 年 7 月に改定したもの。標準案内用図記号参考。	図 12.4
	○	・表示板は、内容が容易に識別できるもの（JIS Z 8210 適合）とし、色彩については、図と地色とのコントラストが十分明確になるようにする（明度差は少なくとも 0～10 段階のマンセル表色系で５以上）。	
	○	・視覚障がい者にとって識別しやすいように黒字に白抜きのものとする。困難な場合は、濃い色に白抜き、文字に縁取りをするなど濃淡の確保に配慮する。	
	○	・表示板の大きさは、下記のとおり、視距離に応じたものとする。 視距離　表示板の大きさ L＜7m　6cm× 6cm 7m＜L＜18m　11cm×11cm L＞18m　20cm×20cm	
	○	・文字の大きさは、下記のとおり視距離に応じたものとする。 視距離　和文文字高　英文文字高 30m　12cm 以上　9cm 以上 20m　8cm 以上　6cm 以上 10m　4cm 以上　3cm 以上 4m～5m　2cm 以上　1.5cm 以上 1m～2m　0.9cm 以上　0.7cm 以上	

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表

図 12.4　地下街や地下通路、鉄道駅接続施設における誘導標識の例

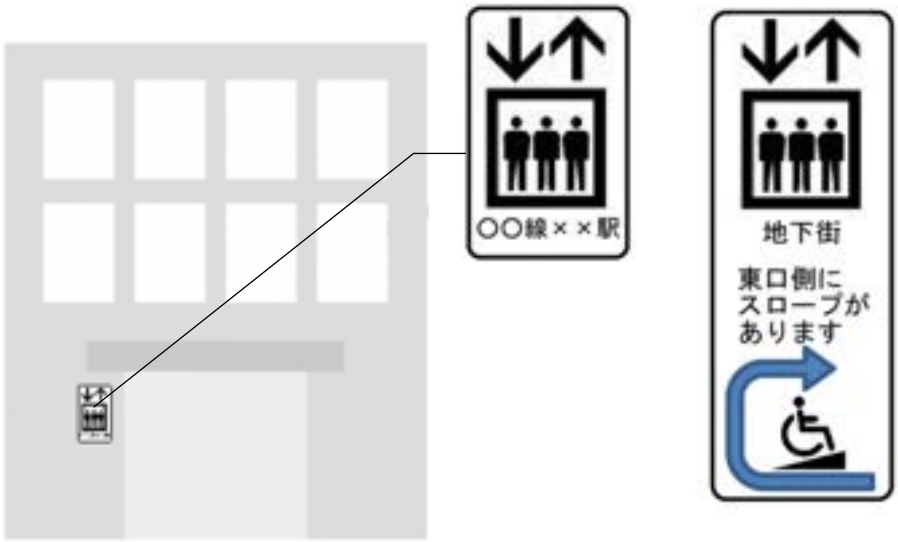

○正面口に段差があり、車椅子使用者が利用できない場合は、段差のない入口を案内する。

○車椅子使用者等が歩道や地下通路から容易に認識できる標識を設置する。

地下通路吊り下げ標識の例

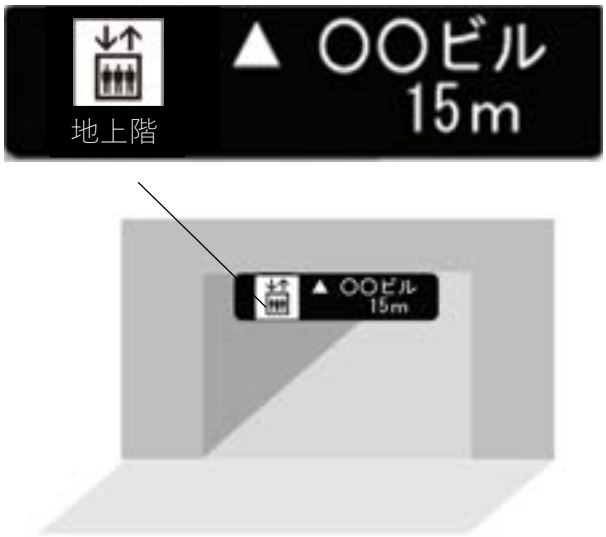

○建物の側面に標識を設置する場合は、両方向から認識できるよう、両側面に設置する。

○床面に設置することや案内板を設けることも有効。

参考　～主な「案内用図記号」JIS Z 8210～

図記号	表示内容	出典
障害のある人が使える設備 	○車椅子に乗っている人の側面図 ○障がいのある人が利用できる建築物及び施設であることを表示	JIS Z 8210
スロープ 	○車椅子に乗っている人の側面図とくさび形のスロープ ○車椅子等が利用できるスロープを表示	JIS Z 8210
エレベーター 	○人の入った籠の上に方向を示す上下の矢印 ○エレベーターのある場所を表示	JIS Z 8210
エスカレーター 	○エスカレーターに乗っている人の側面図と上り方向を示す矢印 ○上り用のエスカレーターのある場所を表示	JIS Z 8210
階段 	○階段をのぼる人とおりる人の側面図 ○階段のある場所を表示	JIS Z 8210

図記号	表示内容	出典
駐車場	○円で囲んだアルファベット(サンセリフ体)大文字の“P” ○車両が駐車してもよい施設及び場所を表示 ○道路交通法による道路以外において使用する	JIS Z 8210
お手洗	○線で仕切られた女性と男性の正面図 ○お手洗を表示	JIS Z 8210
男女共用お手洗い	○女性と男性の正面図 ○男女が共用で利用できるお手洗を表示	JIS Z 8210
オストメイトマーク	○人の上半身正面図の右下に白抜きの十字形 ○人工肛門・人工膀胱を造設している人(オストメイト)のための設備がある場所を表示、また人工肛門保有者や人工膀胱保有者のことを表す	JIS Z 8210
ベビーケアルーム	○乳幼児の上にかがみこむ人間を横から見た図 ○哺乳瓶の外形図を配置 ○ベビーケア設備の場所を表示 ○この図記号を使用する場合には、少なくとも授乳及びおむつ交換ができる設備が備わっているものとする	JIS Z 8210
案内	○円で囲んだアルファベット(ローマン体)小文字の“i” ○案内及び情報提供を主とした施設及び設備を表示	JIS Z 8210

図記号	表示内容	出典
介助用ベッド	○ベッドの上に人が横たわり、その横に介助する人が立っている様子を横から見た図 ○介助用ベッド設備の場所を表示	JIS Z 8210
おむつ交換台	○乳幼児の上にかがみこむ人間を横から見た図 ○おむつ交換設備の場所を表示 ○この図記号を使用する場合には、乳幼児のおむつ交換ができる設備が備わっているものとする	JIS Z 8210
着替え台	○人の正面図と着替え台の倒す方向を示す矢印 ○着替え台の場所を表示 ○この図記号を使用する場合には、着替えができるスペースと台が備わっているものとする	JIS Z 8210
ベビーチェア	○ベビーチェアに座っている乳幼児と、洋式便器に座っている大人が向かい合っている様子を横から見た図 ○ベビーチェアの場所を表示	JIS Z 8210
洋風便器	○洋式便器の外形図を配置 ○洋式便座の場所を表示	JIS Z 8210
温水洗浄便座	○洋式便器の外形図に温水洗浄機能を示す記号（水流が上の方向に向かって流れている）を追加 ○温水洗浄便座の場所を表示	JIS Z 8210

図記号	表示内容	出典
和風便器	○和式便器の外形図を配置 ○和式便器の場所を表示	JIS Z 8210
授乳室（女性用）	○乳幼児を抱いて授乳する女性を正面から見た図 ○女性専用授乳室の場所を表示 ○この図記号を使用する場合には、女性専用で授乳ができる設備が備わっているものとする	JIS Z 8210
授乳室（男女共用）	○乳幼児を抱いている男性と女性を正面から見た図 ○男女共用（性別を限定しない）授乳室の場所を表示 ○この図記号を使用する場合には、性別に関係なくすべての人が授乳できる設備が備わっているものとする	JIS Z 8210
光警報装置	○光を発する警報ランプの外形図を配置 ○光警報装置の場所を表示 ○この図記号を使用する場合には、視覚による警報が可能な設備が備わっているものとする	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和 7 年度改正版））

参考　～地方公共団体が独自に作成した、搾乳ができることを示すピクトグラムの例～

◆神奈川県では、搾乳ができることを示すピクトグラムを NPO 法人 pena と連携して独自に作成しています。

このシンボルマークは、趣旨に沿った目的であれば、県外の自治体や事業者を含め、だれでも使用することができます。（申請は不要）

ピクトグラムは神奈川県の HP からダウンロードできます。
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/cz6/f423.html

◆このように、日本産業規格（JIS）に定められていない場合は、当事者の意見も参考に、内容が容易に識別できるピクトグラムを作成することも大切です。

出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和7年度改正版）、神奈川県 HP

参考　～障がい者団体の取り組み事例「なんばおにごっこ」の紹介～

◆障がい者団体が地元商店街の協力を得て、車椅子使用者がラリー形式で難波のまちを移動するイベント「なんばおにごっこ」を平成 26 年から毎年開催しています。

まち歩きを通じて地上と地下の移動経路の問題点を検証し、バリアフリーの推進に取り組んでいます。

参考　～地下鉄及び地下街に接続している建物の案内標識～

◆車椅子使用者が階層移動する際には、エレベーターを利用することが一般的であり、エレベーターの場所については、建物内に標識や案内板を設けることになっています。

しかし、地下街や鉄道駅に接続している建物であることや、エレベーターの有無については、建物外を通行しているだけでは判断ができません。

わかりやすい位置に標識を設けることにより、歩道や地下街を通行する車椅子等の利用者の利便性が向上します。さらに、遠くからでも確認できるように、高い位置への表示を行うことも有効です。

●取り組み例

地下街の奥まった場所にある地上へのエレベーターを案内

歩道から見やすい位置に鉄道駅の接続案内を設置

参考　～床面を使った案内標識～

◆大阪・関西万博で多くの方が利用した大阪メトロ　中央線　夢洲駅では、床面を使ってエレベーターやエスカレーターへの経路をわかりやすく表示し、誘導案内を実施しています。

近年、多くの鉄道駅で床面を使った案内が広がってきています。

チェック項目（義務基準）

一般基準	標識	
	①移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近に存在を表示する標識を見やすい位置に設けているか	
	②標識は、内容が容易に識別できるものか（日本産業規格ＪＩＳ Ｚ ８２１０に適合しているか）	

13 案内設備　（政令第 21 条　条例第 26 条）

■基本的な考え方

建物を訪問した人が施設の情報を得られるよう、案内設備を設置する。
案内設備は、文字や図を用いるなど、高齢者、障がい者等にわかりやすいものとなるよう配慮する必要がある。

■目次

項目	ページ
目の見える人への案内設備	13-2
視覚障がい者への案内設備	13-2
知的障がい、精神障がい、発達障がいがある人への案内設備	13-3
案内所	13-4
設置	13-5
仕様	13-5
仕様(インターホン)	13-5
休日等の対応	13-5
誘導鈴	13-5
画像・光・振動による案内	13-5

■整備基準

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
目の見える人への案内設備			
	○	・案内板を設置する場合は大き目の文字や図を用い、わかりやすいデザインとする。	
	○	・弱視者、色弱者への配慮のため、色の組み合わせや表示の仕方を工夫する。 解説 色覚障がいのある人に配慮した色の組み合わせ等に関しては、序章-18～19 及び「色覚障がいのある人に配慮した色使いのガイドライン」（大阪府作成）表示されている内容を読みとることが難しいこともある知的障がい者、発達障がい者、精神障がい者にとって、統一されたデザインによる表示は有効である。	
	○	・文字の書体は認知しやすいものとする。 解説 ゴシック体や教科書体が認知しやすい。	
	○	・エレベーターの近傍に、当該階の平面図と現在地がわかる案内図を掲示する。	
	●	一般基準 ・建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所、大人用介護ベッド又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。 解説 その他の設備としては、音声案内（モニター付きのインターホン等）又は案内所等がある。	
視覚障がい者への案内設備			
	○	・受付がない場合の触知図案内板には、必要に応じてインターホン（モニター付）を併設する。	図 13.1
	●	一般基準 ・建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所、大人用介護ベッドの配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障がい者に示すための設備を設けなければならない。 解説【国土交通大臣が定める方法】（国土交通省告示第 1491 号） ・文字等の浮き彫り ・音による案内 ・点字及び上記 2 つに類するもの 具体的には、点字や文字・配置図等を浮き彫りにした触知図案内板、インターホン等。触知図案内板の点字の表示方法等については、日本産業規格 JIS T 0921、情報内容及び形状表示方法等については JIS T 0922 が参考となる。 点字が読めない、浮彫文字が理解できない障がい者もいるため、音声案内を設けることが望ましい。	図 13.1 図 13.2

図 13.1　触知図案内板の例

点字等による案内板（目の見える人も使えるように大きめの墨字を併記するとともに、音声による案内、インターホンも設置）

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表

図 13.2　触知図案内板

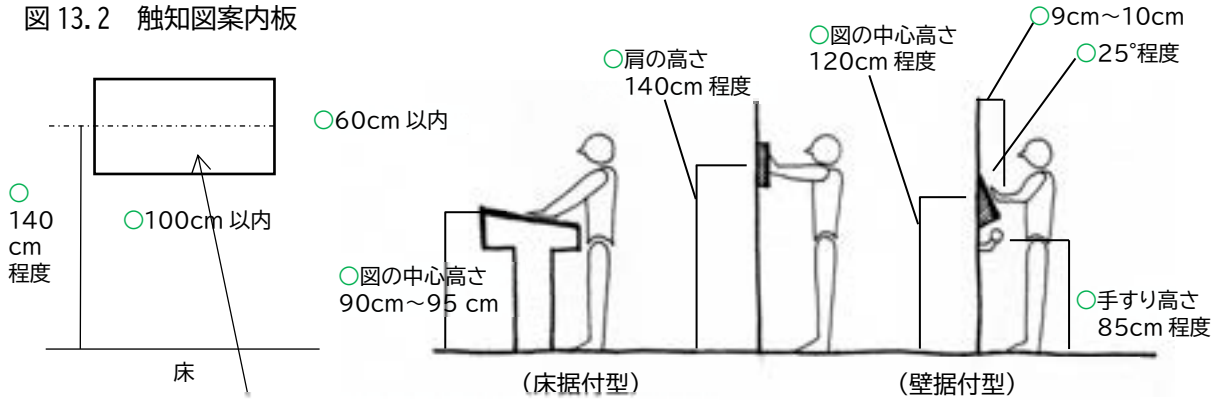

触知図案内板に記載すべき内容
最低限として、平面図に当該建築物の概要がわかる程度の外形を示し、その中で現在地、移動等円滑化（バリアフリー化）されたエレベーター等の昇降機、便所、駐車施設の配置を示すことが必要となる。

知的障がい、精神障がい、発達障がいがある人への案内設備		
○	・廊下等は、標識等必要な情報のみ掲示する。 解説 ポスター等様々な情報があると、知的障がい者は必要な情報を得ることが難しい。	
○	・標識や案内板は、文字が多いものや、デザインが複雑なものは、わかりにくいため避け、できる限りシンプルなものとし、入口付近にわかりやすく表示する。 解説 表示されている内容を読みとることが難しいこともある知的障がい、発達障がい者にとって、統一されたデザインによる表示は有効である。	
○	・漢字だけでなく、かなでわかりやすく表示する。 解説 漢字が読めない知的障がい者もいるため。	
○	・文字はわかちがきにすること。	図 13.3
○	・文字の書体は認知しやすいものとすること。 解説 ゴシック体や教科書体が認知しやすい。	

図 13.3　わかちがきの例

予約をした本などがそろったときに、メールでれんらくしてもらえます。

⇩

予約をした　本などが　そろったときに、

メールで　れんらくして　もらえます。

出典：わかりやすい情報提供のガイドライン　全国手をつなぐ育成会連合会

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
案内所			
	○	・カウンター等の前面には、車椅子使用者が転回できるスペースを設け、床面は水平とする。	
	○	・車椅子使用者用カウンターの下端の高さは車椅子使用者の膝が入るよう 65cm～70cm 程度とし、上端の高さは 70cm～75cm 程度、下部スペースの奥行き 45cm 以上とする。	図 13.4 [16]造作設備参照
	○	・杖を立てかけられる場所や、掛けることのできるくぼみ等を設けると使いやすい。	[16]造作設備参照
	○	・机上の照度を十分に確保する。ただし、障がいによっては明るさが支障となる場合もあるので、手元で点灯・消灯操作ができる手元照明がよりよい。なお、スポットライトは避ける。	[16]造作設備参照
	●	一般基準 ・案内所を設ける場合には、上記の規定は適用しない。	
	●	一般基準 ・案内所は、車椅子使用者が円滑に利用できるものとしなければならない。 解説 車椅子使用者が利用できるように座位用のカウンター部分を設ける。	図 13.4

図 13.4　案内所

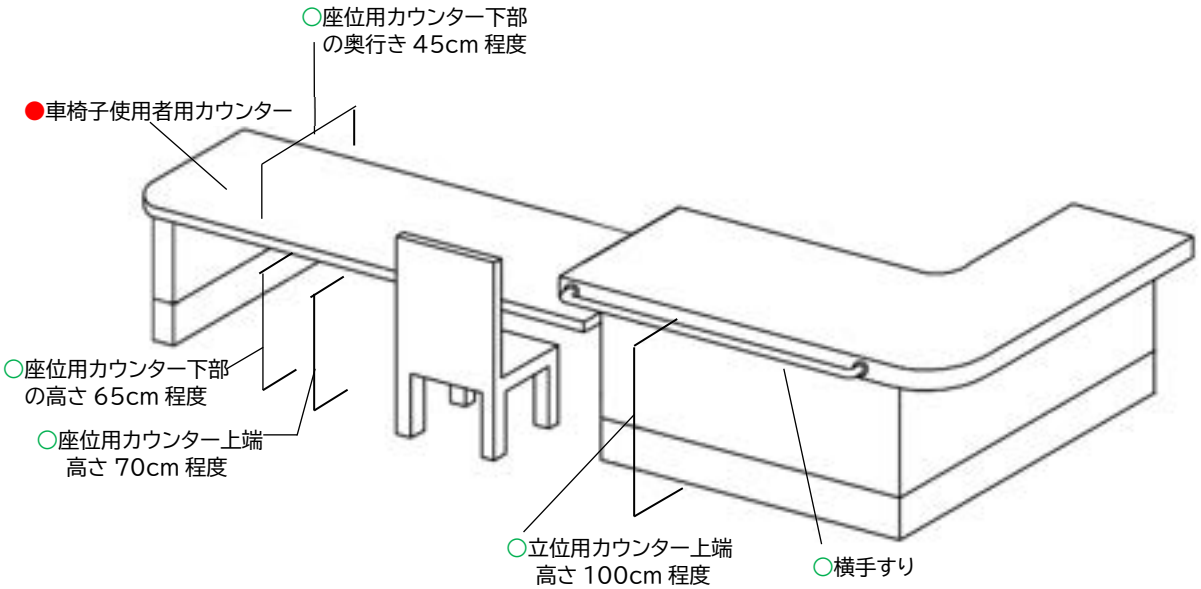

参考

～弱視者の特性と案内表示等～

・弱視は、視野の欠損、視野の低下などさまざまな障がいや程度があり、個人差が大きい。
・弱視者は点字を読めない場合もあるため、視覚障がい者対応として、点字を設置すればよいというわけではない。(凹凸のある浮き彫りの文字・サインも有効な場合がある。)
・案内表示は接近して読むことができる位置に設置することが望ましい。
・弱視者の誘導にあたっては、わかりやすい案内表示、音声案内、人的な誘導などを組み合わせる必要がある。
・白内障の高齢者の黄変化視界でもわかりやすいものとすることが望ましい。

～色弱者の特性と案内表示等～

・色弱者は、色と色の違いを見分けにくいという特性を持っているため、案内表示等をデザインするにあたっては、一般的には見分けにくい色の組み合わせを避けることが推奨されている。
・色弱者の色の見え方は、参考資料「色覚障がいのある人に配慮した色使いのガイドライン 参考-229」の例に示されるように、一般色覚者の見え方とは異なる。例えば、彩度の低い水色とピンクは区別がつきにくい、緑色と赤色の区別がつきにくいなどの特徴がある。

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
設置			
	○	・バリアフリートイレ（大人用介護ベッドの有無等を含む）やエレベーター等、バリアフリー設備の位置等をフロアマップや館内の案内表示で明示する。 解説 係員が設備の位置等を把握し、案内できるようにすることも重要である。 また、階段やエスカレーターはわかりやすい位置に設置されていることが多いが、エレベーターは施設の奥側等、見つけづらい位置に設置されることも多いため、階段やエスカレーターの近くにエレベーターに至る経路を案内することが望ましい。	
	○	・案内板等は各フロアに設ける。	
仕様			
	○	・照明は、逆光または反射グレアが生じないように配慮する。	
	○	・掲示板高さは、視点からの見上げ角度が小さく、かつ弱視者や視点の低い車椅子使用者にも見やすい高さとする。	
	○	・突出型の案内板等を設ける場合は、視覚障がい者等の支障とならないような高さに設ける。	
	○	・自立型案内板等を設置する場合は危険防止のため、視覚障がい者の通行の支障がある場所には原則として使用しない。	
	○	・エレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設の配置のほか、空間全体や各空間の用途、建築物や施設の利用案内、乳幼児設備等を表示する。	
	○	・劇場や映画館等では、車椅子使用者用客席の位置等を案内板に表示する。	
	○	・案内表示は、視覚障がい者誘導用ブロック等、案内板、サイン、音声や光による誘導が効果的に組み合わさるよう配慮する。	
	○	・触知図案内板は墨字を併記し、音声による誘導を行う。	
	○	・文字が多いものや、デザインが複雑なものは、わかりにくいため避け、できる限りシンプルなものとする。	
	○	・タッチパネル式の案内設備は視覚障がい者には利用しにくいため、避ける。	
	○	・施設の用途により主要な案内板・表示板は外国語を併記する。	
	○	・視覚障がい者にとって識別しやすいように、黒字に白抜きのものとする。困難な場合は、濃い色に白抜き、文字に縁取りをするなど濃淡の確保に配慮する。	
仕様(インターホン)			
	○	・インターホン（モニター付）の設置高さは 100cm～110cm 程度とする。	
休日等の対応			
	○	・病院等では、休日・夜間緊急時に使用可能な呼び出し設備を玄関付近に設ける。	
誘導鈴			
	○	・必要に応じ、誘導鈴を玄関付近等に設置する。（歩道、アプローチから玄関のおおよその位置を知らせる目的のもの。）	
	○	・誘導鈴の設置に際して、音量や設置場所、スピーカーの指向性等に十分配慮する。 解説 センサー式等、特定の場所に到達して初めて音声案内がされる場合や音量が小さすぎるには、誘導の目的を果たせないことがあることに注意が必要。	
画像・光・振動による案内			
	○	・聴覚障がい者には、館内放送やアナウンス、サイレン等の音声による案内情報が伝わらないため、これらを画像・光・振動等の情報に転換して伝える。	
	○	・光による案内としては、出入口のノックの振動やインターホンの音、電話のベル等、日常生活の中で発生する音の情報をセンサーでキャッチし、照明器具の点滅やフラッシュライト等で知らせるシステムを設置する。	
	○	・振動による案内としては、目覚まし時計、ドアのノック、インターホン、ドアチャイム、電話／ファックスの着信音等を感知し、親機、子機、携帯用バイブレーター等に微弱電波を利用して通報するシステムを設置する。	
	○	・役所、病院、銀行等では、利用者案内や呼び出しを音声によるほか、聴覚障がい者への配慮として文字情報やこれに代わるサインがわかるディスプレイ装置等を備える。	

チェック項目（義務基準）		
一般基準	目の見える人への案内設備	
	①移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所、大人用介護ベッド又は駐車施設の配置を表示した案内板等があるか（配置を容易に視認できる場合は除く）	
	視覚障がい者への案内設備	
	②移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所、大人用介護ベッドの配置を点字その他の方法（文字等の浮き彫り又は音声による案内）により視覚障がい者に示す設備を設けているか	
	案内所	
	③案内所を設けているか（①、②の代替措置）	
	(1)案内所は、車椅子使用者が利用できるものとしているか	

14 案内設備までの経路　（政令第 22 条　条例第 27 条）
～視覚障がい者のための案内誘導～

■基本的な考え方

視覚障がい者が訪問した施設の情報を得られるよう、案内設備までの経路を整備する。視覚障がい者は、音、人の流れ、風、触知等を感じながら通行している。このような特性を踏まえつつ設計を行う必要がある。視覚障がい者誘導用ブロック等、音声案内、誘導鈴等を効果的に組み合わせることが望ましい。

■目次

項目	ページ
視覚障害者移動等円滑化経路	14-2
線状ブロック等及び点状ブロック等の敷設	14-2
回り段の禁止	14-3
動線計画	14-4
ブロック等の色	14-6
誘導	14-6
音声誘導装置	14-6

■整備基準

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
視覚障害者移動等円滑化経路			
	●	**視覚障害者移動等円滑化経路** ・道等から案内設備又は案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。）は、そのうち一以上を、視覚障害者移動等円滑化経路にしなければならない。ただし、視覚障がい者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。 解説【国土交通大臣が定める場合】 （国土交通省告示第 1497 号） ・駐車場の場合 ・受付やフロント等から建物の 出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が視覚障害者移動等円滑化経路に適合している場合	図 14.1 図 14.2
		図 14.1　案内設備が案内板の場合 図 14.2　案内設備が案内所の場合 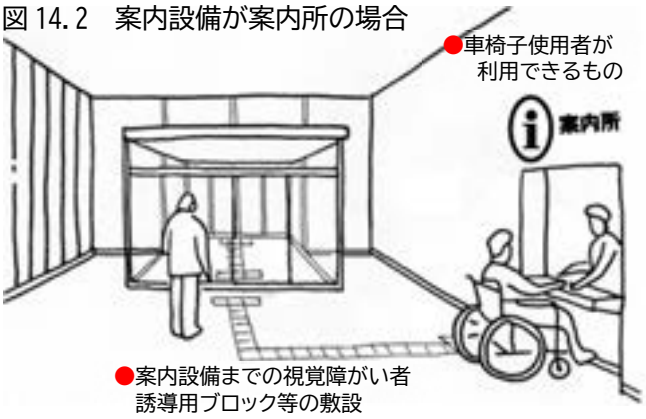 	
線状ブロック等及び点状ブロック等の敷設			
	●	**視覚障害者移動等円滑化経路** ・視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。 イ　視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障がい者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障がい者を誘導する設備を設ける。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。 解説 線状ブロック等：床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。（ブロック等に該当するものとして、具体的には、鋲が挙げられる。） 線状ブロック等及び点状ブロック等は日本産業規格 JIS T9251 の形状によるものを基本とする。色は黄色を原則とするが、色の差が確保できない場合には、周囲の床の仕上げと色の差が確保できる色とすること。 ロ　視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障がい者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設する。 （１）　車路に近接する部分 （２）　段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（視覚障がい者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。） 解説 次の場合は規定は適用されない。 （国土交通省告示 1497 号・　条例規則第 9 条） ・勾配が 1/20 を超えない傾斜の上下端に近接するもの ・高さが 16cm を超えず、かつ勾配が 1/12 を超えない傾斜の上下端に近接するもの ・段や傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合	図 14.3 図 14.4 表 14.1
	●	**視覚障害者移動等円滑化経路** ・視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の段がある部分又は傾斜がある部分の下端に近接する部分（視覚障がい者の利用上支障がないものとして規則で定める部分を除く。）には、視覚障がい者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設する。 解説 次の場合は規定は適用されない。 （国土交通省告示 1497 号・条例規則第 9 条） ・勾配が 1/20 を超えない傾斜の上下端に近接するもの ・高さが 16cm を超えず、かつ勾配が 1/12 を超えない傾斜の上下端に近接するもの ・段や傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合	表 14.1

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表

図 14.3　玄関周りの視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設

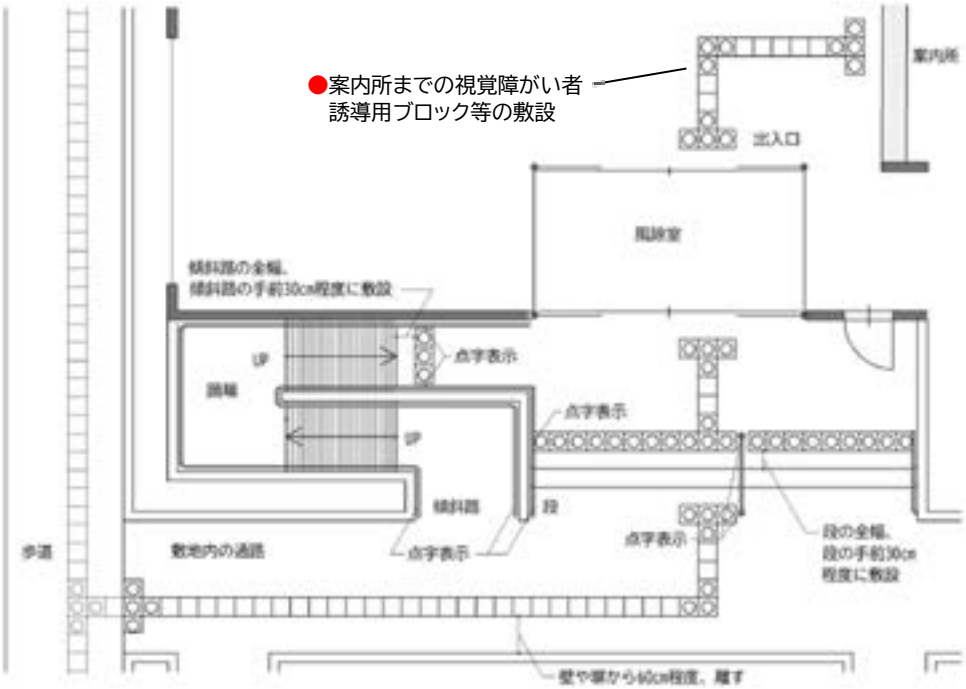

出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和 7 年度改正版）

図 14.4　車路に近接する部分における点状ブロック等の敷設

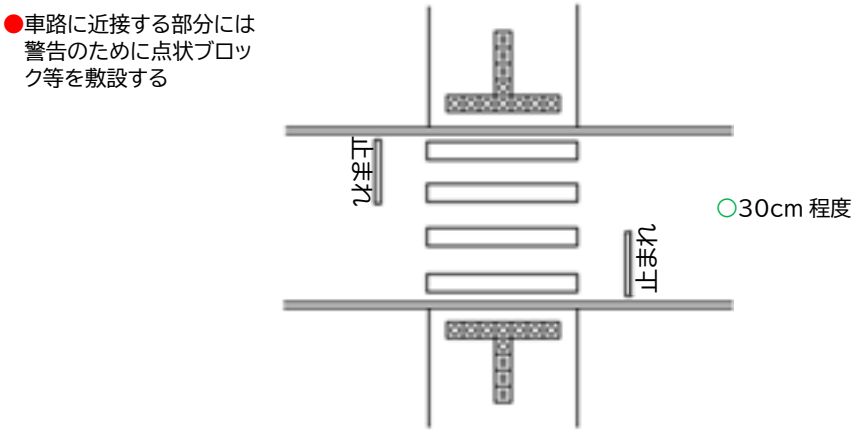

表 14.1　視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路に設ける傾斜路の勾配・高さと、点状ブロック等の関係（手すりは参考）

勾配 / 高さ	1／20 以下	1／20 より大きく、1／12 以下	1／12 より大きい
16cm 以下	点状ブロック等:任意 (手すり:任意)	点状ブロック等:任意 (手すり:任意)	点状ブロック等:必要 (手すり:必要)
16cmより大きい	点状ブロック等:任意 (手すり:任意)	点状ブロック等:必要 (手すり:必要)	点状ブロック等:必要 (手すり:必要)

回り段の禁止

●	視覚障害者移動等円滑化経路 ・段を設ける場合には、回り段としない。	

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
動線計画			
	○	・視覚障がい者誘導用ブロック等は、原則として湾曲しないよう直線状に敷設し、屈折する場合は直角に配置する。また遠回りにならないように主動線上の歩行ルートとする。 危険の可能性、歩行方向の変更の必要性を予告する部分には点状ブロック等を使用する。 解説 屈折する場合に直角に配置するのは、全盲者が方向を間違えないよう配慮したものであるが、極端に遠回りな歩行ルートとならないように注意する。	図 14.5
	○	・線状ブロック・点状ブロックは、危険源から 30cm 以上離して、全長にわたって敷設する。	
	○	・視覚障がい者誘導用ブロック等は、車椅子使用者や高齢者、肢体不自由者にとっては障害物となることがある。敷設する場所や幅を決めるにあたっては、高齢者や、車椅子使用者が通れる幅を残すなどの配慮をする。 解説 敷設位置は、壁・塀に近すぎないように余裕を確保した位置とする。（壁からは 40cm 程度離して敷設する。） また、壁・塀の付属物や電柱等の路上施設に衝突する場合もある。	
	○	・視覚障がい者は物や場所を探すことが困難であるため、視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設と併せ、物にぶつかることがないように上部の出っ張りはなくすような配慮や、音声により目標の場所をわかりやすくする配慮をする。	
	○	・視覚障がい者が実際に施設を利用する際の動線を検討して、円滑な利用が可能な経路に設置できるよう配慮する。	
	○	・視覚障がい者と車椅子使用者の動線はできる限り、交差を避ける工夫をする。	
	○	・敷地内の通路上に設けられた枡蓋等により、視覚障がい者誘導用ブロック等による誘導が途切れることがないよう、あらかじめ屋外計画や設備計画と調整を図る。 解説 特に、敷地境界部分等で、道路と敷地の管理区分により視覚障がい者誘導用ブロック等の色が異ならないように配慮する。	
	○	・視覚障がい者誘導用ブロック等は可能な限り標準的敷設方法とする。	図 14.5
	○	・歩道から敷地に至る連続的な敷設が得られる場合には、道路管理者と建築主等の十分な協議を行う。	

参考　～IT を活用した案内誘導～

◆大阪･関西万博では、ナビレンスや shikAI といった IT 技術を活用した案内誘導が導入され、視覚による情報が得にくい人や外国人に向けた移動支援を実施していました。

これらの技術は、交通機関や公共施設、医療施設、商業施設等、幅広い分野で導入が進みつつあります。

出典:大阪ヘルスケアパビリオン　HP

【ナビレンス】
視覚障がい者、多言語向けの移動を支援する音声情報提供アプリです。
スマートフォンのカメラで、いろいろな角度からフォーカス不要で読み取ることができます。
大阪ヘルスケアパビリオン館内には 100 か所近くナビレンスコードを設置しており、移動方法や展示内容がわかる音声が聞くことができました。

【shikAI】
視覚による情報が得にくい人に向けた移動を支援する音声ナビゲーションアプリです。
東西の両ゲート周辺を含む万博会場内広域の点字ブロックに2次元コードが敷設されていました。スマートフォンのカメラで読み取ることで、各地点から目的地までの最適なルートを音声ガイドします。

shikAI の設置例

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表

図 14.5　視覚障がい者誘導用ブロック等

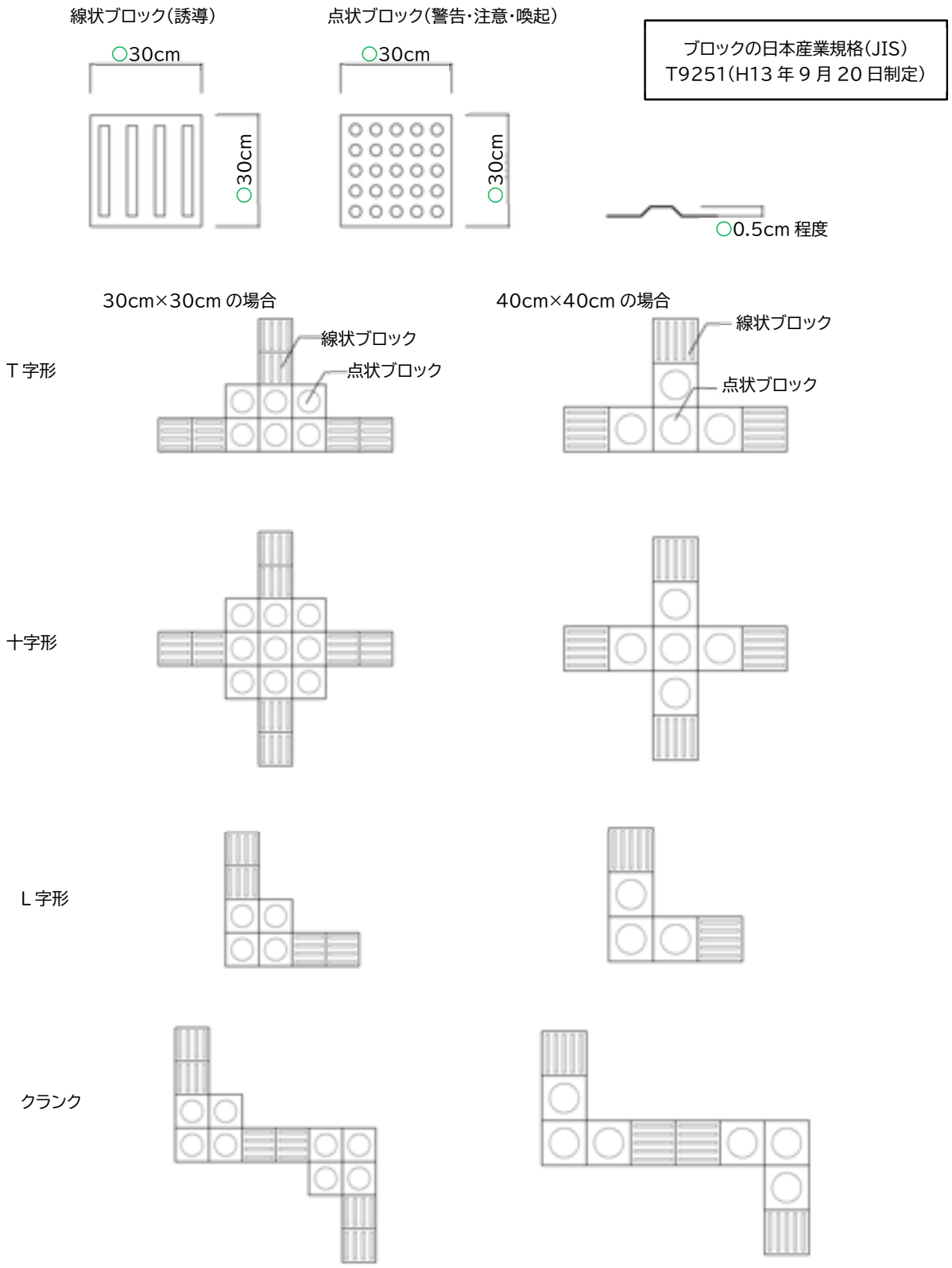

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
ブロック等の色			
	○	・場所により視覚障がい者誘導用ブロック等の色が異なると利用者が混乱するためなるべく統一する。	
	○	・視覚障がい者誘導用ブロック等と周囲の床の仕上げとは少なくとも輝度比 2.0 以上確保する。	
誘導			
	○	・案内設備までの視覚障がい者誘導用ブロック等による誘導だけでなく、便所やエレベーター、主要な利用居室等、利用頻度が高い場所まで誘導する。 解説 不特定多数の人が利用する施設で広いロビーやホワイエがある場合、受付カウンター等の案内設備が建築物の出入口と異なる階にある場合等には、案内設備以外にエレベーターへの誘導の必要性が高い。 役所等の日常的に多様な人が利用する施設では、敷地の入口から受付等案内設備、エレベーター、階段、トイレ、福祉関係の窓口等の利用頻度が高いところまでの連続的な誘導が必要である。 建築物内に敷設する場合は、いわゆる誘導マットを利用することも考えられる。	
	○	・便所、エレベーター、主要な利用居室等、利用頻度が高い場所まで、視覚障がい者誘導用ブロック等の誘導設備の設置、突起のない材質の違う路面の組み合わせ、人的サポート、ICT の活用等によるに誘導を行う。	
	○	・上記以外の案内設備（例えばトイレに設置される触知図や各階のフロアマップ等）までも線状ブロックと点状ブロックを組み合わせて、敷設する。	
音声誘導装置			
	○	・視覚障がい者には、視覚障がい者誘導用ブロック等以外にも音声誘導装置による案内を考慮する。	
	○	・音声案内装置は音声の内容との食い違いが生じない位置に設置するよう配慮する。	
	○	・歩行に支障があるため、音声誘導の経路上に障害物を置かない。	
図			

図 14.6　視覚障がい者の歩行時に必要な寸法

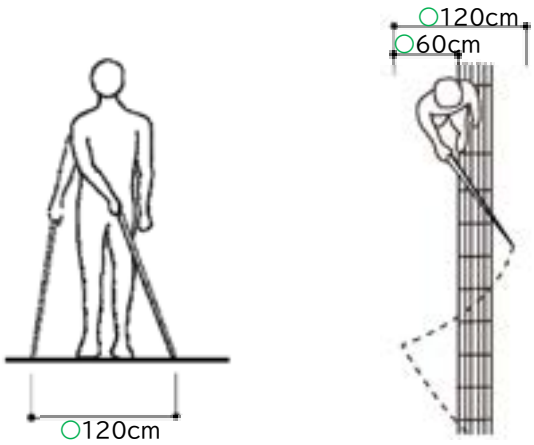

参考～階段や傾斜路の上下端に近接する部分に敷設する点状ブロック等～

建築物内に設ける「階段」、「傾斜路」や「エスカレーター」の上下端に近接する廊下等の部分には、点状ブロック等の敷設が規定されています。（政令第 11 条・条例第 14 条）

一方、階段（政令第 12 条・条例第 15 条）や傾斜路（政令第 13 条・条例第 16 条）においても踊場の部分に点状ブロック等の敷設が規定されています。

【階段の例】

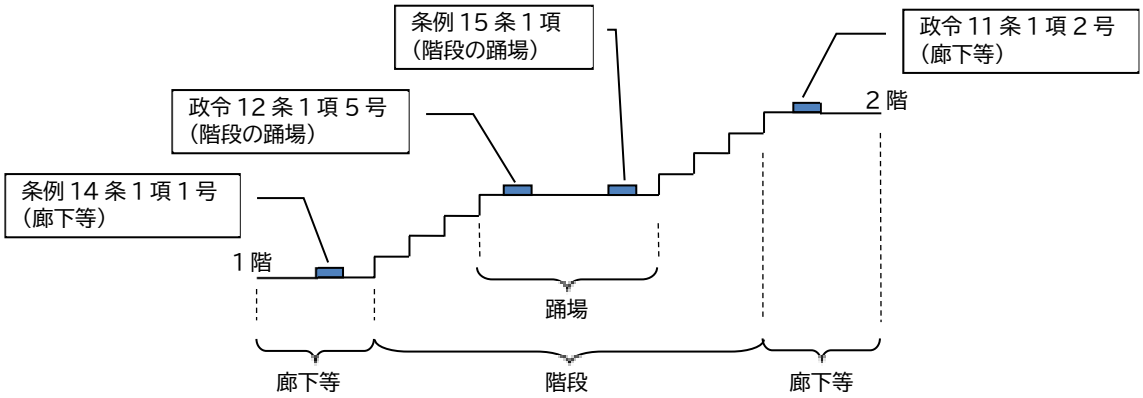

チェック項目（義務基準）		
視覚障害者移動等円滑化経路	線状ブロック等及び点状ブロック等の敷設	
	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置を設置しているか　（風除室で直進する場合は除く）	
	②車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	
	③段・傾斜がある部分の上下端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	
	回り段の禁止	
	④経路上に設ける段を回り段としていないか	

15 子育て支援設備　（条例第 18 条・第 25 条）

■基本的な考え方

子育て世帯が出かけやすくなるよう、子育てを支援する設備を整える必要がある。ベビーカーでも利用しやすいよう、また、男性も利用できるよう配慮する。

■目次

項目	ページ
ベビーケアルーム・授乳室	15-2
ベビーベッド及びベビーチェア(再掲)	15-4
ゴミ箱	15-5
自動販売機	15-5
緊急事態の情報伝達設備	15-5
その他	15-5

■整備基準

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
ベビーケアルーム・授乳室			
	○	・ベビーカーでベビーケアルーム内に入れるようにする。 解説・ベビーカーから乳幼児を抱き上げて移動するよりベビーカーごとの移動の方がスムーズ。 ・授乳に必要なものをベビーカーに収納しており、近くにおいておきたい。 ・荷物（購入した物品等）の盗難防止。	
	○	・出入口は、ベビーカーの利用や車椅子使用者に配慮した幅員と戸の形式とする。	図 15.1
	○	・スライドドアにするとともに、内部の様子がわかるようにする。	
	○	・通過する際に支障となる段を設けない。	
	○	・母乳による授乳、男女の哺乳瓶による両方に配慮した授乳スペースを設ける。 解説 共用スペースに椅子を設置することで、人工乳を与える際に男性でも利用が可能となる。哺乳瓶を置く台があると便利。離乳食を食べさせたりするための子ども用椅子があるとよい。	図 15.1
	○	・母乳による授乳のためのスペースは、カーテンやついたて等によりプライバシーを確保することが必要である。 解説 スペースに余裕があれば個室が良い。ただし、利用者が多く待ちが出る場合等は個室だけでなく共用の授乳スペースを設けることも有効である。	図 15.1
	○	・男性の哺乳瓶による授乳にも配慮し、内部の設備配置等の状況がわかるよう表示し、給湯設備を設ける。	図 15.1
	○	・授乳用の椅子は長椅子やひじ掛け・背もたれのついた椅子とする。 解説 ひじ掛けがあると授乳が楽になる場合がある。背もたれがある方が授乳の体勢が安定する。長い椅子であれば上の子どもが腰掛けることが可能。	図 15.1
	○	・授乳スペースは、段差を解消し、利用のための転回スペースを確保するなど、車椅子使用者に配慮する。	
	○	・視覚障がい者（ロービジョン）に配慮した、見えやすい色使いの内装にする。	
	○	・一以上の洗面器または手洗い器は、レバー式、光感知式の水栓とする。	
	○	・使いやすい位置にコンセントを設置する。	
	○	・搾乳のみでも利用しやすいようにベビーケアルームに搾乳マークを表示する。	[12]標識参照
	●	移動等円滑化経路 ・次に掲げる特別特定建築物（床面積の合計が 5,000 ㎡以上のものに限る。）は、授乳及びおむつ交換をすることができる場所を一以上設け、その付近にその旨の標示を行う。ただし、他に設ける場合はこの限りでない。 イ　病院又は診療所 ロ　劇場、観覧場、映画館又は演芸場 ハ　集会場又は公会堂 ニ　展示場 ホ　百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 ヘ　保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 ト　博物館、美術館又は図書館 チ　飲食店 リ　理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 解説 ベビーケアルームを設けた場合は、不特定多数の者が利用する利用居室となり、その室まで一以上を移動等円滑化経路としなければならない経路が発生する。 なお、便所内の車椅子使用者用便房とベビーケアルームを兼用することは、本来の役割が異なる施設であり、衛生上の観点からも問題があるため認められない。ベビーケアルームには、洗面器又は流し台、授乳用のイス、ベビーベッド、汚物入れを設けた上で、ベビーケアルームの案内用図記号の掲示を行う。	[12]標識参照

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表

図 15.1　ベビーケアルームの例

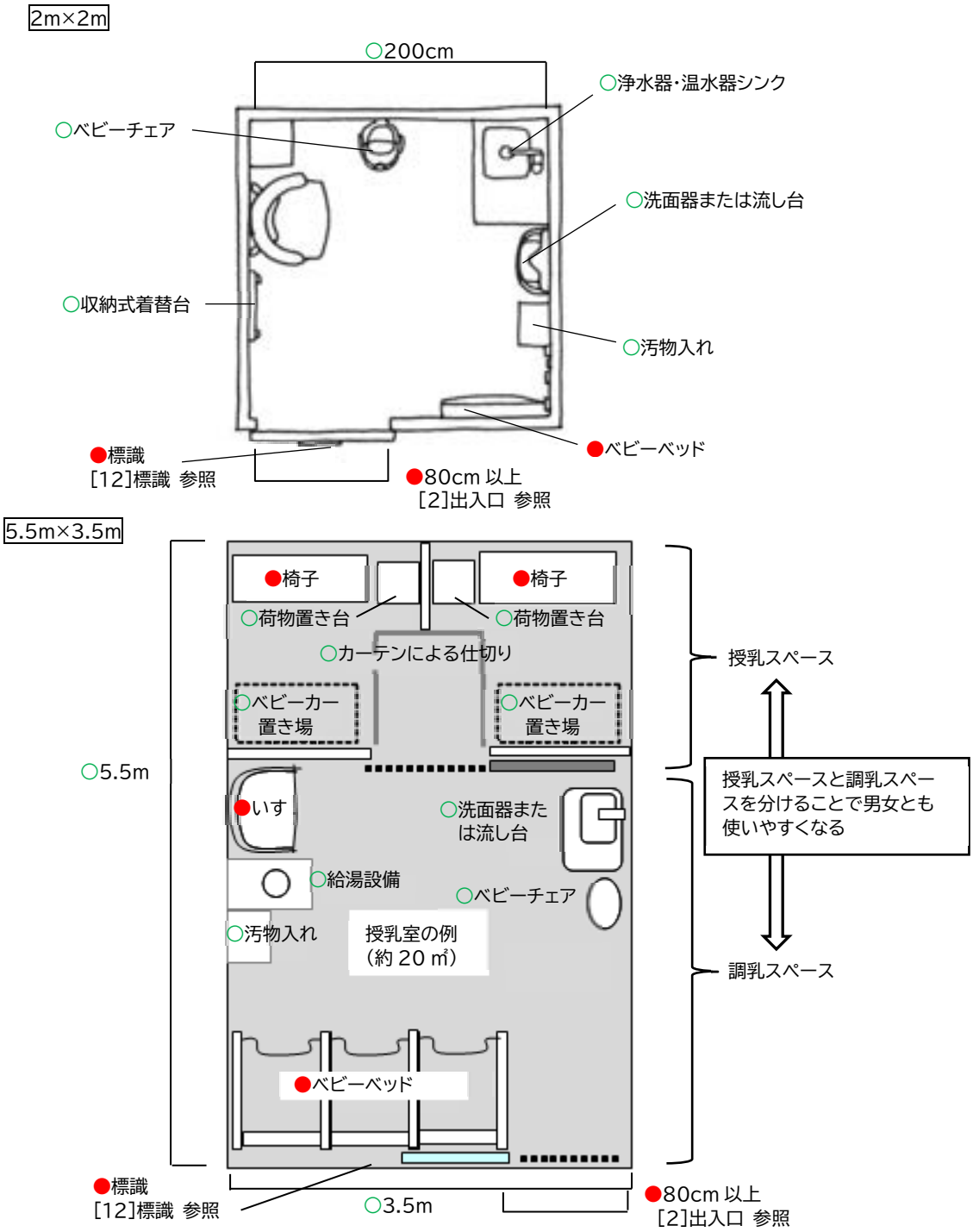

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
ベビーベッド及びベビーチェア(再掲)			
	○	・ベビーベッドは利用ニーズに合わせた台数を設置する。 解説 広さにゆとりがあれば、トレーニングパンツ用（立った状態でおむつ替えが可能な高さが低い台）もあるとよい。	図 15.2
	○	・おむつ交換台は、車椅子使用者が円滑に利用できる高さとする。	
	●	一般基準 ・次に掲げる特別特定建築物（床面積の合計が 1,000 ㎡（公衆便所にあっては 50 ㎡）以上に限る。）に不特定かつ多数のものが利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、乳幼児を座らせることができる設備及び乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、その出入口にその旨の表示を行わなければならない。ただし、乳幼児のおむつ交換をすることができる設備については、他に設ける場合は、この限りでない。 一　病院又は診療所 二　劇場、観覧場、映画館又は演芸場 三　集会場又は公会堂 四　展示場 五　百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 六　保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 七　博物館、美術館又は図書館 八　飲食店 九　理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 十　公衆便所 解説 ベビーチェアとベビーベッドは各々の目的が異なるため、両方設置することが必要。 ベビーベッドについては、ベビーケアルーム内に設置するなど、建築物内の別の場所に設ける場合は、便所内に設置しなくてもよい。 また、大人の介護ベッドとベビーベッドは兼用可能。ベビーベッド・ベビーチェアはどの便房に設置しても構わない。さらに、ベビーベッドは便房（個室）内に設置しなくても良い。	図 15.1 図 15.3 図 15.5 [8]便所参照

図 15.2　ベビーベッド

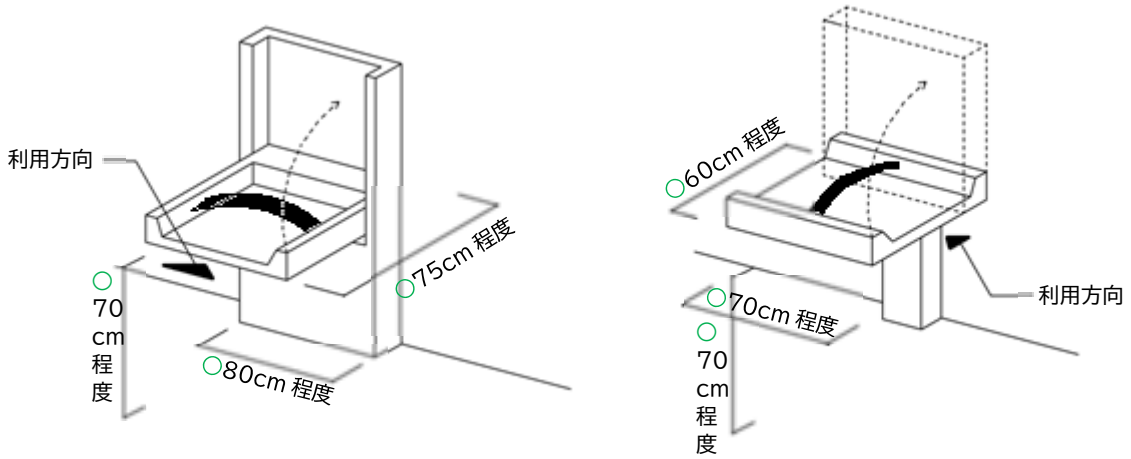

図 15.3　ベビーチェア

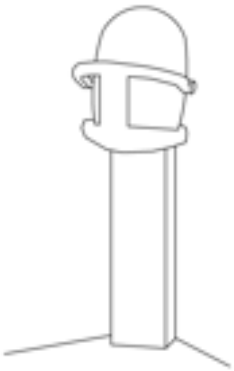

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
		図 15.4　収納式着替台 図 15.5　乳幼児連れに配慮した便房の寸法例 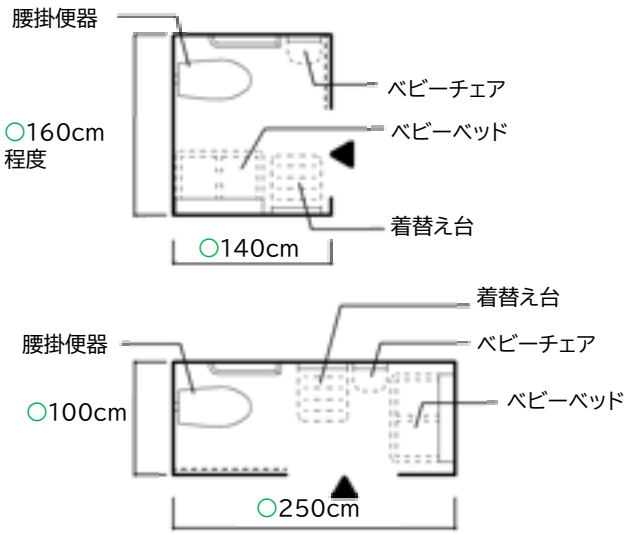 	
ゴミ箱			
	○	・おむつゴミは臭わないように工夫する。	
自動販売機等			
	○	・おむつや離乳食の自動販売機を設置する。 解説 おむつや離乳食の自動販売機があると不足した場合に少量のロットで購入できるので便利。	
	○	・ジュース等の自動販売機や冷水器等を設置する。 解説 ミルクを飲まない上の子や授乳中で水分を多く必要とする母親にとって有効。	
緊急事態の情報伝達設備			
	○	・自動火災報知設備を設置する施設のベビーケアルームには、聴覚障がい者をはじめすべての人が、火事等の非常時の情報がわかるように、文字情報やサインを表示できるディスプレイ装置、フラッシュライト、パトライト等の光警報装置を設置する。	
その他			
	○	・文化施設には、乳幼児連れに配慮してあやし室を設ける。	
	○	・乳幼児連れだけでなく、高齢者、障がい者等にも配慮して休憩スペースを適切な位置に設置する。	

チェック項目（義務基準）

一般基準	ベビーベッド及びベビーチェア(再掲)	
	①ベビーチェア及びベビーベッドを設け、その旨の表示をしているか （１以上。条例第 18 条第 3 項に掲げる特別特定建築物のうち、１，０００㎡以上（公衆便所は５０㎡以上）のものに限る）	
移動等円滑化経路	乳幼児設備(再掲)	
	②授乳及びおむつ交換のできる場所を設け、その付近にその旨の表示をしているか （１以上。条例第 25 条第 1 項第 1 号に掲げる特別特定建築物のうち、５，０００㎡以上のものに限る）	

16 造作設備(手すり・カウンター・自動販売機等)

■基本的な考え方

バリアフリー法や福祉のまちづくり条例では、建築物の主な部分について高齢者、障がい者等を含めたすべての人が円滑に利用できるよう基準を定めているが、同様の趣旨に基づき、基準の適用を受けない設備等についても、すべての人が利用できるよう適切な配慮が求められる。

■目次

項目	ページ
ゲート	16-2
窓	16-2
バルコニー	16-2
手すり（計画）	16-2
手すり（仕様）	16-2
手すり（寸法）	16-2
手すり（便所・浴室）	16-4
手すり（点字）	16-4
サービスカウンター等（[21]小規模店舗を参照）	-
現金自動預払機等（[21]小規模店舗を参照）	-
発券機（[21]小規模店舗を参照）	-
自動販売機等	16-4
水飲み器	16-5
電話台	16-6
コンセント・スイッチ等	16-6
ゴミ箱	16-6
待ち行列エリア	16-7
ロッカー	16-7
ソフト面の工夫（[21]小規模店舗を参照）	-

■整備基準

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
ゲート			
	○	・回転式は避ける。	
	○	・進行方向に向かって開くものとする。	
	○	・有効幅員は 85cm 以上とする。	
	○	・一般的に車椅子ではアクセスできない回転式（ターンスタイル）ゲートまたはその他のチケットコントロール装置が設置されている場合、車椅子（電動含む）でアクセスできるゲートまたは出入口を隣接して１以上設置する。	
窓			
	○	・開閉するときに手首を回す必要がないもので、腕や肘で操作できるもの、または自動等、操作が簡単なものとする。	
	○	・床から高さ 90cm に設置する。転倒・転落を防ぐために、120cm 以下に窓がある場合は転落防止に配慮する。	
バルコニー			
	○	・出入口は水平とする	
	○	・出入口の幅員は 90cm 以上とする。	
	○	・出入口は可能な限り床面と同じ高さに設置する。	
	○	・広さは 150cm 角以上とする。	
	○	・床面の表面は、粗面としまたは滑りにくく、杖、車椅子、足等の引っかかりが少ない材料で仕上げる	
手すり（計画）			
	○	・手すりは、移動動作や、他の設備との位置関係に配慮して設置する。 解説 手すりの近くに消火器や案内板等が置かれていると、視覚障がい者が衝突する危険がある。	
	○	・将来新たに手すりを設置することが可能なように、広い範囲に手すりの取り付けが可能な下地を入れて壁を補強しておく。	
	○	・手すりは起点から終点まで連続して、壁に堅固に設置する。	
	○	・廊下・階段・傾斜路等に設ける手すりは、子どもの利用に配慮して、２本とする。	図 16.1 図 16.3
	○	・手すり子形式の場合は、子どもの落下防止等を考慮し、手すり子のピッチを 11cm 以内とする。	
手すり（仕様）			
	○	・手すりは、誰もが安全に安心して利用できる形状のものとし、波型手すりは使用しない。	
	○	・手ざわり、耐久性、耐蝕性等、取り付け箇所に見合ったものとする。 解説 金属製の手すりは、冬季には冷たくなるため、手すりを頼りに移動する人にとって支障となる。気温が低い場合でも、冷たさを感じにくい材質とする。	
	○	・弱視者や色弱者の視認性や、高齢者のわかりやすさを確保するため、手すりや壁の仕上げ材料は、手すりと壁の色の明度、色相または彩度の差の確保に配慮して選定する。	
手すり（寸法）			
	○	・取り付け高さは、１本の場合は 75cm～85cm 程度、２本の場合は 75cm～85cm 程度及び 60cm～65cm 程度（子ども用）とし、連続して設ける。	図 16.1 図 16.3
	○	・形状は外径 3cm～4cm（小児用にあっては 3cm）程度の握りやすいものとする。	図 16.1
	○	・壁との間隔は、4cm～5cm 程度とし、手がぶつからないように手すりの下側で支持する構造とする。	図 16.1
	○	・手すりの端部は、衝突時の危険性を少なくし、服の袖の引掛りをさけるため、下または壁面方向に曲げる。	図 16.2 図 16.4

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表

図 16.1　手すりの設置寸法

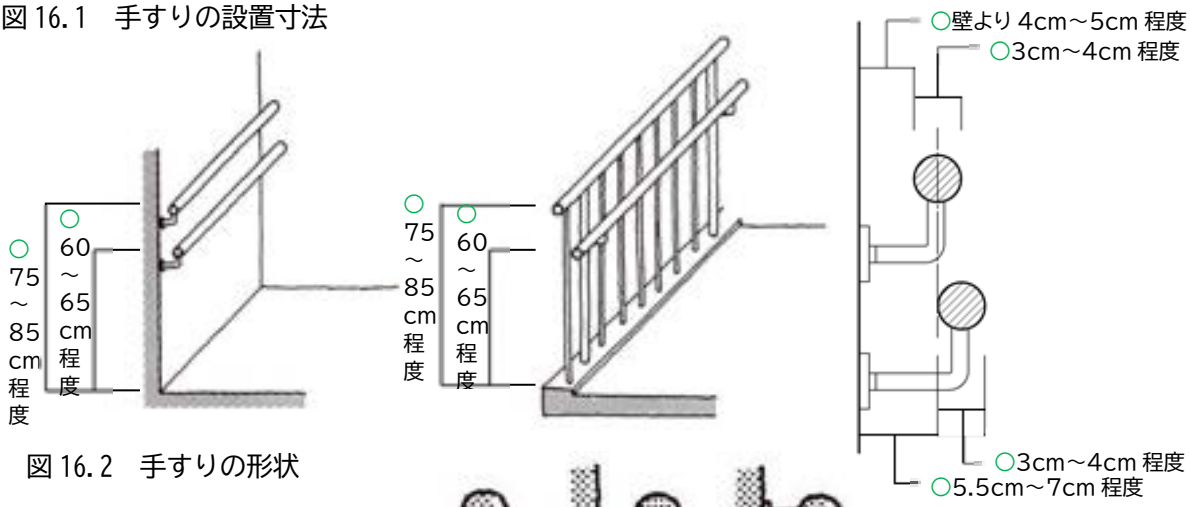

図 16.2　手すりの形状

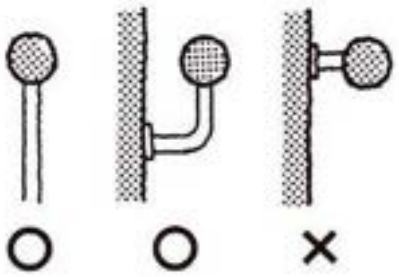

取付金物で手を
可能性があるため

図 16.3　階段・傾斜路の手すり

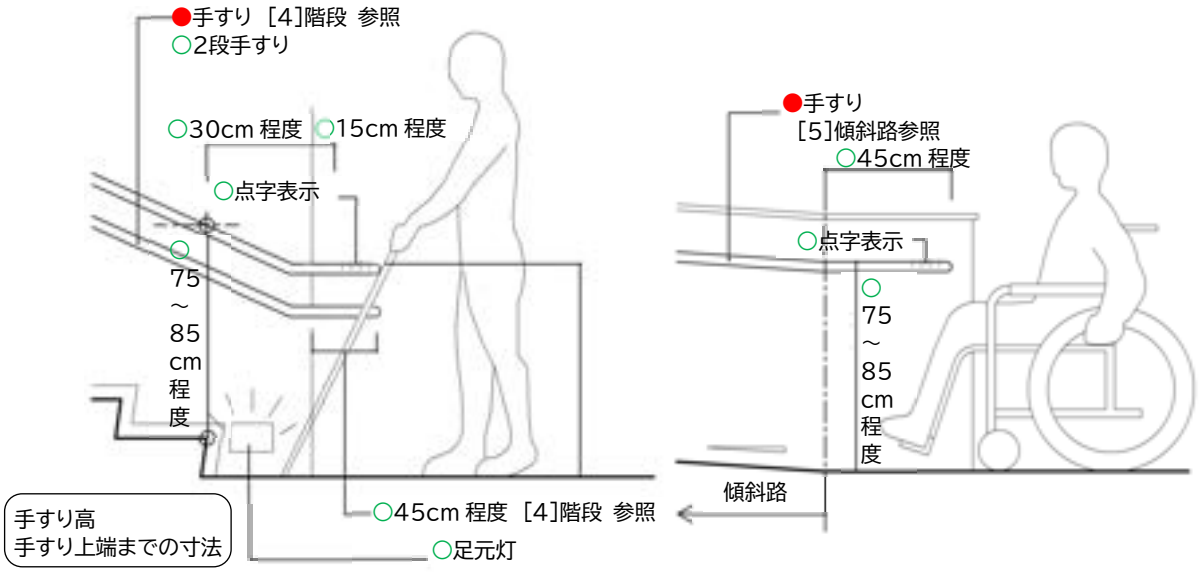

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
手すり（便所・浴室）			
	○	・便所、浴室等の移乗等動作補助用手すりは、動作に応じて水平、垂直型の手すりを設ける。	
手すり（点字）			
	○	・廊下等の手すりの端部、曲がり角部分等には、現在位置と誘導内容等を点字で表示する。 解説 点字が読めない視覚障がい者もいるので、浮き彫り文字も併せて表示する。	図 16.4
	○	・階段手すりの起点及び終点は階数、現在位置等を点字で表示する。 解説 点字が読めない視覚障がい者もいるので、浮き彫り文字も併せて表示する。	
	○	・点字表示の位置は階段手すりの水平部とする。	図 16.4
	○	・点字表示については、日本産業規格 JIS T 0921 にあわせたものとする。	

図 16.4　手すりにおける点字表示

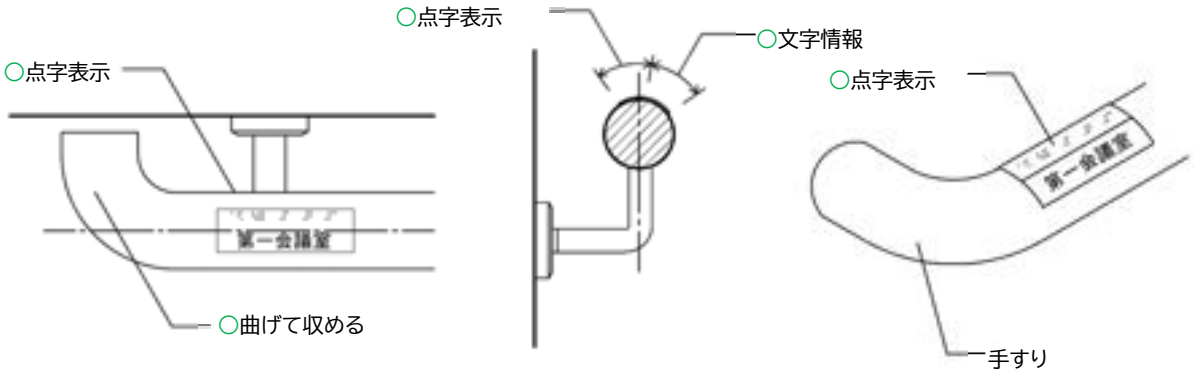

サービスカウンター等（[21]小規模店舗を参照）			
現金自動預払機等（[21]小規模店舗を参照）			
発券機（[21]小規模店舗を参照）			
自動販売機等			
	○	・機器の前面には段差を設けない。	
	○	・金銭投入口、操作ボタン及び取り出し口等がそれぞれ高さ 40cm～110cm 程度の範囲に納まるものを選ぶようにする。	図 16.5
	○	・金銭投入口は、操作が簡単に行える形式（受け皿付のもの、硬貨を複数枚同時に入れることができるもの等）とし、車椅子使用者からも届くようにする。	図 16.5
	○	・操作面が斜めになっている販売機では、車椅子使用者等が低い位置から利用する場合に、照明の反射で見づらいことがないよう配慮する。	
	○	・視覚障がい者等の利用に配慮し、音声案内（音声操作ボタンやアプリによる音声案内等）による操作が可能とする。	
	○	・案内設備までの経路から視覚障がい者に配慮した自動販売機・券売機等まで連続して線状ブロック・点状ブロックを敷設することが望ましい。（自動販売機・券売機等までの音声誘導、または建築物の案内設備の触知図に位置を示す場合はこの限りでない）。	

図 16.5　自動販売機の例

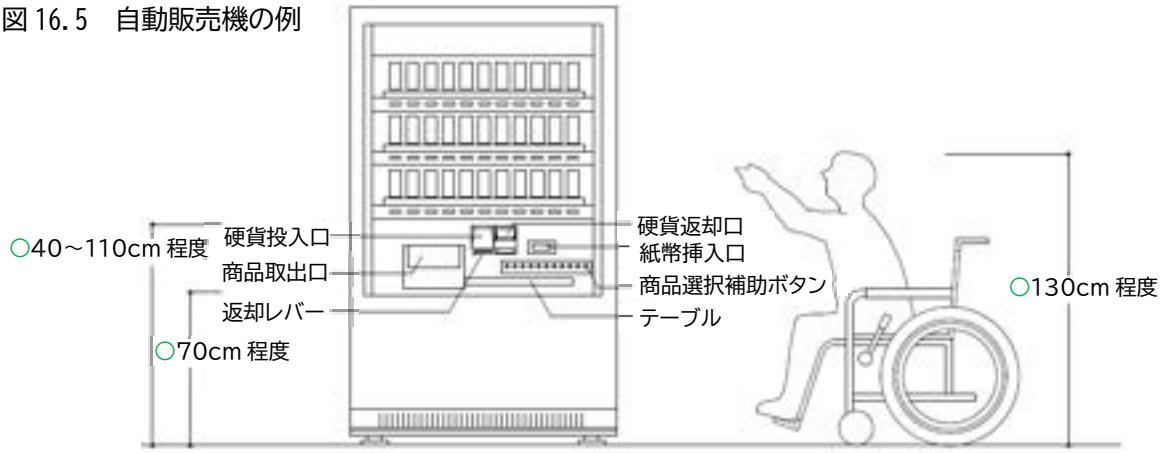

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
水飲み器			
	○	・車椅子使用者が使えるように飲み口の高さは 70cm～80cm とする。	図 16.6
	○	・給水栓は光電管式、ボタンまたはレバー式とし、足踏み式のものは手動式のものと併設する。	
	○	・水飲み器の形式により下部の車椅子使用者の膝が入るスペースを確保する。 解説 壁掛け式のものは、下部にスペースを設ける。	図 16.6
	○	・杖や傘を立てかけるフック等や腰掛、荷物を置ける台等を設ける。	
	○	・セルフサービスの場合の給水器等は車椅子使用者にも配慮する。 解説 イ　給水器等の設置台の高さ 70cm～75cm 程度 ロ　コップ等の位置 85cm～95cm 程度 ハ　給水器等の設置台の下部スペースの奥行き 45cm 程度	図 16.6

図 16.6　水飲み器

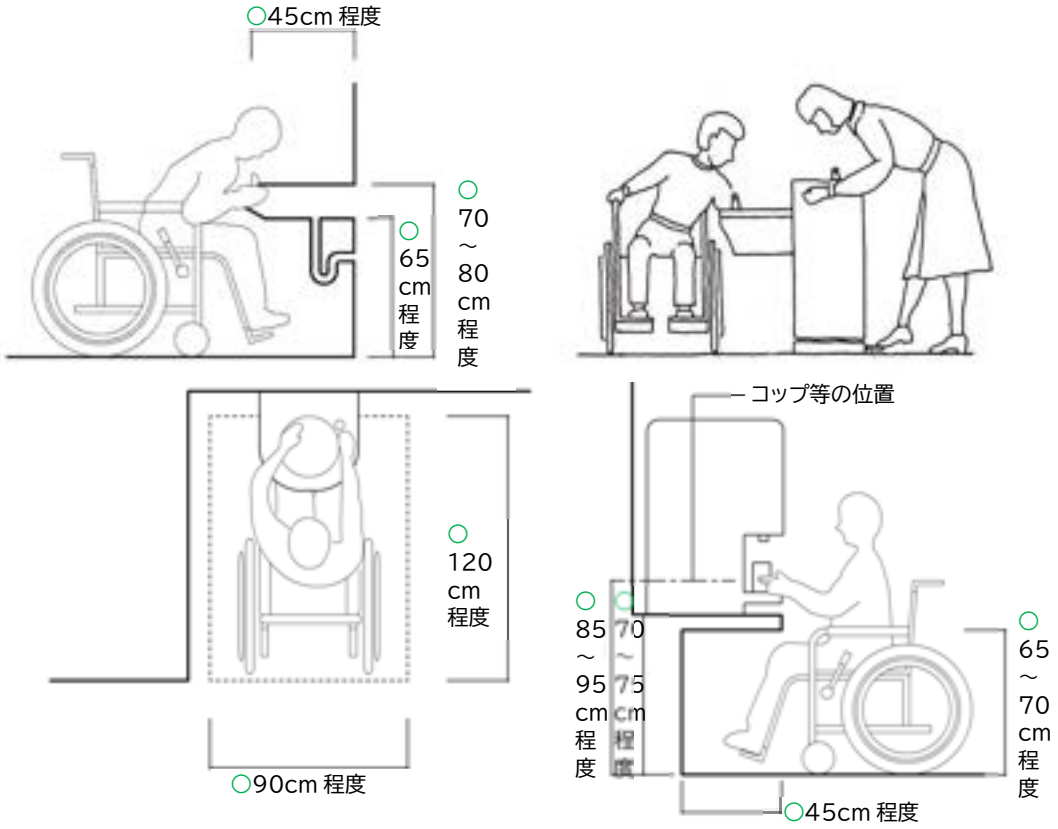

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
電話台			
	○	・椅子や手荷物を置く棚等を設け、利便性の向上に配慮する。	
	○	・車椅子使用者が利用しやすいスペースを確保する。	図 16.7
	○	・電話台の下部スペースには、電話帳の籠等を設置しない。	
	○	・電話機には、点字表示及び音量調節機能をつける。	図 16.7
	○	・電話台の上の電話及びプッシュボタンの中心が高さ 90cm～100cm となるようにし、下部に高さ 70cm 程度、奥行き 45cm 程度のスペースを設けると車椅子使用者が楽に利用できる。	図 16.7

図 16.7　電話台

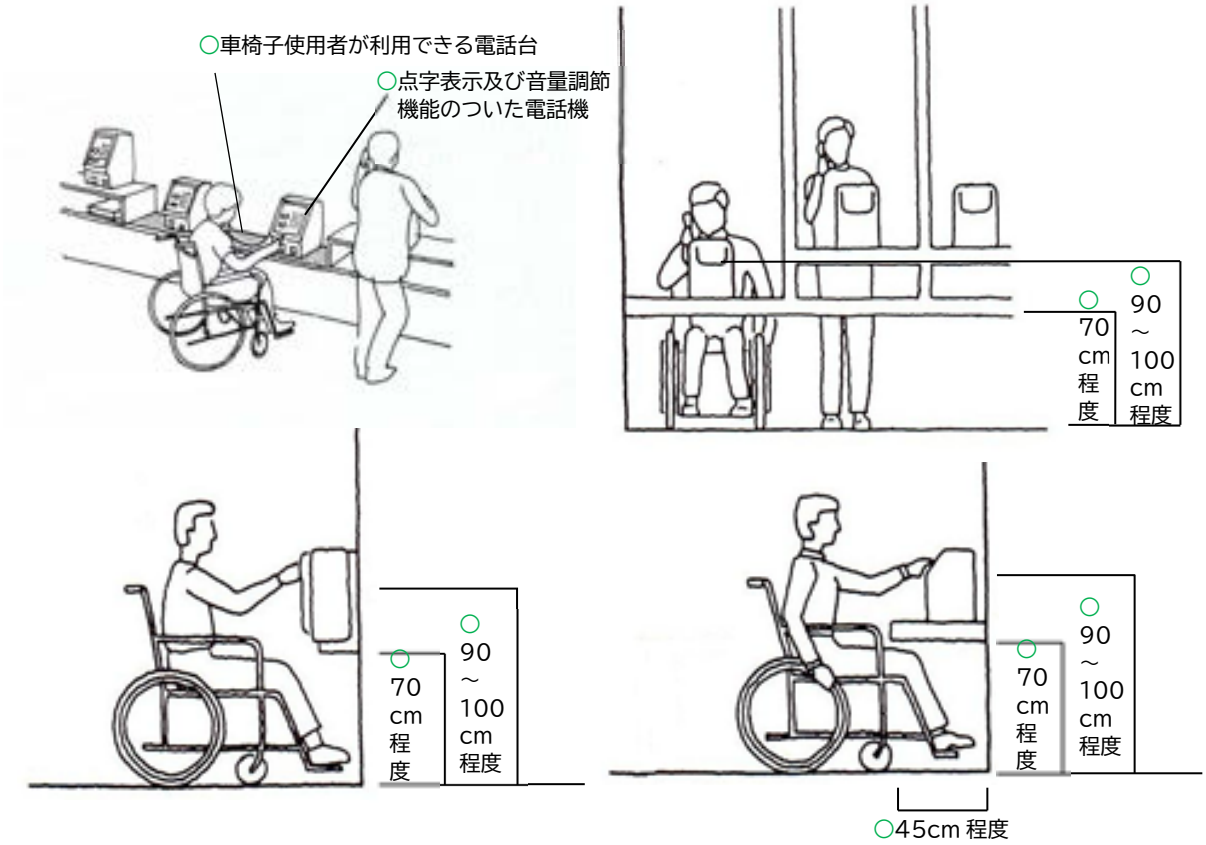

コンセント、スイッチ等			
	○	・休憩室、休憩所、案内所に来場者が利用できるコンセントを適切な位置に設置する。	
	○	・コンセント、スイッチ、ボタン等は車椅子使用者に適する高さ及び位置とする。 解説・コンセントの中心高さは、床から 40cm 程度 ・スイッチ類の中心高さは、110cm 程度（ベッド周辺においては 80～90cm 程度） 詳細は[10]ホテル又は旅館の客室参照。	
	○	・スイッチ類、非常呼び出しボタンを設ける場合、同一施設内では設置位置を統一する。	
	○	・タッチセンサー式のボタンは、視覚障がい者には押したか否か認知が難しいため、ストローク（ボタンを押し下げること）のある押しボタンとする必要がある。	
ゴミ箱			
	○	・ゴミ箱を設置する場合は、トイレ、自販機コーナー、休憩ベンチ横、授乳スペース横、おむつ交換台横等、すべての人々がアクセスできるスペースに設置する。	
	○	・戸の開閉や施錠の操作が円滑に行えるよう、戸の付近にはゴミ箱等を設けない。	
	○	・ゴミ箱の開口部の高さは 90cm 程度（最大 120cm）とする。	
	○	・ゴミ箱はわかりやすい形状、色とし、分別表示をわかりやすく行う。	
	○	・ゴミ箱の蓋は、手や足で操作することが困難であることに配慮する（足踏み式は避ける）。	

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
待ち行列エリア			
	○	・高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児連れ等のための優先レーンを設ける。	
	○	・施設に入るまでの予定時間を音声と文字表示で行う。	
	○	・待ち行列エリアの列あたりの有効幅員は 150cm 程度とする。	
	○	・待ち行列エリアの床面は、水平または２%以下の傾斜とする。	
	○	・立った状態での待ち行列の場合、高齢者、子ども連れ、子ども、障がい者等が身体的、心理的負担を軽減できるように、行列の形態に応じて適切にベンチ等の休憩用設備を設置する。 例えば、 ・予想される行列の長さが 50m 以上の場合は 50m に 1 箇所設置。 ・列に折り返しがある場合、待っている人の移動に支障のない位置（折り返し付近等）に設置。	
	○	・待ち行列エリアでは、日よけを設置する。	
	○	・待ち行列エリアでは、ロープ、棒、または仕切りには周囲とはっきりコントラストをなす色彩を用い、行列エリアとそれ以外の周辺環境を明確に区別する。	
	○	・人待ち列のためのパーテーションを設ける場合は、車椅子での利用に支障がでないように配置する。	
ロッカー			
	○	・車椅子使用者や低身長の人が使えるような高さが床面から 60cm～120cm 程度のロッカーを全体の半数以上設置する。	
	○	・ロッカー番号はわかりやすいように表示し、点字表記、かつ浮彫文字で表記する。	
	○	・タッチパネル式は視覚障がい者が使いにくいため、タッチパネル式を設置する場合にも一部はタッチパネル式以外(鍵付き等)を設置する。	
ソフト面の工夫（[21]小規模店舗を参照）			

17 劇場、競技場の客席等　（政令第 15 条）

■基本的な考え方

劇場、観覧場等の客席を持つ建築物では、高齢者、障がい者等が他の利用者と同様に観劇・観覧を楽しむための配慮が求められている。

車椅子使用者にとっては、スポーツ観戦やコンサート等において前列の観客が立っている状況でも視界が遮られないこと、価格帯等により多様な客席の選択肢を設けられていること、車椅子使用者用客席の横に同伴者用の客席またはスペースを設けられていることが重要である。

視覚障がい者や聴覚障がい者が上演内容や競技状況等の情報を適切に得られるようにすること、発達障がい者など多様な利用者が気兼ねなく観劇・観覧できるスペースを確保すること等、施設の用途や規模も考慮した上で、誰もが公平に観劇・観覧できるよう配慮する。

■目次

項目	ページ
車椅子使用者用客席の数	17-2
車椅子使用者用客席の大きさ	17-2
車椅子使用者用客席の配置	17-2
車椅子使用者の同伴者席	17-2
車椅子使用者等の利用経路	17-2
座席	17-4
サイトライン	17-5
座席エリアの階段・縦通路	17-8
床面の仕上げ	17-8
情報保障設備	17-8
客席その他	17-11
運動施設	17-11
センサリールーム及びカームダウン・クールダウンスペース	17-11

■整備基準

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
車椅子使用者用客席の数			
	○	・劇場等における車椅子使用者用客席の総数は客席総数が 100 以下の場合は 2、100 を超え 200 以下の場合は座席の数の 1/50 以上（端数は切り上げ。以下同様）、200 を超え 2,000 以下の場合は座席の数の 1/100＋2 以上、2,000 を超えるときは座席の数の 75/10,000＋7 以上の誘導基準適合車椅子使用者用部分を設ける。	図 17.1
	●	一般基準 ・車椅子使用者用部分を必要数以上設けているか ・客席に設ける座席の数が 400 以下の場合、二以上 ・客席に設ける座席の数が 401 以上の場合、車椅子使用者用客席を客席総数の 0.5%以上	
車椅子使用者用客席の大きさ			
	●	一般基準 ・車椅子使用者用部分は、次に掲げるものでなければならない。 イ　幅は、90cm 以上であるか ロ　奥行きは、135cm 以上であるか ハ　床は平らであるか 解説 リクライニング式の車椅子等、手動車椅子よりも大きな車椅子等の使用者にも対応するためには、奥行き 140cm 以上が必要。	
車椅子使用者用客席の配置			
	○	・客席総数が 200 を超える場合、車椅子使用者用客席を２カ所以上の異なる位置（異なる階、異なる水平位置）に分散して設ける。	図 17.1
	○	・車椅子使用者用客席の配置にあたっては、１箇所当り２以上の車椅子使用者が同時に利用できる専用スペースを確保する。	図 17.1
	○	・車椅子使用者用客席を必要数確保するとともに、車椅子でのグループ等の利用や、複数の場所の選択を可能とする客席空間の配置をする。	
	○	・車椅子使用者用客席を固定設置する場合は、出入口から容易に到達できると共に、避難しやすく、舞台やスクリーン等が見やすい位置に設ける。	図 17.1
	○	・客席が 200 席程度以下であれば、客席空間を自由に配置できる土間形式とする。	
	○	・電動車椅子等の充電のために、コンセントを屋内の車椅子使用者用客席の固定席５席に１箇所程度設ける。	
車椅子使用者の同伴者席			
	○	・車椅子使用者用客席等のスペースの中または横に同伴者用座席を設ける。	
	○	・同伴者の座席は、車椅子使用者用客席と同じ数を設ける。	
	○	・同伴者の座席は、一般座席と同じ仕様とする。 解説 同伴者の座席を可動椅子とすることで、同伴者は車椅子使用者と並んで座ることができ、さらに車椅子使用者が２人以上の場合に並んで利用できるよう椅子を容易に取り去ることも可能となる。一方、消防条例等で床への固定を求める規定が設けられている場合があることに留意が必要。	
車椅子使用者等の利用経路			
	○	・出入口から車椅子使用者用客席までの経路には段差を設けない。経路に段がある場合は、傾斜路を設けるか、車椅子使用者用の昇降機を設置する。	
	○	・とりわけ、客席は、出入口、ロビー、客席までの経路、トイレ、休憩ゾーン、ステージ等を一体的かつ連続的に設計する。	
	○	・客席、ステージに通じる経路は、バックステージも含めてすべてバリアフリーとする。 解説 出演者が車椅子使用者であることも考慮する。	
	○	・車椅子使用者が利用する部分に通ずる客席内の車椅子の転回スペースは 140cm 角以上とする。	
	○	・高齢者、障がい者等が支障なく舞台に上がることができるよう、客席・観覧席等から舞台への通路には段を設けない。段を設ける場合は、段差解消機や階段手すりを設置する。	図 17.2
	○	・転落するおそれがある場合は、柵や脱輪防止用の立ち上がりを設けること。その場合、車椅子使用者が同伴者とともに快適に過ごせるよう、その空間には配慮する。	

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表

図 17.1　客席・観覧席

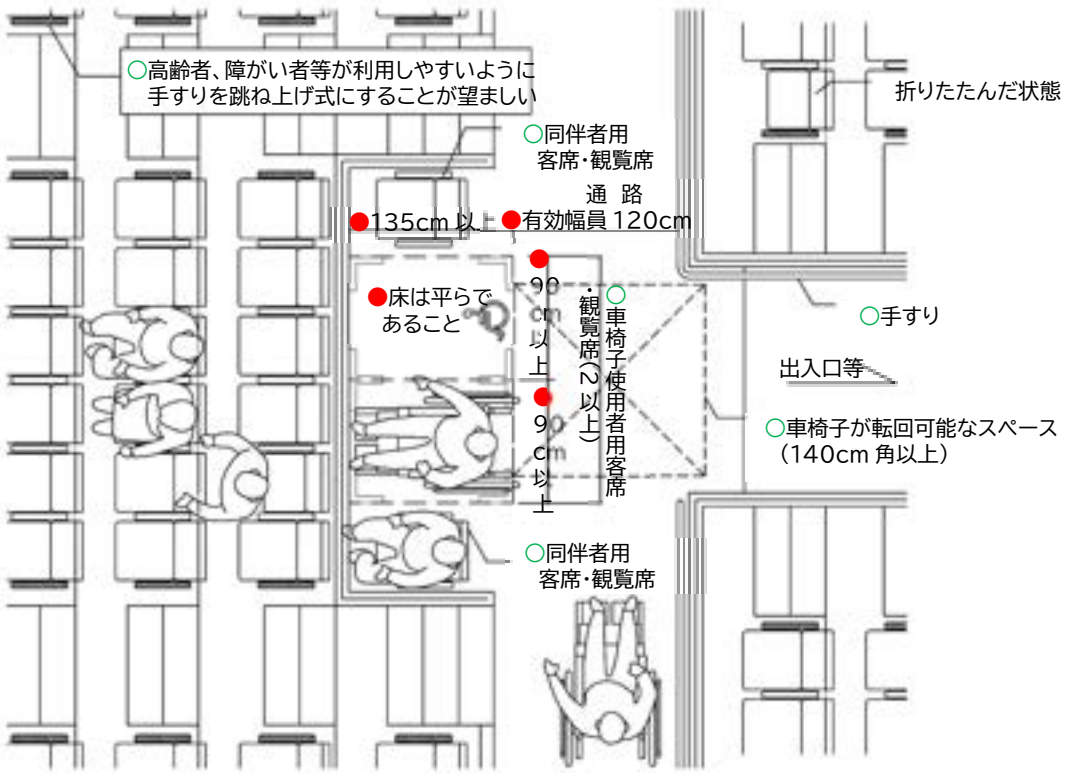

○車椅子使用者用客席・観覧席の割合

総客席数	車椅子使用者用客席数
100 以下	2
100 超 200 以下	座席の数の 1/50 以上(端数は切り上げ
200 超 2000 以下	座席の数の 1/100＋2 以上
2000 超	座席の数の 75/10,000＋7 以上

図 17.2　舞台へのアクセス

○押しボタンスイッチ
昇降はリミットスイッチにより定位置に停止する
操作ボタンは、床側と昇降機上、それぞれに手の
届きやすい位置に設置する。

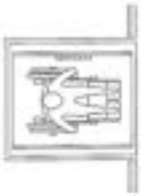

平面図

段差解消機を上げる

段差解消機を下げる

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表

図 17.3　客席・観覧席と舞台の例

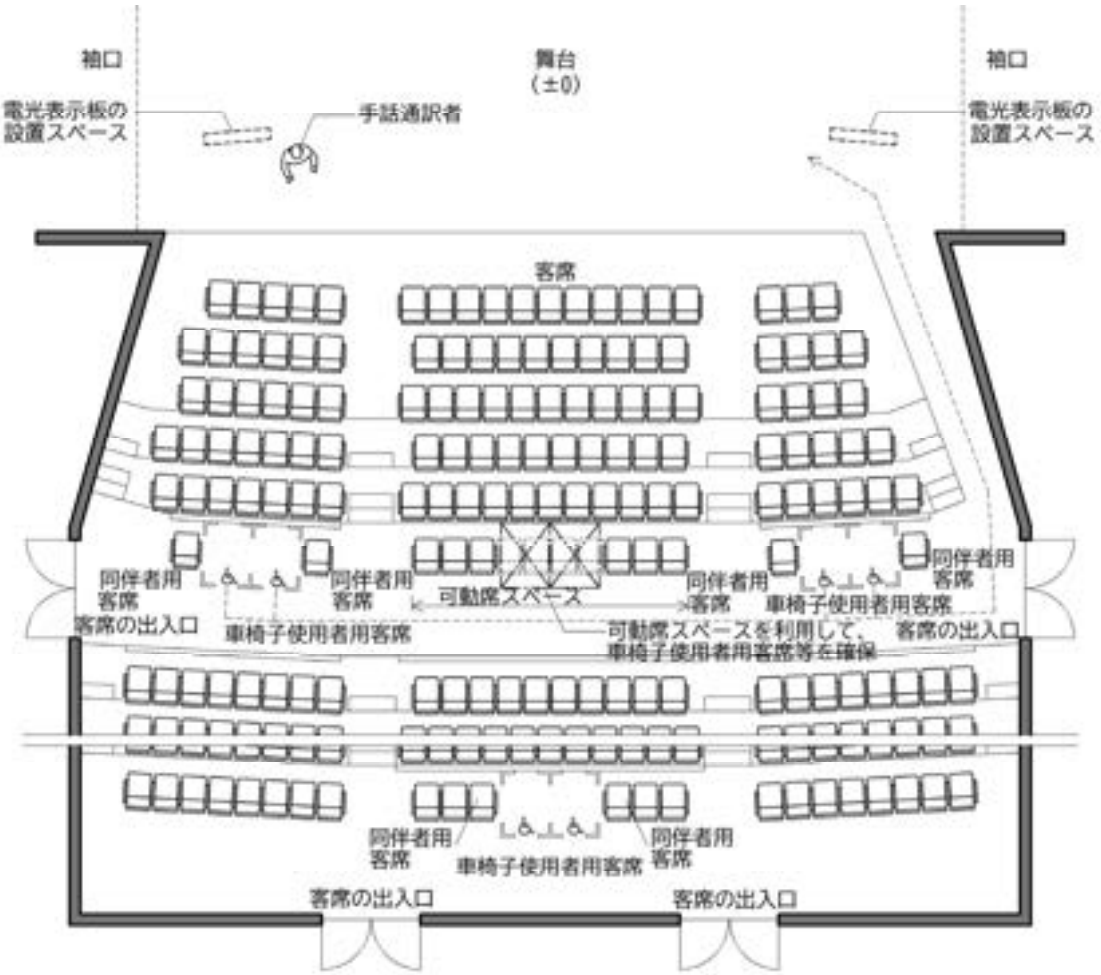

○客席総数が 200 を超える場合、車椅子使用者用客席を 2 カ所以上の異なる位置(異なる階、異なる水平位置)に分散して設ける。

座席

○	・通路側の座席の肘掛けは、高齢者、障がい者等が利用しやすいよう跳ね上げ式や水平可動式とする。	図 17.4
○	・座席番号、行、列等はわかりやすく読みやすいフォント（UD フォント等）を用いて表示するとともに、大きさ、コントラスト、素材、取り付け位置等に十分配慮する。	
○	・視覚障がい者にも座席番号がわかるよう、座席番号付近に日本産業規格 JIS T 0921 に基づく点字表示をする。	図 17.4

図 17.4　客席の座席番号の設計例

・視認性・触りやすさの観点から、座面先端部に設けられた座席の点字プレート

出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和 7 年度改正版）

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
サイトライン			
	○	・前後の客席・観覧席の位置、高低差を考慮し、前席の観客が立ち上がった際にも観覧が可能となるよう、舞台やスクリーン、競技スペース等へのサイトライン（可視線）を確保する。	図 17.5
	○	・客席からの視線を遮らないよう、柵、手すりの高さは 80cm 以下とする。	
	○	・サイトラインの確保については、小学校低学年の車椅子（バギー）使用児の眼高（70cm～80cm）を採用する。	

図 17.5　サイトライン確保の例

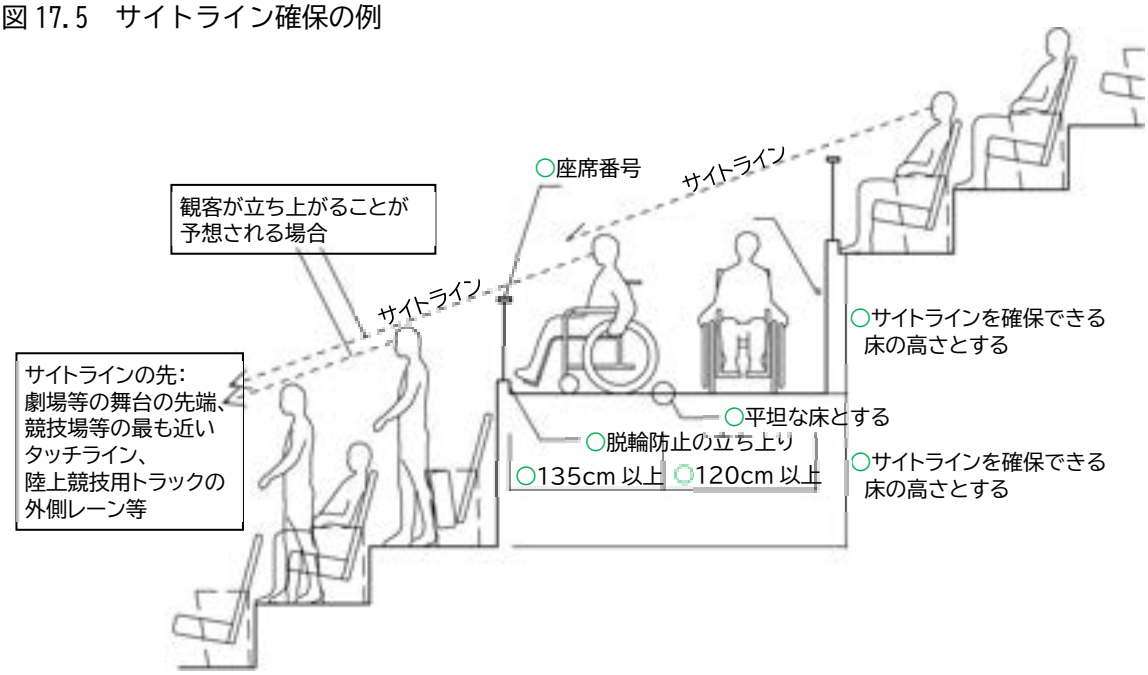

参考　～車椅子使用者用客席のサイトライン確保に係るチェック・検証方法の例～

出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和 7 年度改正版）

1．はじめに

・サイトライン（可視線）とは、劇場等の客席の各々の人が、前列の人の頭又は肩を越して視焦点・フォーカルポイント（以下「FP」という。）を見ることのできる視野の限界線のことである。

・サイトラインのチェック・検証の方法は複数あり、ここで紹介する C 値、断面図、パース（透視図）を用いた手法以外に、サイトラインのチェック・検証のための専用ソフトを活用する方法もある。

・チェック・検証の方法は、客席の規模や各手法の特性を踏まえて合理的なものを設計者が選択する。

・車椅子使用者用客席のサイトライン確保に係るチェック・検証の条件や結果について建築主・施設管理者等に共有し、その後の円滑な施設運営や興行につなげることも重要である。

2．チェック・検証の条件設定

①FP の設定

・車椅子使用者用客席から舞台等へのサイトライン確保のチェック・検証における FP は、周辺の客席と同様に建築主・設計者が設定する。

●一般的な FP の設定の考え方と例

・FP の位置・高さは、当該施設で想定される舞台の演目や競技種目と、施設の計画内容に応じて設定されるものである。（建築主や興行を行う団体等から設計条件として示される場合も想定される。）

・複数の演目や競技種目が想定される場合や、複数面のコートでの競技の実施が想定される場合には、どの演目・競技種目やコートを FP 設定の対象とするか、検討して設定する必要がある。

●FP の平面的な位置の実例
・陸上競技：トラックの最も外側のレーンの外周のライン、トラックの外側にある走り幅飛びの設備部分
・サッカー：タッチライン・バスケットボール：コートの外周のライン
※ライン上の FP は、検証対象者から最短距離にある点とする。
・劇場等：舞台の先端の中央、舞台先端から 1m 後退した位置の中央
●FP の高さの実例
・サッカーや床面にボールや羽根が落下することで得点となる競技（バレーボール・バドミントン等）：床面（床±0cm）
・ドリブルの行われる競技（バスケットボール・ハンドボール等）：膝高さや腰高さ（床＋60～90cm）
・劇場等：舞台の床面±0cm（足元まで）、舞台の床面＋50cm（膝上の高さ）

<FP設定の実例（複数コート設置の場合）>

<FP設定の実例（舞台）>

②車椅子使用者の眼高、前列の観客の眼高や頭の高さ・座高の設定

・車椅子使用者の眼高は、建築主・設計者が設定する。

・前列の観客の眼高や頭の高さは、原則として前列の観客が立っている状況を想定して建築主・設計者が設定する。（映画館や演芸場など、観客が立ち上がることがほぼない施設の場合には、観客が座っている状況を想定して、前列の観客の眼高や座高を設定する。）

・前列の観客が立っている場合の眼高や頭の高さは、身長に履物の高さを加算して算出する。

●条件設定のための参考資料

・車椅子使用者の眼高は、男性：115cm、女性：105cm とされている。
出典：建築設計資料集成―人間 p.64/日本建築学会/平成 15 年/発行：丸善株式会社

・眼高は、身長との相関が高いが、成人の場合、身長から 11～12cm 減じた値が眼高となるとされている。
出典：建築設計資料集成―人間 p.14/日本建築学会/平成 15 年/発行：丸善株式会社

・前列の観客の身長として、スポーツ庁：体力・運動能力調査に示された「年齢別体格測定の結果」のうち、最も大きい値を用いることも考えられる。

・履物の高さは、一般に男性用革靴：約 3cm、女性用革靴：約 5cm とされている。
出典：建築設計資料集成―人間 p.14/日本建築学会/平成 15 年/発行：丸善株式会社

●車椅子使用者の眼高等の設定の実例
・車椅子使用者：眼高…100cm、眼の位置…段床先端から 90cm
●前列の観客の身長や眼高等の設定の実例
・前列の観客（立っている場合）：身長…175cm
・前列の観客（座っている場合）：眼高…120cm、眼の位置…段床後方から 15cm

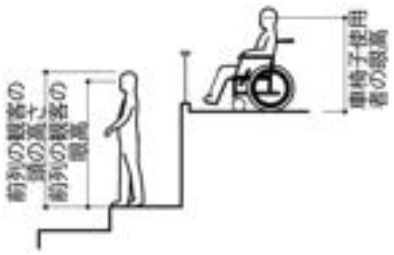

3．チェック・検証方法の概要

①C 値（C バリュー）を用いたチェック・検証方法

・C 値（C バリュー）とは、サイトラインを評価するものであり、観客が FP を視認する時の視線が前列の観客の視点上を通るときの、高さの差を示す可変数である。

・一般的な方程式は右のとおりである。

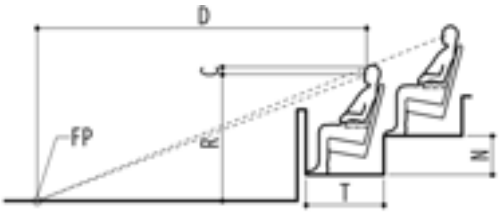

$$C = \frac{D\,(N+R)}{D+T} - R$$

C＝C・バリュー値
D＝座席の観客から FP までの水平距離
N＝座席のある列の 1 段ごとの高さ
R＝座席の観客の目の高さと FP との間の垂直線上の高さ
T＝座席のある列の奥行き

・C 値（C バリュー）は、以下を目安に評価される。
C 値≧60mm：許容可能な視線、C 値≧90mm：良好な視線、C 値≧120mm：理想的な視線

・ACCESSIBILITY GUIDE OCTOBER 2020（IPC）（パラリンピック開催のガイドライン）には、「すべての新しいスタジアムやスタンドでは、C 値 90mm 以上で許容可能な観戦基準が得られる。」と記載されている。

・C 値（C バリュー）を用いたチェック・検証方法の特徴は、サイトライン確保の状況を定量的に数値化して判断できることである。

C1：直近の客席に対する車椅子使用者用客席の C 値

C2：最前列の客席に対する車椅子使用者用客席の C 値

<C値（Cバリュー）を用いたチェック・検証のイメージ>

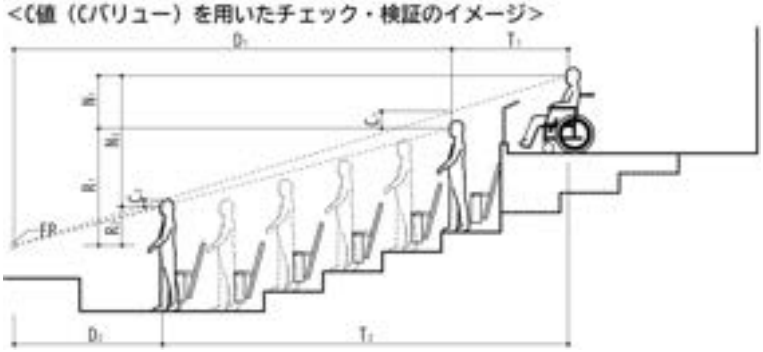

②断面図を用いたチェック・検証方法

・車椅子使用者と前列の観客（立っている状況）の姿を入れ、車椅子使用者用客席と FP を切断位置とする断面図を作成し、車椅子使用者の目の位置から視焦点への線（視線）を引いて、前列の観客の頭の位置・高さとの関係により、車椅子使用者のサイトラインの確保状況をチェック・検証する。

・FP を移動させると視線が移動するため、FP と視線の関係を視覚化しやすいという特徴がある。

<断面図を用いたチェック・検証のイメージ>

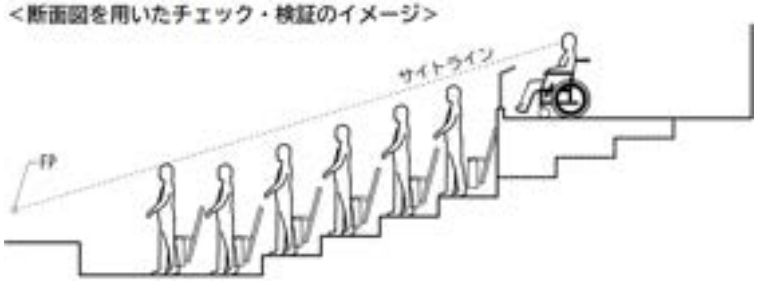

③パース（透視図）を用いたチェック・検証方法

・舞台等と前列の観客（立っている状況）の姿を入れた 3D の cad データや BIM データを用いて、車椅子使用者用客席から FP を見た状況のパースを作成し、車椅子使用者のサイトラインの確保状況をチェック・検証する。

・客席前面や通路の手すり、客席出入口（ボマトリー）の壁、設備や上階の天井等をパース（透視図）に入れることにより、これらによる視認障害もビジュアル化してチェック・検証することができるという特徴がある。

<パース（透視図）を用いたチェック・検証のイメージ>

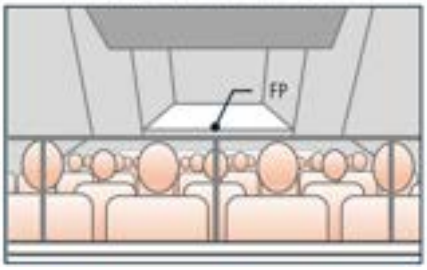

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
座席エリアの階段・縦通路			
	○	・座席エリアの階段の上下端部には点状ブロックを敷設する。	
	○	・客席に設ける階段には、段を容易に識別できるよう、階段の段鼻部分は踏面の色との明度、色相、彩度の差を大きくすることに加え、足元灯を設置する。	
	○	・縦通路沿いに、転倒・転落防止のための手すりや手がかりとなる部材・部品等を設ける。	
床面の仕上げ			
	○	・床の表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げる。	
	○	・床の表面は、転倒に対して衝撃の少ない材料で仕上げる。	
	○	・車椅子の操作が困難になるような毛足の長い絨毯を、床の全面に使用することは避ける。	
情報保障設備			
	○	・聴覚や視覚による情報が得にくい人等、多様な人々がそれぞれに適した方法で種々の演出を楽しめるよう、別途策定する展示・催事に関するガイドラインの規定に対応するうえで必要な設備（難聴者用集団補聴装置（ヒアリングループ）やＦＭ補聴装置（無線式）、赤外線補聴装置、字幕を表示する装置等）やスペースを用意する。 解説1 車椅子使用者用客席にもヒアリングループを設置する。また、聴覚障がい者が舞台を利用することも考慮し、ヒアリングループは舞台上にも設置する。 解説2 字幕がスクリーンの下部に表示されると確認することができないので配慮する。また、手話通訳を投影する際のスクリーンが見えにくい場合を考慮し、サブスクリーンを設置することが望ましい。	図 17.6 図 17.7
	○	・字幕・文字情報等のプロジェクターの設置スペースやスクリーンの設置を検討する。	図 17.6
	○	・情報保障設備（ヒアリングループ等）が設置されていることの表示をわかりやすい位置に設ける。	図 17.7
	○	・舞台または客席周囲にパソコン要約筆記者用作業スペース（4名分の作業台）を確保する。	
	○	・手話通訳位置を想定してスポットライトを設けるなどの配慮が必要。	

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表

図 17.6　情報保障設備の例

ヒアリングループの設置例

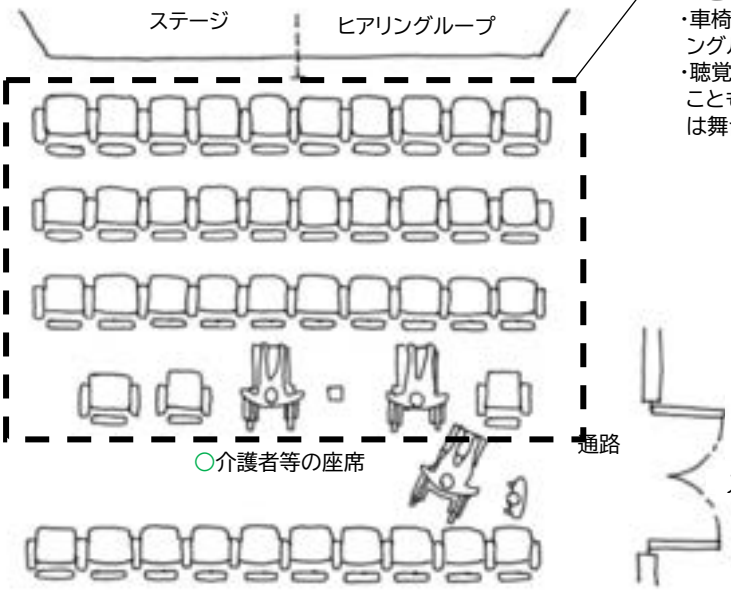

○ヒアリングループ設置箇所
・手話通訳者がステージ脇にいることも考え、全体的に配置する。
・車椅子使用者用客席にもヒアリングループを設置する。
・聴覚障がい者が舞台を利用することも考慮し、ヒアリングループは舞台上にも設置する。

・ヒアリングループ(磁気ループ)とは、それから発生する電磁波を直接、聴覚障がい者の補聴器の誘導コイルでキャッチさせることにより、公会堂や講堂、ホール、体育館などでの遠く離れた音声を会場内の騒音に影響されずに必要な音声だけを聞き取ることのできる装置。磁気ループは床面に敷設し、設置場所の状況に応じて敷設部分を覆う。

赤外線システムの例

ＦＭ補聴装置（無線式補聴器）の例

※赤外線補聴装置とは、対象エリアに赤外線送出機を設置し、受信機で受信する。
広いエリアの場合は、3種類(10m、30m、45m)の送出機を単独または組み合わせて配置する。ヘッドホンまたは補聴器で受信する。

文字・画像や音声による情報提供の例

・場内アナウンス等に合わせて手話通訳・要約筆記の映像が流れるディスプレイ
出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和７年度改正版）

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表

図 17.7　ヒアリングループシステムの設計例

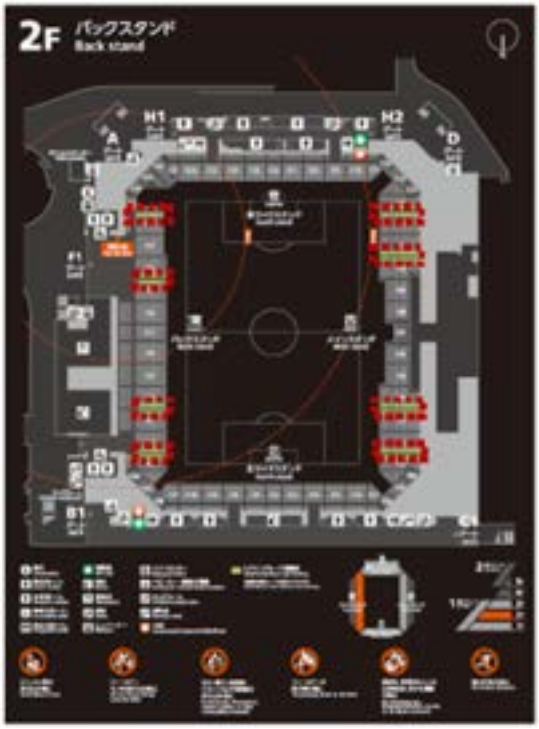

・複数の位置に分散された集団補聴装置（ヒアリングループシステム）対応の客席の位置を示した案内表示（写真左）

・廊通路沿いに設置された集団補聴装置（ヒアリングループシステム）対応の客席（写真右上）

・集団補聴装置（ヒアリングループシステム）対応の客席の案内表示（写真右下）

・事前に申し込むと聴覚障害者用集団補聴装置（ヒアリングループシステム）を使うことのできる大宴会場（写真左。床下に専用の配線が設けられている。可動壁により3つの宴会場に分割することも可能）
・貸し出し用のヒアリングループシステム用受信器（補聴器）（写真中）
・ヒアリングループシステムの調節等を行う音響室（写真右）

・難聴者の補聴器に雑音の少ないクリアな音声を届けることができる聴覚障害者用集団補聴装置（ヒアリングループシステム）（写真と図は、床上に設置するタイプ）

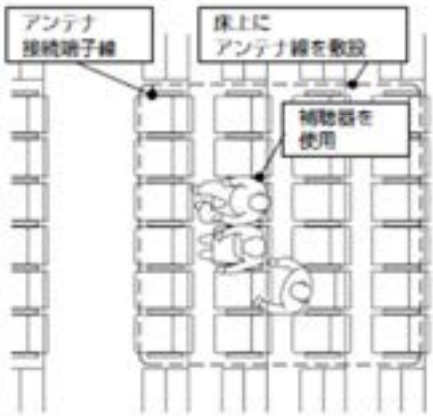

・ヒアリングループシステムの補聴器用アンテナ線の接続端子（写真左上）
・ヒアリングループシステムのアンテナ線（写真左下）
・貸出用の補聴器（写真右下）

出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和 7 年度改正版）

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
客席その他			
	○	・上映時間以外は、客席部分の照度を十分に確保する。 解説 ・客席内の通路　大阪府建築基準法施行条例第 19 条の 2	
	○	・車椅子使用者の移乗等を想定し、客席・観覧席スペースやその付近に、車椅子やベビーカーを置くことができるスペースを設ける。	
	○	・付加アメニティ席（車椅子を使用していないが、歩行困難で杖等補助具を使用する人、補助犬ユーザー、大柄な人等、何らかの理由で配慮された席が必要な人のための席）を総座席数の１％以上用意する。	
	○	・付加アメニティ席の横には、幅 50cm 程度のスペースを確保する。	
	○	・乳幼児連れ利用者等に配慮して、周囲に気がねなく利用できる区画された観覧室を設ける。	
	○	・整備したバリアフリー施設を有効に提供する。 解説 整備した車椅子使用者用客席は提供、販売しないことや、複数設置したにも関わらず座席を選べないといったことが生じないよう運営・運用する。	
運動施設・更衣室等			
	○	・異性による介助に配慮し、男女が共用できる脱衣室・更衣室を設ける。その場合、介助に必要な広さを確保することとする。	
	○	・プライバシーの確保を必要とする場合を考慮して、性別に関わらずすべての人が利用できる位置に１人用の更衣ブースを設置する。	
	○	・プライバシーの確保を必要とする場合を考慮して、性別に関わらずすべての人が利用できる位置に１人用のシャワールームを設置する。	
	○	・更衣ブースには移乗して着替えができる椅子を設置する。	
	○	・棚は車椅子による利用が可能な高さにとりつける。	
	○	・棚のサイズは補装具等が収容できる大型のものとする。	
	○	・運動施設では、スポーツ用の車椅子などを使用する場合もあるため、出入口や廊下幅、エレベーターの寸法などに配慮をする。 解説 JIS T 9201 に定められる手動車椅子であれば出入口の幅が 80cm でも利用可能であるが、電動車椅子や、スポーツ用の車椅子の場合、利用できないものがある。(例：テニス用車椅子幅 87cm)	
センサリールーム及びカームダウン・クールダウンスペース			
	○	・センサリールーム及びカームダウン・クールダウンスペースの設置位置については、来場者の動線、行動プロセスに考慮し、当事者の意見を聞いて検討を行う。	[18]知的障がい・精神障がい支援設備参照
	○	・カームダウン・クールダウンスペースやセンサリールームの部屋の前には、利用方法や目的等に関する表示を設ける。	[18]知的障がい・精神障がい支援設備参照
	○	・センサリールーム及びカームダウン・クールダウンスペースの出入口のドアの前後に高低差がないようにする。	[18]知的障がい・精神障がい支援設備参照
	○	・大規模な空間に多数の来場者が集まる施設及び音や光、映像等、刺激の強い演出を行う施設では、明るすぎない照度と、遮音が施された、人混みや周囲の視線を避けた安心できる空間、防音ガラス越し等で鑑賞が楽しめる空間（センサリールーム）を設ける。	[18]知的障がい・精神障がい支援設備参照
	○	・大規模な空間に多数の来場者が集まる施設及び音や光、映像等刺激の強い演出を行う施設では、気持ちを落ち着かせることができるカームダウン・クールダウンスペース（個室またはスペース）を設ける。	[18]知的障がい・精神障がい支援設備参照
	○	・センサリールーム及びカームダウン・クールダウンスペース内には、車椅子で利用できるスペースを確保する。	[18]知的障がい・精神障がい支援設備参照
	○	・多様なニーズに対応するため、多様で複数の休憩室、スペースを提供し、各人のペースや好みで選択できるようにする。	

参考　～カームダウン・クールダウンスペース・センサリールームとは～

カームダウン・クールダウンスペースとは…
　発達障がい、知的障がい、認知症の方等が、人込みや音、光等の環境の状況によって不安や恐怖等を感じ、パニックを起こした時に、気持ちを落ち着かせるスペースです。

センサリールームとは…
　大きな音や強い光等、過剰な感覚刺激を押さえることで、感覚過敏により大きな音等に敏感な方が、安心して過ごすことができるスペースです。

[18]知的障がい・精神障がい支援設備参照

大阪・関西万博
大阪ヘルスケアパビリオン
カームダウン・クールダウンスペース

センサリールームの例
出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和７年度改正版）

チェック項目（義務基準）		
一般基準	車椅子使用者用部分	
	①　車椅子使用者用部分を必要数以上設けているか ・客席に設ける座席の数が４００以下の場合、２以上 ・客席に設ける座席の数が４０１以上の場合、車椅子使用者用客席を客席総数の０．５％以上	
	②車椅子使用者用部分について	―
	(1)幅は、９０ｃｍ以上であるか	
	(2)奥行きは、１３５ｃｍ以上であるか	
	(3)床は平らであるか	

18 知的障がい・精神障がい（発達障がい含む）支援設備

■基本的な考え方

知的障がい者・発達障がい者等も安心して建物を利用できるよう、バリアフリー化やハードの整備だけでなく、人的対応等につながる基礎的環境整備（わかりやすい案内、コミュニケーションボード等）も重要である。本章では、知的障がい者・精神障がい者（発達障がい者を含む）が利用しやすい設備を紹介する。

■目次

項目	ページ
センサリールーム	18-2
カームダウン・クールダウンスペース	18-2
必要とされる機能・設備	18-2
案内設備	18-4
休憩スペース	18-4
情報	18-5
コミュニケーション	18-5

■整備基準

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
センサリールーム			
	○	・大規模な空間に多数の来場者が集まる施設及び音や光、映像等、刺激の強い演出を行う施設では、明るすぎない照度と、遮音が施され、人混みや周囲の視線を避けた安心できる空間、防音ガラス越し等で鑑賞が楽しめる空間（センサリールーム）を設ける。 解説 設置位置については、来場者の動線、行動プロセスに考慮し、当事者の意見を聞いて検討を行う。	
カームダウン・クールダウンスペース			
	○	・大規模な空間に多数の来場者が集まる施設及び音や光、映像等、刺激の強い演出を行う施設では、気持ちを落ち着かせることができるカームダウン・クールダウンスペース（個室またはスペース）を設ける。 解説 設置位置については、来場者の動線、行動プロセスに考慮し、当事者の意見を聞いて検討を行う。	図 18.1
	○	・以下の機能を有するカームダウン・クールダウンスペースを設ける。 ・遮光性、遮音性を確保する。 ・壁は柔らかい素材とすること（衝突への緩衝を備えること） ・照明は照度調整、配光機能を備えること・防犯（施錠、緊急連絡ブザー等）に十分に備えること。	図 18.1
	○	・混雑時に備えて、可動式で吸音性のあるカームダウン・クールダウンスペースを準備しておく。	
	○	・カームダウン・クールダウンスペースを必要とする人の同伴者も一緒に利用できる大きさとする。	
	○	・内部の利用状況が確認できるカメラや非常時に外部に連絡するための設備を設置する場合には、その旨を表示する。	図 18.1
	○	・視覚障がい者や聴覚障がい者の利用に配慮し、管理者等とコミュニケーションを取ることが可能な設備を設置する。	
必要とされる機能・設備			
	○	・時間を伝える設備、落ち着いて座れるいすを設置する。やむを得ず周囲の音や光が届く場所の近くにスペースを設ける場合には、アイマスクや耳栓、毛布を用意する。	
	○	・車椅子使用者用便房やセンサリールーム、カームダウン・クールダウンスペースの中に物を置かない。 解説 知的障がい、精神障がい発達障がいのある方が利用する際に、突発的な事故を避けるため、当該部屋には不必要なものを置かないようにする。	
	○	・センサリールーム及びカームダウン・クールダウンスペース内には、車椅子で利用できるスペースを確保する。 解説 家族や介助者とともに利用することを想定し、複数の方で利用できる広さを確保する。	
	○	・センサリールーム及びカームダウン・クールダウンスペースの出入口のドアの前後に高低差がないようにする。	

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表

図 18.1　カームダウン・クールダウンスペース・センサリールームの例

【カームダウン・クールダウンスペースの例】
人混み、音や光等、環境の状況によって不安や恐怖等を感じ、パニックを起こした時に、気持ちを落ち着かせるスペースです。

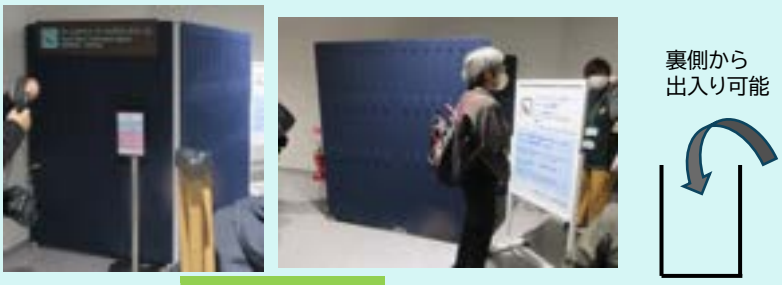

関西空港

成田空港

羽田空港

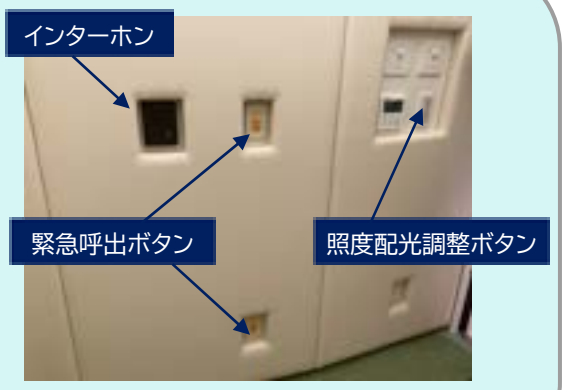

大阪･関西万博　大阪ヘルスケアパビリオン

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表

【センサリールームの例】
・感覚過敏により大きな音に敏感な方が、家族等とともに観戦することができるセンサリールーム（約 60 ㎡）
・歓声や場内放送の音量が室外に比べて小さくなるよう、ピッチ側には二重ガラスを採用
・室内照明の調光ができるカームダウンルームを併設
・センサリールームから室外に設けられた客席に出ることも可能

出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和７年度改正版）

案内設備

○	・カームダウン・クールダウンスペースやセンサリールームを設置した場合、施設内の案内板等にその位置を表示する。 解説 施錠管理する際には案内板に管理者への連絡先を記載する。	図 18.2
○	・カームダウン・クールダウンスペースやセンサリールームの部屋の前には、利用方法や目的等に関する表示を設ける。また、当該スペースを利用中かどうかが外部からわかるよう配慮する。	図 18.2

図 18.2　案内設備の例

↑施設案内板の例
（大阪・関西万博：シャインハット）

←カームダウン・クールダウンスペースの趣旨の掲示例
（大阪・関西万博：大阪ヘルスケアパビリオン）

※本当に必要とする人が利用する際は使用を譲ってくださいという旨を案内板等に掲示することも大切です。

カームダウン・クールダウンスペース
感覚過敏によって気分が優れないときや、初めて行く場所への不安がある場合やパニックを未然に防ぐための場所として、周囲の音や視線等を遮断して、気持ちを落ち着かせる部屋です。
みなさまのご配慮をお願いいたします。

休憩スペース

○	・長い廊下や広い空間に接する場所に、休憩の場所を設ける。	
○	・多様なニーズに対応するため、多様で複数の休憩室、スペースを提供し、各人のペースや好みで選択できるようにする。	

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
情報			
	○	・廊下等は、標識等、必要な情報のみ掲示する。 解説 ポスター等、様々な情報があると、知的障がい者は必要な情報を得ることが難しい。	
	○	・標識や案内板は、文字が多いものや、デザインが複雑なものは、わかりにくいため避け、できる限りシンプルなものとする。 解説 表示されている内容を読みとることが難しいこともある知的障がい、発達障がい者にとって、統一されたデザインによる表示は有効である。	
	○	・漢字だけでなく、かなでわかりやすく表示する。 解説 漢字が読めない知的障がい者もいるため。	
	○	・文字はわかちがきにすること。	図 18.3
	○	・文字の書体は認知しやすいものとすること。 解説 ゴシック体や教科書体が認知しやすい。	

図 18.3　わかちがきの例

予約をした本などがそろったときに、メールでれんらくしてもらえます。

⇩

予約をした　本などが　そろったときに、

メールで　れんらくして　もらえます。

出典:わかりやすい情報提供のガイドライン　全国手をつなぐ育成会連合会

コミュニケーション			
	○	・写真やイラストを挿入した「わかりやすいパンフレット」やコミュニケーションボード等のコミュニケーション支援ツールを用意する。 解説 ひらがな表記、または漢字にルビを振るなど、わかりやすいもの	図 18.4 図 18.5
	○	・方法が複数ある場合、メリット・デメリットを表示したり、項目を記載して渡すなどすると、選択がしやすくなる場合がある。	

図 18.4　ルビ（ふりがな）を振った冊子の例

【大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン<やさしい日本語版>】

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表

図 18.5　コミュニケーションボードの例

出典：大阪メトロ HP

図 18.6　知的障がい者に配慮した小便器

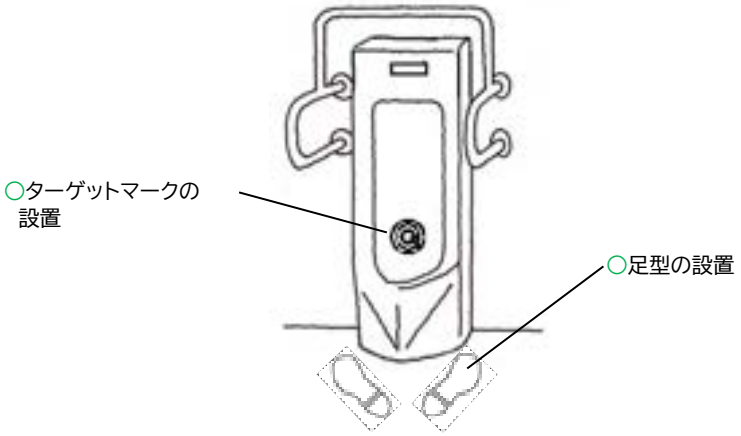

19 避難設備等

■基本的な考え方

災害時における高齢者、障がい者等の避難を円滑にするためには、利用者特性、建築物の用途、非常時の対応方法等に鑑み、設計上の工夫を施す必要がある。

なお、避難口誘導灯及び防火戸については、大阪府建築基準法施行条例第 8 条の 2 及び第 8 条の 3 にてその仕様等が規定されており、注意が必要である。

■目次

項目	ページ
計画	19-2
非常警報装置	19-2
火災報知器・消火器	19-2
誘導	19-2
非常口の戸	19-3
防火戸	19-3
一時避難スペース	19-3
バルコニー	19-4
その他	19-4

■整備基準

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
計画			
	○	・非常時の避難経路は、非常時のみに使う別動線を設けるのではなく、日頃の移動等円滑化経路が非常時の動線になるように計画する。	
	○	・すべての人にとって安全かつ迅速に避難できる避難経路を設定する。	
	○	・わかりやすい動線計画とし、ゆとりあるスペースを確保する。	
	○	・想定される避難経路には、段を設けない。 解説 高齢者や障がい者、妊婦、肢体不自由者等が、つまずいたり転んだりする危険性があるため、避難経路は段を設けない。	
非常警報装置			
	○	・視覚障がい者、聴覚障がい者に対応した非常警報装置を設ける。 解説 聴覚障がい者には音声情報が伝達されないことがあるため、音声情報とともに、文字情報やサインを表示できるディスプレイ装置や、フラッシュライト、パトライト等の光警報装置等の視覚的に認識可能な非常警報装置を設置する。	図 19.2
	○	・非常警報装置は、ホテル客室や便房、更衣室等、単独での利用が想定される場所において、十分に認識できる位置に設置する。	[8]便所参照
	図 19.2　ディスプレイ装置 ディスプレイ装置の例 （大阪･関西万博 大阪ヘルスケアパビリオン1F みんなトイレ前）		
火災報知器・消火器			
	○	・車椅子使用者及びその他の人々がアクセスできるスペースに設置する。	
	○	・最大操作高 110cm とし、障害物のない壁面に直接取り付ける。	
	○	・自動火災報知設備を設置する建築物に設ける避難口誘導灯は、点滅機能及び音声誘導機能を備えたものとする。	図 19.1
	○	・避難口から誘導する方向に設けられている自動火災報知器が作動したときは、当該避難口に設けられた誘導灯の点滅・音声誘導機能が停止する。	
誘導			
	○	・煙を避けるために低姿勢となっても避難すべき方向がわかるように、床面や腰の高さに、非常口誘導灯や光走行式誘導装置、蓄光性のある誘導タイル等を併設する。 解説 光走行式の緊急避難時の誘導システム（火災等が発生すると、点滅することで非常口の方向を示すなどの工夫）は、聴覚障がい者、弱視者だけでなく、誰にとっても有効である。	図 19.1
	図 19.1　避難口誘導灯 ※避難口誘導灯の設置義務等については、大阪府建築基準法施行条例第８条の2に規定されている 点滅型誘導音装置付誘導灯 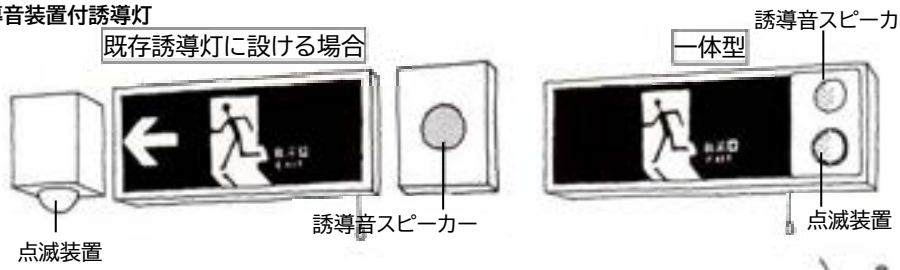 非常文字表示装置 光走行式避難誘導装置 火災信号を受けると、床や壁に埋設された緑色のランプが、避難する方向に向かって点滅走行し、避難方向を示す。 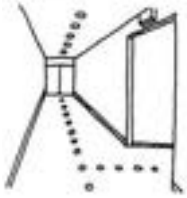		

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
非常口の戸			
	○	・非常口の戸の先の階段踊場は、転落防止やスムーズな避難のためにゆとりを持って確保する。	
	○	・非常口の戸の前にアルコーブを設けて、階段利用者との接触を避ける。	
防火戸			
	○	・防火戸は一目見てわかる配置・デザインとする。	
	○	・防火戸には段を設けない。	
	○	・シャッター式の防火戸は車椅子使用者等の安全性に十分配慮した製品を利用する。	
一時待避スペース			
	○	・階段の踊場に、避難時に車椅子使用者等、自力で階段を下りることができない人のために、救助を待つための一時待避スペースを確保する。	図 19.3
	○	・階段や廊下等に、非常時に待避できる安全な一時待避スペースを設置する。 解説 車椅子使用者が待避するのに十分な空間となるよう、1人あたり 90cm×135cm 程度のスペースを確保し、避難動線の妨げとならない位置に設ける。	図 19.3
	○	・85cm 以上の有効幅を確保する。	図 19.3
	○	・一時待避スペースの構造は、救助を待つために必要な耐火性能や遮煙・遮炎性能等を有するものとする。	
	○	・一時待避スペースには、一時待避スペースであることがわかるよう、わかりやすく表示する。 解説 階段室や付室を設ける場合は、出入口に一時待避スペースが設置してある旨を表示する。	図 19.3
	○	・一時待避スペースには、助けを求めたり、状況を伝えたりするためのインターホンを設置する。	図 19.3

図 19.3　一時待避スペースの例

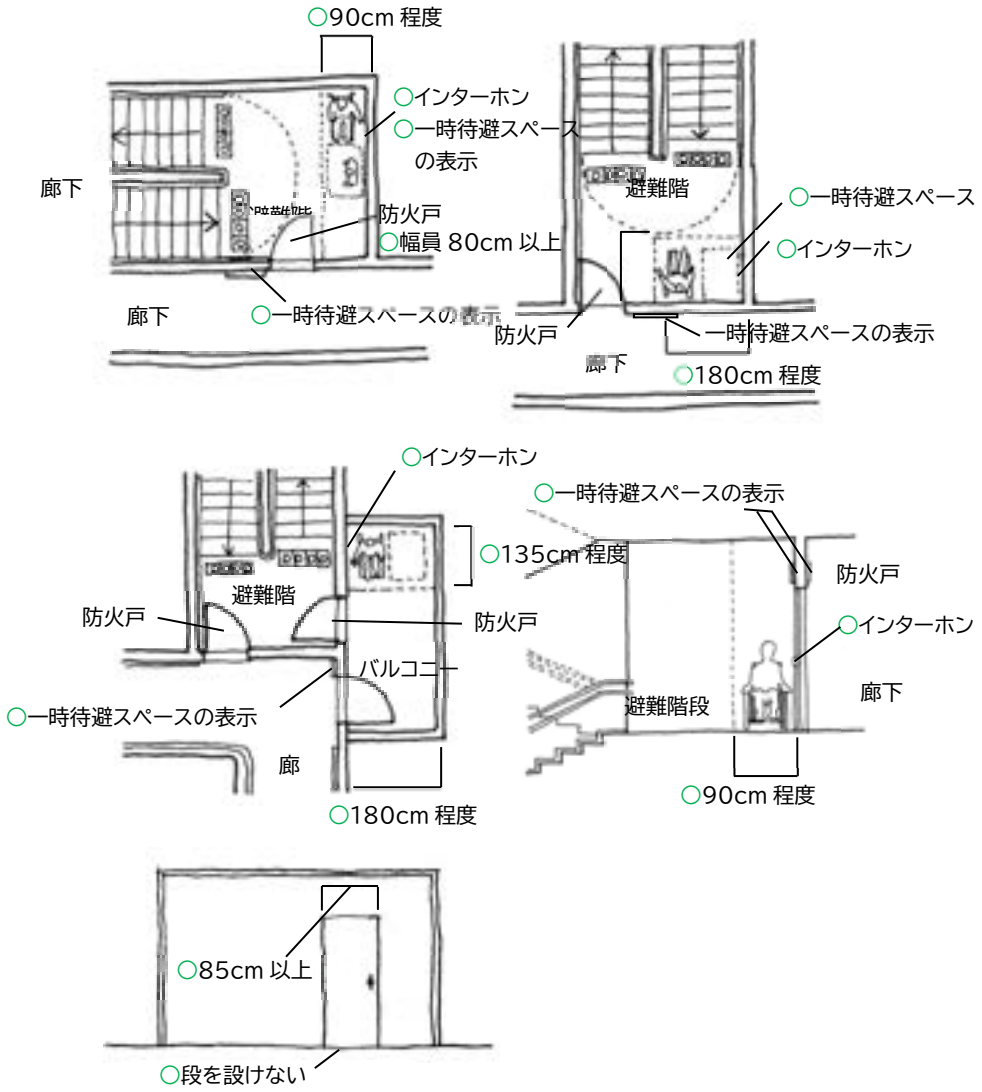

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
バルコニー			
	○	・バルコニーを連続させ、車椅子使用者が通行可能な幅員を確保し、隔板を高齢者、障がい者等が破りやすくすると、避難上有効である。	図 19.3
	○	・居室から段差なしに出入りできるバルコニーを設け、避難階まで傾斜路を設置すると、車椅子使用者も避難できるようになる。	
その他			
	○	・警報発動中でも、自動ドアの開放装置が機能しつづける。	
	○	・警報発動中でも、警報発動エリアからの避難経路が見つけられるような照明を設置する。	

参考　～車椅子対応避難器具の例～

大阪・関西万博シャインハットでは、非常時の際に、停電時でも使用できる車椅子対応の避難器具が導入されました。

これまでは車椅子使用者での避難手段が限られていましたが、車椅子に乗ったまま垂直避難することが可能となっています。

車椅子対応避難器具
（大阪･関西万博シャインハット）

20 バリアフリー情報の公表（ホテル又は旅館）

※この章の基準は、令和 2 年 9 月 1 日施行。　（条例第 34 条～第 40 条）

■基本的な考え方

高齢者、障がい者等がホテル又は旅館を利用する際には、事前に自らが障がい特性や利用目的等のニーズに応じて、宿泊・利用できるかを判断し、施設を選択できることが重要である。大阪府では福祉のまちづくり条例を改正し、施設のハード・ソフトのバリアフリー情報をホームページ等で公表する制度を創設している。

■目次

項目	ページ
計画書の届出	20-2
情報の公表	20-2
計画書の変更の届出	20-3
既設等のホテル又は旅館	20-3
公表方法	20-3
公表項目	20-3

■整備基準

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
計画書の届出			
	●	ホテル又は旅館の移動等円滑化情報の公表 ・新設等営業者は次に掲げる事項を記載したホテル又は旅館の移動等円滑化に関する情報（以下「移動等円滑化情報」という。）の公表に係る計画書（以下「移動等円滑化情報公表計画書」という。）を作成し、営業を開始する日の 14 日前までに、知事に届け出なければならない。 一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二　ホテル又は旅館の名称及び所在地 三　ホテル又は旅館の概要 四　移動等円滑化情報の内容 五　公表の方法 解説 新築、増築、改築及び用途変更の床面積の合計が 1000 ㎡以上のホテル又は旅館の営業者が対象。新設等営業者で届出をせず又は虚偽の届出をしたときや、既設等営業者で虚偽の届出をしたとき、並びに届出をした営業者が公表をせず又は虚偽の公表をしたとき等は勧告の対象となる。	
	●	ホテル又は旅館の移動等円滑化情報の公表 ・既設等営業者は、移動等円滑化情報公表計画書を作成し、知事に届け出ることができる。 解説 新設等営業者で届出をせず又は虚偽の届出をしたときや、既設等営業者で虚偽の届出をしたとき、並びに届出をした営業者が公表をせず又は虚偽の公表をしたとき等は勧告の対象となる。	
情報の公表			
	●	ホテル又は旅館の移動等円滑化情報の公表 ・新設等営業者及び移動等円滑化情報公表計画書を知事に届け出た既設等営業者は、当該施設の移動等円滑化情報公表計画書に従って、次に掲げる移動等円滑化情報をインターネット等により、公表しなければならない。 （ハード対応） 一　駐車場の有無、駐車場がある場合の車椅子使用者用駐車施設の有無 二　道等及び車椅子使用者用駐車施設から主たる出入口までの段差の有無、段差がある場合の傾斜路（スロープ）の設置の有無、視覚障がい者誘導用ブロック又は音声による誘導案内の有無 三　主たる出入口の戸の構造 四　案内所の有無、点字又は音声による視覚障がい者が利用することができる案内設備の有無、主たる出入口から当該案内所及び案内設備までの視覚障がい者誘導用ブロック又は音声による誘導案内の有無 五　エレベーターの有無、エレベーターがある場合の車椅子使用者が円滑に利用することができるエレベーターの有無、点字及び音声による案内設備を設けたエレベーターの有無 六　車椅子使用者用便房の有無、温水洗浄機能付きの便座を設けた便房の有無、オストメイトが円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房の有無、大人のおむつを交換することができる長さ 1.2m 以上のベッドを設けた便房の有無 七　車椅子使用者が円滑に利用することができる浴室等の有無、貸し切って利用することができる浴室等の有無 八　ベビーチェアを設けた便房の有無、ベビーベッドを設けた便所の有無、ベビーケアルームの有無 九　UD ルームⅠの有無、客室数、代表的な間取りを表示した平面図の公表の有無 十　UD ルームⅡの有無、客室数、代表的な間取りを表示した平面図の公表の有無 十一　車椅子使用者用客室の有無、客室数、代表的な間取りを表示した平面図の公表の有無 十二　UD ルームⅠ、Ⅱ、車椅子使用者用客室以外の客室（その他の一般客室）の有無、客室数、代表的な間取りを表示した平面図の公表の有無、当該客室の出入口の幅、通路の幅、便所及び浴室等の出入口の幅及び段差の寸法 （ソフト対応） 十三　次に掲げる備品の貸出又は設備の設置 イ　車椅子及びベビーカーの貸出 ロ　シャワーチェア、シャワー用車椅子、浴室用マット及び入浴台の貸出 ハ　据置き型スロープの貸出 ニ　室内信号装置の貸出 ホ　文字対応テレビ、文字表示ボタン付きリモコンの貸出又は設置 ヘ　移動端末設備（タブレット）及びファクシミリの貸出又は設置 十四　次に掲げるコミュニケーションサービス イ　予約時及び宿泊時の電子メールによる対応	図 20.1

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
		ロ　予約時及び宿泊時のファックスによる対応 ハ　受付時の筆談及び手話による対応 ニ　予約時、受付時及び宿泊時の多言語による対応 対応がある場合の対応言語の種類 十五　次に掲げる案内等のサービス イ　建物出入口から客室までの人的な誘導案内 ロ　ルビ振り又はイラストの入ったパンフレット及び映像による利用案内 ハ　個室での食事の提供 ニ　非常時の館内及び客室内の音声放送 十六　前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項 解説 インターネット等とは、インターネットの利用、パンフレットその他これに類するものへの掲載等。	
	●	ホテル又は旅館の移動等円滑化情報の公表 ・移動等円滑化情報の表示は、日本産業規格 JIS Z 8210 に定められている図記号を用いるなど、高齢者、障がい者等にわかりやすい表示としなければならない。 解説 大阪府では、日本産業規格 JIS や公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団等の図記号を参考に、推奨するピクトグラムを作成しており、原則として、このピクトグラムを利用する。	図 20.3 [12] 標識参照
計画書の変更の届出			
	●	ホテル又は旅館の移動等円滑化情報の公表 ・新設等営業者及び移動等円滑化情報公表計画書を知事に届け出た既設等営業者は、当該届出に係る事項を変更したとき（営業者の地位を承継した場合を含む。）は、変更した日から 30 日以内に、移動等円滑化情報公表計画書変更届出書を届け出なければならない。	
既設等のホテル又は旅館			
	○	・移動等円滑化情報公表計画書の届出をしない既設等営業者においても、移動等円滑化情報をインターネット等により公表するよう努めなければならない。	
公表方法			
	○	・ホームページ等への掲載に加え、海外への情報発信も可能となるような旅行業者を活用するなど、利用者の利便性に配慮する。	
	○	・利用者目線に立った効果的な情報発信にするためには、間取り図や写真・動画（車椅子使用者が実際に利用しているところ等）を用いて、室内の状況や具体的な寸法、設備や備品等の情報を視覚的に発信することが有効である。	
公表項目			
	○	・次の情報を公表する。 （ハード対応） ・駐車場や玄関、受付、エレベーターの位置等を示した配置図、各階平面図 ・客室について 出入口、便所及び浴室等の出入口の有効幅 便所及び浴室等の出入口における段差 便所及び浴室等の手すりの設置の有無 ベッドの高さ （ソフト対応） ・コミュニケーション支援用絵（図）記号 ・無線 LAN ・点字による利用案内 解説「情報の公表」に掲げる情報のほか、上記情報を公表する。	図 20.1

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
図			

図 20.1　バリアフリー情報の公表の留意事項と推奨するピクトグラム

ピクトグラムの凡例
（以下、対応ありの場合を記載）

対応あり
（青色表示）

対応なし
（灰色表示）

ハード対応

（1）駐車場

①駐車場の有無
②政令第 18 条第 1 項に規定する車椅子使用者用駐車施設の有無

【留意事項】
・ある場合には、それぞれ台数を記載することが望ましい。
・駐車場の位置を示した配置図を公表することが望ましい。

【ピクトグラム】※対応なしの場合も記載

駐車場　有

車椅子使用者用
駐車施設　有

（2）主たる出入口までの経路

道等及び車椅子使用者用駐車施設から主たる出入口までの経路について
①段差の有無
②段差がある場合の傾斜路（スロープ）の設置の有無
③当該経路における視覚障がい者誘導用ブロックまたは音声による誘導案内の有無

【留意事項】
・段差がある場合、階段の段数を記載することが望ましい。
・道等及び車椅子使用者用駐車施設から主たる出入口までの経路を示した配置図を公表することが望ましい。

【ピクトグラム】
※平坦、スロープ、階段は該当するものを記載。その他は対応なしの場合も記載。

平坦

スロープ

階段

視覚障がい者
誘導用ブロック　有

音声案内　有

該当するものを記載

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表

(3)主たる出入口の戸の構造

・自動ドア、手動の開き戸、手動の引き戸のいずれかを記載

【留意事項】

・出入口の幅の有効寸法を記載することが望ましい。

【ピクトグラム】※該当するものを記載

自動ドア

開き戸(手動)

引き戸(手動)

該当するものを記載

(4)案内所及び案内設備

①案内所の有無

②点字または音声による視覚障がい者が利用することができる案内設備の有無

・エレベーターまたは便所の配置を点字や文字等の浮き彫り、音声による案内で示すための設備で、具体的には、点字や文字・配置図等を浮き彫りにした触知図案内板等

(触知図案内板の例)

③主たる出入口から当該案内所及び案内設備までの視覚障がい者誘導用ブロックまたは音声による誘導案内の有無

・案内所及び室内設備までの視覚障がい者誘導用ブロックの敷設または音声による誘導案内の有無

【ピクトグラム】※対応なしの場合も記載

案内所 有

点字案内板 有

視覚障がい者
誘導用ブロック 有

音声案内 有

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表

(5)エレベーター

①エレベーターの有無
②車椅子使用者が円滑に利用することができるエレベーターの有無
③点字及び音声による案内設備を設けたエレベーターの有無

【ピクトグラム】※対応なしの場合も記載

エレベーター 有

車椅子使用者対応
エレベーター 有

点字・音声付き
エレベーター 有

(6)共用部分の便所

①政令第 14 条第2項に規定する車椅子使用者用便房の有無

〔政令第 14 条第2項〕国土交通省告示第 1496 号
・腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること
・車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること

②温水洗浄機能付きの便座を設けた便房の有無
③人工肛門または人工ぼうこうを使用している者(以下「オストメイト」という。)が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房の有無
④大人のおむつを交換することができる長さ 1.2 メートル以上のベッドを設けた便房の有無

【留意事項】
・各便房の位置を示した配置図を公表することが望ましい。

【ピクトグラム】※対応なしの場合も記載

車椅子使用者用
便房 有

温水洗浄機能付き
便座設置便房 有

オストメイト
対応便房 有

介護用ベッド
設置便房 有

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表

(7)共用部分の浴室等

①車椅子使用者が円滑に利用することができる浴室またはシャワー室(以下「浴室等」という。)の有無

(参考)大阪府福祉のまちづくり条例における浴室等の基準(第 23 条)
・浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置すること。
・車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保すること。
・出入口は、次に掲げるものであること。
　イ　幅は、80cm 以上とすること。
　ロ　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

②貸し切って利用することができる浴室等の有無
・肢体不自由者や知的障がい者、発達障がい者等、異性による介助への配慮や、知的障がい者や発達障がい者で周囲の視線や周りの音等に敏感な方への対応に利用できる個室タイプの貸切ることができる浴室等の有無を記載。

【留意事項】
・②について、車椅子使用者でも利用できるか記載することが望ましい。
・②について、浴室等の数や予約可能な時間帯、価格等を記載することが望ましい。

【ピクトグラム】※対応なしの場合も記載

車椅子使用者対応
浴室等 有

貸切用の浴室等 有

(8)共用部分の子育て支援設備

①乳幼児を座らせることができる設備(ベビーチェア)を設けた便房の有無
②乳幼児のおむつ交換をすることができる設備(ベビーベッド)を設けた便所の有無
③授乳及び乳幼児のおむつ交換をすることができる場所(ベビーケアルーム)の有無

【留意事項】
・子育て支援設備を設置した位置を示した配置図を公表することが望ましい。

【ピクトグラム】※対応なしの場合も記載

ベビーチェア
設置便房 有

ベビーベッド
設置便所 有

ベビーケアルーム 有
(授乳・おむつ交換室)

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表

(9)客室

①UDルームⅠ
- 条例第 21 条第 1 項第一号に掲げる要件を満たす一般客室(以下「UDルームⅠ」という。)の有無
- 客室数
- 代表的な間取りを表示した平面図の公表の有無

②UDルームⅡ
- 条例第 21 条第 1 項第三号に掲げる要件を満たす一般客室(以下「UDルームⅡ」という。)の有無
- 客室数
- 代表的な間取りを表示した平面図の公表の有無

③車椅子使用者用客室
- 政令第16条第 1 項に規定する車椅子使用者用客室の有無
- 客室数
- 代表的な間取りを表示した平面図の公表の有無

④①～③以外の一般客室(その他の一般客室)
- その他の一般客室の有無
- 当該客室がある場合の客室数
- 代表的な間取りを表示した平面図の公表の有無
- 当該客室の出入口の幅、通路の幅、便所及び浴室等の出入口の幅及び段差の寸法

【留意事項】
- ①から③は努力義務の規定で対応した規定がある場合は、その旨記載することが望ましい(例えばUDルームⅠで、車椅子回転スペースを確保した旨の記載等)。
- ①から③の客室は、客室出入口の幅、通路の幅、便所及び浴室等の出入口の幅・段差の寸法を記載することが望ましい。
- ④の通路の幅は、客室出入口から便所及び浴室等並びに1ベッドまでの経路の幅で、最小のものを記載する。
- 間取り図の公表と併せて、適宜写真(便所及び浴室等の手すりの設置状況等)や動画(車椅子使用者が実際に利用しているところ等)等を公表することが望ましい。
- 客室タイプ(シングル、ダブル、ツイン等)を分けて記載することが望ましい。

【ピクトグラム】※対応なしの場合も記載

UDルームⅠ
(段差のない客室)
●室
間取り図 有

UDルームⅡ
(車椅子利用にも配慮)
●室
間取り図 有

車椅子使用者用客室
●室
間取り図 有

その他の一般客室
●室
間取り図 有
※出入口等の寸法は備考欄に記載

【備考欄】
- 客室出入口の幅 ●cm
- 通路の幅 ●cm
- 便所及び浴室等の出入口
  幅 ●cm、段差 ●cm

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表

ソフト対応

(1)次に掲げる備品の貸出または設備の設置の有無

①車椅子及びベビーカーの貸出

【留意事項】

・貸し出し用車椅子は、客室及び便所・浴室等への出入りが可能な大きさのものを選択することが望ましい。

・従業員が、貸し出し用車椅子の全幅、客室及び便所・浴室等の出入口有効幅員を把握しておくことが望ましい。

②シャワーチェア、シャワー用車椅子、浴室用マット及び入浴台の貸出

【留意事項】

・浴室等の大きさや浴槽の形・大きさ等を考慮し、設置可能なものを選択することが望ましい。

・浴室用マットは、洗い場での転倒防止や座って使う場合の床ずれ防止用の「洗い場用マット」と、浴槽への出入りする場合の滑り止めの「浴槽用マット」があるので、それぞれ用意することが望ましい。

〔事例〕

(浴槽等への出入り)

・シャワー用車椅子(自走式)

・シャワー用車椅子(トイレ兼用型)

(座って身体を洗う)

・入浴用椅子(背もたれ有り)

・入浴用椅子(背もたれなし)

(浴槽への出入り)

・入浴(バスボード、浴槽用マット)

・入浴台(移乗台)

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表

③据置き型スロープの貸出

【留意事項】

・UDルームⅠ、Ⅱの浴室等においてユニットバスを利用した場合は、浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差（2cm程度）が生じることから、より円滑に車椅子使用者が使えるよう据置き型スロープを貸出すことが望ましい。

〔事例〕

・段差解消のための据置きスロープ（便所及び浴室等の出入口）

※本事例では、浴室等の外側の段差の解消に活用されている。

④室内信号装置の貸出

・室内信号装置とは、聴覚障がい者に対して、ドアノック、ドアベルやインターホン、電話の着信、目覚まし時計のアラーム等の音等を感知して、時計等の受信機器の光の点滅（フラッシュ）や振動等により、視覚情報や体感情報として伝える機器。

〔事例〕

・緊急通報ボタン（左）または、従業員からの電話連絡に反応し、文字情報や光で火災等の発生を伝える装置

・来客（チャイム、ノック）、電話、スマートフォンやタブレット等のデバイスへの着信（画面の点灯に反応）、火災・緊急時に、文字と絵記号でお知らせするモニター（客室内のほか、浴室等に設置することができる。）

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表

⑤文字対応テレビ、文字表示ボタン付きリモコンの貸出または設置

〔事例〕

・文字放送イメージ

・テレビリモコンの文字ボタン

⑥タブレット端末またはファクシミリの貸出または設置

・宿泊時における聴覚障がい者や外国人等への対応のための機器の貸出または設置

〔事例〕

・多言語に対応し、スタッフへの連絡や、室内環境の調整可能なタブレット

・フロントと文字でのコミュニケーションができる、コミュニケーション支援アプリの入った貸し出し用のタブレット

【ピクトグラム】※対応可能なものを記載。下記以外は言葉のみで記載。

車椅子の貸出

ベビーカーの貸出

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表

(2)次に掲げるコミュニケーションサービスの有無

①予約時及び宿泊時の電子メールによる対応
・予約時及び宿泊時における聴覚障がい者や外国人等からの電子メールによる対応

②予約時及び宿泊時のファックスによる対応
・予約時及び宿泊時における聴覚障がい者や外国人等からのファックスによる対応

③受付時の筆談及び手話による対応
・受付時における聴覚障がい者や外国人等への筆談対応
・受付時における聴覚障がい者への手話による対応

(参考)筆談ボード
・磁気式のメモボード

・感圧式の液晶パネル(電子黒板)

④予約時、受付時及び宿泊時の多言語による対応(対応言語を記載)
・予約時、受付時及び宿泊時における外国人への多言語による対応

【留意事項】
・複数の手段を組み合わせることが望ましい
・フロント等には、「聴覚障がい者には筆談で対応します。」「ドアノックセンサー等の聴覚障がい者向けの備品の貸し出しがあります。」といった表示をすることが望ましい。
・フロント等には、筆談ボードのほか、言葉(文字、話言葉)による人とのコミュニケーションが困難な人に配慮したコミュニケ―ション支援用絵(図)記号等によるコミュニケーション支援ボード等を常備することが望ましい。

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表

〔事例〕コミュニケーションボード　　出典：大阪メトロ HP

【ピクトグラム】※対応可能なものを記載。

予約・宿泊時の電子メール対応　　予約・宿泊時のFAX対応　　受付時の筆談対応　　受付時の手話対応　　予約・受付・宿泊時の外国語対応（●●語）（●●語）（●●語）

（3）次に掲げる案内等サービスの有無

①建物入口から客室までの人的な誘導案内

【留意事項】

・視覚障がい者等は、空間を把握することや目的地までの距離や経路を確認することが困難であるので、建物入口から客室までの人的な誘導案内が望まれる。

②ルビ振りまたはイラストの入ったパンフレット及び映像による利用案内

【留意事項】

・知的障がい者や発達障がい者等は、複雑な話や抽象的な表現の理解が難しく、的確に内容をつかむことが困難な方もいるので、イラストの入ったパンフレットや映像による利用案内を作成することが望まれる。

③個室での食事の提供

【留意事項】

・知的障がい者や発達障がい者等は、周囲の視線や周りの音等に敏感な方もいるため、食事の部屋での提供や個室での提供が望まれる。

④非常時の館内及び客室内の音声放送

【留意事項】

・視覚障がい者は視覚的な情報が制限されるため、音声アナウンスやチャイム等の音による案内や誘導が必要となる。

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
		■案内等サービス全体に係る留意事項 ・施設管理者・従業員(職員)等は、敷地内及び施設内での高齢者や車椅子使用者等の移動支援や、視覚障がい者や聴覚障がい者、知的障がい者、発達障がい者、精神障がい者等の多様な利用者の案内・誘導等に必要な人的配置と情報提供、コミュニケーション方法に配慮することが望ましい。 ・視覚障がい者等が宿泊する際には、非常時の客室内での対応策や情報伝達手段、避難誘導について説明することが望ましい。 ・視覚障がい者等が同伴者なく宿泊する際には、チェックイン時に客室に同行し、鍵の使い方(カードキーの裏表等)、照明や空調のスイッチ・リモコン等の位置・使い方、水栓や便器洗浄ボタン・レバー等の位置・使い方、シャンプー等のアメニティの区別等について、実際に宿泊者に手で触れてもらいながら説明する等の配慮があることが望ましい。 ・フロント等には、点字による施設の利用案内を準備することが望ましい。 ・聴覚障がい者等が宿泊する際には、非常時の客室内での対応策や情報伝達手段(設備・機器の説明を含む)、避難誘導について事前に説明すること、説明資料を準備することが望ましい。	
		■各ホテル又は旅館のホームページによるバリアフリー情報の公表の留意事項 (図 20.2 推奨するホームページ例 を参照) ・文字の内容を読み取ることが難しい外国人や知的障がい者、発達障がい者等へ対応するため、できるだけピクトグラムを併記する。 ・ピクトグラムは視覚障がい者の閲覧にも配慮し、音声対応の文字情報を併記する。 ・ピクトグラムは、可能な限り JIS や公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が作成している図記号を用いる。原則として大阪府が提供するピクトグラムを利用する。 ・ホームページには、バリアフリー情報専用のページを設け、トップページのメニュー等から直接アクセスできるようにする。 ・利用者が記載のない公表項目(ソフト面の項目等)も把握できるよう、ホームページの下段等に、大阪府のホームページにある公表項目リストのページにリンクを貼る。 ・宿泊予定者がUDルームⅠやUDルームⅡ、車椅子使用者用客室の基準がわかるように、ホームページ下段等に、大阪府のホームページにある当該基準のページのリンクを貼る。 ・多くの方が利用するスマートフォン等、パソコン以外の情報端末にも対応することが望ましい。	
		■その他公表に関連しての留意事項 ・ホームページ等によるバリアフリー情報の公表と、予約時及び来訪時のコミュニケーションの充実を図ることは、実際の宿泊時のトラブルの回避につながることになる。 ・また高齢者、障がい者等の予約時には、どのような配慮を必要とするかについて確認するほか、どのような備品の貸し出しや人的対応が可能か(あるいは難しいか)等について、Eメールや電話等の手段で説明、または提案する等、十分なコミュニケーションを図ることが望ましい。 ・宿泊施設のバリアフリー対応の質を高めるためには、利用者のニーズを継続的に把握・蓄積し、改善や改修につなげ、加えてソフト面の工夫、情報提供内容の充実に活かしていくことも重要である。	

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表

図 20.2　推奨するホームページ例

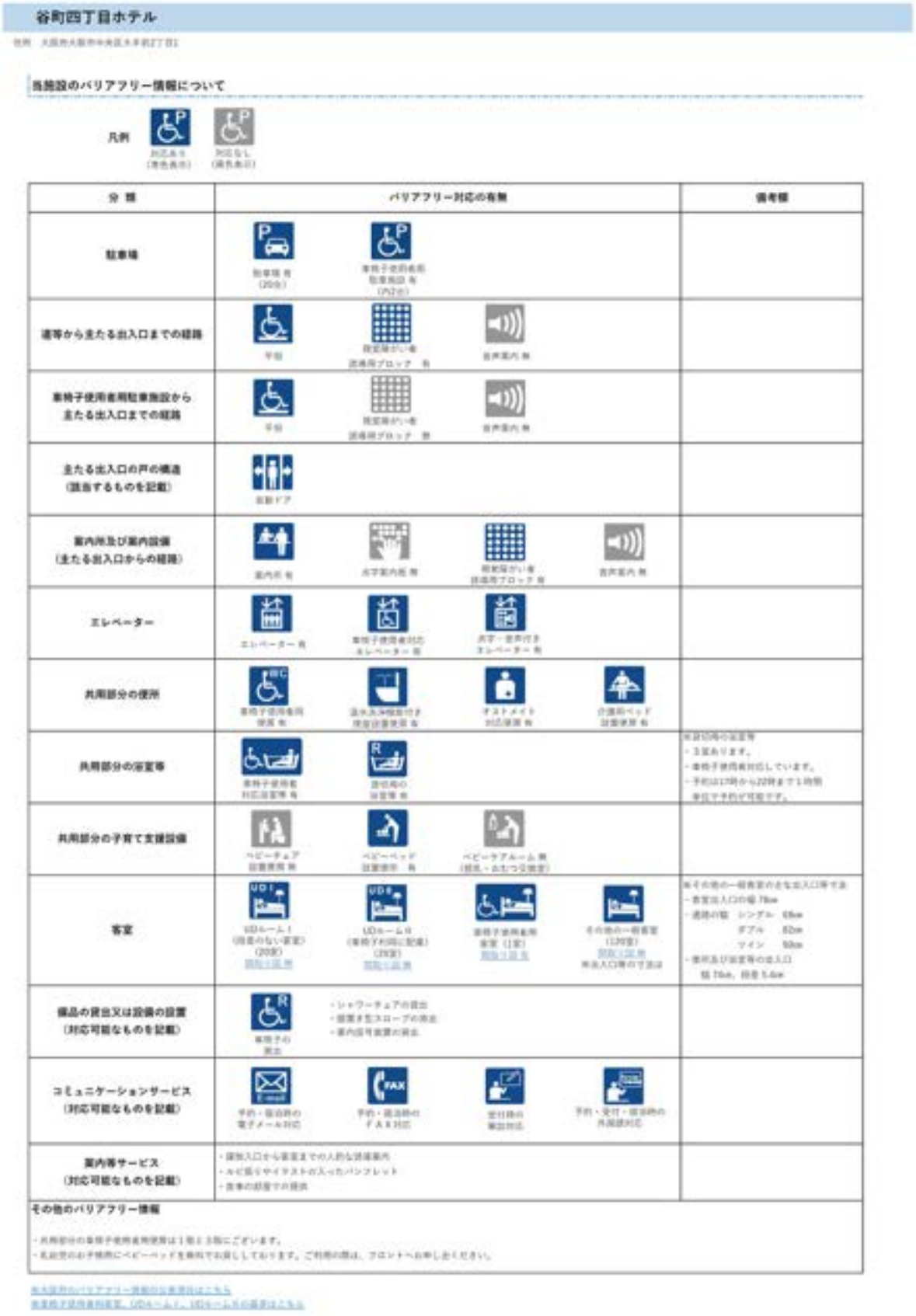

谷町四丁目ホテル

当施設のバリアフリー情報について

凡例

分類	バリアフリー対応の有無	備考欽
駐車場		
道等から主たる出入口までの経路		
車椅子使用者用駐車施設から主たる出入口までの経路		
主たる出入口の戸の構造（該当するものを記載）		
案内所及び案内設備（主たる出入口からの経路）		
エレベーター		
共用部分の便所		
共用部分の客室等		
共用部分の子育て支援設備		
客室		
備品の貸出又は設備の設置（対応可能なものを記載）		
コミュニケーションサービス（対応可能なものを記載）		
案内等サービス（対応可能なものを記載）		

その他のバリアフリー情報

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表

図 20.3　バリアフリー情報の公表項目一覧

	項目	内容	対応あり（青色表示）	対応なし（黄色表示）	表示方法
ハード対応	駐車場	駐車場			有無の表示
		車椅子使用者用駐車施設			
	道等及び車椅子使用者用駐車施設から主たる出入口までの経路	平坦		－	該当するものを記載
		スロープ		－	
		階段		－	
		視覚障がい者誘導用ブロック			有無の表示
		音声案内			
	主たる出入口の戸の構造	自動ドア		－	該当するものを記載
		開き戸（手動）		－	
		引き戸（手動）		－	
	案内所及び案内設備（主たる出入口からの経路）	案内所			有無の表示
		点字案内板			
		視覚障がい者誘導用ブロック			
		音声案内			
	エレベーター	エレベーター			有無の表示
		車椅子使用者対応エレベーター			
		点字・音声付きエレベーター			
	共用部分の便所	車椅子使用者用便房			
		温水洗浄機能付き便座設置便房			有無の表示
		オストメイト対応便房			
		介護ベッド設置便房			
	共用部分の浴室等	車椅子使用者対応浴室等			有無の表示
		貸切用の浴室等			
	共用部分の子育て支援設備	ベビーチェア設置便房			有無の表示
		ベビーベッド設置便所			
		ベビーケアルーム（授乳・おむつ交換室）			
	客室	UDルームⅠ（段差のない客室）			有無の表示 客室数 主な間取図公表の有無 「その他の一般客室」の場合は出入口等の寸法
		UDルームⅡ（車椅子利用に配慮）			
		車椅子使用者用客室			
		その他の一般客室			

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表

ソフト対応	備品の貸出又は設備の設置	車椅子の貸出		－	対応可能なものを記載
		ベビーカーの貸出		－	
		シャワーチェアの貸出	－	－	
		シャワー用車椅子の貸出	－	－	
		浴室用マットの貸出	－	－	
		入浴台の貸出	－	－	
		据置き型スロープの貸出	－	－	
		室内信号装置の貸出	－	－	
		字幕対応テレビ・字幕表示ボタン付きリモコンの貸出又は設置	－	－	
		移動端末設備（タブレット）の貸出又は設置	－	－	
		ファクシミリの貸出又は設置	－	－	
	コミュニケーションサービス	予約時・宿泊時の電子メール対応		－	対応可能なものを記載
		予約時・宿泊時のファックス対応		－	
		受付時の筆談対応		－	
		受付時の手話対応		－	
		予約時・受付時・宿泊時の多言語対応（対応言語の種類）		－	
	案内等サービス	建物入口から客室までの人的な誘導案内	－	－	対応可能なものを記載
		ルビ振りやイラストの入ったパンフレットによる利用案内	－	－	
		映像による利用案内	－	－	
		食事の部屋での提供及び個室での提供	－	－	
		館内及び約室内への非常時の音声放送	－	－	

21 小規模店舗（小規模店舗における設計ガイドライン）

■基本的な考え方

日常生活において利用される用途の建築物（物販店舗・飲食店舗・サービス店舗・診療所等）は、建築物の規模にかかわらず、高齢者、障がい者等が円滑に利用できるものであることが求められている。

バリアフリー法や福祉のまちづくり条例では、建築物の主な部分については、高齢者や障がい者を含めたすべての人が円滑に利用できるよう守るべき基準を定めているが、基準の適用が及ばない部分にバリアがあると、実際には利用しにくい建物になるため、基準の適用が及ばない小規模店舗の内部においても適切な配慮が求められる。

また、テナントビルにおけるテナント入れ替え時等に行われる大規模なリニューアル工事においても、高齢者や障がい者等が円滑に利用できるよう整備することも重要である。

すべての人に使いやすい建築物は、移動経路や利用居室等の建築的な対応によるハードの整備で達成されることが望ましいが、整備された建築物や案内表示をより利用しやすくする運営管理・人的対応等のソフト面の工夫を店舗管理者や店主等が行うことも重要となる。

■目次

項目	ページ
敷地内の通路	21-2
駐車場	21-2
出入口	21-2
案内表示	21-3
店舗内の通路	21-3
店舗内の通路（物販店舗）	21-3
便所	21-4
待合スペース	21-5
飲食店舗の座席	21-5
サービスカウンター	21-5
配膳カウンター（飲食店舗）	21-6
試着室	21-7
会計	21-7
発券機	21-7
現金自動預払機	21-8
ソフト面の工夫	21-11
物販店舗の設計例	21-14
飲食店舗の設計例	21-15
サービス店舗の設計例	21-16

■整備基準

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
敷地内の通路			
	○	・道から出入口にいたる経路上に段を設けない。 解説 詳細は［1］敷地内の通路参照。	
	○	・敷地内の通路と道路の境界部分や出入口前の段差を解消するため、L 形側溝や縁石の立ち上がり部分の切下げ等について道路管理者等と協議を行い、車椅子使用者等の移動が円滑になるよう配慮する。 解説 砂利敷、飛石、小段等は車椅子使用者等の移動が困難であるので、設ける場合は別ルートを確保できるようにする。	
	○	・通路を横断する排水溝を設ける場合には、そのふたは、杖、車椅子のキャスター等が落ちないものとする。	
	○	・床の表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げる。	
	○	・床の表面は、転倒に対して衝撃の少ない材料で仕上げる。	
	○	・車椅子の操作が困難になるような毛足の長い絨毯を、床の全面に使用することは避ける。	
駐車場			
	○	・駐車場を設ける場合には、そのうち１以上に、車椅子使用者用駐車施設を設ける。 解説 詳細は［9］駐車場参照。車椅子使用者が円滑に利用することができないロック板やカラーコーン等は設置しない。 ロック板が乗降の妨げとなる	
	○	・車椅子使用者用駐車施設の幅は 350cm 以上とする。	
	○	・車椅子使用者用駐車施設の乗降用スペースは左右両方に設ける。この場合、車椅子使用者用駐車施設を隣接して複数設けると左右どちらからでも乗降できるようになる。 解説 駐車スペースの境界表示を二重ラインにするなど、十分な乗降用スペースを確保する。	
	○	・発券機や精算機等は、手や指の不自由な人や、車椅子使用者も使えるように位置や高さ等に配慮する。 解説 小規模店舗の共同利用駐車場における駐車場の構造、設備にも留意する。	
出入口（[2]出入口参照）			
	○	・出入口の有効幅員は、80cm 以上とし、その前後には高低差がないものとする。 解説 詳細は［2］出入口参照。幅については有効幅員をいい、引き戸は引き残しや戸厚を含めない寸法で計測する。	
	○	・２以上の出入口を併設する場合には、そのうち１以上の出入口の有効幅員は、90cm 以上とする。	
	○	・店舗にバルコニー（避難用バルコニーを含む）、テラス等を設ける場合、バルコニー、テラス等への主要な出入口の有効幅員は、80cm 以上とする。	
	○	・店舗の出入口や店舗内部の主要な経路に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。 解説 傾斜路を上り切ったところに、手前に引く開き戸を設けると車椅子使用者が利用できないので避ける。	
	○	・戸の前後に水平なスペースを確保する。	
	○	・出入口は、引き戸の方が開き戸より使いやすく、また自動式の方が使いやすい。	
	○	・客の来店が容易に視認でき、迅速に対応できるよう、店舗の出入口の壁面材料（透明ガラス面仕上げ等）に留意する。	
	○	・位置や内容を確認しやすいように、音声案内を適切に設置する。	
	○	・物販店舗等の出入口の戸は、買い物袋と杖・白杖等を両手に持った高齢者、障がい者等の利用にも配慮し、自動式引き戸とする。	
	○	・バルコニー、テラス等への主要な出入口の戸は、車椅子使用者等が容易に開閉して通過できる構造とする。また、その前後に高低差がないものとする。	
	○	・出入口に設けるインターホンの周囲には、カートや搬入商品等の保管場所を設けない。	
	○	・屋外に設置する、及び屋外に接客部分がある小型店舗等には、庇や日よけ等を設置する。	

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
案内表示			
	○	・エレベーター、便所の付近には、エレベーター、便所があることを表示する表示板（標識）を設ける。 解説 詳細は［13］案内設備参照。	
	○	・表示板は、高齢者、障がい者等の見やすい位置に設ける。	
	○	・表示板は、ピクトグラム等の表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本産業規格 JIS A 8210 案内用図記号に定められているときは、これに適合するもの）とする。	［12］標識参照
	○	・案内表示は、視覚障がい者誘導用ブロック等、案内板、サイン、音声や光による誘導が効果的に組み合わさるよう配慮する。	
店舗内の通路			
	○	・店舗内や室内には段差を設けない。やむを得ず段差を設ける場合は、傾斜路を設置する。 解説 段差があると車椅子使用者が利用できない。ベビーカー使用者や高齢者にとっても、使いにくい。 また、会計、相談カウンター、商品受け渡しカウンター、レジ前に段差を設けない、また、車椅子用の転回スペースを確保する。	図 21.4 図 21.5
	○	・通路は車椅子使用者やベビーカー使用者も通れるよう有効幅 90cm 以上を確保する。 解説 小さな店舗でも、最低 1 本は確保する。	
	○	・横向きの人と車椅子使用者のすれ違いがある通路については、120cm 以上とし、商品や看板等を設置しない。	
	○	・会計・相談カウンターの前やショーケースの前等、従業員と利用者が正対する通路の幅は、140cm 以上とする。面積や構造による制約があり、やむを得ない場合は 120cm 以上とする。	図 21.5
	○	・通路沿いに設ける設備機器・備品（消火器、冷蔵庫、棚等）は有効幅員の確保や手すり・壁による視覚障がい者の連続的な誘導の妨げにならない位置に設ける。	
	○	・主要な経路上の通路には、25m 以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設ける。	
	○	・通路の端部やレジ前等に車椅子使用者の転回スペース（140cm 角以上）を確保する。	
店舗内の通路（物販店舗）			
	○	・通路には、商品等を置かない。 解説 通路幅が確保できていても、商品等が通路にはみ出して、通路幅が狭くなり、利用できない場合がある。また、商品棚の出入口に商品のぶら下げ陳列や販促品の設置等をして、出入りのための有効幅が実質的に減少しないようにする。	
	○	・できる限り、車椅子使用者の手が届く範囲に商品を陳列する。 解説 車椅子使用者が手に取りやすい位置とは、商品棚の場合、床面からの高さ 100cm～120cm 程度（ただし床から 30cm 程度）、奥行 60cm 程度。	図 21.1
	○	・商品棚間の有効幅員は 120cm 以上とする（車椅子使用者が商品を取り出しやすいようにする）。ただし、片側商品棚の場合は 90cm 以上とする。	
	○	・レジカウンター前のレーンは、1 レーンに対して車椅子使用者等が通れる有効幅員 90cm 以上を確保する。 解説 レジカウンターに誘導するポールで区切られた通路は車椅子使用者が通れる幅とする。	

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表

図 21.1　店舗内部における設計例

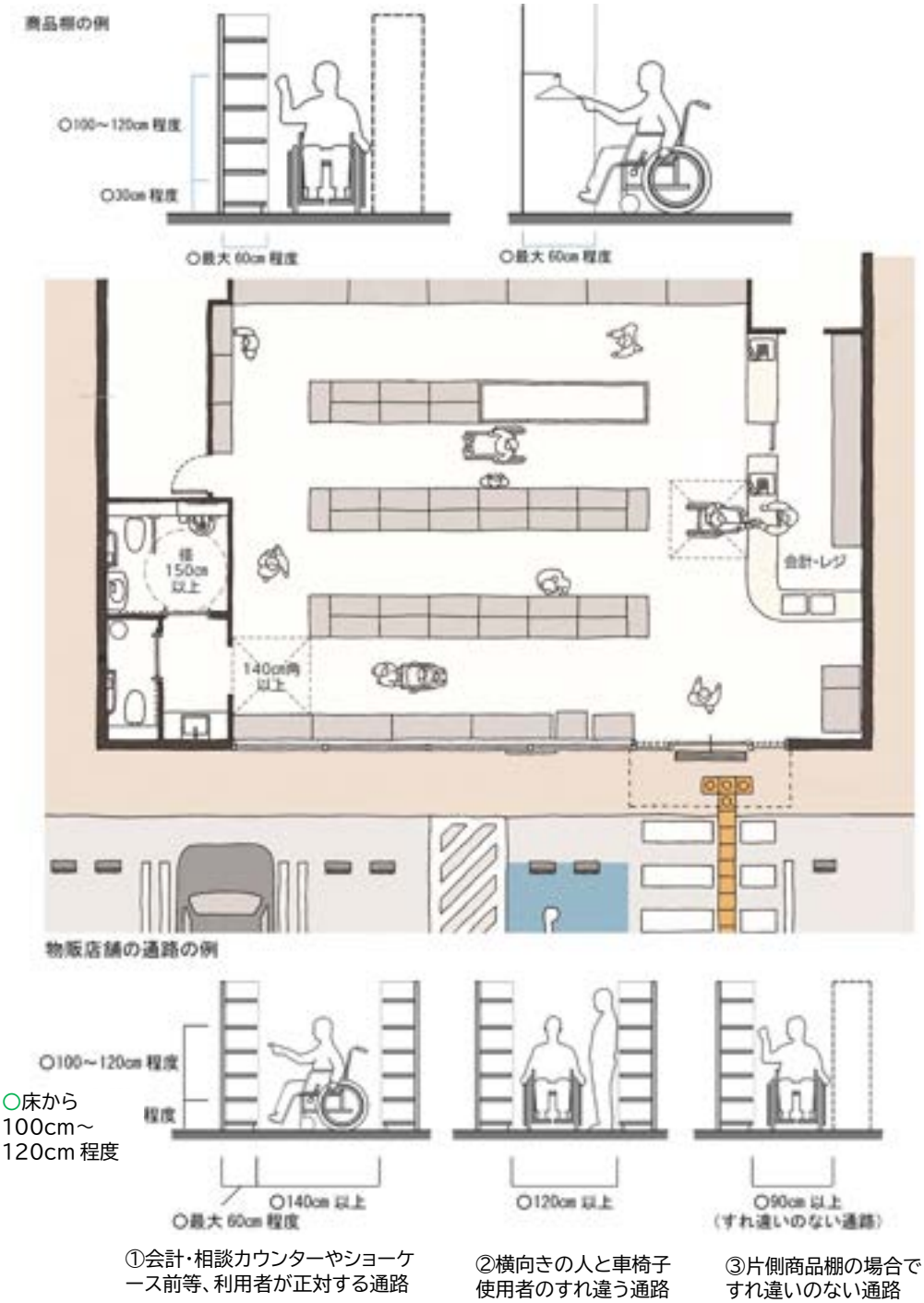

便所

○	・便所内に、車椅子使用者用便房」を１以上設ける。 解説 詳細は［8］便所参照。	
○	・男子用小便器を設ける場合には、その１以上に手すりを設ける。	
○	・便所内にオストメイト対応の便房を１以上設ける。	
○	・便所内にベビーベッド、ベビーチェアを１以上設ける。	
○	・複数テナントが入居する建築物の場合には、複数のテナントが共同利用できる位置に車椅子使用者用便房等を設ける。また、小規模店舗が密集する商店街においては、複数の店舗が共同利用できる位置に車椅子使用者用便房を設ける。	
○	・２階以上の建物の場合、直接地上へ通ずる階と同一の階に車椅子使用者用便房を設ける。	

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
待合スペース			
	○	・待合には、高齢者、障がい者等の休憩の用に供する設備（ベンチ等）を設ける。	
	○	・車椅子使用者や乳幼児連れの利用者（ベビーカー）にも配慮したスペース（幅 90cm×奥行き 120cm 以上）を確保する。 解説 ベンチ等の移動による対応も可。	
	○	・水飲み器、自動販売機、発券機、ATM 等の周辺には、車椅子使用者が接近できるスペースを確保する。	
飲食店舗の座席			
	○	・飲食店舗の場合は椅子に座った状態でも有効幅員 90cm 以上を確保する。	
	○	・カウンター形式の座席を設置する場合、車椅子使用者でも利用できる高さとし、可動席とするか、別途、車椅子使用者でも利用できる高さのテーブルと席を全体の半分は確保する。 解説 高いテーブルやカウンターは車椅子使用者が利用できない。	
	○	・多様なニーズに応じることができる客席を設置する。 解説 固定式のイスによるテーブル席や掘りごたつ席だけであれば、車椅子使用者が利用できない。座敷や掘りごたつ席のみであれば、高齢者や足を怪我されている方は立ち上がりづらい。	
	○	・高齢者や足を怪我されている人、脚力が低下している人等に配慮し、立ち上がりや座位姿勢の保持のため、椅子はひじ掛け付き、背もたれ付きとし、け込みを座面奥行きの 1/3 以上とする。	
	○	・車椅子使用者が車椅子のまま食事ができるように、原則としてすべての席を可動式の椅子席とする。 解説・テーブルも可動式とすることで、レイアウト変更や車椅子使用者の通路幅員の確保等ができるようにする。 ・可動式の椅子席等は、車椅子使用者と同伴者、または２人以上の車椅子使用者が同時に利用できるものとする。 ・車椅子使用者が利用できるテーブル寸法 ・４人掛け：幅 145cm～160cm 程度×奥行き 75cm～90cm 程度 ・２人掛け：幅 90cm 程度×奥行き 75cm～90cm 程度 ・いずれもテーブル下端高さ 65cm～70cm 程度、上端高さ 70cm～75cm 程度	図 21.4 図 21.5
	○	・固定席を設ける場合には、客席総数の 1/2 未満とする。	
	○	・車椅子使用者がテーブルに接近できるよう、テーブルの脚の位置は、両脚の間隔（内法）を 70cm 以上または両脚のない中央柱脚とする。	図 21.4
	○	・人混みや音、光等環境の状況によって、パニックを起こしやすい方々が気分を落ち着かせるために、カームダウン・クールダウンのための個室や簡易な仕切りを用意する。	[18]知的障がい・精神障がい支援設備参照
	○	・飲食店カフェテリアスタイルの飲食店において、床面からの高さ 70cm～80cm 程度のトレー移動カウンターは、奥行き 25cm、膝下クリアランスは床面から高さ 65cm～75cm 程度とし、トレーを取る地点から、精算地点まで連続していること。	
	○	・テーブルといすをレイアウトする場合には、車椅子使用者が利用可能なテーブルの大きさや通路幅を踏まえて、全体計画を行う。	
	○	・レストランのテーブルは四隅に脚のあるテーブルでいすと別になったものとする。	
	○	・レストランで中央に支柱のある丸テーブルの場合は、テーブル先端から支柱基部まで 50cm とする。	
	○	・店舗エリア内の座席について、車椅子使用者、ベビーカー利用者等に対応した座席を必要な数を設置する。その際、配置については、介助者、同伴者の席、２人以上の車椅子使用者の利用にも配慮し、複数箇所に設置する。	
サービスカウンター			
	○	・立位で使用するカウンター等は、台を固定し、別に車椅子使用者用のカウンター等を併設する。 解説 案内設備として位置づける受付や案内カウンターは、基準に適合させなければならない。 「条例第 26 条　案内所は車椅子使用者が円滑に利用できるものとしなければならない。」 [13] 案内設備参照。	
	○	・車椅子使用者をはじめ、高齢者、障がい者等が利用できるサッカー台（購入済みの商品を袋に詰めるための台）及びサービスローカウンターを１以上設ける。	

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
	○	・車椅子使用者用カウンター及びサッカー台の下端の高さは車椅子の膝が入るよう 65cm～70cm 程度とし、上端の高さは 70 cm～75cm 程度、下部スペースの奥行き 45cm 以上とする。	
	○	・座位カウンターのいすは、40～46cm の座面高さで、ひじ掛け付きのものを用意する。	
	○	・立位カウンターの高さは 90～100cm とする。	
	○	・２人以上の者が利用することができる受付カウンターを設置する場合、高さは 75cm 程度、幅は 100cm 以上とする。	
	○	・車椅子使用者が近接しやすいよう、カウンター等の前面には車椅子使用者が転回できるスペースを設け、また、床面は水平とする。	
	○	・物品の受け渡し、筆記、対話等、使用する内容を考慮し、高齢者、障がい者等が使用しやすい形状や設置位置とする。 レーンに手が届かない	
	○	・杖を立てかけられる場所や、掛けることのできるくぼみ等を設けると使いやすい。	
	○	・カウンターに溝を設けると、立ち上がる時、車椅子で寄り付くとき等に手をかけることができる。	
	○	・机上の照度を十分に確保する。ただし、障がいによっては明るさが支障となる場合もあるので、手元で点灯・消灯操作ができる手元照明がよりよい。なお、スポットライトは避ける。	
	○	・呼び出しをするカウンターには、音声によるほか、聴覚障がい者への配慮として文字情報やこれに代わるサインがわかるディスプレイ装置等を備える。 解説 赤い光の電光表示は、弱視者や色弱者には見えにくく、色覚に障がいがある人（色弱者）には、光った赤は、黒に近い色に見えるため、注意する。	図 21.5
	○	・立位で使用するカウンター等は、実用に応じて身体を支えるための手すり、傘や杖等をおける場所を設置する。	図 21.5
配膳カウンター（飲食店舗）			
	○	・配膳カウンターの高さは、車椅子使用者が利用できるよう配慮したものとする。	
	○	・配膳カウンターの下部の奥行きは、車椅子使用者の膝が入るスペースを確保する。	
	○	・セルフサービスの飲食店舗やフードコート等の呼び出しを行うカウンターには、音声による呼び出しとあわせて、振動等で呼び出しを伝える室内信号装置を設ける。	
	○	・配膳カウンター前の通路は、カウンター待ちの背後の通行を考慮し、150cm～180cm 程度を確保する。	
	○	・セルフサービス方式の場合、冷蔵庫や棚の扉は引き戸とする。	
	○	・車椅子使用者や座面の高いいすを使えない人に配慮し、カウンター席には可能な限り車椅子対応のローカウンター席も設ける。	
	○	・トレー移動カウンターは、奥行き 30 cmとする。	
	○	・配膳カウンターは、幅 75cm 程度とする。	
	○	・配膳カウンター上面には 30cm×30cm の空きスペースを設ける。	
	○	・配膳カウンター前端からの到達範囲（奥行）は 60cm 以下とする。	
	○	・セルフサービス方式の場合は商品注文、受け渡し、支払いのすべての経路とカウンター等をバリアフリーとする。	
	○	・商品受け渡し口前に段差を設けない。受け渡し口の人待ち列の整理のためにポール等を設置するときには車椅子使用者の通行にも配慮する。	

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
試着室			
	○	・車椅子のまま入ることができるよう、試着室の床には段差を設けない。	図 21.2
	○	・試着の際に靴の履き替えや腰掛ける必要がある場合には、広めの試着室を設け、手すり付きの椅子を用意する。 解説 直径 150cm 以上の円が内接できる広さを確保する。着替え用ベンチ（高さ 42cm～45cm 程度）、鏡、手すりを設置する。	図 21.2
	○	・試着室の前室に介助者等の待合スペースを設ける。	
	○	・車椅子のまま試着できるよう、店舗内通路やコーナーの一部にカーテン等による仕切りを設け、工夫する。	

図 21.2　車椅子使用者も利用できる試着室

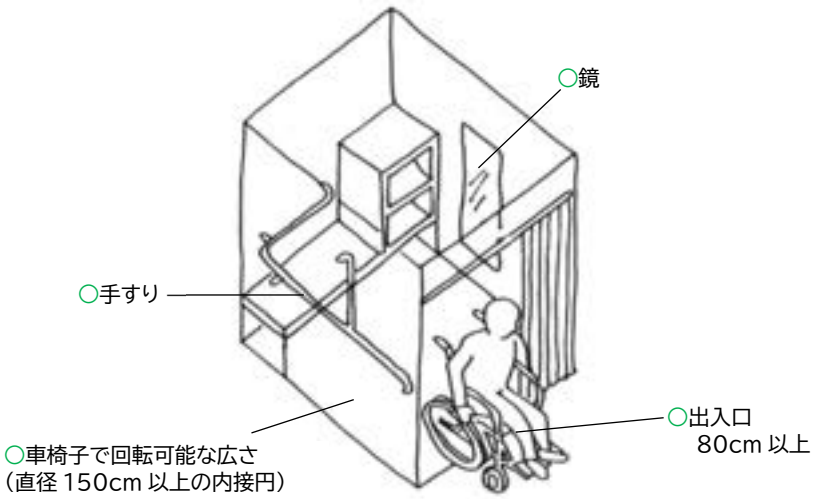

会計			
	○	・レジでは利用者から金額表示が見えるようにする。	図 21.4 図 21.5
	○	・レジを設ける場合、通路幅は、車椅子使用者やベビーカー使用者も使えるものを設ける。	
	○	・クレジット払いやセルフレジ等の機器を車椅子使用者等が利用できるようにする。 解説 クレジットカード等の差し込み口、現金投入口、セルフレジのパネルの高さに留意し、障がい者を含めたすべての人が利用しやすいように配慮する。また、視覚障がい者等への配慮として、ソフト対応が行えるよう呼び出しボタン等を設置する。	
	○	・以下の場合には、立位で使用する会計カウンターのほかに、高齢者、障がい者等が利用できるローカウンターを１以上設ける。 ・物販店舗で、複数の会計カウンターがある場合 ・多数の高齢者、障がい者の利用が想定される建築物にある店舗 ・無人レジ（セルフレジ）における会計 解説 ローカウンターのほかにも、会計に時間がかかる方等のために優先レジを設けるなどの配慮があるとよい。	
発券機			
	○	・発券機や精算機等は、手や指の不自由な人や、車椅子使用者も使えるように位置や高さ等に配慮する。	
	○	・操作ボタン及び取り出し口等が、車椅子使用者でも手が届くよう、それぞれ床から高さ 60cm～100cm 程度とし、下部に車椅子使用者の膝が入るスペースを設ける。 解説 詳細は［16］造作設備参照。	

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
	○	・お金の投入口は車椅子使用者でも手が届く高さとする。 解説 カード等の差し込み口、現金投入口、パネルの高さに留意し、障がい者を含めたすべての人が利用しやすいように配慮する。また、視覚障がい者等への配慮として、ソフト対応が行えるよう呼び出しボタン等を設置する。	
	○	・主要なボタンは車椅子使用者でも手が届く範囲に配置する。	
	○	・タッチパネル操作が困難な視覚障がい者が利用できるよう、押しボタン及びテンキーを設ける。	
	○	・視覚障がい者が、係員の所在を用意に把握できない場合に備え、係員を呼び出すためのボタンを設置する。	
現金自動預払機			
	○	・通行の支障とならない位置に設ける。	
	○	・車椅子使用者の利用に配慮した操作ボタンの高さとする。	
	○	・ボタンは押しボタンとし、点字及び音声による使用方法の案内を行う機能を有する。 解説 タッチパネル式は、視覚障がい者は利用することができない。車椅子使用者も画面の角度によっては使えない場合がある。	図 21.3
	○	・ATM に設置するインターホンはモニター付きにするなど、聴覚障がい者も利用できるものとする。	
	○	・操作部分への車椅子使用者の接近のしやすさ（足元のスペースの確保）や、見やすさ（画面への映り込みの防止や角度）、タッチパネル等の操作のしやすさに配慮したものとする。 解説 ATM の機械にアプローチする通路の誘導ポールが車椅子使用者の利用の妨げにならないようにする。カード等の差し込み口、現金投入口、パネルの高さに留意し、障がい者を含めたすべての人が利用しやすいように配慮する。また、視覚障がい者等への配慮として、ソフト対応が行えるよう呼び出しボタン等を設置する。	図 21.3
	○	・車椅子使用者を含む利用者が画面が容易に視認できるように、のぞき見防止処理は横方向のみとし、上下方向の防止処理は行わない。	
	○	・音声案内による操作が可能なハンドセットを設ける。	

図 21.3　現金自動預払機

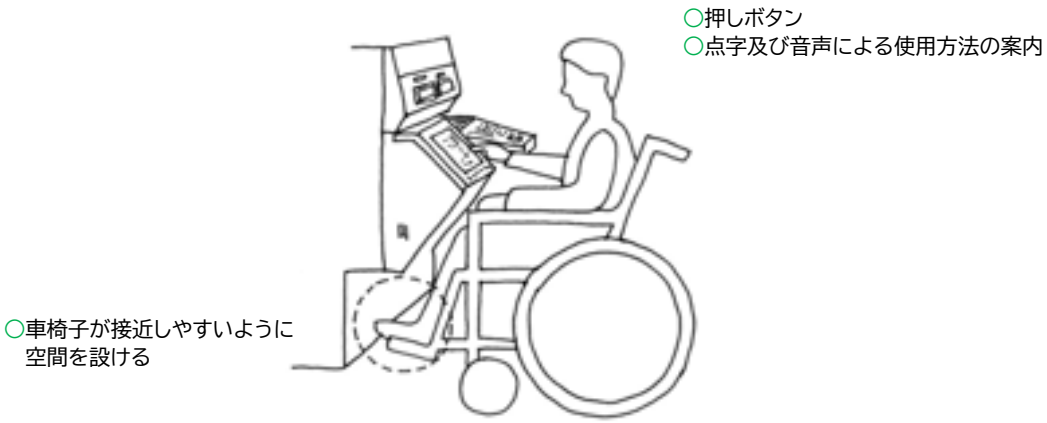

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
図			

図 21.4　店舗内部における設計例

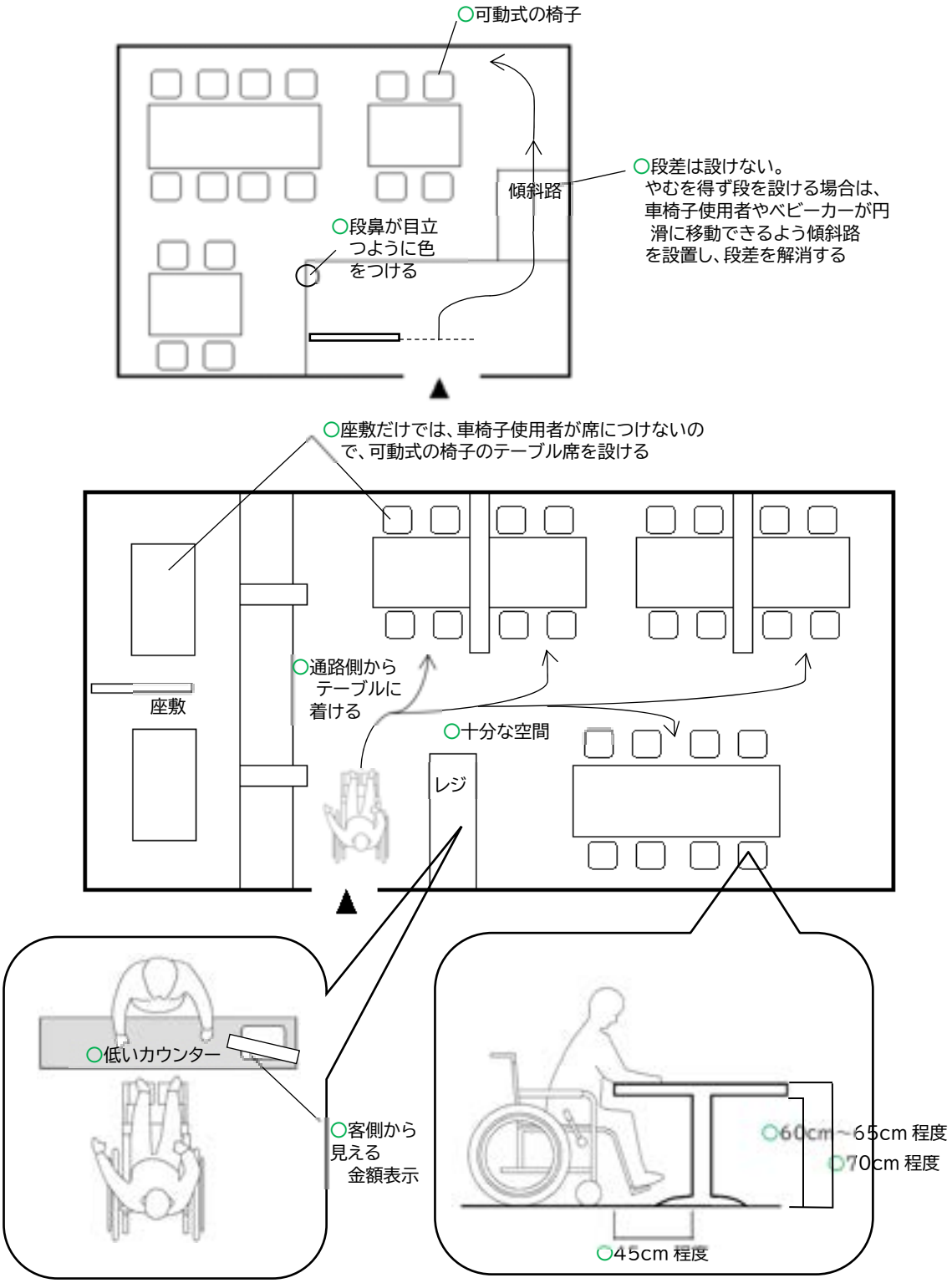

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表

図 21.5　店舗内部における設計例（会計、相談カウンター、商品受け渡しカウンター、レジ前等）

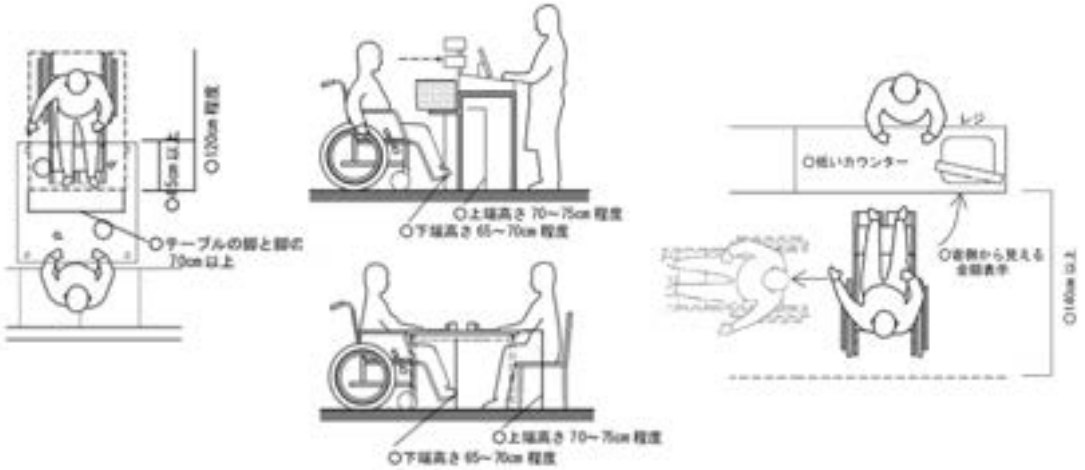

車椅子使用者の利用できるテーブル寸法

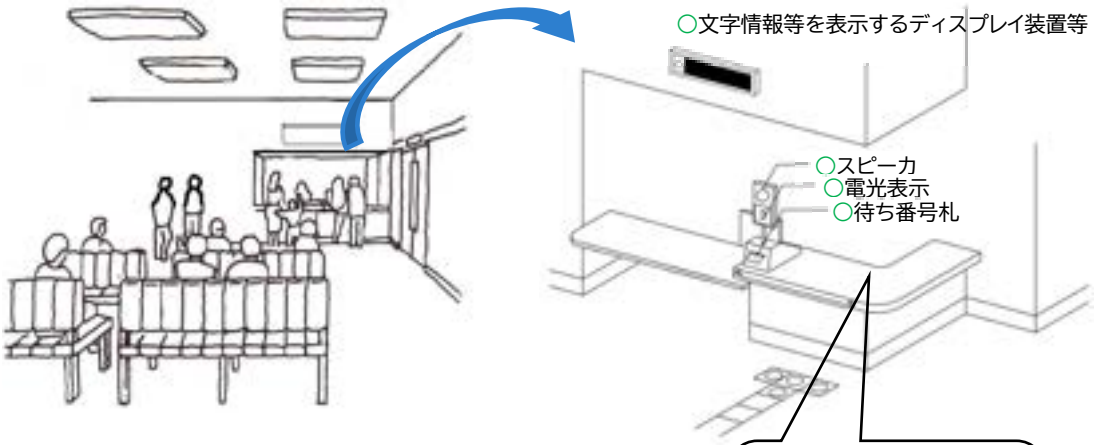

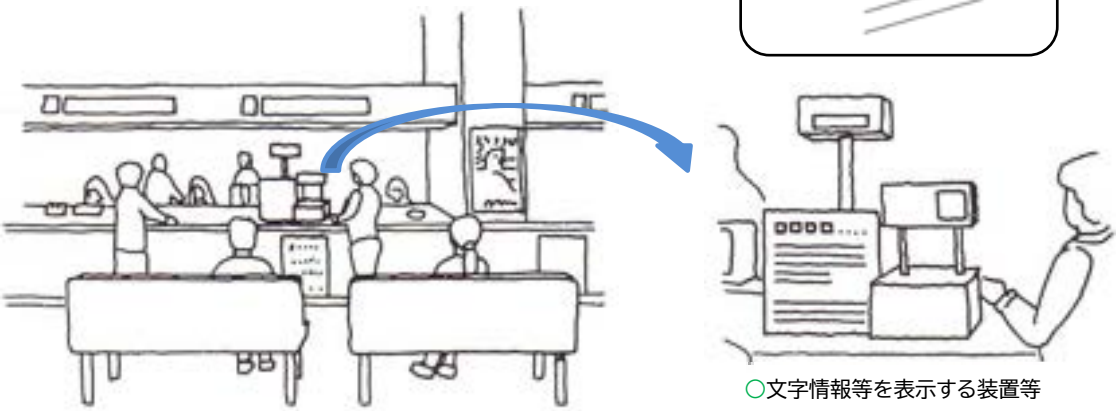

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
ソフト面の工夫			
	○	・聴覚障がい者等への配慮を示す耳マークや手話マーク、筆談マークを受付等に掲示し、受付やレジには、筆記具（メモとペン）を置く。 解説 筆談や手話を用いて、コミュニケーションを行う。	図 21.6
	○	・バリアフリーの情報をホームページ等で提供する。バリアフリー化や配慮できているものだけでなく、できていないものも情報提供を行う。	図 21.7
	○	・利用者に確認等が必要な場合は、（介助者ではなく）本人に確認する。	
	○	・客への情報は音声と視覚の両方で伝えるようにする。	
	○	・点字メニューを店舗に１つは用意する。	図 21.8
	○	・写真つきのメニューを店舗に１つは用意する。 解説 聴覚障がい者や知的障がい者、外国人も注文しやすい。	図 21.9
	○	・漢字だけでなく、かなでわかりやすく表示する。	
	○	・デジタル化によるタブレット端末を使用した注文やロボット自動配膳、レーンによる自動配膳等を行う場合は、視覚障がい者や車椅子使用者に配慮し、ソフト面での対応を行えるよう呼び出しボタン等を設置する。	
	○	・車椅子用可搬型スロープの設置で段差解消を行う。	

図 21.6　聴覚障がい者等に配慮したマーク

○聴覚障がい者等が来店されたときのために、筆談具（メモとペン）の準備と、聴覚障がい者等への配慮を示す耳マークや手話マーク、筆談マークを受付等に掲示する。

図記号	表示内容	出典
耳マーク	○聴覚障がい者への配慮を示す	一般社団法人 全日本難聴者・ 中途失聴者団体連合会
手話マーク	○「手話で対応します」、「手話でコミュニケーションできる人がいます」ということを表す	一般財団法人 全日本ろうあ連盟
筆談マーク	○「筆談で対応します」、「聴覚障がい者を含む障がい者と筆談できる人がいます」ということを表す	一般財団法人 全日本ろうあ連盟

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表

図 21.7　バリアフリー情報提供の例

【まちのバリアフリー情報の提供】
http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/bf_jyoho/index.html
【府有施設のバリアフリー情報】
http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/seinou-hyouji/index.html
【市町村有施設のバリアフリー情報】
http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/sityoson-bareerfree/index.html

図 21.8　点字メニューの例

図 21.9　写真入りメニューの例

○聴覚障がい者、知的障がい者、外国人も注文しやすい

参考　～大阪府立中央図書館の配慮事例～

大阪府立図書館では誰もが使いやすい施設づくりをめざし、快適に利用していただくための取組を行っています。

職員が筆談や手話で応対しているほか、補聴器使用の方のために各階カウンター前や大会議室、ホール（客席・舞台全面）等にヒアリングループを設置、火曜日から金曜日の午前 10 時 15 分から午後 4 時 30 分までと、土曜日の午前 10 時 15 分から午後 4 時 45 分まで、手話通訳者が対応しています。

各カウンターの上にはデジタルサイネージを設置し、音声案内が聞きとれない人のためのお知らせや案内を表示しています。

視覚障がい者の方には電子ルーペの貸し出しや、視覚障がい者の方の他に文章を読めない・読みにくいと感じている方にリーディングトラッカー（読書補助器具）の貸し出しも行っています。

カウンターでは手話通訳希望カードや筆談対応カード、コミュニケーションボードを用意し、コミュニケーションが難しい方とのコミュニケーションのバリアフリーを目指しています。

（上）筆談対応カード
（下）手話通訳希望カード

（上）コミュニケーションボード
（下左）筆談ボード　（下右）ヒアリングループ案内

（上）電子ルーペ
（下）リーディングトラッカー

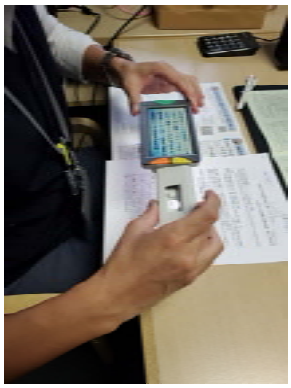

カウンターの様子

物販店舗の設計例

【共通項目】
○店舗内及び通路には、原則として段を設けない。
○来店が容易に視認でき、迅速に対応できるよう、店舗の出入口の壁面材料（透明ガラス面仕上げ等）に留意する。
○出入口は、引き戸の方が開き戸より使いやすく、また自動式の方が使いやすい。
○道から出入口にいたる経路上に段を設けない。
○戸の前後に水平なスペースを確保する。

○高齢者、障がい者が円滑に利用できる便所・便房を設置する
○2階以上の建物の場合、直接地上へ通ずる階と同一の階に設ける

○試着の際に靴の履き替えや腰掛ける必要がある場合には、広めの試着室を設け、手すり付きの椅子を用意する

○通路の端部やレジ前等に車椅子使用者の転回スペース（140cm角 以上）を確保

○通路沿いに設ける設備機器・備品は有効幅員の確保や手すりの妨げにならない位置に設ける

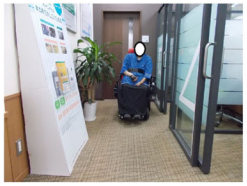

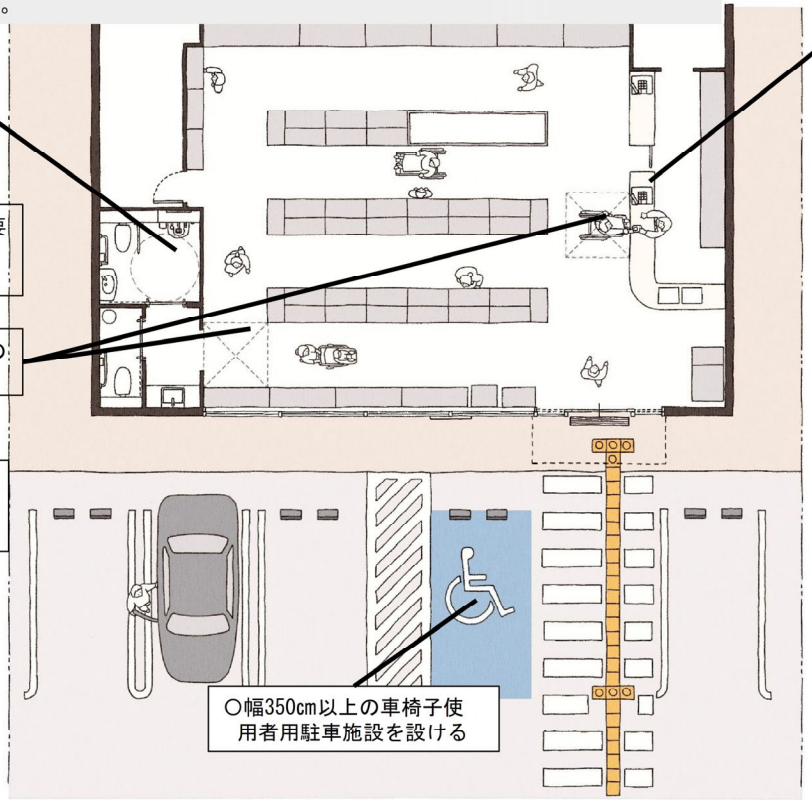

○レジカウンター前のレーンは、1レーンに対して車椅子使用者等が通れる有効幅員90cm以上を確保する

（通路断面）

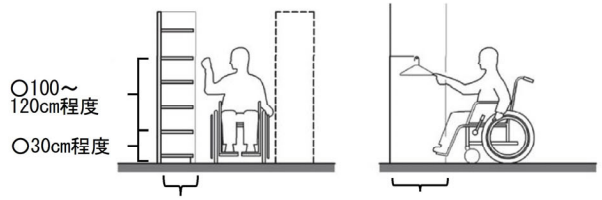

○車椅子使用者の手の届く奥行き最大60cm程度　○最大60cm程度

○車椅子使用者が選びやすく手に取りやすい高さ・奥行きとする

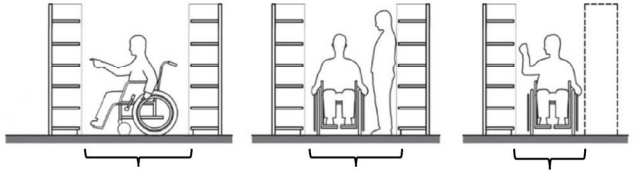

○有効140cm以上　○有効120cm以上　○有効90cm以上（すれ違いのない通路）

①会計・相談カウンターやショーケース前等、利用者が正対する通路

②横向きの車椅子使用者のすれ違う通路

③片側商品棚の場合ですれ違いのない通路

飲食店舗の設計例

【共通項目】
○店舗内及び通路には、原則として段を設けない。
○来店が容易に視認でき、迅速に対応できるよう、店舗の出入口の壁面材料（透明ガラス面仕上げ等）に留意する。
○出入口は、引き戸の方が開き戸より使いやすく、また自動式の方が使いやすい。
○道から出入口にいたる経路上に段を設けない。
○戸の前後に水平なスペースを確保する。

○待合には、高齢者、障がい者等の休憩の用　に供する設備（ベンチ等）を設ける
○セルフサービス方式の場合、冷蔵庫や棚の扉は引き戸とする

○固定席を設ける場合には、客席総数の　1/2 未満とする
○高い椅子、机だけにせず、車椅子使用者が利用できる高さの席を全体の半分設置する

○飲食店の場合は椅子に座った状態でも有効幅員90cm以上を確保する

会計カウンターの例

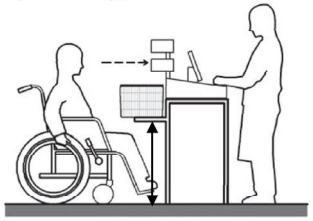

○上端高さ70～75cm程度
○下端高さ65～70cm程度

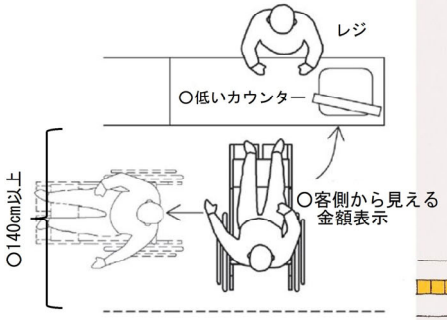

カウンター前の通路の例

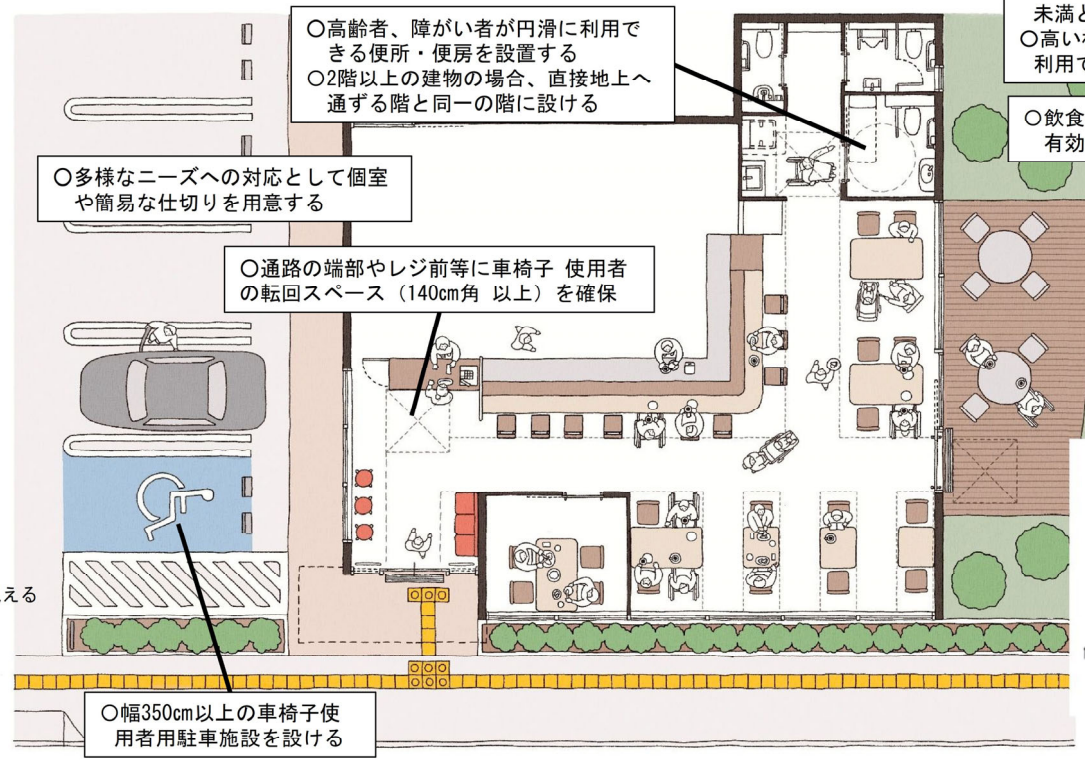

○可動式の椅子席の例

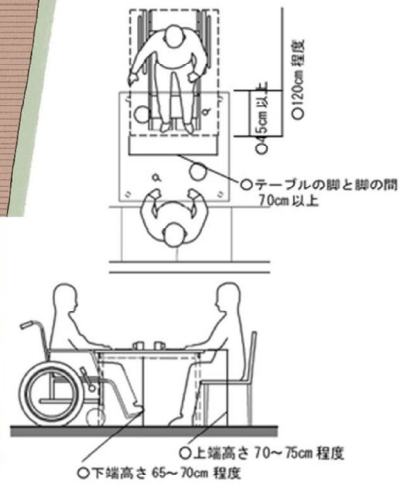

サービス店舗の設計例

【共通項目】
〇店舗内及び通路には、原則として段を設けない。
〇来店が容易に視認でき、迅速に対応できるよう、店舗の出入口の壁面材料（透明ガラス面仕上げ等）に留意する。
〇出入口は、引き戸の方が開き戸より使いやすく、また自動式の方が使いやすい。
〇道から出入口にいたる経路上に段を設けない。
〇戸の前後に水平なスペースを確保する。

〇操作部分への車椅子使用者の接近のしやすさ（足元のスペースの確保）や、見やすさ（画面への映り込みの防止や角度）タッチパネル等の操作のしやすさに配慮したものとする

〇視覚障がい者等の利用に配慮し、ATMの操作部分には点字を併記する

（液晶画面が見づらくカード差込口も遠い）

〇幅350cm以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける

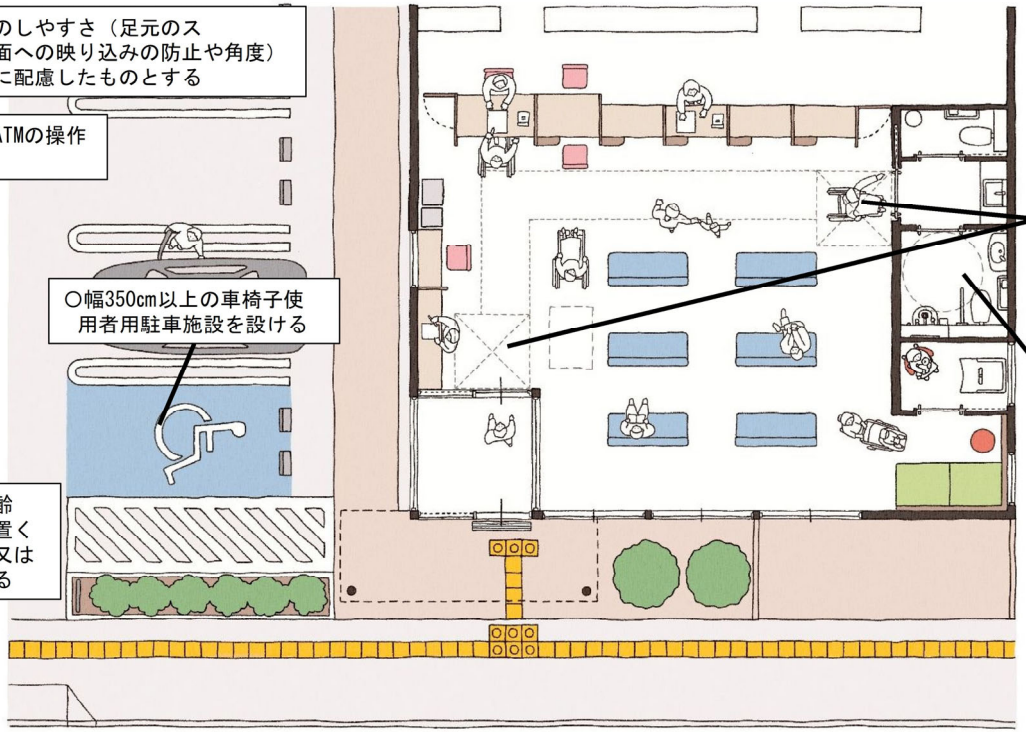

〇サービスカウンターにおいて、高齢者、障がい者等の杖利用者が杖を置くことが出来る、杖ホルダーを設置又はテーブルの一部にくぼみ等を設ける

〇多様なニーズへの対応として個室や簡易な仕切りを用意する

〇通路は車椅子使用者やベビーカー使用者も通れるよう有効幅90cm以上を確保する。

〇通路の端部やレジ前等に車椅子 使用者の転回スペース（140cm角 以上）を確保

〇高齢者、障がい者が円滑に利用できる便所・便房を設置する
〇2階以上の建物の場合、直接地上へ通ずる階と同一の階に設ける

（ローカウンターが設けられている）

大阪府
〒５５９-８５５５　大阪市住之江区南港北１－１４－１６　咲洲庁舎２７階
TEL ０６（６２１０）９７１７ / ファックス ０６（６２１０）９７１４
メールアドレス　kenchikukankyo-g02@gbox.pref.osaka.　lg.jp
ホームページ　https://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/fukushi_top/
（おおさかのあたりまえ/福祉のまちづくり）
都市整備部 住宅建築局 建築環境課 住環境推進グループ

平成２８年４月　初版　発行
平成２９年１月　初版第２刷　発行
平成２９年１２月　第２版　発行
令和２年３月　第３版　発行
令和５年５月　第４版　発行